（一社）長野県建設業協会との意見交換会

日　時：令和７年１２月１２日（金）１５：００～１７：００
場　所：シャトレーゼホテル長野　１階　ホール

議　事　次　第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

１．開　　会

２．挨　　拶
○ 関東地方整備局長
○ 長野県　建設部長
○ （一社）長野県建設業協会長

３．情 報 提 供
◇ 各地方整備局の取り組みについて
〇関東地方整備局（建設産業行政の最近の動き）
〇北陸地方整備局
〇中部地方整備局
◇ （一社）長野県建設業協会の活動状況
◇ 前年度意見要望への対応状況

４．意 見 交 換
◇ （一社）長野県建設業協会　提案テーマ
１）公共事業予算の安定的・持続的な確保について
２）低入札調査基準の見直しについて
３）公共工事標準請負契約約款第 30 条（不可抗力による損害）の改善について
４）高騰する資材価格の速やかな設計価格への反映について
５）スライド条項における受注者負担の軽減について
◇ 自由討議

５．総　　括
○ 北陸地方整備局　局長

６．閉　　会
○ 中部地方整備局　局長

配 布 資 料 一 覧

＜関東地方整備局＞

・関東地方整備局の取り組みについて	整備局資料－１
・建設産業行政の最近の動き	整備局資料－２
・北陸地方整備局の取り組み	整備局資料－３
・中部地方整備局の取り組み	整備局資料－４
・前年度までの意見要望への対応状況	整備局資料－５
・令和７年度　回答	整備局資料－６

＜建設業協会＞

・（一社）長野県建設業協会の活動状況について	協会資料－１
・意見交換会提案議題	協会資料－２

令和７年度（一社）長野県建設業協会との意見交換会
出　席　者　名　簿

【（一社）長野県建設業協会】	
会　　長	木下　　修
副会長	依田　幸光
副会長	福原　　初
副会長	長坂　亘治
副会長	深澤　信治
理　　事　南佐久支部副支部長	黒澤　和彦
常任理事　佐久支部長	矢野　健太郎
常任理事　上小支部長	佐藤　公明
常任理事　諏訪支部長	松木　和彦
常任理事　伊那支部長	桃沢　　傳
常任理事　飯田支部長	木下　勝貴
常任理事　木曽支部長	大沢　謙一
理　　事　松筑支部副支部長	関川　光寿
監　　事　安曇野支部副支部長	堀内　千一郎
常任理事　大北支部長	郷津　順一
常任理事　更埴支部長	中沢　栄一
常任理事　須坂支部長	山﨑　喜彰
理　　事　中高支部副支部長	藏谷　伸太郎
常任理事　長野支部長	飯島　泰臣
常任理事　飯山支部長	藤巻　　篤
総務委員会　委員長	青木　孝尚
建設技術委員会　委員長	中村　　正
建設政策委員会　委員長	北條　將隆
青年部会　部会長	北澤　隆洋
女性部会　部会長	小宮山　弘子
特任理事	大月　昭二
専務理事	小林　敏昭
常務理事	岩下　康之
総務部長	永原　祐二
技術部長	川住　淳一郎
労働安全部長	宮尾　賢治

【長野県】	
建設部長	栗林　一彦
建設部次長	重野　　靖
技術管理室長	柴草　真也

【関東地方整備局】	
局　　長	橋本　雅道
副 局 長	増田　　圭
企画部長	田中　克直
建政部長	市川　智秀
企画部　技術開発調整官	宮坂　広志
建政部　建設産業調整官	佐藤　　孝
企画部　技術管理課長	森　　芳徳
企画部　技術調査課長	小宮山　隆
建政部　建設産業第一課長	征矢　道仁
長野国道事務所長	小田川　豊
長野営繕事務所長	筋野　真毅
利根川水系砂防事務所長	石田　孝司
富士川砂防事務所長	石尾　浩市

【北陸地方整備局】	
局　　長	髙松　　諭
企画部長	加藤　智博
企画部　技術調整管理官	澤山　雅則
企画部　技術開発調整官	堀内　崇志
千曲川河川事務所長	浅見　和人
松本砂防事務所長	林　真一郎
大町ダム管理所長	工藤　大輔

【中部地方整備局】	
局　　長	森本　　輝
企画部長	濱田　　禎
企画部　技術調整管理官	菊池　秀之
多治見砂防国道事務所長	熊澤　至朗
天竜川上流河川事務所長	吉田　桂治
飯田国道事務所長	中川　哲也
天竜川ダム統合管理事務所長	丹羽　俊一

令和７年度　（一社）長野県建設業協会との意見交換会　席次表

開　催　日：令和７年１２月１２日（金）
場　　所：シャトレーゼホテル長野　１階「ホール」

		記　者　席		
		記　者　席		

技術部長	専務理事	特任理事	総務委員会委員長	建設技術委員会委員長	建設政策委員会委員長	青年部会部会長	女性部会部会長	常務理事	総務部長	労働安全部長	
川住　淳一郎	小林　敏昭	大月　昭二	青木　孝尚	中村　正	北條　將隆	北澤　隆洋	小宮山　弘子	岩下　康之	永原　祐二	宮尾　賢治	

常任理事	理事	常任理事	監事	常任理事	常任理事	常任理事	理事	副会長	副会長	会長	副会長	副会長	常任理事	常任理事	常任理事	理事	常任理事	常任理事	常任理事
飯山支部長	中高副支部長	更埴支部長	安曇野副支部長	木曽支部長	伊那支部長	上小支部長	南佐久副支部長						佐久支部長	諏訪支部長	飯田支部長	松筑副支部長	大北支部長	須坂支部長	長野支部長
藤巻　篤	藏谷　伸太郎	中沢　栄一	堀内　千一郎	大沢　謙一	桃沢　傳	佐藤　公明	黒澤　和彦	長坂　亘治	依田　幸光	木下　修	福原　初	深澤　信治	矢野　健太郎	松木　和彦	木下　勝貴	関川　光寿	郷津　順一	山崎　喜彰	飯島　泰臣

中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所長 丹羽　俊一																			
中部地方整備局 飯田国道事務所長 中川　哲也																			
中部地方整備局 天竜川上流河川事務所長 吉田　桂治																			
中部地方整備局 多治見砂防国道事務所長 熊澤　至朗																			
北陸地方整備局 大町ダム管理管理所長 工藤　大輔																			
北陸地方整備局 松本砂防事務所長 林　真一郎																			
関東地方整備局 富士川砂防事務所長 石尾　浩市																			
関東地方整備局 利根川水系砂防事務所長 石田　孝司																			
関東地方整備局 長野営繕事務所長 筋野　真毅																			
関東地方整備局 長野国道事務所長 小田川　豊																			

北陸地方整備局 千曲川河川事務所長 浅見　和人	中部地方整備局 技術調整管理官 菊池　秀之	北陸地方整備局 技術開発調整官 堀内　崇志	北陸地方整備局 技術調整管理官 澤山　雅則	長野県建設部 技術管理室長 柴草　真也	長野県 建設部次長 重野　靖	長野県 建設部長 栗林　一彦	中部地方整備局 企画部長 濱田　禎	北陸地方整備局 企画部長 加藤　智博	中部地方整備局 局長 森本　輝	関東地方整備局 局長 橋本　雅道	北陸地方整備局 局長 高松　諭	関東地方整備局 副局長 増田　圭	関東地方整備局 企画部長 田中　克直	関東地方整備局 建政部長 市川　智秀	関東地方整備局 技術開発調整官 宮坂　広志	関東地方整備局 建設産業調整官 佐藤　孝	関東地方整備局 技術管理課長 森　芳徳	関東地方整備局 技術調査課長 小宮山　隆	関東地方整備局 建設産業第一課長 征矢　道仁

	随行者席					随行者席					随行者席					

		事務局席			

令和7年度 （一社）長野県建設業協会との意見交換会（進行表）

令和7年12月12日（金）15：00～17：00　於：シャトレーゼホテル長野

時　間	内　容		発言者	配付資料
《開会》				
15:00	**開会**		（司会：関東地整　宮坂技術開発調整官）	
～ 15:15（15分）	**挨拶**	関東地方整備局	橋本局長	
		長野県	栗林建設部長	
		一般社団法人　長野県建設業協会	木下会長	
15:15 ～ 15:17 （2分）	**資料確認**			
《情報提供》				
15:17 ～ 15:41（24分）	**各地方整備局の取組**			
	関東地方整備局（8分）	関東地方整備局の取り組みについて	関東地整　企画部　小宮山技術調査課長	整備局資料－1
		建設産業行政の最近の動き	関東地整　建政部　征矢建設産業第一課長	整備局資料－2
	北陸地方整備局（8分）	北陸地方整備局の取り組みについて	北陸地整　企画部　澤山技術調整管理官	整備局資料－3
	中部地方整備局（8分）	中部地方整備局の取り組みについて	中部地整　企画部　菊地技術調整管理官	整備局資料－4
15:41 ～ 15:46 （5分）	**（一社）長野県建設業協会の活動状況**		協会　小林専務理事	協会資料－1
《前年度意見要望への対応状況》				
15:46 ～ 15:47 （1分）			関東地整　企画部　森技術管理課長	整備局資料－5
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
15:47 ～ 16:12（25分）	**1．公共事業予算の持続的・安定的な確保について** **2．低入札調査基準の見直しについて** **3．公共工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）の改善について** **4．高騰する資材価格の速やかな設計価格への反映について** **5．スライド条項における受注者負担の軽減について**		協会提案説明： 1．協会　長坂副会長 2．協会　小宮山女性部会長 3．協会　福原副会長 4．協会　深澤副会長 5．協会　依田副会長 回答： 1．関東地整　企画部　森技術管理課長 2．関東地整　企画部　森技術管理課長 3．関東地整　企画部　森技術管理課長 4．関東地整　企画部　森技術管理課長 5．関東地整　企画部　森技術管理課長	協会資料－2 整備局資料－6
〔自由討議〕				
16:12 ～ 16:50（38分）	**自由討議**		**（質疑：適宜発言）**	協会資料－2
《総括》				
16:50 ～ 16:55 （5分）	**総括**	北陸地方整備局	高松局長	
《閉会》				
16:55 ～ 17:00 （5分）	**閉会**	中部地方整備局	森本局長	

関東地方整備局の取組について

令和 7年 12月 12日

国土交通省　関東地方整備局

目 次

1. 令和7年度　予算の概要

2. 令和8年度　国土交通省予算概算要求

3. 関東地方整備局における2025年度の取組み等

4. 品確法の改正と運用指針の策定、指標の見直し

5. 国土形成計画（全国計画・広域地方計画）

１．令和７年度　予算の概要

関東地方整備局の予算推移

○令和6年度補正予算は、防災・減災、国土強靭化の推進(3,416億円)を含め、4,149億円。

○令和7年度当初予算は、1兆8,081億円（対前年度比1.02）。

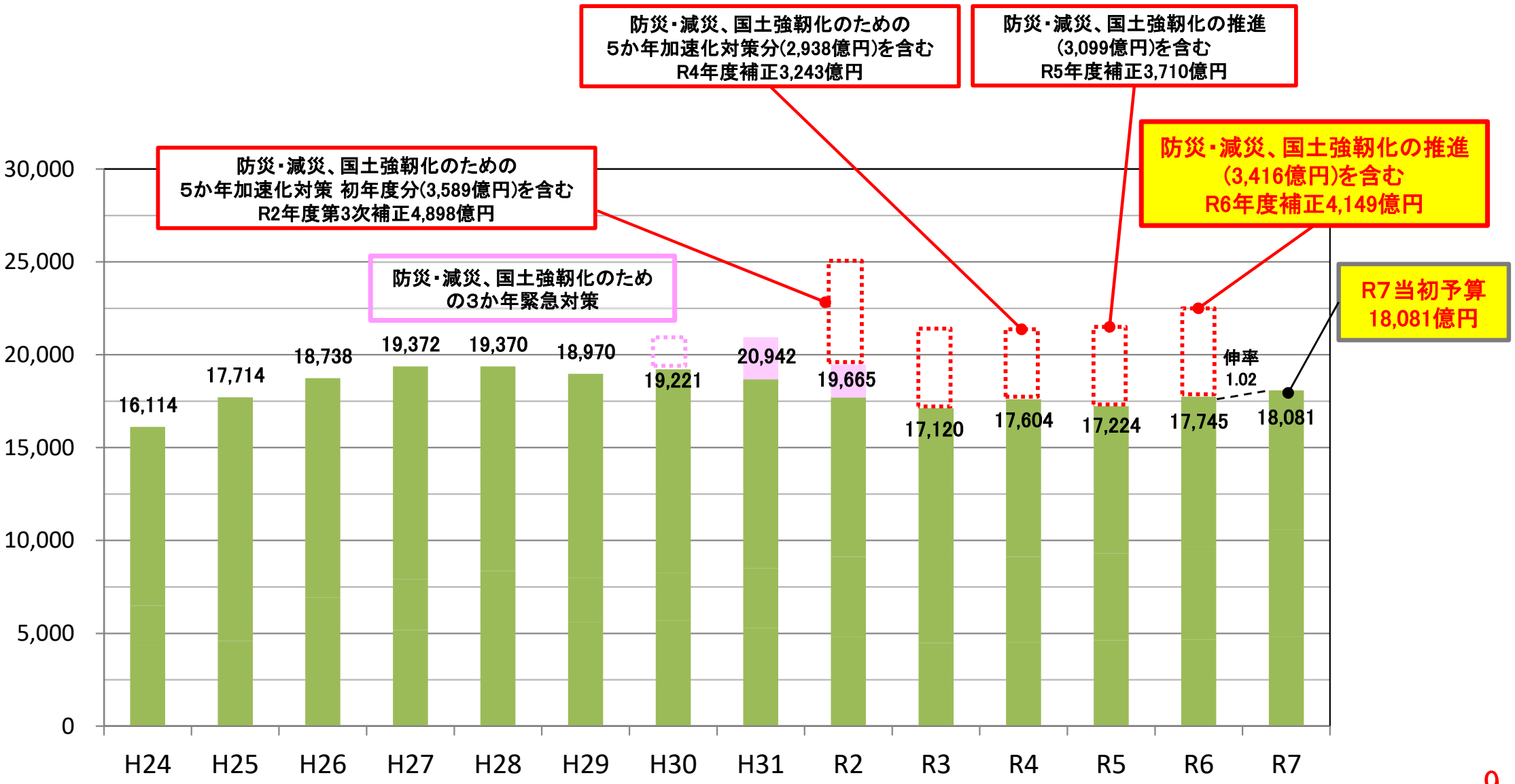

関東地方整備局の令和7年度予算

○令和7年度の当初予算は1兆8,081億円（前年度比1.02）。

直轄

（単位：億円）

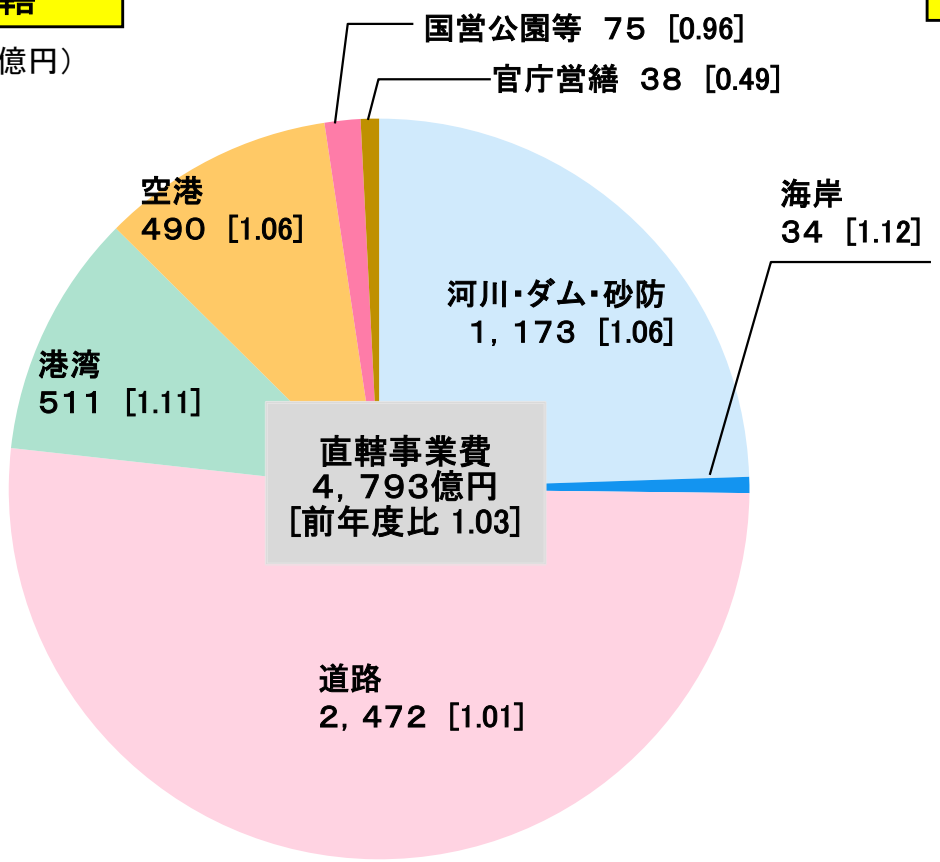

補助

（単位：億円）

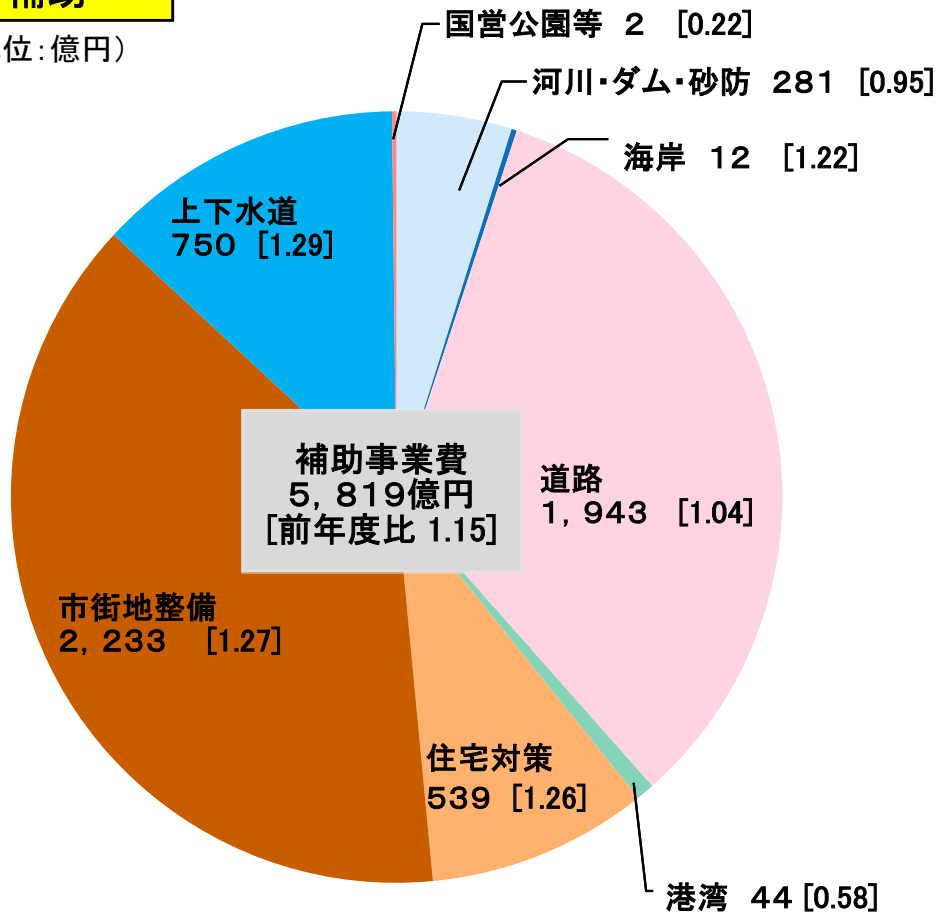

社会資本総合整備事業費
（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）
7，474億円
[前年度比 0.93]

※［ 括弧書き ］は、対前年度比
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

長野県内の主要事業　代表箇所

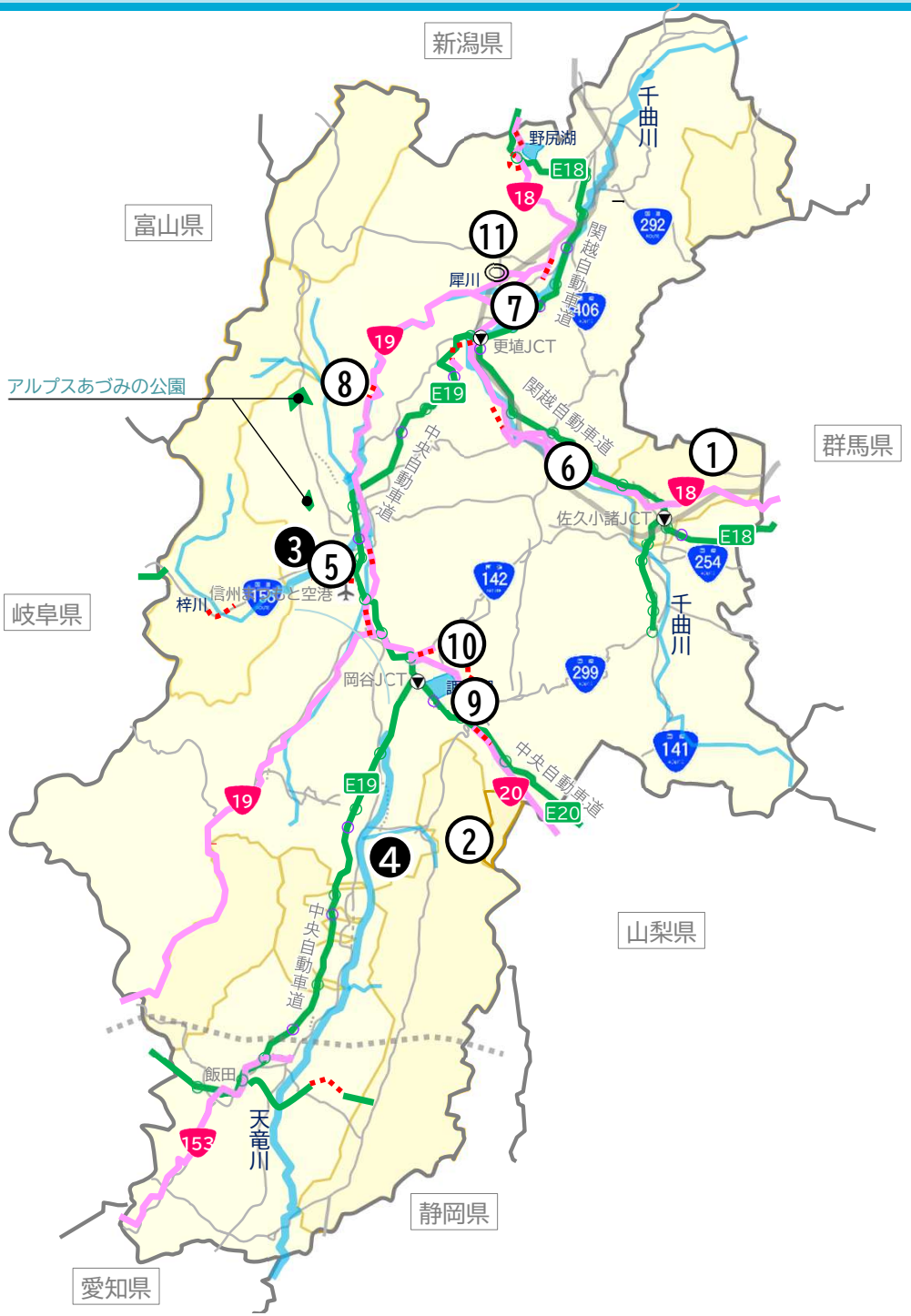

No.	事業名
1	浅間山直轄火山砂防事業
2	富士川水系直轄砂防事業
3	★信濃川水系黒沢川 大規模特定河川事業
4	★天竜川水系唐沢川 事業間連携砂防等事業
5	国道158号　中部縦貫自動車道（松本波田道路）
6	国道18号　上田バイパス（延伸）
7	国道18号　長野18号電線共同溝（青木島町電線共同溝）
8	国道19号　長野19号防災
9	国道20号　長野20号交通安全対策 （諏訪市四賀桑原交差点改良）
10	国道20号 諏訪バイパス 下諏訪岡谷バイパス
11	長野地方合同庁舎

※事業名に★がついているものは補助事業

※ 主要事業のうち代表的な事業の
おおよその位置を示したものです。

○ 直轄事業
● 補助事業

高規格道路（開通）
直轄国道（開通）
事業中（道路関係）

2. 令和8年度　国土交通省予算概算要求

令和8年度　国土交通省 予算概算要求額

国土交通省

１．国費総額

(1)　一般会計	７兆　８１２億円（１．１９倍）
公共事業関係費	６兆２，８２０億円（１．１９倍）
○一般公共事業費	６兆２，４０３億円（１．１９倍）
○災害復旧等	４１６億円（１．００倍）
非公共事業	７，９９２億円（１．１８倍）
○その他施設費	８７３億円（１．４９倍）
○行政経費	７，１１９億円（１．１５倍）
(2)　東日本大震災復興特別会計	３６７億円（０．６０倍）
２．財政投融資	１兆６，４１３億円（１．２３倍）

○　上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

- 第１次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費
- 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の新規着工に要する経費
- 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額
- 日米協力を踏まえた造船についての強靱なサプライチェーンの構築に必要な経費

第１次国土強靱化実施中期計画【概要】

国土交通省

令和7年6月6日
閣議決定

第１章　基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）
○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）
○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）
- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）
- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）
- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第２章　計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

第３章　計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靱化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	• 個別避難計画作成 • 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ➡ 60施策	• 迅速な航路啓開のための体制の整備 • 衛星通信システムに関する制度整備等 ➡ 109施策	• マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 • 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 ➡ 56施策	• 病院におけるBCPの策定 • 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ➡ 65施策	• 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 • 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ➡ 72施策

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第４章　推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

1　施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靱化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換　等 ➡ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化　等 ➡ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築　等 ➡ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化　等 ➡ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備　等 ➡ 16施策（29指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2　対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。（Ⅰ．防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ．ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、Ⅲ．デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ．官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ．地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第５章　フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）
○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進
○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

３．関東地方整備局における2025年度の取組み等

関東地整における2025年度の取組み

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2025年度も下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01 受注機会の確保

① R6補正・R7当初予算による計画的な工事発注

② 入札・契約、総合評価の工夫

【1】 受注機会の確保
- －直轄実績を持たない企業の新規参入促進
- －一括審査方式を積極実施

【2】 適切な競争環境の確保
- －技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
- －企業の工事成績の差異を適正に評価

【3】 企業の技術者運用の柔軟化
- －参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式を導入
- －女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用改善

③ 国道4号強靭化フレームワークモデル工事の実施

02 担い手確保の取り組み強化

① 柔軟な週休2日の運用

② 若手・女性技術者奨励賞の創設

③ 安全管理推進技術者等認定制度の創設

④ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会の創設

⑤ 学校関係者に向けた現場見学コーナーを開設（関東地整HP）

⑥ 総合評価の工夫
- －若手／女性技術者の活用に対する加点評価
- －WLB認定企業の加点評価対象工事の拡大

03 現場の環境改善・効率化の推進

① 国と県・政令市の工事関係書類の統一

② 工事書類スリム化等のさらなる徹底（ガイドライン改定）

③ 適切な設計変更のさらなる徹底（ガイドライン（総合版）の改定）

④ 女性技術者の交代運用の柔軟化

⑤ 快適トイレの「質の向上」を図る積算上の工夫

⑥ 熱中症対策等に資する週休2日制の運用の柔軟化

⑦ 小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージ

04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

①発注者協議会でのマネジメント強化
- －取組推進のための指標の拡充
- －自治体の取組み好事例の水平展開
- －発注者心得（仮称）の作成（予定）

熱中症特設サイトの開設について

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

サイトマップ | リンク集 | お問い合わせ | 文字サイズ +拡大 -縮小

国土交通省関東地方整備局
関東の川、みち、港、空港、まちづくりに関するポータルサイト

採用案内 | 社会資本整備 | 防 災 | 地域づくり | 技術情報 | 申請・届出 | 入札契約 | 組織情報

ホーム | 河川 | 道路 | 港・空港 | 都市・公園 | 建設産業 | 営繕 | 用地 | DX・i-Con. | 検索

ホーム > 技術情報 > 働き方改革 > ウィークリースタンス

技術情報

公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。

出典：環境省「熱中症予防行動ポスター」

働き方改革

熱中症特設サイト

熱中症対策の強化について

・熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。
・熱中症とは、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等が うまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をさします。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。
・建設現場等における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっています。
・本サイトでは熱中症対策に関わる支援を目的に、関東地方整備局管内における「熱中症の発生状況」、「工事現場における対策事例」、「WBGT測定事例」について情報提供するとともに、「熱中症対策に対する費用の算定」、「工期延期の考え方」等についても公開しております。
・建設事業者におかれましては、本サイトを参照頂くとともに、建設現場で作業する従事者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性のある対策の推進をお願いします。

★熱中症を疑う症状がある場合の応急手当（出典：厚生労働省「熱中症ガイド」抜粋）[PDF：1.9MB]

＜関係通達文書＞

■労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について（令7.5.20基発0520第6号）[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]
■建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）（令7.7.4事務連絡）[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]

暑さ指数（WBGT値）とは

・Wet Bulb Globe Temperature（湿球黒球温度）の略称で、熱中症を予防することを目的として、人間の熱バランスに影響の大きい、①気温、②湿度、③日射・輻射など周辺の熱環境の3つを取り入れた温度の指標。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示される。

■WBGT測定について [PDF:756KB]

工事現場における熱中症報告件数、対策事例、熱中症対策などに資する取り組み

■工事現場における熱中症報告件数[PDF：68KB]
■熱中症予防対策事例（令和7年7月28日時点）[PDF：1.5MB]
■熱中症対策などに資する取り組み[PDF：984KB]

参考リンク

■熱中症における新技術について [NETIS（新技術情報システム）へリンク][外部サイト]
■全国の暑さ指数（WBGT値） [環境省HPへリンク][外部サイト]
■熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの発表状況 [環境省HPへリンク][外部サイト]
■建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]

- "地域インフラ"サポートプラン関東
- 建設現場の魅力発信
- 生産性向上の取組
- 働き方改革
  - 週休2日チャレンジサイト
- 積算・入札・契約・総合評価
- 公共工事の品質確保
- 工事の安全対策
- 関係機関の連携
- 適切な予定価格
- その他

総合評価の工夫　企業の技術者運用の柔軟化

参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式を導入

○配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する試行を実施する。

【対象の発注方式】技術提案評価Ｓ型（ＷＴＯ）（段階的選抜方式を除く）において試行的に実施予定

【概要】配置予定技術者の技術力を評価しない当該方式において、配置予定技術者の申請資料提出期限を落札前まで延伸。
手続き期間の長い当該方式で、技術者の拘束期間を削減し、企業側の負担を軽減する。

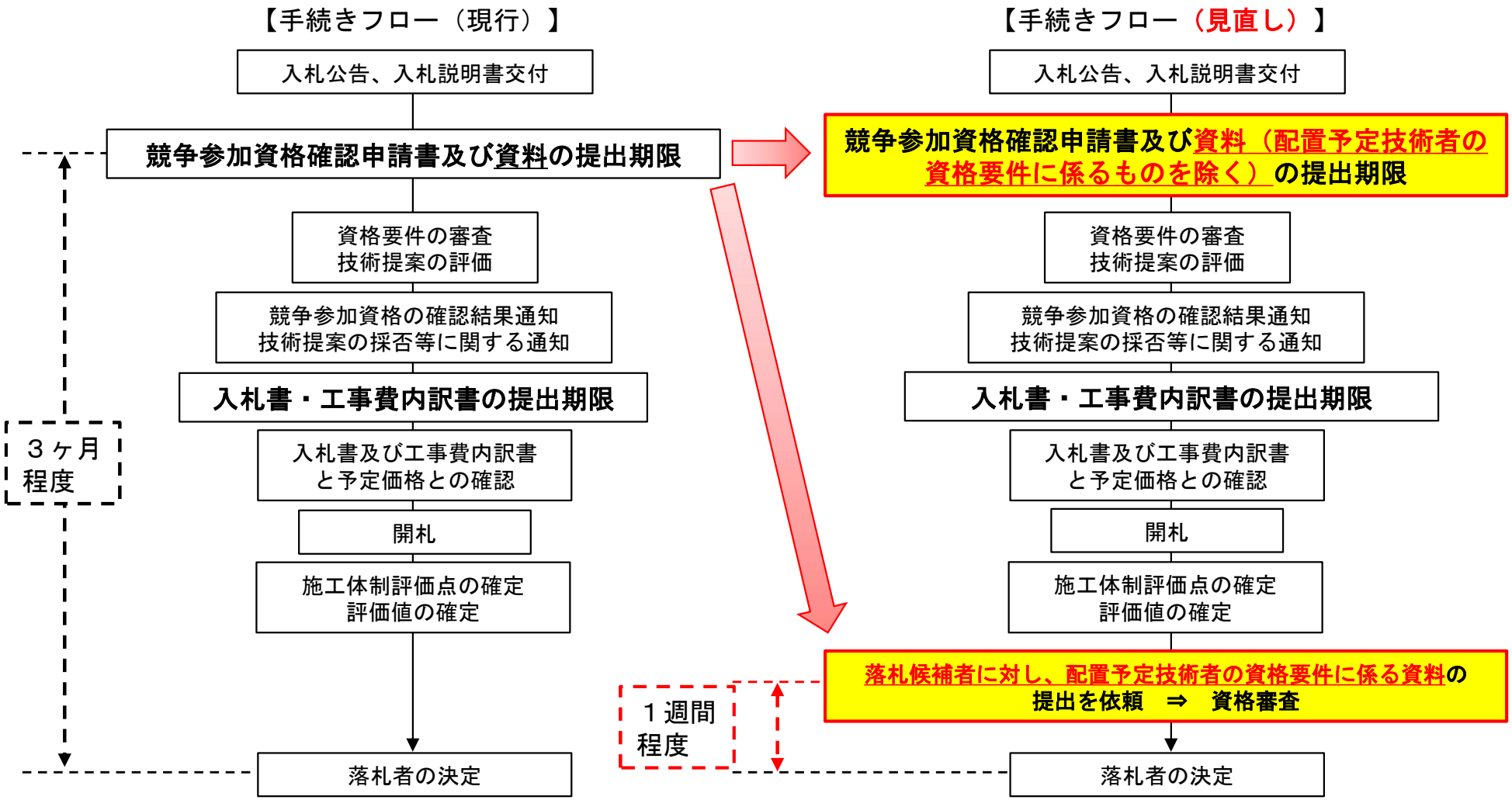

柔軟な週休2日の運用

○ 週休２日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
○ 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休２日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

週休２日が定着したことを踏まえた今後の取組

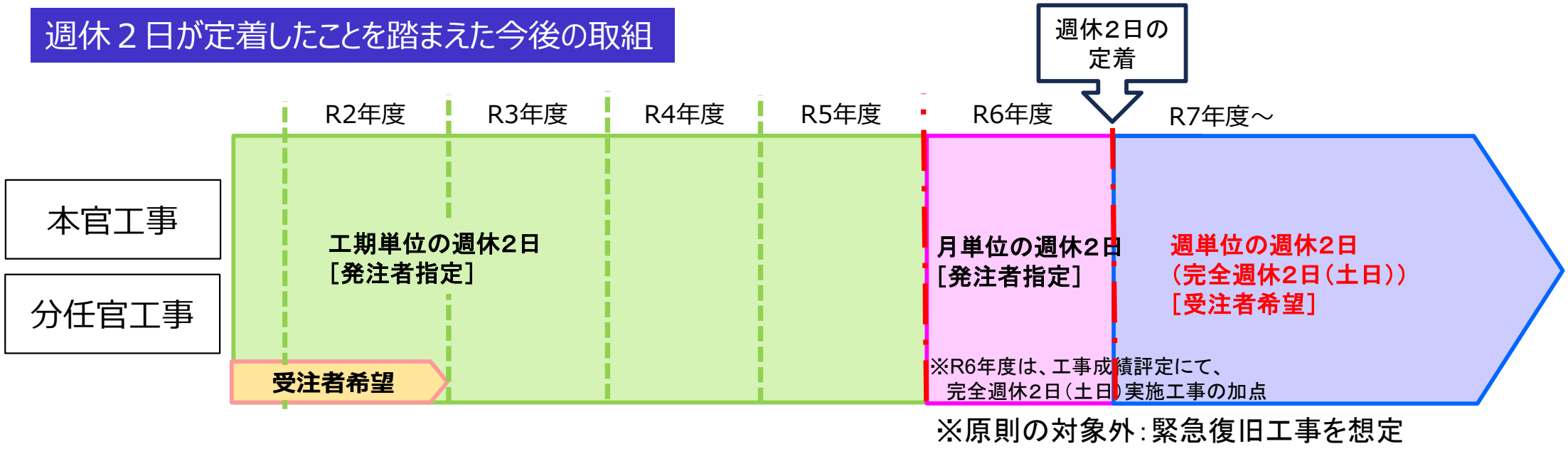

※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

R7年度の週休２日補正係数

＜現場閉所＞

工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
補正無し	労務費：1．02 共通仮設費：1．01 現場管理費：1．02	労務費：1．02 共通仮設費：1．02 現場管理費：1．03

＜交替制＞

工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
補正無し	労務費：1．02 現場管理費：1．02	労務費：1．02 現場管理費：1．03

安全管理推進技術者等認定制度の創設

【目　的】

関東地方整備局（港湾・空港部、営繕部関係を除く）が発注する工事にて、無事故で完成させた安全管理担当者※を、「安全管理推進技術者」として認定することにより、技術者としての実績を評価し、今後担当する工事にて、安全管理をより一層推進する技術者として広く活躍されることを期待するもの。
また、当該技術者が直轄工事を無事故で完成させる毎に認定し、５工事連続で無事故完成者については、「優秀安全管理推進技術者」として認定する。

※安全管理担当者とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した方。現場代理人、または、主任（監理）技術者が兼務の場合も認定。

【適　用】

- 認定技術者は、「優秀安全管理推進技術者認定ロゴマークまたは安全管理推進技術者認定ロゴマーク」を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール等）することができる。
- 総合評価におけるインセンティブ付与は当面行わない。「優秀安全管理推進技術者」は企業からの申請が必要
- 本認定は、令和７年４月１日以降に入札公告を行う工事より適用する。

安全管理推進技術者ロゴマーク

優秀安全管理推進技術者ロゴマーク

※ロゴマークは、本局若手職員の応募作品の中から、投票により本デザインに決定。

建設業の魅力向上のための産学官連絡協議会の創設

R7年度 第2回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会の概要（令和7年10月1日（水））

■これまでの経緯

令和7年3月 3日　準備会開催
令和7年5月19日　第1回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会　開催

■協議会概要

日時 ： 令和7年10月1日（水）10時00分～11時30分
出席 ： 座　　長　宇都宮大学地域デザイン科学部
　　社会基盤デザイン学科　長田　哲平　准教授
　関係団体　栃木県建設業協会　会長（代理：事務局長）
　　足利大学　工学部　創成学科　講師
　　宇都宮工業高校　環境土木科　科長
　行政機関　栃木県県土整備部　技術管理課長
　　国土交通省関東地方整備局　渡良瀬川河川事務所長
　　宇都宮国道事務所長
　ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　鬼怒川ダム総合管理事務所、利根川上流河川事務所、
　　日光砂防事務所、下館河川事務所

○議　事
1）これまでの取組みについて状況報告
2）今後取組む行事について意見交換
3）その他、持続的な担い手確保に寄与する取組みについて
4）今後の予定について

■第２回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会　開会（10時00分～）

産学官で連携して取り組んだ「宇国サマーフェス～1日道の駅」

【イベントチラシ】

【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会サイン】

【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会展示ブース】

議 事 概 要

＜これまでの取組みについて＞
○令和7年8月23日「宇国サマーフェス～1日道の駅～」連絡協議会

＜今後取組む行事について＞
○「建FES GO！」（令和7年10月25日開催）
　栃木建設業協会青年経営者連合会が
　企画運営するイベントに参加
○「とちぎ建設業合同企業等説明会」
　（令和8年3月12日開催予定）
　高校生・大学生を対象とした企業等
　説明会に参加
○「宇都宮工業高校生インターンシップ」
　（令和7年10月下旬）
　宇都宮国道でのインターンシップに
　おいて連絡協議会としてPRを検討

＜その他＞
持続的な担い手確保に寄与する取組みと魅力発信手法（広報）について議論

＜今後の予定＞
これまでの活動全体を通しての申し送りや今後の取組みについて意見交換予定

産学官連携による担い手確保の取組み 「宇国サマーフェス～1日道の駅～」

【宇都宮国道】

■概要

日　　時 ： 令和7年8月23日（土）10:00～15:30

場　　所 ： 宇都宮国道事務所　敷地内

内　　容 ： 建設機械の展示、測量・ドローン体験、宇都宮工業高音楽部演奏、こども防災服、ゆるキャラ、クイズ・アンケート等、「道の駅しもつけ」及び「道の駅はが」との連携による物産品販売　他

来場者数 ： 約400人

スタッフ ： 約100人（宇都宮国道、とちぎ建設業魅力向上連絡協議会（栃木県建設業協会、宇都宮大学、栃木県、渡良瀬川河川事務所他）、関東運輸局、自動車整備振興会、測量業協会 他）

マスコミ ： 栃木建設新聞、日刊建設新聞、日刊建設工業新聞　計3社

【イベントチラシ】

【若手職員主体に企画・調整・交渉・運営を実施】

とちぎ建設業
魅力向上連絡協議会

とちぎ建設業
魅力向上連絡協議会

【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会サイン】

■状況写真

【建設機械の展示】

【こども防災服撮影】

【「道の駅」の物産品販売】

【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会展示ブース】

■来場者の主な意見

・様々な建設分野を拝見でき、とても貴重な体験となった。（20代男性）
・宇都宮国道が何をしているところか知らなかったが、初めて身近なところだと感じた。（40代女性　他）
・普段なかなか意識することのない道路や河川ですが、誰かが保守に努めてくれていると感じることが出来た。（50代男性）
・暑い中、沢山の人が笑顔でイベントを盛り上げてくださって、とても楽しく参加できました。（40代）
・去年中止になり残念だったが、今年は子供が楽しんでいる。来年も楽しみ。（40代女性）
・涼しい時期にやってほしい。（30代女性）

学校関係者に向けた現場見学コーナーを開設（関東地整HP）

○ 将来的な担い手確保を目的に、若年層にインフラ関係の仕事をＰＲするため、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設
○普段は見ることができない施工中のリアルな現場などを体験していただき、国の職員や現場で活躍している技術者から、わかりやすく説明

未来創造の最前線へ！～関東の現場見学～

※R7.4.1時点

１都８県全５７※の現場（河川、道路、営繕、港湾）を紹介

現場一覧

No	所在地	現場(施設)	概要	受付期間	人数	詳細
茨城01	古河市	河川改修事業（築堤工事）	【渡良瀬川の築堤工事を見に行こう！】洪水被害を防ぐため渡良瀬川の堤防を強化している工事現場を見学できるので、是非ご覧下さい！	R7.3～R7.4中旬	小学生以上50人まで	[PDF：461KB]
茨城02	守谷市	河川改修事業（築堤工事）	【ICTアドバイザーたちが運営する現場を見てみよう！［茨城県編］】日本一広い川「利根川」で洪水被害を防ぐための堤防整備を行っています。 建設業でもDX活用が当たり前となっている今、地方整備局ICTアドバイザーが運営する現場で大きくなった堤防と最新の技術をご覧ください！	R.7.4～R7.6		

詳細ページへ

希望現場を選択しフォームから申込み

申し込み方法

「現場一覧」から希望する現場を選択し、申込みフォームに必要事項を入力してください。

▶申込みフォーム

詳細ページ（例）

総合評価の工夫　WLB認定企業の加点評価対象工事の拡大

ＷＬＢ関連認定企業の評価【工事・業務】（全評価方式へ拡大）

〇現在、一般土木Ｂ等級、建築Ｂ等級以上の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を実施しているところ。
〇令和７年度からは、工事等の調達案件の全てを評価対象とする。
〇女性活躍推進法の他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
〇一般事業主行動計画の策定を加点対象から除外。
〇配点…一般土木Ｂ等級、建築Ｂ等級以上の工事：１点
　　上記以外の工事等：０．５点

評　価　基　準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	一般土木B等級、 建築B等級以上の工事 １点
	上記以外の工事 ０．５点
	全ての業務 ０．５点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27 年法律第64 号）第9条もしくは第１２条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15 年法律第120 号）第13 条又は第15 条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45 年法律第98 号）第15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

自治体との工事関係書類に関する記載内容を統一しました！

○令和５年度は、関東地方整備局及び埼玉県との統一化の対象書類として２６書類選定し、うち、２４書類（９２%）の統一化を実施。
○令和６年度には、埼玉県との調整結果を基に、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市についても、書類の記載内容の統一化に向けた調整を実施し、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県の４県との書類統一化が１００%完了しました。
〇今後も引き続き地域の実情等により管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図ります。

令和６年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類について ※国土交通省が定める「工事関係書類の標準様式」の一覧　　R7.3.31時点

様式番号	書類名称等	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	山梨県	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市
様式-1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等通知書	△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△
様式-2	請負代金内訳書	－	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－
様式-3	工程表、変更工程表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○
様式-5	請求書（前払金，中間前払金，指定部分完済払金，部分払金，完成代金） 請求内訳書（部分払、国際部分払、指定部分払）	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-6	ＶＥ提案書（契約後VE時）	○	－	○	○	－	－	○	○	○	○	○
様式-7	品質証明員通知書	－	○	－	－	○	○	○	○	△	－	－
様式-9	工事打合せ簿（指示，協議，承諾，提出，報告，通知）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-10	材料確認書	－	－	○	－	○	－	－	－	○	○	△
様式-11	段階確認書	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	○
様式-12	確認・立会依頼書	○	○	－	－	○	－	○	○	○	－	○
様式-13	工事事故速報	－	－	○	－	○	○	○	－	△	－	－
様式-14	工事履行報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-15	認定請求書	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-16	指定部分完成通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	－
様式-17	指定部分引渡書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	－
様式-18	工事出来高内訳書	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△
様式-21	修補完了届	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－
様式-22	部分使用承諾書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-23	工期延期届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-24	支給品受領書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
様式-25	支給品精算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
様式-26	建設機械使用実績報告書	－	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－
様式-27	建設機械借用・返納書	－	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－
様式-28	現場発生品調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○
様式-29	完成通知書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-30	引渡書	△	○	○	○	○	○	－	○	△	△	△
様式-31	出来形管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-32	品質管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-33	品質証明書	－	○	－	－	○	○	○	○	△	－	－
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
		76%	100%	100%	92%	100%	100%	90%	97%	73%	71%	79%

【凡例】
○：統一化済み
△：統一化に向け引き続き調整
－：自治体では作成義務無し

：統一化100%の自治体
：統一化100%未満の自治体

統一された様式は、以下のホームページにて掲載しています。
（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html）

令和7年3月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました！

「土木工事電子書類スリム化ガイド（ver.4.0）」のポイント

■目的

・工事書類を必要最小限に簡素化（スリム化）を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

・令和7年4月1日以降の関東地方整備局発注工事（入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事）
（港湾空港関係、営繕関係を除く）

■バージョンアップのポイント

- ✔ 工事着手前の設計審査会において、発注者から受注者へスリム化ガイドの説明を実施する。
- ✔ スリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は、スリム化ガイドを発注者等へ提示し共通認識を得る。
- ✔ 発注者等からの誤った指摘事例について、アンケート結果で判明した新たな指摘事例を反映。
- ✔ 試行的に、スリム化ガイドについての意見を募集開始。
- ✔ また、アンケート結果で課題として上がった、設計審査会（工事着手前）の開催、設計図書修正（構造計算を伴うものや大幅な修正）に係る費用計上や、改善要望の多かった「ワンデーレスポンス」、「設計図書の照査」、「施工体制台帳」「工事打合せ簿」「ウィークリースタンス」等についても、引き続き周知徹底を図ります。

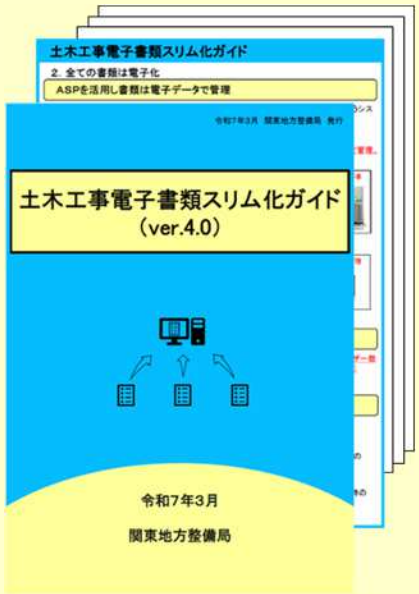

■その他の主なバージョンアップ箇所

- ✔ コリンズ（CORINS）登録・・・「登録内容確認システム」の活用による運用方法の見直し。
- ✔ 週間工程表・・・工場製作中などで現場作業が無い場合は作成不要とする旨を追記。
- ✔ 産業廃棄物管理表（マニフェスト）・・・マニフェストは電子マニフェストでも可であることを明記。
- ✔ その他、アンケート調査結果により明らかとなった課題に対する対応及び改善要望のあった事項を反映。

※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html

適切な設計変更のさらなる徹底（ガイドライン（総合版）の改定）

○ Ｒ６品確法の改正を機に、工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）をリニューアル（R7.3）。
○ 本ガイドラインは関東地方整備局ＨＰに掲載し、関係業団体、受発注者等に対し、本ガイドラインに留意するように周知徹底を図る。
（掲載箇所）https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html

■主な改定内容

①R6改正品確法を踏まえた見直し
- 設計変更ガイドラインの位置付けを明確化
- 適切な設計変更の必要性を明記

②適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイントを明記
- 設計変更の定義を明記
- 押さえておくべきポイントを明確化

③「工事一時中止等に係るガイドライン（案）」の見直し
- 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について（令和2年2月13日付　通知）」の内容を踏まえ見直し
- 「工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて」を廃止し、「工事一時中止等に係るガイドライン（案）」に反映

④「受発注者間のコミュニケーション」の見直し
- 「工事現場環境改善（ウィークリースタンス）」を追加

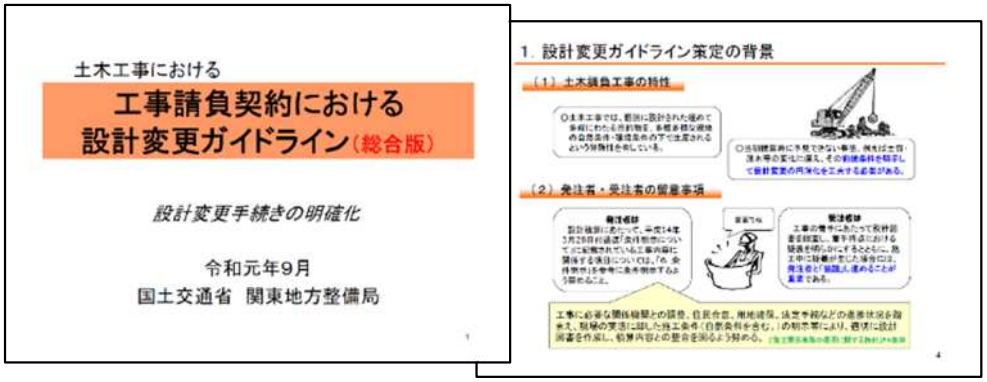

R7.3リニューアル

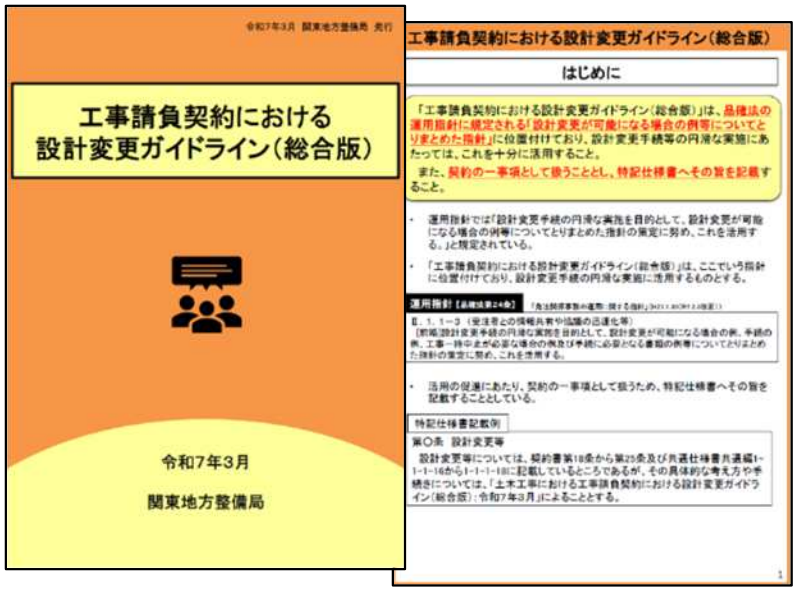

女性技術者の交代運用の柔軟化

女性技術者・若手技術者の評価見直し

○建設業において極めて少ない、女性技術者単独の評価は、適用数、参加者表明者の加点率も低い。
適用数、参加証明者の加点率が年々、上昇している若手技術者評価と統合し、総合評価として適用しやすくすることで、女性活躍、担い手確保として、女性技術者の活用を推進させる。

＜試行工事＞
【若手技術者活用評価型】 → 若手技術者の加点率が年々、上昇

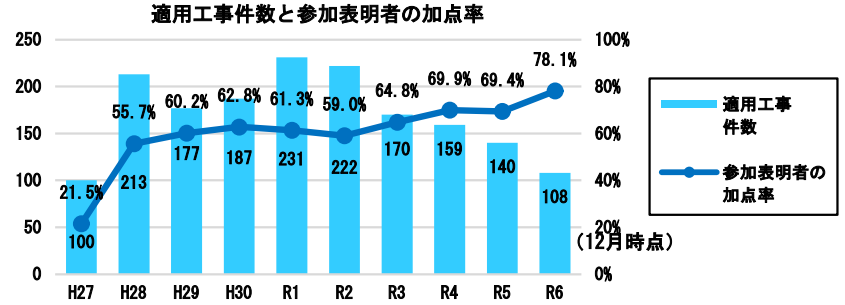

自由設定項目
【「若手技術者（３５歳以下）の活用及び資格」「女性技術者の活用」】
→ 若手技術者の適用・加点率が上昇しつつも、女性技術者は低い

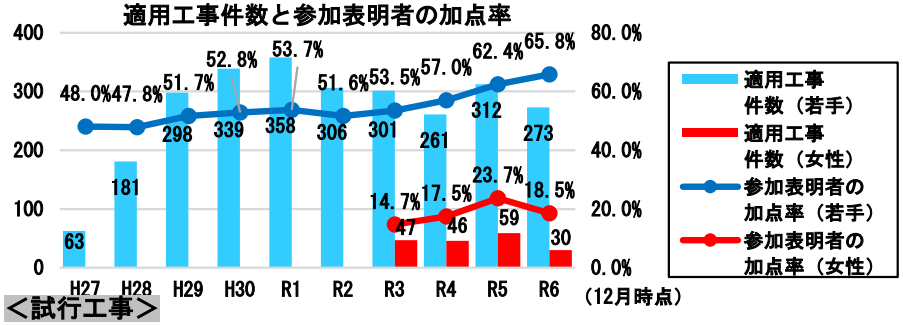

＜試行工事＞
【女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事】
→ 資格要件は適用数が低い

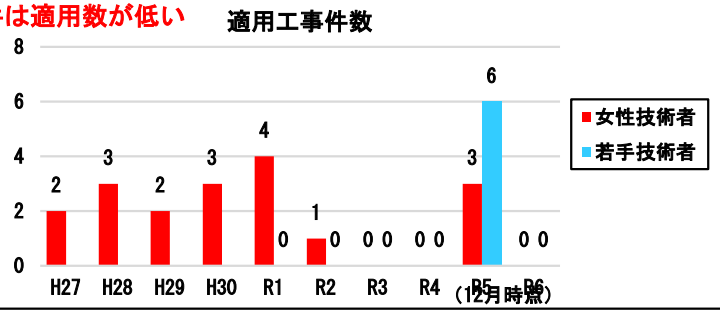

○自由設定項目

・若手技術者と女性技術者の評価を統合。
※評価を統合した事により、交代要件も若手・女性技術者、いずれかの配置に変更

企業の技術力

①工事成績優秀企業認定
②優良下請表彰企業の活用
③ICT施工技術の活用
④ISO認証取得状況
⑤難工事施工実績【必須】
⑥難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰 等
⑦インフラDX大賞 【最大2点】
⑧登録基幹技能者等の活用
⑨災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定
⑩若手技術者（35歳以下）または女性技術者の活用及び資格
⑪「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事
⑫本発注工事の工事種別における新規契約の有無
⑬その他自由項目

技術者の技術力

①資格（As舗装工事は、必須項目）
②過去の同種工事の工事経験
③継続教育（CPD）の取組状況
④難工事施工実績
⑤難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献表彰等
⑥高度マネジメント経験（段階的選抜方式で選択）
⑦40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置
⑧その他自由項目

快適トイレの「質の向上」を図る積算上の工夫

○ 担い手確保の観点から、更なる現場環境改善を図るため、快適トイレの「質の向上」に取り組む。
○ 快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率分）を充当する場合には、費用に応じて実施費目数の変更を協議することが可能。（別途、積上計上はしない。）

工事発注
当初の現場環境改善費は、任意の５項目を選択

契約後、受注者が快適トイレの質の向上について、実施の意向があれば、受注者において快適トイレの仕様を決定し、発注者へ協議。
現場環境改善費の選択費目を、営繕関係を「５.健康関連設備及び厚生施設の充実等」に変更するとともに、費用に応じて、実施費目数の変更を協議。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	１.用水・電力等の供給設備、 ２.緑化・花壇 ３.ライトアップ施設 ４.見学路及び椅子の設置 ５.昇降設備の充実 ６.環境負荷の低減
営繕関係	１.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ２.労働宿舎の快適化 ３.デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ４.現場休憩所の快適化 ５.健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	１.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ２.盗難防止対策（警報器等）
地域連携	１.完成予想図、２.工法説明図、３.工事工程表 ４.デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ５.見学会等の開催（イベント等の実施含む） ６.見学所（ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ）の設置及び管理運営 ７.パンフレット・工法説明ビデオ ８.地域対策費（地域行事等の経費を含む） ９.社会貢献

（例）直接工事費１億（現場環境改善費約230万円）　12ヶ月の工期

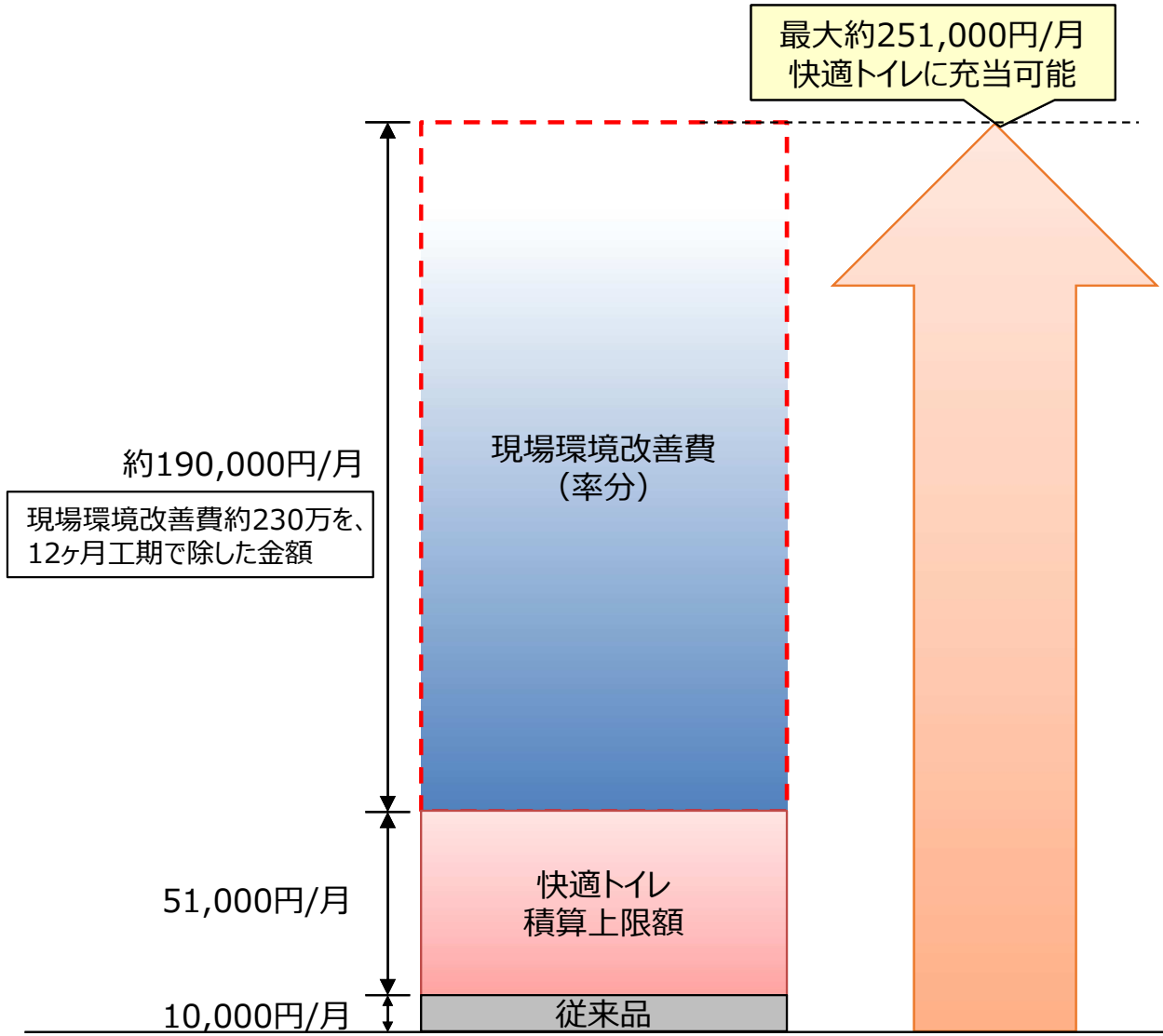

熱中症対策等に資する制度運用の柔軟化（変形労働時間制）

○ 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合においては、週休２日制における達成の判断を柔軟化。
○ 1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日制工事の対象期間外とする。

■1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第３２条の４）

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度

■週休２日制における達成の判断の柔軟化

天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用した場合、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日制工事の対象期間外とする。

■変形労働時間制適用例

凡例１ 閉所日 閉所日→作業日 作業日→閉所日

凡例2 2024年●月 対象期間 2024年●月 対象期間外

（例１）比較的暑くない時期の土曜日を作業日とし、猛暑期間の金曜日等を閉所

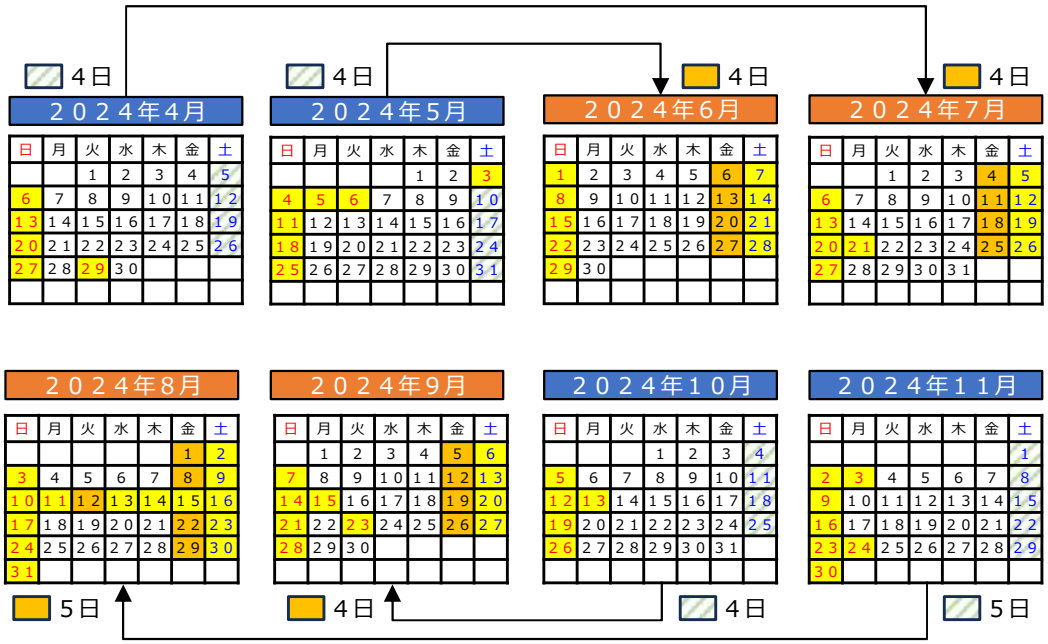

（例２）比較的暑くない時期の土曜日を作業日とし、猛暑期間の8月を閉所

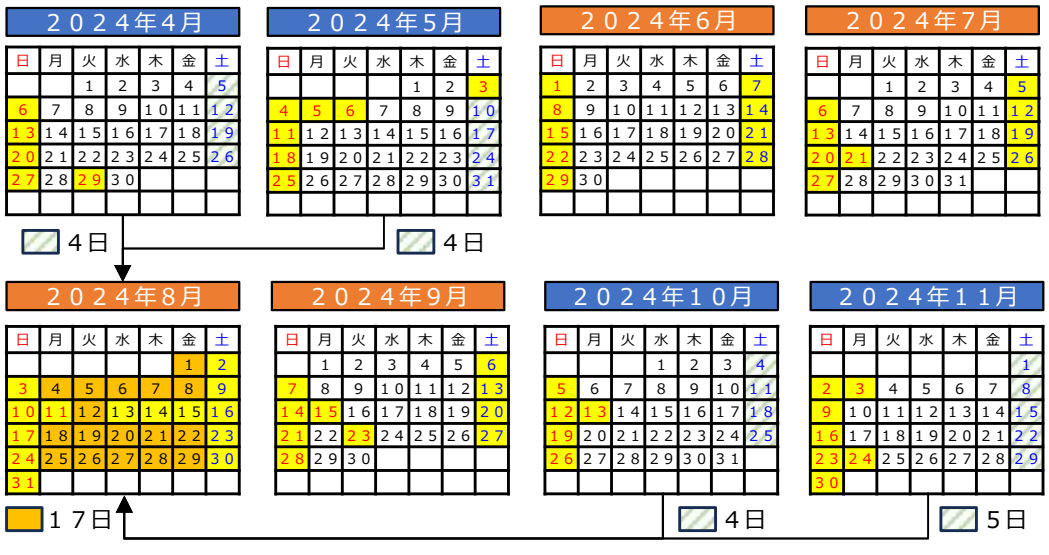

上記の例では1週40時間または1日8時間を超える労働時間が設定されている4月・5月・10月・11月を週休2日の対象期間外とする

熱中症対策等に資する週休２日制の運用の柔軟化

○ 令和５年度より、「天候等による作業不能日」として、猛暑日日数（年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数換算し、５か年分を平均したもの）を雨休率に加味し、工期（官積算）を設定。
○ 天候等を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日（猛暑日日数）」

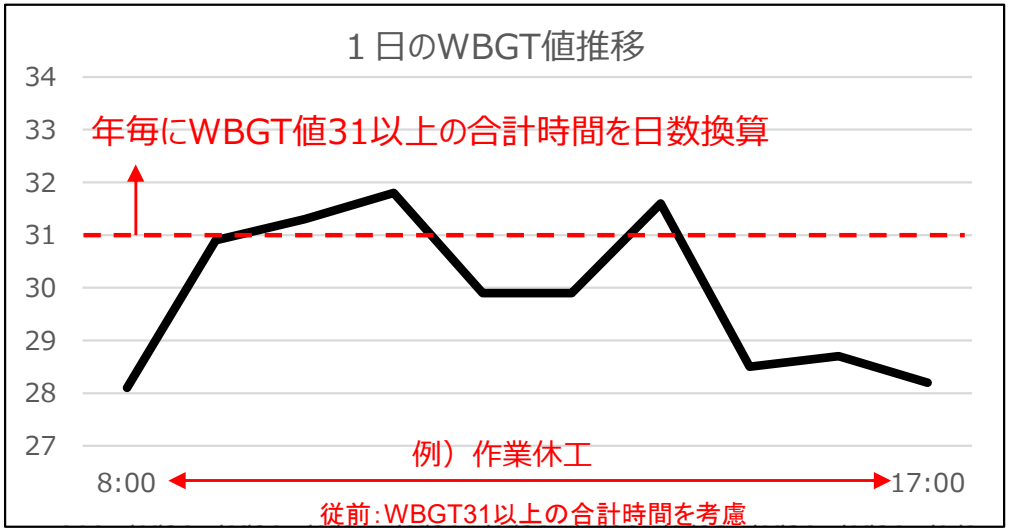

年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数換算し、５か年分を平均したものを猛暑日日数として、雨休率に加味。

■実態に応じた工期変更等

実際のWBGT値の時間数に関わらず、猛暑を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■特記仕様書記載例

第○条　工期
１．工期は、雨天、休日等○○日を見込み、契約の翌日から令和○○年○月○日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	○日間
②後片付け期間	○日間
③雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数　実働日数×係数）	○．○
④地元調整等による工事不可期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日	○日間
⑤　・・・	
⑥　・・・	

※雨休率を算出した際の日換算した年間の「天候等による作業不能日」は以下の通りである。
（当該工事の作業不能日ではない。）
イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：○○日間
ロ）８時から１７時までのWBGT値が３１以上の時間を足し合わせた日数：○○日間
（少数第１位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数）

過去５か年（20○○年～20○○年）の気象庁（○○観測所）及環境省（○○地点）のデータより年 間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．**著しい悪天候や気象状況により、工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。**

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージ

○ 小規模工事におけるICT施工活用促進については、これまでも講習会をはじめ、「小規模工事ICT施工活用の手引き（案）」の改訂や同動画版の作成等実務担当者へのICT知識向上のほか、経営者向けのセミナーを関東地方整備局管内都県全域で開催。
○ 令和７年度も引き続きこれらの取組を継続し、ICT施工普及強化を推進。

ICT施工 施工講習

R6.7/2,7/23 開催：受講者計：36名

ICT施工 3次元ﾃﾞｰﾀ作成講習

R6.8/2,9,27,30 開催：受講者計：456名

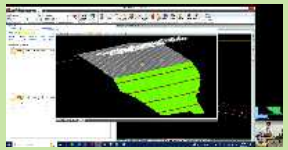

ICT施工 Webセミナー

R6.7/8～11,10/7～10
R7.1/28～31　　開催：受講者計：6,822名

フィードバック

更に

小規模工事ICT施工現場体験会

R6.9/30,10/1：関東技術事務所にて開催
来場者：488名

フィードバック

経営者セミナー

関東地整管内全都県にて開催※

※ R7.2.13 時点：5県にて開催

フィードバック

小規模工事ＩＣＴ施工 取組フォローアップ

小規模工事におけるICT施工の実施率向上に向け、実施率低迷の詳細調査や、導入の課題に対するヒアリングを行い、より具体的な対策を検討

○経営者セミナーを受けてからの取り組み状況把握
○簡易的３次元計測技術の紹介
○小規模工事へのＩＣＴ施工導入の課題ヒアリング

各取り組みの参加者へヒアリングを実施 ➡ 今後の取組へ反映

土木工事におけるICT施工の実施状況

令和7年6月27日
ICT導入協議会(第21回)資料抜粋

国土交通省

○2024年度における直轄土木工事のICT施工実施率は、公告件数の約9割で実施。
○都道府県・政令市では、ICT土工の対象工事が増え、実施件数も増加している。

＜国土交通省の実施状況＞

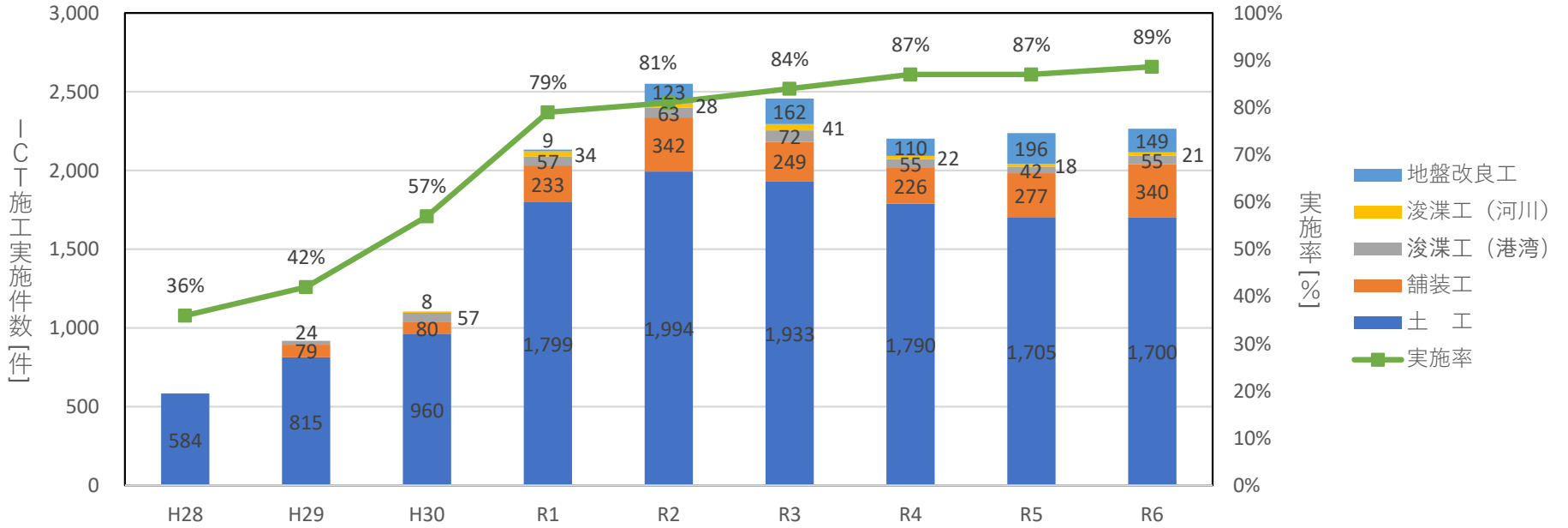

※「実施件数」は、契約済工事におけるICTの取組予定(協議中)を含む件数を集計。
※「実施率」は、ICT活用工事として公告した件数に対する割合
※複数工種を含む工事が存在するため、実施率算定に用いる工事件数は重複を除いている。
※営繕工事を除く。

＜都道府県・政令市の実施状況(ICT土工)＞

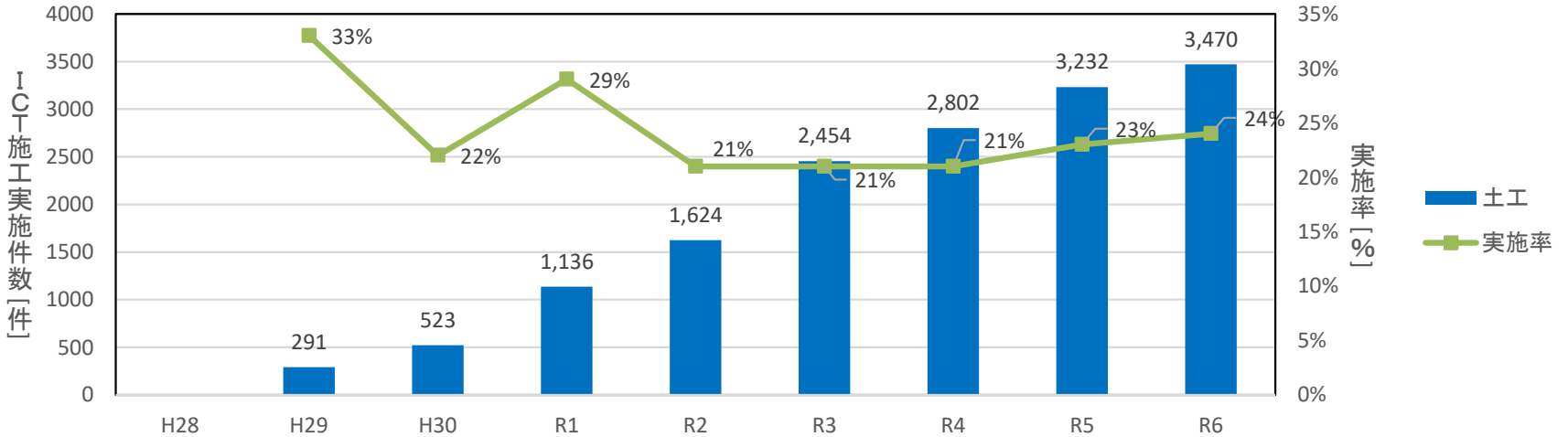

ICT施工の活用効果①

令和7年6月27日
ICT導入協議会(第21回)資料抜粋

国土交通省

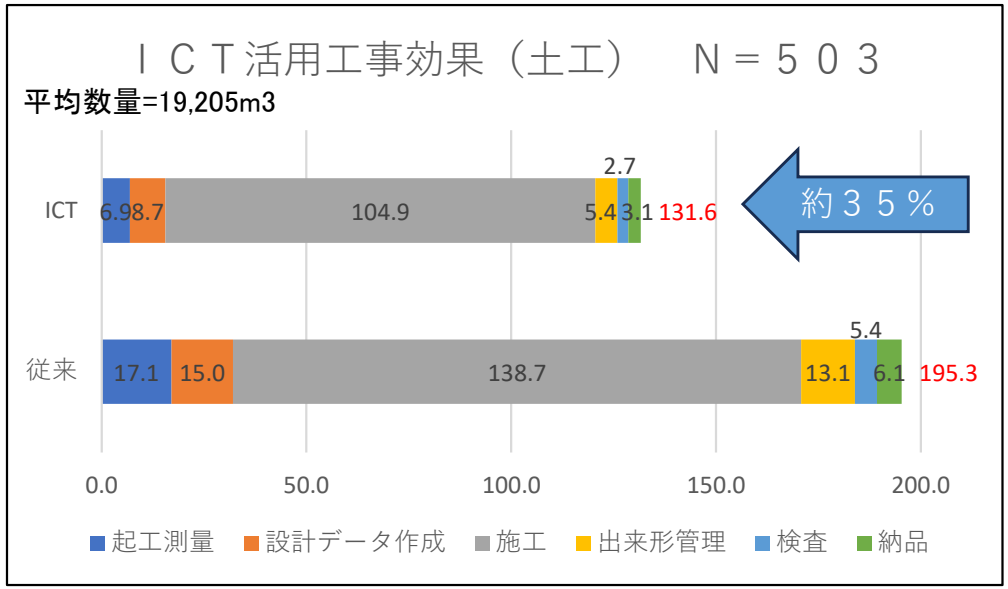

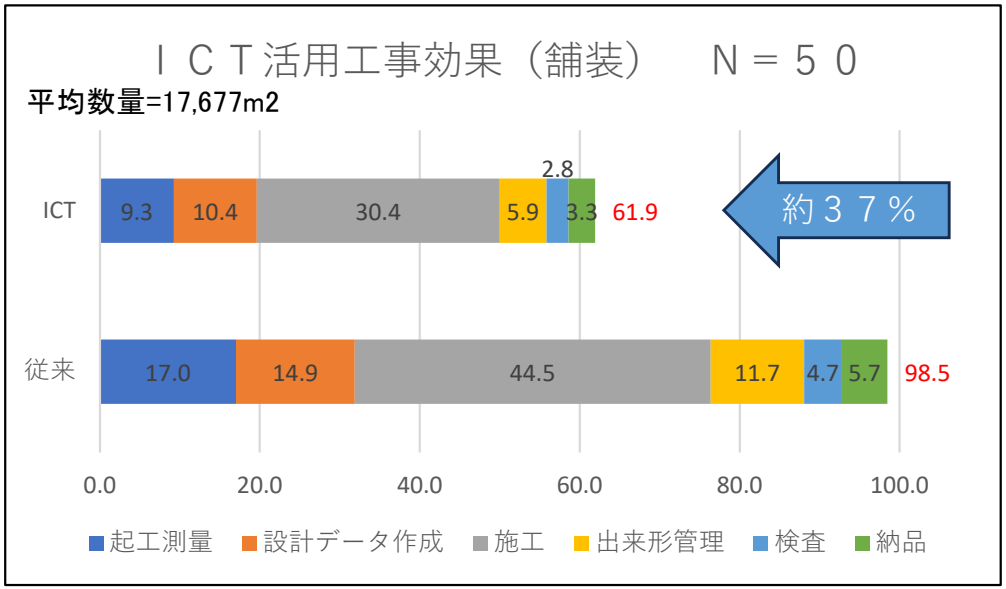

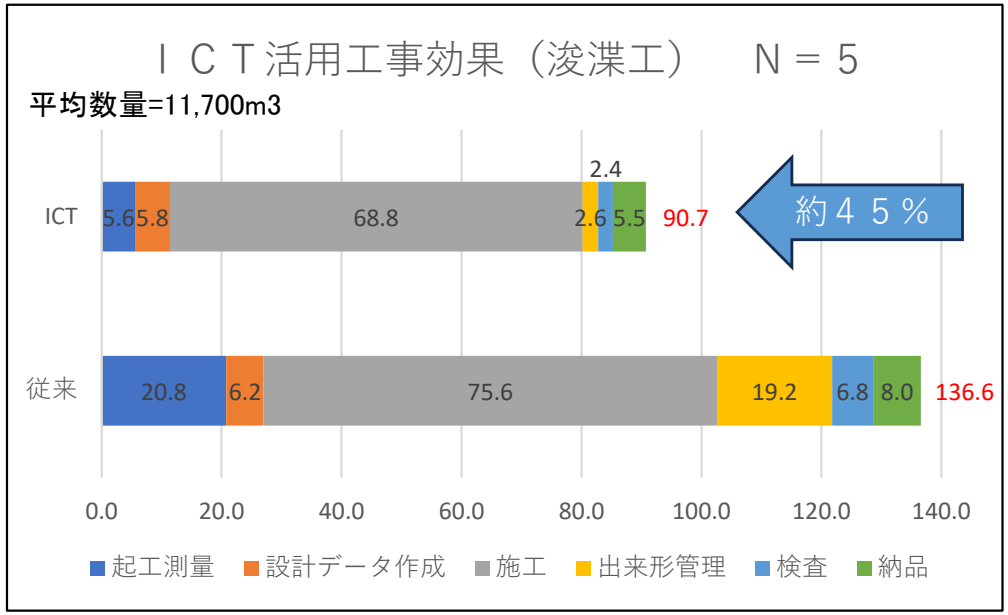

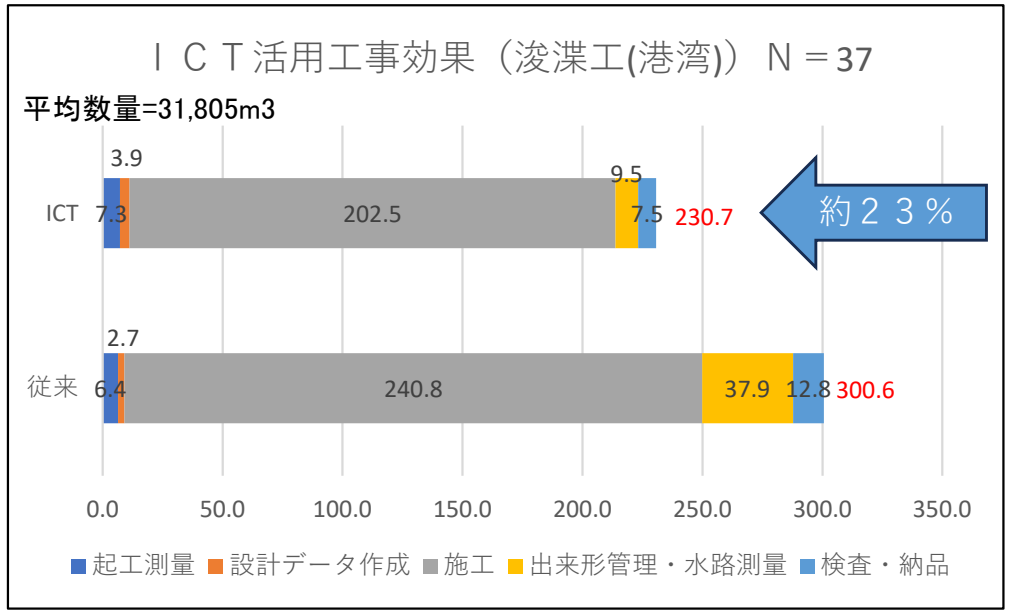

※ 活用効果は施工者へのアンケート調査結果の平均値として算出。
※ 従来の労務は施工者の想定値
※ 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

※ ICT浚渫工(港湾)はR6年度の暫定値

ICT施工の活用効果②

令和7年6月27日
ICT導入協議会(第21回)資料抜粋

国土交通省

○ ICT土工及びICT浚渫工(河川)においては、縮減効果が約3割程度、ICT舗装工においては、約3．5割程度で横ばいとなっている。
○ ICT浚渫工(港湾)においては、縮減効果が増加。近年2割以上の縮減効果が見られている。

＜ICT土工＞

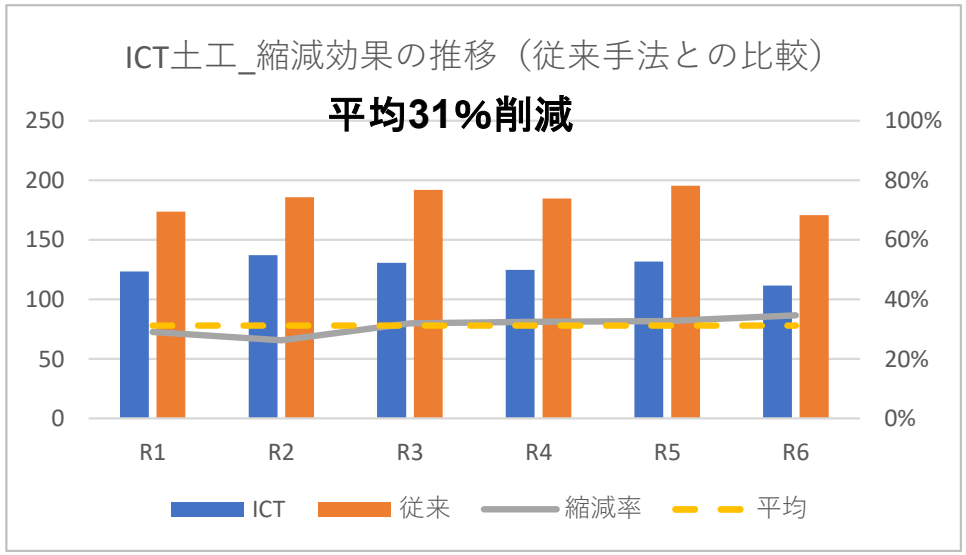

＜ICT舗装工＞

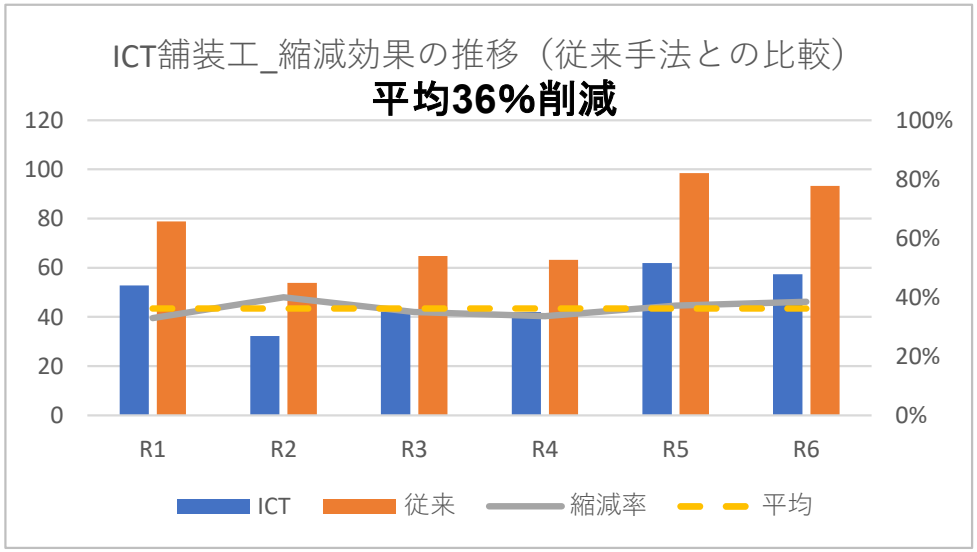

＜ICT浚渫工(河川)＞

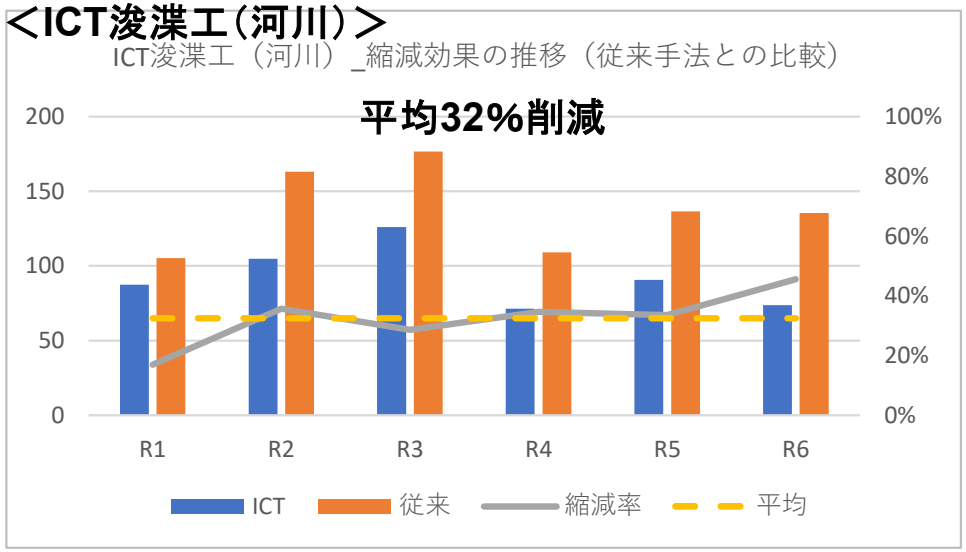

＜ICT浚渫工(港湾)＞

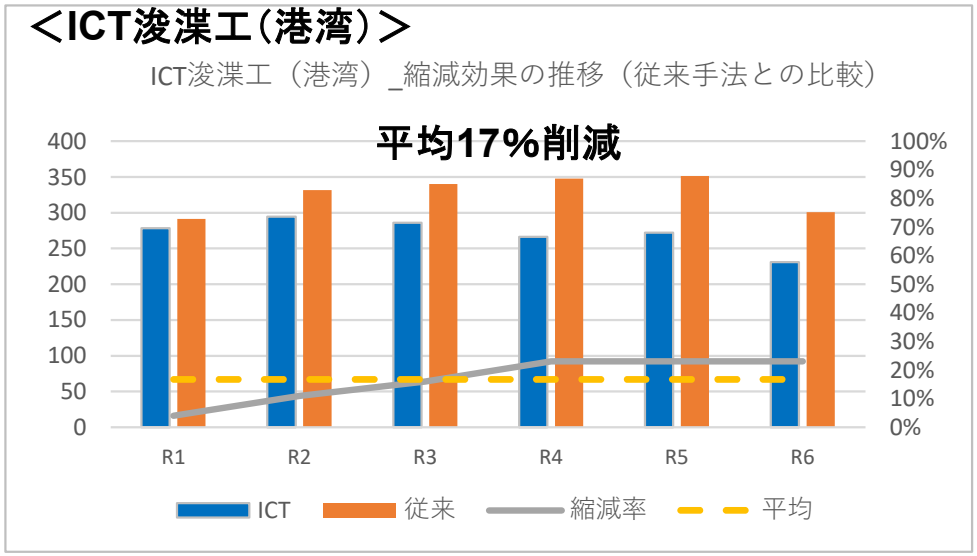

※ICT浚渫工(港湾)はR6年度の暫定値

ICT施工の活用効果③

令和7年6月27日
ICT導入協議会(第21回)資料抜粋

国土交通省

施工プロセス(ICT土工の場合)	施工者のメリット	発注者のメリット
①3次元起工測量 ドローンやTLSによる高効率な3次元測量 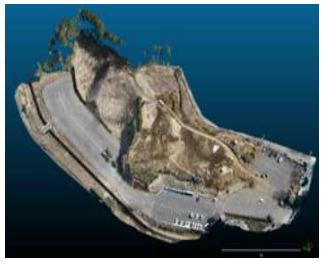	● 現地確認作業の省人化 ● 広範囲のデータ取得などによる作業時間の短縮 ● 危険個所に立ち入らずに測量可能になることによる安全性の向上	● 課題の早期把握による手戻りの削減 (用地境界の確認、隣接工区とのすりつけ、精緻な数量把握) ● 視覚的に見せることで、対外的な合意形成が容易
②3次元設計データ作成 発注図書(図面)から3次元設計データを作成 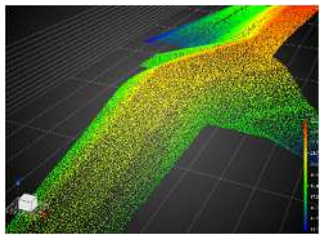	● 設計内容を視覚的に把握でき、関係者間での合意形成が容易 ● 変更箇所の可視化による設計変更対応の迅速化 ● 施工数量の迅速な把握	
③ICT建設機械による施工 3次元設計データによりICT建設機械にて施工(MC/MG) 	● 丁張作業の削減 ● 少人数かつ短時間で施工可能 ● 熟練者でなくても効率的に施工可能 ● 手元作業員不要により安全性が向上	● 工程の短縮 ● 施工品質の均一化
④3次元出来形管理等の施工管理 出来形管理に3次元計測技術を活用 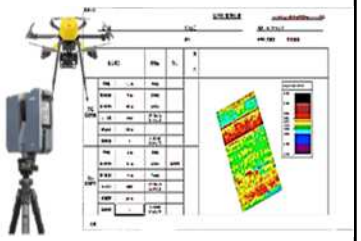	● 帳票作成の省力化・自動化 ● 設計データとの比較が容易 ● 検査の効率化・ペーパーレス化	● 監督検査の効率化 (デジタル化による検査頻度・立会時間・書類の削減)
⑤3次元データの納品 作成、利用した3次元データの納品 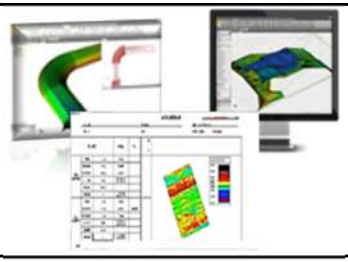	● 書類削減による納品の効率化・簡素化	● 維持管理の初期値としての活用

関東地方整備局のi-Construction2.0などの取組状況

令和7年4月21日　関東地方整備局
インフラDX推進本部会議 資料抜粋

i-Construction2.0
～建設現場のオートメーション化～

① 施工のオートメーション化
② データ連係のオートメーション化
③ 施工管理のオートメーション化

令和6年度実績

セーフティクライマーによる掘削の遠隔施工

R5野門沢上流左岸崩壊地対策工事	中村土建㈱
日光砂防事務所	

無人キャリアダンプによる自動運搬

R6地蔵川第一砂防堰堤工事	渡辺建設㈱
利根川水系砂防事務所	

遠隔操作式バックホウによる遠隔施工

R6荒川第二調節池池内水路整備その1工事	戸邊建設㈱
荒川調節池工事事務所	

自動バックホウによる自動積込

※施工イメージ

R5霞ヶ浦導水石岡トンネル（第3工区）新設工事	㈱安藤・間
霞ヶ浦導水工事事務所	

R5久慈川右岸頃藤北地区整備工事	東亜建設工業㈱
久慈川緊急治水対策河川事務所	

R5東関道清水地区改良工事	大日本土木㈱
R5東関道清水石神地区改良工事	㈱本間組
R5東関道築地地区改良工事	東急建設㈱
常総国道事務所	

R5渡良瀬川右岸伊賀袋築堤他工事	河本工業㈱
R6利根川左岸斗合田築堤その1工事	潮田建設㈱
R6利根川（鬼怒川）左岸野木崎築堤その1工事	潮田建設㈱
利根川上流河川事務所	

R5国道246号厚木秦野道路 伊勢原第一トンネル工事	㈱安藤・間
川崎国道事務所	

運行管理システムを用いた現場管理の効率化

① 施工段取りの最適化
② ボトルネックの把握・改善
③ 進捗状況等の把握による予実管理
④ その他（注意喚起、教育等）

ICT施工Stage II
～現場全体の効率化～

国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて

価格変動が・・・

●通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担

●通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド （第１～４項）	単品スライド （第５項）	インフレスライド （第６項）
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の１．５％	対象工事費の１．０％ （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の１．０％ （30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「１％」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能
	令和5年度 適用件数 【関東地整】	適用件数　４件	適用件数　２１件	適用件数　８５件

４．品確法の改正と運用指針の策定、指標の見直し

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律　概要

令和6年6月19日公布・施行
（測量法改正の７年４月施行部分を除く。）

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保	地域建設業等の維持	生産性向上
働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁	適切な入札条件での発注、災害対応力の強化	新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

１．担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）
- 国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- 自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）
- 労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- 能力に応じた適切な処遇の確保
- 適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止
  ※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）
- 担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
  ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- 品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- 担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

２．地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）
- 地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）
- 災害対応経験者による被害把握
- 技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- 災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

３．新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）
- 調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- 脱炭素化の促進　・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）
- 技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

４．公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）
- 発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- 維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）
- 国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- 指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保
- 測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- 測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の概要

運用指針とは：品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成
- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

○週休2日の質の向上 【第3条9項、第8条2,3項】
○施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 【第30条】
○スライド条項の設定と基準の作成（工事） 【第7条1項13号】
○学校と民間事業者間の連携の促進等（国・地方公共団体） 【第26条】
○国民の関心と理解を深めるための広報活動（国・地方公共団体） 【第31条】

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

○地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 【第7条1項7号】
○技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 【第7条1項8号】
○受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式（参加者確認型随意契約方式）の活用 【第21条】

（災害対応）
○公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 【第7条6項】
○技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 【第7条1項9号】
○災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 【第7条1項1号】

3. 新技術の活用等による生産性向上

○情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ 【第3条13項】
○価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 【第7条1項2,6号】
○技術開発の推進（国） 【第3条6項、第29条】
○研究開発を委託する際の知的財産権への配慮（国） 【第28条2項】

4. 公共工事の発注体制の強化

○維持管理を広域的に行う連携体制の構築 【第7条7項】
○地方公共団体を支援するための講習会等の開催（国・都道府県） 【第22条5項】
○発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言（国） 【第23条】

地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）

○市区町村が抱える課題を踏まえつつ、適確にインフラ機能を発揮させるためには、個別施設のメンテナンスのみならず「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の考え方が重要。

○群マネは、“人”、“受注”、“発注”の３要素からなる、地域のインフラ群をマネジメントする戦略。

“人”の群マネ

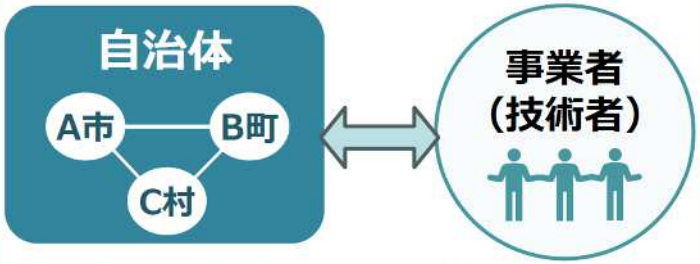

- 近隣の自治体職員と連携し、技術的知見を補完
- 民間技術者と自治体職員の技術者間連携

“受注”の群マネ

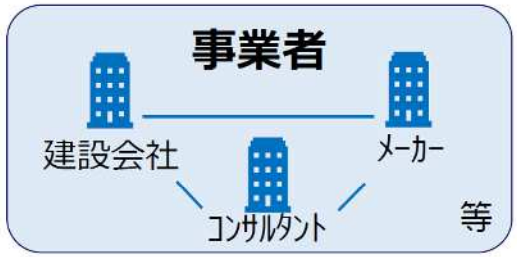

- 民間企業が連携し、安定的にメンテナンスの仕事を受注できる体制を構築。技術レベル向上と人材育成を目指す（JV、事業協同組合等）

“発注”の群マネ

- 複数のメンテナンス発注と契約をまとめて実施（包括的民間委託）

期待される効果

スケールメリットや創意工夫により、メンテナンス業務を効率化

- 自治体職員の直営対応時間の縮減
- インフラ管理者として計画・マネジメントに注力
- 維持管理業務の収益性向上
- 地域建設業の経営安定化・体制確保（人員、資機材等）

→ 必要なインフラを次世代に引き継ぎ、地域の将来像を実現

↔ インフラメンテナンスの社会的なプレゼンス向上

↔ 地域の災害対応力を向上し、地域の安全・安心を実現

出典：第5回群マネ計画検討会・第4回群マネ実施検討会資料などをもとに作成
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/_pdf/gunmane_kentou_keikaku05_01.pdf

地域インフラ群再生戦略マネジメント（取組事例）

“人”の群マネ

○ 奈良県では、市町村の**橋梁補修設計業務**及び**補修工事**を県が**受託する「垂直補完」**を実施

○ **市町村が、県土木事務所へ職員を派遣**し、県土木事務所の技術職員の指導を受けながら、発注から監督業務まで一連の現場に携わることで、**技術力の向上**を図り、各市町村へ技術を持ち帰ることで、技術力の不足という課題の解決に向けた取組を行っている

【市町村の職員派遣】

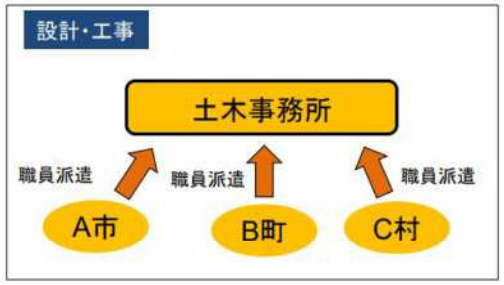

- 職員派遣は、設計積算期間と業務・工事実施期間
- 派遣頻度は、設計積算中は週2～4日程度を2ヶ月程度、業務実施・工事中は完了までの間、週1～２日程度

積算資料の作成指導

現場立会に臨場

“受注”の群マネ

“発注”の群マネ

白川村（岐阜県） ⇒協定締結により実施

● 岐阜県白川村では、除雪作業の効率化を図る観点から、村道の除雪に関する業務の一部について、岐阜県高山土木事務所と協定を結び、同事務所が一括契約

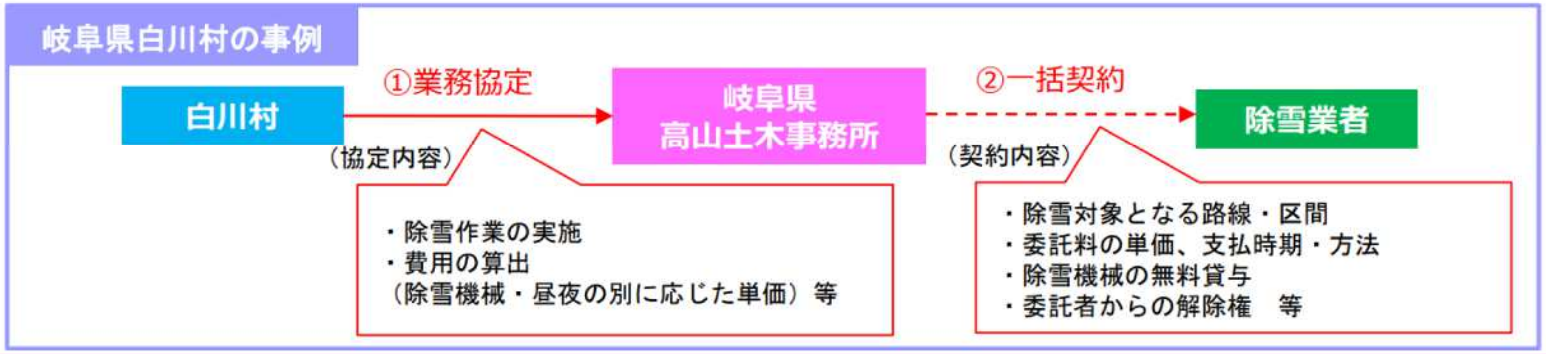

※出典：第32次地方制度調査会第29回専門小委員会資料を一部加工

出典：群マネ計画検討会・群マネ実施検討会資料をもとに作成
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_02_06.html

「群マネの手引きVer.1（群マネ入門超百科）」について

国土交通省

令和7年10月14日 公表

○「群マネの手引きVer.1」では、群マネの概念や期待される効果を紹介した上で、群マネの類型や先行事例、実施プロセス、計画策定の考え方等を解説することで、導入検討から実践までサポート。

目　次

1 インフラメンテナンスの「見える化」　全国や自分のまちはどういう状態？
- 全国の「見える化」
- 自治体毎の「見える化」

2 群マネのコンセプト　「群マネ」ってなに？
- インフラメンテナンスの現場の苦悩
- 群マネの概念と目指す姿
- 先行事例における効果の声
- 「群マネ」と「束」

3 群マネのメニュー　「群マネ」の具体例はある？
- 群マネの類型
- 先行事例（広域連携、多分野連携、プロセスの束）
- キーワード解説

4 群マネの実施プロセス　具体の一歩をどう踏み出せばよい？
- 標準的なステップ
- 各ステップのQ&A
- 群マネを進める上での心得
- 先行事例におけるエピソード（苦労話など）

5 群マネの計画策定　「群マネ」を進めるために何を決める？
- 群マネの計画策定で検討すべき項目
- 自治体計画への位置づけ方法

6 人の群マネ（技術者の束）　「群マネ」の素地はどのように作る？
- 「人の群マネ」について
- 全国や各地域の取組例

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する第三次・全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧（工事）

全国統一指標

①地域平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）

国・特殊法人等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）

②週休２日の達成状況（休日の確保）

国・特殊法人等・都道府県・政令市の発注工事の実際の週休２日の達成状況（４週８休以上達成状況）

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※調査対象は、都道府県・政令市は400万円を超える工事（随契除く）、市区町村は200万円を超える工事（随契除く）。

※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することでダンピング対策を図っているものを含む。

関東ブロック独自指標

④工事書類の簡素化の取り組み状況（受注者との情報共有、協議の迅速化）

国・特殊法人等・都県・政令市の工事書類の簡素化に関わるガイドライン等の策定、書類の簡素化に関する取り組みの実施状況

⑤情報共有システム（ASP）の導入状況（情報通信技術を活用した生産性向上）

国・特殊法人等・都県・政令市の情報共有システム(ASP)を導入状況、対象工事の実施状況

⑥市区町村における週休２日制工事の取組

発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休２日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休２日制対象工事であることを明記している工事の割合

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する第三次・全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧（業務）

全国統一指標

①地域平準化率（履行期限の分散）

国・特殊法人等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント業務を対象

※都道府県、政令市は200万円を超える業務、市区町村は100万円を超える業務（随契除く）。

関東ブロック独自指標

③ウィークリースタンスの実施（履行状況の確認）

国・特殊法人等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

5. 国土形成計画（全国計画・広域地方計画）

国土形成計画（全国計画・広域地方計画）について

国土形成計画＝ 国土形成計画法に基づく、国土の利用、整備、保全（「国土の形成」）を推進するための総合的かつ基本的な計画

目的：現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現

計画期間：2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

国土形成計画（全国計画）（閣議決定）

国による明確な国土及び国民生活の姿の提示
（国の責務の明確化）

※国土形成計画（全国計画）は、国土利用計画（全国計画）と一体のものとして定めることとされている。

国土形成計画（首都圏広域地方計画）（国土交通大臣決定）

首都圏の区域において、国と都県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して、広域の見地から必要とされる主要な施策を策定

※関係する国の地方支分部局、都県、指定都市、市町村・経済団体等が対等な立場で協議する場（首都圏広域地方計画協議会）を組織

新たな首都圏広域地方計画
今後のスケジュール（想定）

令和5年7月	第三次 国土形成計画 閣議決定
令和5年7月	「基本的な考え方」公表
令和6年12月	「中間とりまとめ（素案）」公表
令和7年10月	「中間とりまとめ（案）」公表
令和8年3月頃	国土交通大臣決定

［首都圏広域地方計画協議会］

国の地方行政機関、都県、指定都市、市町村団体、経済団体
全38団体で構成

新たな首都圏広域地方計画「中間とりまとめ」構成

【危機】
世界の中での我が国の首都圏の地位の低下

【危機】
都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

首都圏の強みを伸ばすPJ
- イノベーション拠点形成PJ
- 広域的な交通ｲﾝﾌﾗを活用した地域連携PJ
- 「四方よし」をめざす観光文化PJ

巨大災害に対応するPJ
- 首都圏強靱化施策の展開PJ
- 様々な主体による地域強靱化PJ
- 流域治水と安全な土地利用・空間の形成PJ

- 働きやすく働きがいを持てる首都圏創造PJ
- DXによる統合的な国土マネジメントPJ
- 広域インフラ充実・強化PJ

“グリーンメトロポリス”実現PJ
- ｴﾈﾙｷﾞｰの安定化・温室効果ガス排出削減PJ
- 農業の生産性向上・環境負荷低減PJ
- 多様なみどりの保全・創出・ﾈｯﾄﾜｰｸ化PJ

多様で“ゆたかな”暮らしの創造PJ
- 二地域居住・交流人口拡大PJ
- こどもどまんなかPJ
- 地域生活圏の形成・持続可能な地域PJ

【危機】
エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

【危機】
少子化の深刻化・人口の地域偏在

首都圏民による危機感の共有と取組への共感から始まる参加・貢献

首都圏の持続可能性が直面する4つの危機

首都圏広域地方計画に関する有識者懇談会における議論の整理から「4つの危機」に着目

●世界の中での我が国の地位低下

☞ 国民1人当たりGDPがG7で最下位

☞ ジェンダーギャップ指数がG7で最下位

など

●都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

☞ 人口の88%が災害リスクエリア内に居住

☞ 首都直下地震では最大約695万人の帰宅困難者が想定

など

●エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

☞「みどり」の総量が減少傾向

☞ 食料自給率が29%と低い

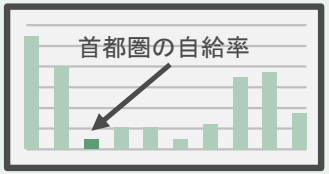

など

●少子化の深刻化・人口の地域偏在

☞ 地方部で様々な生活サービスが維持困難

☞ 2050年にかけ生産年齢人口が471万人減少

など

首都圏広域地方計画　中間とりまとめ（案）概要版（対象区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

現状・課題　～日本の縮図　首都圏～

- 首都圏の人口　　約4,440万人（全国の約36%）
- 首都圏の域内総生産　約222兆円　（全国の約４割）
- 企業の本所（本社・本店）は、全国の約３分の１が首都圏、うち約９割が東京圏に所在

４つの危機

1 世界の中での我が国の首都圏の地位の低下

- 我が国のGDPは第４位に転落(2023年)
- 国民一人当たりGDPはOECD 加盟38か国中24位(2024年)

2 都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

- 1都5県で約3,840万人が災害リスクエリア内に暮らしている
- 洪水浸水想定区域の人口は４都県で増加(2015年)

3 エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

- 国内の中でも他圏域への依存度が高い
- 脱炭素化に向けた再生可能エネルギーへの転換が道半ば

4 少子化の深刻化・人口の地域偏在

- 都市部に人口集中し、地域的偏在
- 都市部・地方部を問わず、生産年齢人口の減少により人手不足が顕在化

産業等の強みの客観的な把握

- **国際空港、国際港湾など広域的な交通ネットワークが整備され、ヒト・モノ・カネ・情報が集積。情報通信業等に強みを有している(データ①)。**
- **リニア中央新幹線の開業により、リニア中間駅の地域活性化を含め、三大都市圏を結ぶ経済集積圏域としての「日本中央回廊」の形成が見込まれている(データ②)。**

<データ①:産業別修正特化係数(生産額ベース)※1>（括弧内は生産額）

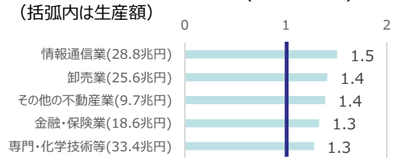

産業別修整特化係数の値が1±0.5の間に8割以上の産業が含まれており、**多様な産業が満遍なく発達**している

<データ②:リニア中間駅を始めとした新たな広域圏形成※2>

（※1)環境省、（株）価値総合研究所「地域経済循環分析（2020年試行版Ver.8.0）より作成。産業別修正特化係数とは、地域内の産業出荷額のシェアと全国の産業出荷額のシェアを比較し、貿易を考慮した係数であり、同係数が１を超えるものが全国平均よりも強みのある産業（集積している産業）といえる。首都圏は、8割以上の産業の生産額が1兆円超。
（※2)内閣官房「リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議」をもとに作成。

プロジェクト全体構成

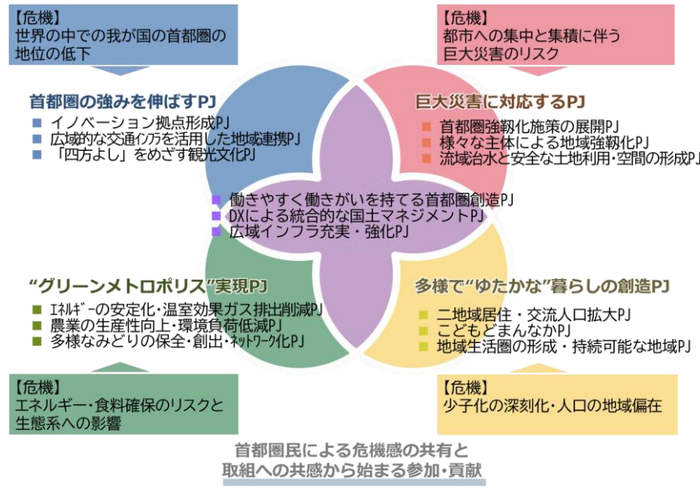

将来像・目標　～対流型首都圏の更なる深化へ～

危機感の国民的共有に基礎を置き、日本と地球の重要課題に果敢に立ち向かおう

「転換」を促す３つの基幹的取組
《４本の柱に共通》

1　多様な主体が働きやすく、働きがいを持てる首都圏の創造
2　DXによる統合的な国土マネジメント
3　広域的なインフラの充実・強化

我が国を牽引し、そして世界の課題解決に貢献する４本の柱
《４つの危機に対応》

1　我が国を牽引する首都圏としての強みを伸ばす
2　巨大災害にしなやかに対応する圏域の実現
3　“グリーンメトロポリス”の実現
4　多様で“ゆたかな”暮らしの創造

2050年の首都圏(将来像) イメージ

高規格道路（供用中）
高規格道路（事業中）
高規格道路（調査中）
既設新幹線
整備計画路線（開業区間）
整備計画路線（建設中区間）
整備計画路線（未着工区間）
リニア中央新幹線（建設中区間）
リニア中央新幹線（未着工区間）
基本計画路線
ミニ新幹線
拠点空港
地方管理空港
その他の空港
国際戦略港湾
国際拠点港湾
重要港湾
6車線　4車線　2車線

※本地図は我が国の領土を網羅的に記したものではない。
※高規格道路ネットワーク図については令和７年4月1日時点の情報。また、首都圏及び中部圏については、一部の路線を図示していない。

広域連携プロジェクト

1-1.多様な主体が働きやすく、働きがいを持てる首都圏創造プロジェクト

高齢化・人口減少社会において労働力が減少する中で、意欲を持った人々が、働きがいや働きやすさを感じながら働くことができる環境の実現を目指す。

千葉県　働き方改革ポータルサイト

（事業例）
・多様な働き方推進事業（千葉県）

1-2.DXによる統合的な国土マネジメント実現プロジェクト

担い手が不足する状況において、デジタルとリアル空間を統合することで多様な暮らし方や働き方を実現するための基盤を構築する。

３Ｄ都市モデルのデータを活用したこどものまちづくりイベント　（さいたま市提供）

（事業例）
・さいたま市における3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化（さいたま市）

1-3.広域インフラ充実・強化プロジェクト

インフラ整備を通じ多様な暮らし方や働き方を実現するための基盤を充実する。

空港機能強化に対応した高規格道路ネットワーク

（事業例）
・成田空港機能強化に対応した高規格道路ネットワークの整備（千葉県）

2-1.イノベーション拠点形成プロジェクト

グローバルで活躍する企業や優秀な人材を集め、経済成長の原動力であるイノベーションを東京圏内外で幅広く創出する。

南渡田地区における新産業拠点の形成

北地区北側（2027年度まちびらき予定）

（事業例）
・マテリアル分野のスケールアップ拠点の形成（川崎市）

2-2.広域的な交通インフラを活用した地域連携プロジェクト

広域的交通インフラを最大限「賢く使う」ことで、ストック効果を引き出し、『日本中央回廊』の形成などを見据えた地域経営の展開を図る。

米倉山に設置されているP2Gシステム（山梨県）

イノベーション創出拠点「FUN+TECH LABO」（神奈川県）

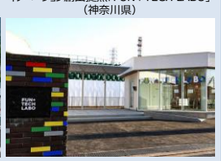

（事業例）
・水素・燃料電池産業の基幹産業化（山梨県）、さがみロボット産業特区（神奈川県）

2-3.「四方よし」をめざす観光文化プロジェクト

「旅行者・産業・地域・環境」の“四方よし”の観光を実現するため、体制づくり、受入環境整備や情報発信を通じ人が惹きつけられる空間づくりを目指す。

観光資源を街道でつなぐ地域連携

（事業例）
・江戸街道プロジェクトの推進（関東運輸局）

3-1.首都圏強靭化施策の展開プロジェクト

巨大災害のリスクから国民の生命や財産を守り、首都機能を維持できるようハード対策から備えることを目的とする。

荒川第二・第三調節池の整備

（事業例）
・荒川第二・第三調節池の整備（関東地方整備局）

3-2.様々な主体が取り組む地域強靭化プロジェクト

巨大災害のリスクから国民の生命や財産を守り、首都機能を維持できるようソフト対策から備えることを目的とする。

東京防災　東京マイ・タイムライン　雨ニモマケズ　風ニモマケズ

（事業例）
・東京マイ・タイムライン（東京都）

3-3.流域治水と安全な土地利用・空間の形成プロジェクト

施設整備のハード対策に加えて、ソフト対策等の流域の全員が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策（「流域治水」）への転換を進める。

休泊川における流域水害対策（例：雨水流出量の抑制、貯留機能保全区域の指定の検討）

（事業例）
・休泊川流域水害対策の推進（群馬県）

4-1.エネルギーの安定化・温室効果ガス排出削減プロジェクト

将来を見据えた新たな取組から、現状の限られた資源の省資源、安定化までを一連で対応する「転換・抑制・循環」を目指す。

カーボンニュートラルポートの形成に取り組む茨城港

（事業例）
・茨城港及び鹿島港におけるカーボンニュートラルポートの形成（茨城県）

4-2.農業の生産性向上・環境負荷低減プロジェクト

食料自給力や高付加価値の作物生産を継続するため国産農林水産物の消費・生産拡大と輸出強化を進める。

農業分野でのカーボンフリー化を推進

（事業例）
・やまなしカーボンフリー農業モデル事業（山梨県）

4-3.多様なみどりの保全・創出・ネットワーク化プロジェクト

みどりに係る計画の体系化・可視化・共有、多様なみどりの保全・創出、都県の区域を越えた広域的なみどりのネットワーク形成に取り組む。

ブルーカーボンの推進

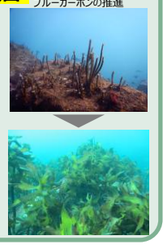

（事業例）
・ブルーカーボンの推進（神奈川県）

5-1.二地域居住・交流人口拡大プロジェクト

地域の魅力に触れ、地域との関係性や参画を段階的に深める交流拠点の形成を図り、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等を誘発する。

相模原市が推進するチームビルディング型ワーケーション

（事業例）
・ワーケーション推進事業（相模原市）

5-2.こどもどまんなかプロジェクト

共働きでも安心して出産、子育て等ができる環境の実現を目指す。

朝のこどもの居場所づくりモデル事業

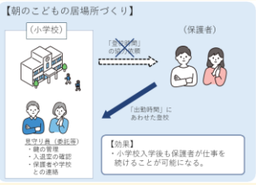

（事業例）
・朝のこどもの居場所づくりモデル事業（埼玉県）

5-3.地域生活圏の形成をはじめとした持続可能な地域づくりプロジェクト

主体、事業、地域の境界を越えた連携・協調により、暮らしに必要なサービスが官民共創等により持続的に提供される地域生活圏を形成する。

自動運転バス実証実験（令和６年度）（栃木県下野市）

（事業例）
・無人運転移動サービス導入検証・促進事業（栃木県）

※本資料は、首都圏広域地方計画協議会や、首都圏広域地方計画有識者懇談会における議論等を踏まえ、令和７年10月時点での検討状況を整理したもの（「事業例」については、今後、計画原案に盛り込む事業の例として整理したもの）。

関東 TEC－FORCE 活動状況

R7.10.08 台風第22号及び第23号接近に伴う体制（応援）
【令和7年10月14日～11月4日】

関東地方整備局は、台風22号、23号による災害に伴いTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を東京都八丈町に派遣しました。

関東地方整備局長から激励

調査中の被災状況調査班（ドローン）

調査中の被災状況調査班（道路）

八丈町役場内で調査結果を整理するTEC-FORCE

関東 TEC－FORCE 活動状況

R7.10.08 台風第22号及び第23号接近に伴う体制（応援）
【令和7年10月14日～11月4日】

関東地方整備局は、台風22号、23号による災害に伴いTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を東京都八丈町に派遣しました。

調査中の被災状況調査班（道路）

東京都水道局と打合せするリエゾン

自衛隊と打合せするリエゾン

東京都・八丈町職員へ調査結果を報告

被災状況調査班（道路）から
報告書を山下町長に手交

被災状況調査班（ドローン班）から
報告書を山下町長に手交

整備局資料－2

建設産業行政の最近の動き

国土交通省関東地方整備局建政部

建設業法の改正について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1） 建設業の賃金と労働時間

	賃金		労働時間	
建設業※	432万円/年	（▲15.0%）	2,018時間/年	（＋3.1%）
全産業	508万円/年		1,956時間/年	

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）　出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和５年度）

（参考2） 建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内
［H9］ 685万人（10.4%） ⇒ ［R5］ 483万人（7.2%）
出典： 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善 賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止 資材高騰分の転嫁
働き方改革・生産性向上 労働時間の適正化 現場管理の効率化
→ 担い手の確保
→ 持続可能な建設業へ

概要

1．労働者の処遇改善

○**労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化**
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○**標準労務費の勧告**
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○**原価割れ契約の禁止を受注者にも導入**

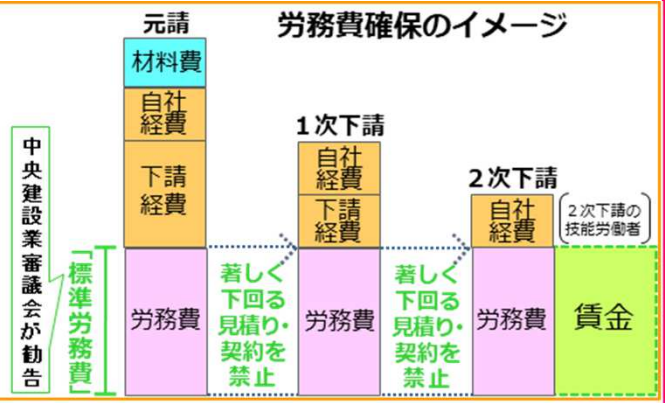

2．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○**契約前のルール**
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○**契約後のルール**
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3．働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○**ICTを活用した生産性の向上**
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例．遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例．元下間でデータ共有）
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）

技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

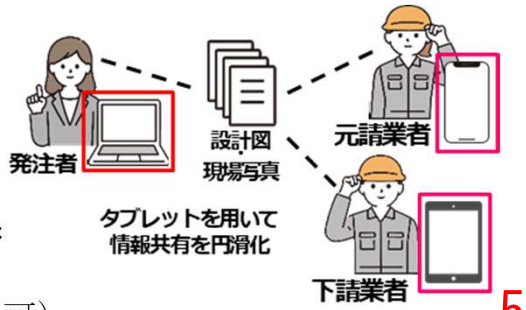

施行時期について（建設業法・入契法）

国土交通省

建設業法・入契法

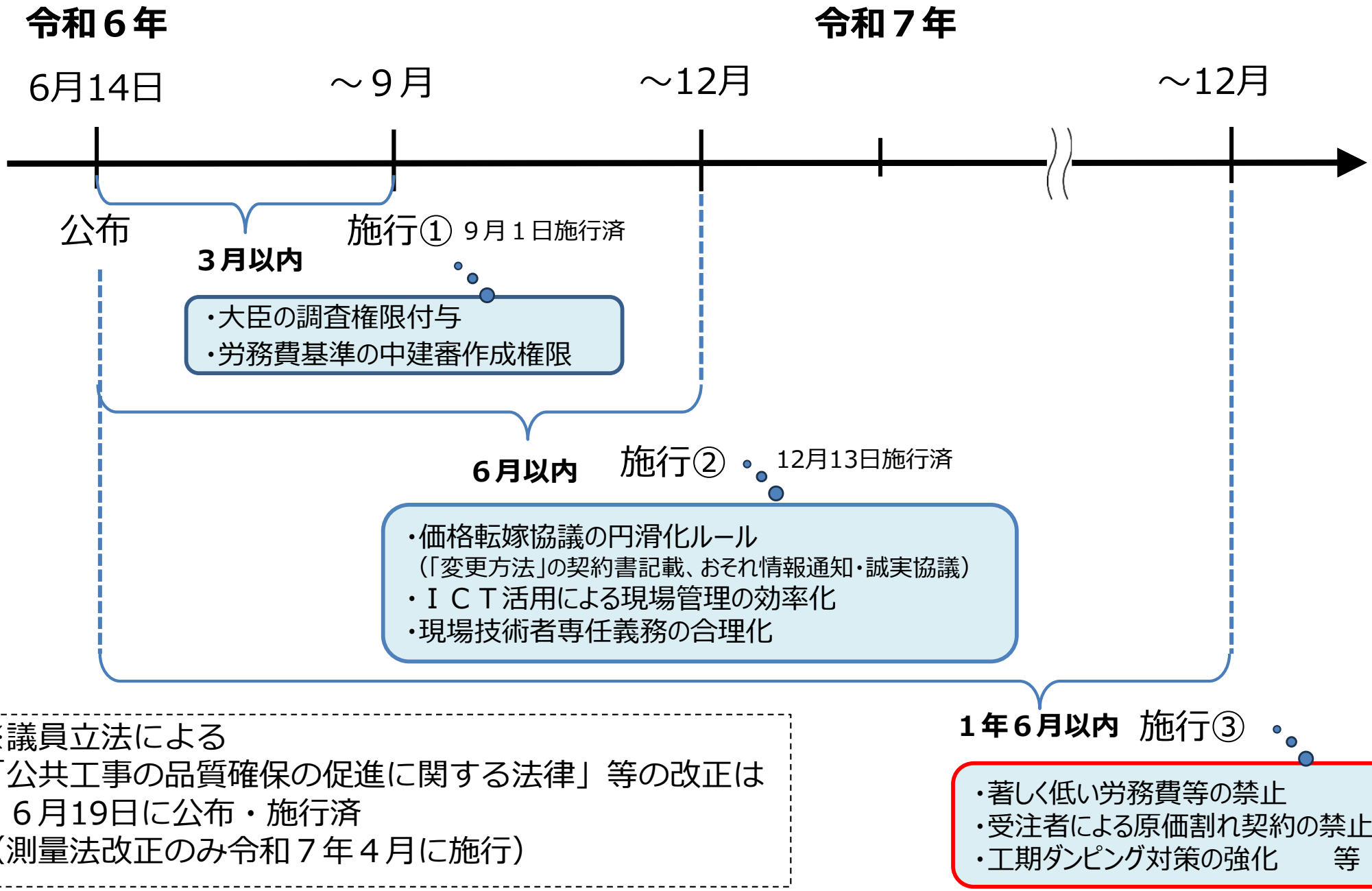

※議員立法による
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は
６月19日に公布・施行済
（測量法改正のみ令和７年４月に施行）

12月に施行された今回改正事項（価格転嫁関係）

国土交通省

契約前のルール

○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化

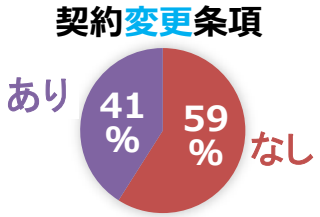

（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

契約書（イメージ）
第○条　請負代金の変更方法
- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

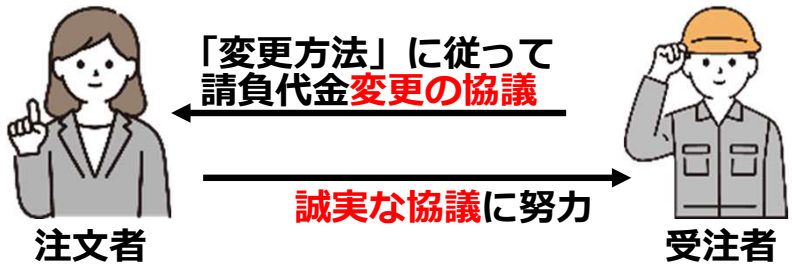

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細

国土交通省

令和６年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン*を公表

*建設業法令遵守ガイドライン　*発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

【契約前】

契約書（イメージ）
第○条　請負代金の変更方法
- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

注文者

「資材高騰等のおそれ」
通知する義務

受注者

資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】

注文者

「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議の努力

受注者

なお、事前通知がなかったことのみでは、
協議を拒む理由にはならない
⇒契約上の「変更方法」に基づき適切に協議

請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項に

「**契約変更を認めない**」契約も、契約書の法定記載事項として**認められない**

おそれ情報の通知（受注者）

契約前に、**資材高騰等のリスクを**注文者・受注者の**双方**が**共有**
⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、
- **主要な資機材**の**供給の不足**／**遅延**又は**資機材**の**価格の高騰**
- 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

※契約時に未発生の自然的事象に起因する事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】
- 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

- **書面**又はメール等の**電磁的方法**により、**見積書交付等**のタイミングで通知

誠実協議（注文者）

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、変更可否について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】
- 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- 受注者の主張を一方的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**

情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針（ICT指針）

国土交通省

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状

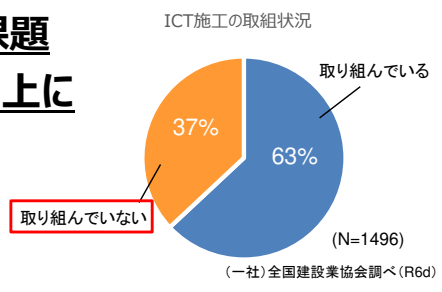

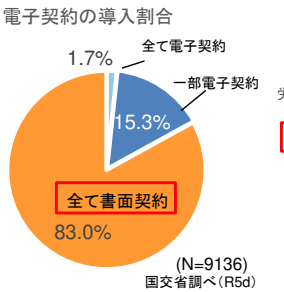

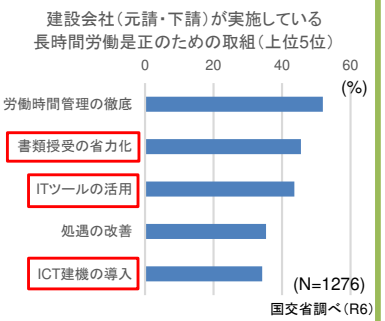

第三次・担い手3法

①ICT活用による現場管理を努力義務化（特定建設業者・公共工事受注者）
②ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化（元請）
③ICTを活用した現場管理の指針作成（国）　④公共工事でのＩＣＴ活用に向けての助言・指導等（公共工事発注者）

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

ICT指針の概要

〈主なポイント〉

- ○ **建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題**
- ○ **特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠**
- ○ 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- ○ 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- ○ 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- ○ **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化**を推進し、**省力化による生産性向上・建設業の魅力向上**を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- **CCUS、建退共電子申請方式**の積極的活用
- **電子契約**等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要

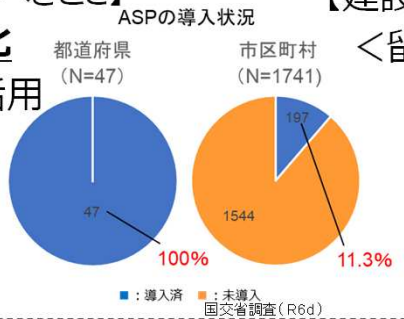

【建設現場へのICT導入にあたり、**建設業者が留意すべきポイントと事例**】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上

ウェアラブルカメラ

3Dレーザースキャナ

ICT指針の構成

国土交通省

第１　本指針の基本的考え方

◆橋梁下部工事、工期：約１４ヶ月　全体約360cm

１　背景

２　本指針の適用範囲

⇒特定建設業者・公共工事受注者のみならず、発注者・工事監理者
・設計者等工事に携わる全ての関係者の理解が不可欠

３　本指針の目的と目指すべき方向性

⇒建設業界全体のICT活用に係る取組状況の底上げ、技術革新を踏まえた知見のアップデート、共同研究・開発、セキュリティ対策徹底　等

４　建設現場におけるICT活用に向けたアプローチ

第２　工事施工の管理（バックオフィス）に関するICT活用に関する措置

１　工事施工の管理に関する法令等による規定

２　工事施工管理の効率化に向けて取り組むことが望ましい事項

（１）施工管理システムの積極的な活用

⇒元請・下請間の書類やり取りの合理化　等

（２）CCUSの活用促進

⇒CCUSへの登録、就業履歴蓄積等の一層の推進　等

（３）建設業退職金共済制度における電子申請方式の積極的活用

⇒電子申請方式の活用による確実な掛金納付・退職金支給、事務軽減　等

（４）電子入札・電子契約の積極的活用等

⇒発注者側や元請業者の理解増進CI-NETの活用　等

（５）公共工事における取組の推進

⇒工事関係書類の様式統一、簡素化・電子化、ASP活用　等

第３　工事施工（建設現場）におけるICT活用に関する措置

１　ICT活用において留意すべき観点

①工事工程全体を俯瞰したICT導入効果の最大化

②工事成果物に求められる精度を勘案した適切なICTの選択

③下請業者や建設業者間における連携・協働によるICT活用の推進

④ICT活用に係る技術者及び技能者の技能の向上

⑤データ連携による総合力の発揮

２　ICT導入の具体例

①ドローン

②トータルステーション

③３Dスキャナ

④BIM/CIM

⑤ウェブカメラ・ウェアラブルカメラ

⑥電子小黒板

⑦建設用ロボット等

ドローン

3Dスキャナ

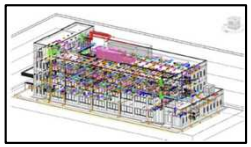

BIMモデルの活用

【ICT指針事例集（抜粋）】

法改正事項：現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（専任工事現場の兼任）

国土交通省

○建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）
○今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。（建設業法第26条第3項第1号、第4項）

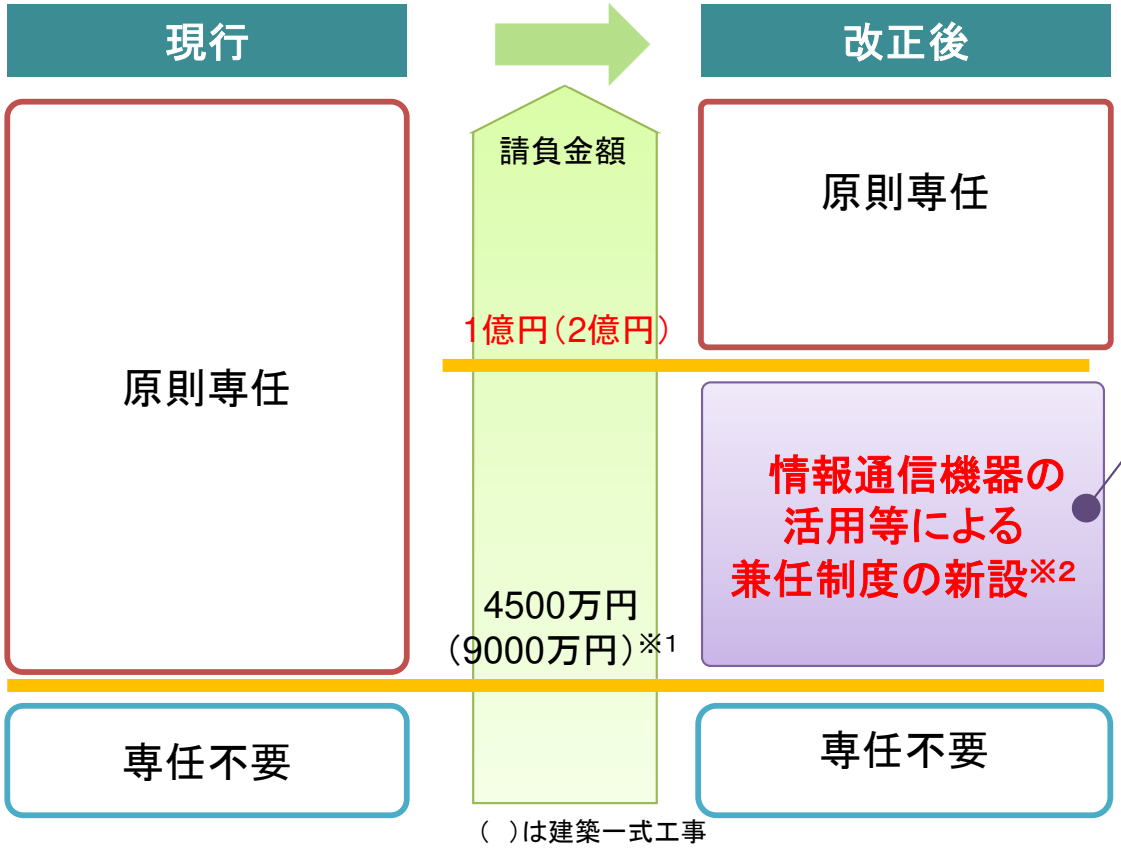

※1：近年の建設工事費の高騰に伴い、金額を引上げ済（施行日：令和7年2月1日）
※2：主任技術者・監理技術者に適用可能
補足：上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」(注)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能（主任技術者は適用不可）。この制度は改正後も引き続き活用可能。

注：「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技士補の者」又は「監理技術者の要件を有する者」（一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者制度運用マニュアル参照）

【兼任の要件】（全てに適用する必要）

①請負金額（政令）
1億円（建築一式工事の場合は 2億円）未満

②兼任現場数（政令）
2工事現場以下

③工事現場間の距離（省令）
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

④下請次数（省令）
3次まで

⑤連絡員の配置（省令）
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置
（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置（省令）

⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）
（補足）計画書の参考様式を国土交通省HPに掲載

⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置（省令）

国会付帯決議を踏まえ、今後施行状況の調査を予定

法改正事項：現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（営業所技術者等の専任現場兼務）

○営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施（建設業法第26条の5）

営業所

技術者

・営業所に専任で置かれる技術者は、営業所における請負契約の締結・履行の業務を管理（第７条、第15条）

改正後

＜特定建設業の場合＞

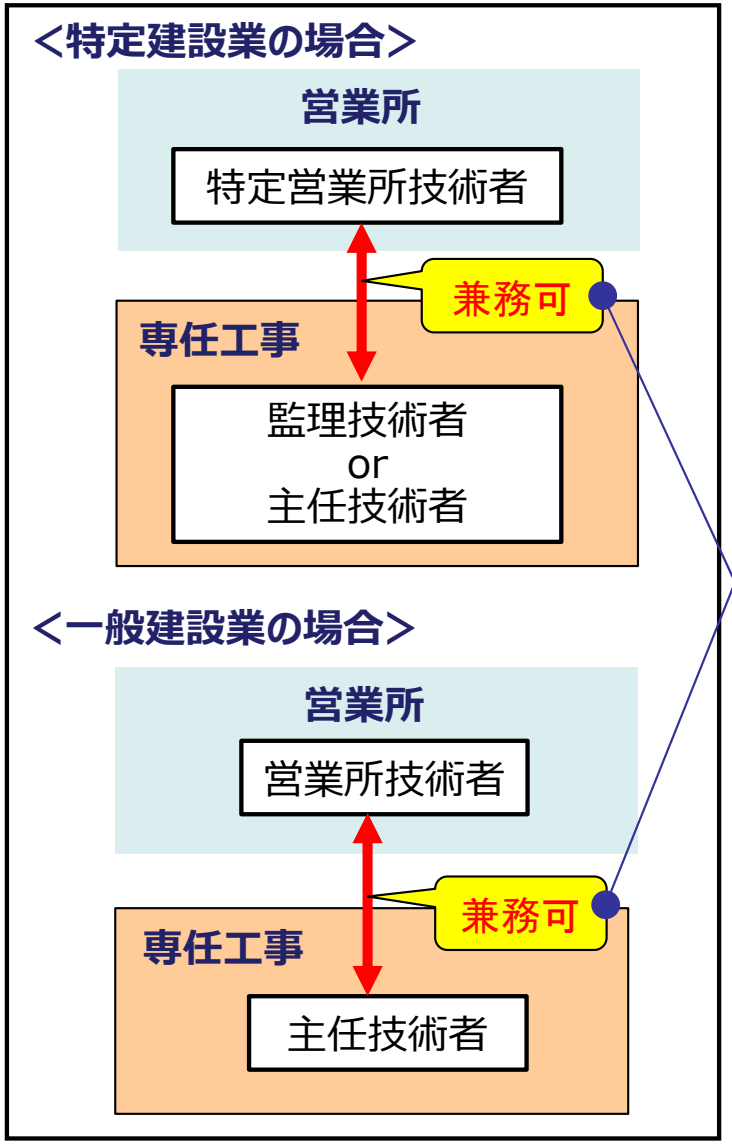

＜一般建設業の場合＞

【兼務の要件】（全てに適用する必要）

①工事契約（法律）
当該営業所において締結された工事であること

②請負金額（政令）
1億円（建築一式工事の場合は 2億円）未満

③兼任現場数（政令）
1工事現場

④営業所と工事現場の距離（省令）
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

⑤下請次数（省令）
3次まで

⑥連絡員の配置（省令）
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

⑦施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）

⑧人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）
【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

⑨現場状況を確認するための情報通信機器の設置（省令）

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可

【中建審】労務費の基準に関するワーキンググループについて

国土交通省

○　第三次・担い手３法により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論しているところ。

主な論点

○「労務費に関する基準」の作成について

- 適正な労務費の水準
- 職種分野別の「基準値」の定め方
- 基準値の決定・公表と改定の手続き

○「労務費に関する基準」の実効性確保策について

- 契約段階における労務費確保に向けた取組
- 労務費・賃金の支払段階における取組
- 公共工事における上乗せの取組

スケジュール

○令和6年9月から令和7年10月まで延べ、11回のWGを開催

○12月初旬　中央建設業審議会（総会）

・労務費に関する基準（案）
・建設工事標準請負契約約款の改正（コミットメント制度の導入）　等

○12月上旬（予定）

・職種分野別の労務費の基準値、運用方針
・労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン　等　公表

○12月12日（予定）改正建設業法等　全面施行
○令和８年春～夏頃　労務費の基準に関するWG(継続予定)

国土交通省

改正建設業法
「令和7年12月施行分」
説明会

「労務費に関する基準」に関する具体的な制度と関連する取組について

対象：建設業者団体・建設業者･公共/民間の建設工事の発注者

昨年 6 月に公布され、2025 年 12 月に全面施行となる改正建設業法に関する全国説明会を開催します。今回は特に、「労務費に関する基準」に関する具体的な制度を中心に、建設業者･発注者それぞれに取り組んでいただきたい内容を解説します。

開催プログラム

1. 改正建設業法令和 7 年 12 月施行内容について

①労務費に関する基準関係
- 「労務費に関する基準」の概要
- 労務費等を内訳明示した見積書の作成･普及に向けた取組について
- 「技能者を大切にする企業の自主宣言制度」について
- 「CCUS レベル別年収」について
- 「コミットメント制度」について
- 「労務費ダンピング調査」等について

②受注者による不当に低い請負代金・著しく短い工期による契約締結の禁止について

2. 約款改正（契約変更協議に関する規定など。コミットメント条項以外）について

3. Q&A セッション

開催日程・会場（全 10 会場 | 各回定員 50 人－100 人）

（オンライン配信なし | 各日会場午前・午後の 2 回開催）

札幌	1/9（金）	大阪	1/16（金）
仙台	1/13（火）	広島	12/23（火）
東京	12/18（木）	高松	1/23（金）
新潟	12/22（月）	福岡	2/2（月）
名古屋	1/28（水）	那覇	1/26（月）

オンライン開催（全 2 日程 | 各回定員 950 人）

（Microsoft Temas 会議使用 | 各日会場午前・午後の 2 回開催）

第 1 回：オンライン説明会	12/19（金）
第 2 回：オンライン説明会	1/20（火）

午前の部 10:30-12:00（発注者向け）
午後の部 14:00-15:30（建設業者向け）
申し込みは、開催日の 2 営業日前まで。
但し定員になり次第終了させていただきます。

開催時間のご確認やお申し込み、お問い合わせは Webサイトにてお願いいたします。

Webサイトはこちら

お問い合わせ 「PwC コンサルティング合同会社 改正建設業法説明会 事務局：jp_cons_mlit_seminar-mbx@pwc.com」

主催 国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和７年 11月 21日
不動産・建設経済局建設振興課

改正建設業法「令和７年12月施行分」説明会を開催します

～12月から２月に全国各地で順次開催～

本年12月に改正建設業法が全面施行となるにあたり、施行内容について「労務費に関する基準」を中心に、全国で説明会を開催します。あわせて、約款改正についても説明します。

昨年６月に公布され、本年12月に全面施行となる改正建設業法に関する全国説明会を開催します。今回は特に、「労務費に関する基準」に関する具体的な制度を中心に、建設業者・発注者それぞれに取り組んでいただきたい内容を解説します。
是非ご参加下さい。

１．対　象　者　　建設業関係者、建設業団体、民間発注者、民間発注者団体、国の機関、各自治体の発注担当部局、建設業許可部局　など

２．説明内容　　改正建設業法令和７年12月施行内容について
約款改正（契約変更協議に関する規定など）について

３．参　加　費　　無料

４．参加申込み　　委託先（PwCコンサルティング合同会社）より12月１日下記サイト公開・参加申込み受付開始。参加方法に関わる問合せは、委託先へお願いします。
https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/2025/construction-business-act-2512.html

５．日時・場所　　以下の通り ※席に限りがございます。満員となり次第、受付を終了します。

開催予定日	ブロック	都市	会場	定員
１月　９日（金）	**北海道**	札幌市	札幌第１合同庁舎	100名
１月13日（火）	**東北**	仙台市	東北地方整備局仙台合同庁舎Ｂ棟	50名
12月18日（木）	**関東**	東京	TKP新橋カンファレンスセンター	100名
12月22日（月）	**北陸**	新潟市	新潟美咲合同庁舎１号館	50名
１月28日（水）	**中部**	名古屋市	桜華会館	100名
１月16日（金）	**近畿**	大阪市	グランフロント大阪	50名
12月23日（火）	**中国**	広島市	中国地方整備局建政部	50名
１月23日（金）	**四国**	高松市	高松商工会議所	50名
２月　２日（月）	**九州**	福岡市	第三博多偕成ビル	50名
１月26日（月）	**沖縄**	那覇市	沖縄総合事務局本局	50名
12月19日（金）	**全国**	―	オンライン開催①	950名
１月20日（火）	**全国**	―	オンライン開催②	950名

【問合せ先】
不動産・建設経済局　建設振興課　中尾
代表：03-5253-8111(内線：24835)、直通：03-5253-8281

関東地方整備局による建設Gメンの実地調査結果概要（R6.7～R7.6）

国土交通省
関東地方整備局

- 元請企業、下請企業、発注者を対象として８０社に対して、直近事業年度に完成した工事における注文者及び下請との取引状況について調査を実施
- 第三次・担い手３法の改正を踏まえ、労務費見積（著しく低い労務費見積提出及び変更依頼の禁止）、工期設定（受発注者間における工期ダンピングの禁止）、価格転嫁（契約変更条項の明記など）が主な確認事項

	確認された事象	原因	指摘事項
労務費見積	• 見積書において、労務費などの内訳が明示されていない • 民間工事では、労務費の見積もりにおいて公共工事設計労務単価などの最新の市場単価が参照されていない	• 標準見積書など内訳明示された見積書を活用することが定着していない • 民間工事という理由のみをもって、最新の市場価格となり得る公共工事設計労務単価などの労務費の目安が参照されていない	• 標準見積書を活用して、労務費や材料費について内訳明示を行うこと • 標準労務費は公共工事設計労務単価を元に作成が検討されていることを踏まえ、労務費見積にあたっては同単価を参照すること
工期設定	• 工期に関する基準と照らし合わせて、同基準を踏まえた工期設定となっていることの確認が行われていない • 見積依頼書において、４週８休や猛暑日の考慮が条件明示されていない • 現場に従事する作業員が時間外労働規制を超えるような労働時間となっている	• 工期に関する基準が参照されておらず、工事ごとに基準へ適合していることを確認する考え方が定着していない • ４週８休や猛暑日の考慮を受注者側の判断に委ねている • 設計や前工事の遅れなど、受注者側に責がない場合でも工期延長が協議されていない	• 工期に関する基準を踏まえた工期設定がされていることを確認できるチェックリストなどの活用を行うこと • 見積依頼書に、４週８休等を前提とした条件明示を行うこと • 労働基準法を遵守して、時間外労働規制に抵触しないような工期設定を行うこと
価格転嫁	• 契約書に変更契約に関する条項の記載がない • 物価変動等による諸費用の上昇分について、契約変更に至らない • 注文者と受注者の間で、価格協議の交渉過程の記録作成や書類保管がされていない	• 建設工事標準請負契約約款が活用されていない • 受注者が注文者側へ上昇のおそれについて予め説明が行われていない • 協議や交渉記録を作成、保管する習慣が定着していない	• 建設工事標準請負契約約款を活用し、変更契約条項を明記すること • 受注者は公表された統計等を基に予め情報提供し、注文者は協議の際に応じること • 協議過程でやり取りのあった見積書等の交渉記録の保管などに努めること

建設業取引適正化推進期間の取組 （令和7年10月1日～12月31日）

国土交通省

建設業取引適正化推進期間

○建設業取引の適正化をより一層推進するため、**毎年１０・１１・１２月を「建設業取引適正化推進期間」**として、幅広く重点的に法令遵守に関する活動を実施。

建設業法令遵守推進本部の取組

○主な実施内容（関東地方整備局）

◆ポスター掲示、ホームページ等を通じた広報（関東地方整備局ＨＰ、X(旧Twitter)他機関YouTubeチャンネルへリンク等）

◆法令順守等講習会の実施

・関東地方整備局ｗｅｂ講習会　（オンデマンド配信）

・講習会

11/14　東京建設業協会（web開催）

11/18　山梨県/山梨県建設業協会/山梨県建設産業団体連合会（山梨県地場産業センター）

10月下旬～　長野県/長野県建設業協会（10月下旬～12月下旬、web配信）

◆建設Gメンによる調査等の実施

・大臣・知事許可含めた調査等

請負代金や工期設定は適正ですか？

みんなで守る適正取引

令和７年度10・11・12月

建設業取引適正化推進期間

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

建設業取引適正化推進期間 検索

適正な工期確保の推進

「工期に関する基準」 改正の概要 （令和6年3月）

国土交通省

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和２年７月作成）。
- 令和６年４月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年３月に同基準を改定。

第１章　総論

（１）背景
（２）建設工事の特徴
（３）**建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
（４）本基準の趣旨
（５）適用範囲
（６）**工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項

（１）**自然要因**
（２）**休日・法定外労働時間**
（３）イベント
（４）制約条件
（５）契約方式
（６）関係者との調整
（７）行政への申請
（８）**労働・安全衛生**
（９）工期変更
（１０）その他

・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第３章　工程別に考慮すべき事項

（１）**準備**　（２）施工　（３）後片付け

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第４章　分野別に考慮すべき事項

（１）住宅・不動産（２）鉄道（３）電力（４）ガス

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について

（優良事例集）

第６章　その他

（１）著しく短い工期と疑われる場合の対応
（２）**建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
（３）基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

働き方改革を推進するための国土交通省と厚生労働省の連携【関東管内】

国土交通省
関東地方整備局

関東地方整備局では、令和６年４月から適用された罰則付き時間外労働規制をはじめとした働き方改革について、令和5年度から引き続き厚生労働省との連携しながら建設業関係団体と意見交換等を行い、働き方改革が推進されるよう主に以下の取組を実施しており、令和７年度も継続して実施。

厚生労働省の取り組みに国土交通省が参画

① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和５年度より、１都８県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている
- 令和７年度においても継続して実施。今年度は特に民間発注者団体に対して、時間外労働の削減や適正な工期設定等について、各構成員が連携し働きかけを実施していく予定

【R7年度の各地の開催実績】

※ ☆印は民間発注者団体（商工会・経営者協会等）参加協議会

東京	R7.5.19	☆千葉	R7.6.13	☆長野	R7.6.16	☆群馬	R7.6.18	山梨	R7.6.20
☆栃木	R7.6.23	☆神奈川	R7.6.24	埼玉	R7.6.25	茨城	R7.7.3		

② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 令和６年度は「適正工期ガイドブック」及び説明動画資料を提供。令和７年度においても順次実施

③ 管内労働局との連名文書の発出

- 各都県内区市町村及び主要民間団体へ働き方改革等の実現に向けた協力依頼文書を発出

【連名文書発出状況】

※ 栃木は建設業関係労働時間削減推進協議会名で文書発出予定

茨城	R7.9.22	栃木	調整中	群馬	R7.11.28	埼玉	R7.9.1	千葉	R7.8.4
東京	R7.5.13	神奈川	調整中	山梨	R7.10.24	長野	R7.8.26		

入札契約適正化キャラバン（各地方整備局等）

〇各地方整備局等において、入札契約の取組が遅れている市区町村に対し、個別訪問による働きかけを実施（全国10ブロック、地方整備局等単位）。

〇令和7年度は週休2日工事の実施を重点テーマに、約100団体に対して実施（令和7年9月～）。

注）重点テーマは毎年度選定。働きかける内容及び手法は各市区町村の取組状況等による差異あり。

●令和７年度　キャラバン実施概要

目的・趣旨

入札契約の取組が遅れている**市区町村への働きかけの加速化**

重点項目

市区町村における**週休２日工事の実施**＊

＊週休２日工事または週休２日交替制工事を１件以上実施していることを指す。

実施内容

市区町村を直接訪問し、令和７年度中の週休２日工事の実施を中心に適正化を働きかけたうえで、フォローアップを実施。

※都道府県との連携（調整・情報共有等）のうえ実施。必要に応じ、その他の適正工期や円滑な価格転嫁（スライド）、ダンピング対策、施工時期の平準化等についても働きかけを実施。

実施主体

各地方整備局等建政部　入札契約適正化担当者

対象自治体

全国計　約１００団体＊（ブロック別内訳は右図参照）

＊Ｒ７週休２日工事実施率７０％未満が見込まれる地域及びＲ６同実施率３０％未満の地域のうち、週休２日工事未実施の団体を中心として選定。

●令和７年度　キャラバン実施地域

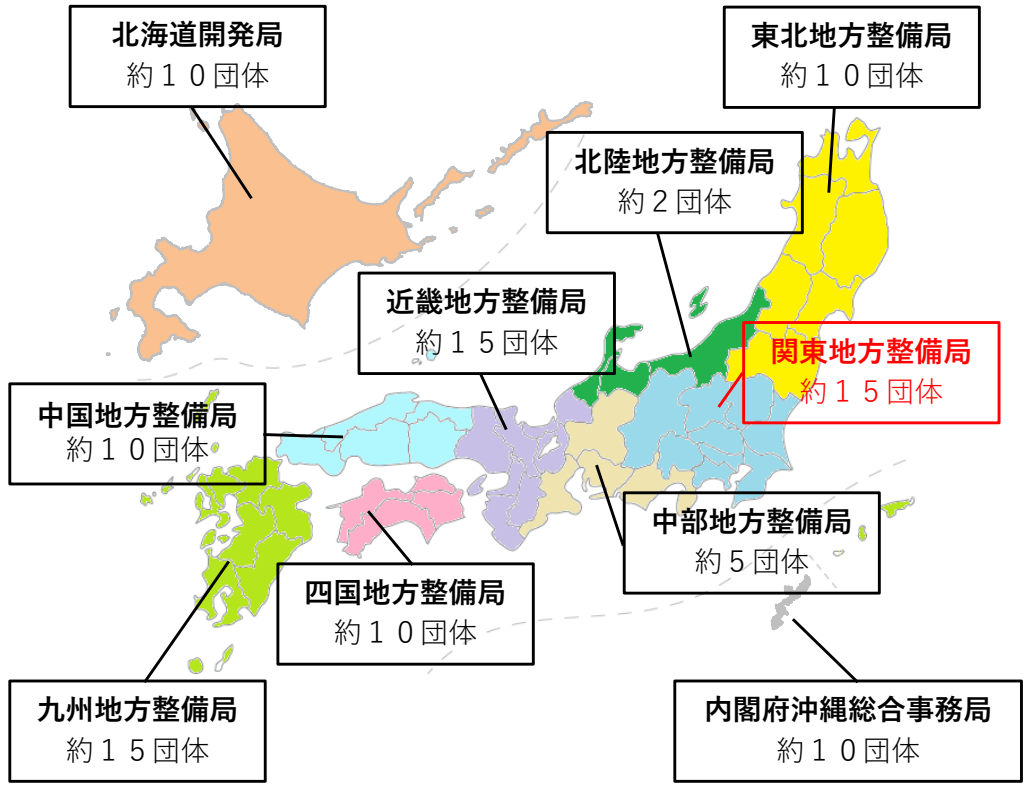

個別対話型の働きかけを通じ、週休２日工事の導入及び拡大の加速化を目指す。

担い手確保の取組み

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会

国土交通省
関東地方整備局

開催要旨

地域の守り手である建設業の持続的な発展に向けて、担い手の確保に関するそれぞれの現状・課題の認識や取組を共有し、官民一体となった取組を推進するため、関東甲信地域における建設業団体、都県・政令市、関東地方整備局が一堂に会して意見交換会を実施し、第二回目において**「建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について」**申し合わせを取り交わし、週休２日の推進及び効果的なＰＲの実施を関係者一丸となって推進していくこととされた。

開催概要

【参加者】
業界団体：日建連関東支部、管内１都８県建設業協会、中小建設業協会（東京、神奈川、横浜）、関東建専連
自治体　：管内１都８県、５政令市の建設業許可部局、発注担当部局
関東地整：企画部、営繕部、建政部

【開催日】
第１回　：令和７年２月17日　･･･　現状・課題の認識や取組の共有
第２回　：令和７年６月　６日　･･･　建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について認識共有

※ 第２回において本取り組みを後押しすべく、国土交通本省の廣瀬技監も出席

第２回意見交換会

岩﨑局長挨拶

廣瀬技監挨拶

主な申し合わせ事項

■“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

- 関東地整、都県・政令市は、発注工事において元請企業から下請企業まで週休２日が実現されるよう、必要な取組を推進する。その際、都県・政令市は自らのすべての部署（教育委員会等）の発注工事が週休２日となるよう推進する。
- 関東地整、都県は、管内の区市町村長等に対し、各区市町村発注工事における週休２日の実現に向け取り組むことを要請する。
- 関東地整、都県・政令市、建設業団体は、民間発注者の団体となる経済団体（商工会議所等）に対して様々な機会を活用して、担い手３法の趣旨を踏まえ民間発注工事における週休２日や適正工期の実現に向け取り組むことを要請する。
- 建設業団体は、元請企業から下請企業まで週休２日が実現されるよう、都県単位で建設業団体間の連携を図り、必要な取組を推進する。

■建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

- 現場見学会や技能実習等のイベントを産・学・官が連携して取り組む。
- 特に小・中・高学校の学生、先生及び親を対象としたイベントや出前授業等の機会確保に努める。
- ＨＰやＳＮＳ、出前講座等を活用して防災やインフラ貢献といった建設業の役割の重要性についての情報発信を行う。
- 現場の労働環境改善に取組む（工事現場のトイレ改善、休憩スペースの確保など）。

担い手確保に関する意見交換会リーフレット

国土交通省
関東地方整備局

～“建設業”が地域の安全安心や経済成長を支えていくために～

建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり持続的に発展し、地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、担い手の確保に向けて、**関東地方整備局、都県・政令市、関東甲信地域の建設業団体**が、担い手３法（建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、**連携した取り組みを進めています。**

建設業の週休２日の推進、魅力などの効果的なＰＲについて、関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体が連携した取り組み方針を申し合わせました。

令和７年６月６日　第２回　関東甲信地域における建設業の担い手確保に関する意見交換会

建設業の就業者数の状況と労働環境

建設業の就業者数は減少傾向となっている中、交代制勤務などの実施が困難な企業が多く、全産業平均に比べて出勤日数が多く、労働時間が長くなる傾向となっているため、建設業就業者は休日を十分に取れていない状況です。

建設業就業者数
（平成9年と令和5年の比較）
202万人減

総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設業の年間実労働時間
（令和5年の全産業との比較）
62時間長い

厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設工事全体における
週休2日の取得状況
3割未満

国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」（令和6年公表）より

2025.7

“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休２日の推進

魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業に従事するすべての者が柔軟な働き方ができるよう留意することを前提とし、週休２日の取組を推進しています。

関東地方整備局、都県・政令市は自ら発注する全ての公共工事において週休２日工事の実現に向けて、猛暑や雪などの天候や施工環境を考慮した柔軟な働き方ができるよう、建設業界と連携した取り組みを推進しています。

国土交通省作成
適正工期確保ガイドブック

関東地方整備局ＨＰ
週休２日チャレンジサイト

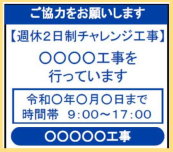

千葉市ＨＰ
週休２日制チャレンジ工事看板

また、建設業界においても、元請企業から下請企業までが週休２日をはじめとした、休日の確保や柔軟な働き方ができるよう、連携した取り組みや周知を推進しています。

（一社）日本建設業連合会
週休２日推進ロゴマーク

土日一斉閉所キャラクター
やすみん

（一社）群馬県建設業協会
４週８休ＰＲポスター

建設業の週休２日は、公共工事のみならず、全ての工事で取り組んでいく必要があります。関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体は、区市町村発注工事や民間工事における週休２日の推進に向けて、区市町村・関係団体へ要請を行うと共に、公的資金の補助を受けた事業者に対する周知・啓発を行っています。

労働局主催の民間発注団体が参加する会議にて
関東地方整備局より適正な工期設定を周知

関東地方整備局と１都８県建設業許可部局による
適正な工期設定を周知するリーフレット

担い手確保に関する意見交換会リーフレット

国土交通省
関東地方整備局

建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

建設業の魅力や意義を多くの方に効果的に情報を発信するため、産・学・官が連携し、各者が有する知識・設備・現場等を最大限に活用し、これまでの取組をより発展的に推進しています。

建設業界は職業体験会や現場見学会、小・中・高などの学校での出前授業の実施、ＨＰやＳＮＳを活用した情報発信を通じて、建設業の魅力発信に努めています。

（一社）茨城県建設業協会
親子見学会

（一社）栃木県建設業協会
建　ＦＥＳ　ＧＯ！（お仕事体験会）

（一社）山梨県建設業協会
小学校における出前授業

（一社）千葉県建設業協会
ショッピングモール内、仕事体験テーマパークへのブース出展

（一社）東京建設業協会
小学生へ向けた建設業のお仕事紹介冊子

（一社）長野県建設業協会
「建設カード」によるお仕事紹介

建設業は地域を支える重要な産業

建設業は新たなインフラ整備はもちろんのこと、今あるインフラの維持・管理、また、災害時の応急復旧を担う産業として、地域の安心安全や経済成長を支えています。

（一社）神奈川県建設業協会の災害復旧対応

（一社）埼玉県建設業協会の災害復旧対応

建設業の休日確保や魅力発信は、新たな担い手確保のための取り組みであり、建設工事に関わる全ての方々と共通理解のもとに進めていくことが重要です。

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会　構成員

■関東地方整備局

■都県・政令市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

■建設業団体（１４団体）

（一社）日本建設業連合会関東支部、（一社）茨城県建設業協会、
（一社）栃木県建設業協会、（一社）群馬県建設業協会、（一社）埼玉県建設業協会、
（一社）千葉県建設業協会、（一社）東京建設業協会、（一社）神奈川県建設業協会、
（一社）山梨県建設業協会、（一社）長野県建設業協会、
（一社）東京都中小建設業協会、神奈川県中小建設業協会、（一社）横浜建設業協会、
建設産業専門団体関東地区連合会

建設業の担い手確保の取組にご理解・ご協力をお願いします！

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会ＨＰ

申し合わせ事項を踏まえた取組

国土交通省
関東地方整備局

意見交換会で取り交わした申し合わせ事項を踏まえた現時点における取組は以下のとおり

週休２日推進に向けた取組

区市町村に向けた働きかけ

◆ 都県政令市のまちづくり担当部局との意見交換会における働きかけ（R7.6～）
◆ 関東ブロック公契連における周知啓発の実施（R7.8）
◆ 都県公契連への参画による周知啓発の実施（R7.7～）
◆ 区市町村キャラバンによる周知啓発の実施（R7.8～）

☞引き続き、様々な場面を活用して区市町村への働きかけを継続

【長野県宅地建物取引業協会　ＨＰ】

民間発注者団体に向けた働きかけ

◆ 民間発注者団体（99団体）に対して意見交換会リーフレット、チラシの配布を実施（R7.7）

☞ 各都県の経営者協会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会、商工会連合会を訪問する等、民間発注者団体への働きかけを進めていく

【埼玉県中小企業団体中央会　ＨＰ】

建設業の魅力･意義の効果的なＰＲに向けた取組

◆ 関東地方整備局ＨＰに担い手確保意見交換会に関するページを開設。今後、幅広に情報発信を実施。

今後の取組スケジュール

	令和７年度	令和８年度
関東地整	週休２日、効果的なＰＲの取組･働きかけ推進	集約・共有 → 各機関における取組･働きかけを参考に担い手確保に向けた取組を継続
都県政令市	週休２日、効果的なＰＲの取組･働きかけ推進	
業界団体	週休２日、効果的なＰＲの取組･働きかけ推進	

自衛隊における人材確保の取組に係る申合せを締結

国土交通省

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表：防衛省

令和７年５月23日
大臣官房参事官（建設人材・資材）
不動産・建設経済局建設振興課
総合政策局政策課

「建設業及び建設関連業並びに自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」を締結

～国土交通省、防衛省、建設業・建設関連業の業界団体が連携します～

国土交通省は、本日、防衛省、建設業・建設関連業の業界団体７団体との間で、退職自衛官の円滑な再就職支援などについて一層の連携強化を図るため、「建設業及び建設関連業並びに自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」を締結いたしました。

この申合せは、昨年12月の「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」において決定された基本方針に基づいて締結するものであり、採用に関する広報の積極的な実施や業種説明会の実施など、双方にとって有益な取組を進めるものです。

国土交通省では今後、他業界においても、申合せを締結するなど、防衛省と連携する業界を拡大してまいります。

１．申合せの締結者

国土交通省、防衛省、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人全国中小建設業協会、一般社団法人建設産業専門団体連合会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、一般社団法人全国地質調査業協会連合会

２．申合せの概要

国土交通省及び防衛省並びに建設業・建設関連業の業界団体との間で、以下の取組について一層の連携を図ります。

① 建設業及び建設関連業における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援に関する取組
- 採用に関する広報の積極的な実施
- 業種説明会等の実施
- 職業訓練等の充実

② 自衛隊における人材確保の取組

③ 予備自衛官等制度に関する取組

３．申合せ締結日

令和７年５月23日（金）

採用に関する広報の積極的な実施

・国土交通省及び業界団体は、建設業及び建設関連業における必要又は有用となる資格、勤務環境、処遇、福利厚生、キャリアパス、建設業及び建設関連業に従事している退職自衛官の活躍事例を示すなど、労働環境改善に向けた施策の周知や退職予定自衛官向けの採用に関する広報を積極的に行う。

採用業務説明会等の実施に関する広報の積極的な実施

・国土交通省及び業界団体は、退職予定自衛官が建設業及び建設関連業に関する知識及び業務内容について理解を深めつつ、建設業及び建設関連業に対する関心を高めるため、業種説明会や現場見学会等の機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。

・退職予定自衛官の再就職後の早期離職を防止する観点から、協力してインターンシップ等の機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。

職業訓練等の充実

・防衛省は、退職予定自衛官に対する職業訓練の充実・強化にあたり、建設業及び建設関連業に再就職する際に有用な資格の取得等に向けた必要な検討及び取組を行う。

自衛隊における人材確保の取組

・業界団体は、情報掲示の場を提供するなどの協力を行う。

・業界団体は、自衛官等を志望する者などに関する情報を得た場合は、乙の地方組織のうち最寄りの自衛隊地方協力本部に当該情報を提供する。

予備自衛官等制度に関する取組

・業界団体は、防衛省の行う予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の制度の周知及び募集等の活動に必要な協力を行う。。

・業界団体は、建設業及び建設関連業において予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補たる従業員を雇用している場合、当該従業員が訓練等に出頭しやすい環境の構築に努める。

建設キャリアアップシステム

CCUS 利用拡大に向けた３か年計画（概要）

○　これまでの５年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
○　今後３年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「３か年計画」の位置づけ

CCUSの土台となる
技能者・事業者登録の拡大
【登録拡大フェーズ】

→ 改正建設業法と一体となった、
処遇改善・業務効率化の拡大
【メリット拡大フェーズ】

→ 処遇確保や業務効率化の
浸透・定着
【定着発展フェーズ】

1．経験・技能に応じた処遇改善

○「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大　等

2．CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

○CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
○建退共の申請事務の抜本的な効率化　等

3．就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

○技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
○能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化　等

計画の実施状況を少なくとも年１回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・**あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

CCUS 利用拡大に向けた３か年計画（ロードマップ）

		R６年度	R７年度	R８年度～	
経験・技能に応じた処遇改善	適正な労務費の確保・行き渡り	表明保証に関する検討・試行 「建設Gメン」による実地調査	労務費の基準の適用		技能者や建設企業が実感できる<u>CCUSのメリット</u>を拡大
	CCUSレベルに応じた手当・賃金等	CCUSレベルに応じた手当・賃金等の働きかけ 技能者の処遇改善に資する退職金共済制度の検討			
	技能者を大切にする適正企業の評価向上	「技能者を大切にする適正企業」の自主宣言制度（仮称）の創設	インセンティブ提供	水準の高い取組を行う企業の認証・インセンティブ強化	
CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化	CCUSの登録データを活用した事務作業削減	施工体制台帳の提出義務合理化 労務安全システム等との情報連携	連携できるデータの範囲の拡大（入退場データ等）		
	技能者がアプリで、自身の経験等のデータを確認	技能者アプリの導入	資格証携行義務への対応 建退共掛金の積立状況の表示		
	CCUSと建退共の完全連携	建退共のCCUS活用電子申請推進	CCUSと建退共との連携完結		
就業履歴の蓄積と能力評価の拡大	就業履歴を蓄積できない現場の解消	自治体における取組の見える化 都道府県・市町村への働きかけ、直轄モデル工事推進	就業履歴蓄積状況に応じた経審加点 元請が現場登録しない場合の就業履歴の蓄積のあり方について検討		<u>あらゆる現場</u>・<u>あらゆる職種</u>でCCUSと能力評価を実施
	能力評価を受けられない分野の解消	CCUS登録と能力評価のワンストップ化	能力評価分野の拡大（住宅建築、多能工など）		

建設工事の取引当事者の皆様へ

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

建設業法の改正に伴い

建設工事の契約前後のルールが変わります！

【３つの新ルール】

新ルール① 契約 前 契約の変更方法を明確化

（建設業法 第19条）

契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。

契約書（例）

第○条　請負代金の変更方法

- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める。**
  協議に当たっては、**工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮**する。

変更条項の削除は**法律違反！**

契約書の作成は「建設工事標準請負契約約款」を活用しましょう！

国土交通省ＨＰ

資材高騰や労務の供給不足等の影響で、価格や工期の変更が必要になるかも・・・

裏面へ

建設工事の取引当事者の皆様へ

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

新ルール② 契約 前

“おそれ情報”の通知義務

（建設業法 第20条の2第2項）

受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。

おそれ情報の客観的な裏付け資料

・メディア記事や資材業者の記者発表
・公的主体や業界団体などの統計資料　など

新ルール③ 契約 後

誠実な協議に努める義務

（建設業法 第20条の2第3項及び第4項）

資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(※)があります。※ 公共発注者は義務

誠実協議の努力義務に反する行為

・協議の開始を正当な理由なく拒絶する
・主張を一方的に否定した協議打ち切り　など

おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？

注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた協議を行いましょう！

公正取引委員会ＨＰ

運用の詳細は、建設業法令遵守ガイドラインを参照ください

国土交通省ＨＰ

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！

建設工事を発注する皆様へ

関東地方整備局管内
建設業許可部局

「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック

◆工期に関する基準とは
適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆考慮すべき事項の例
降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休２日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素　等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。

適正工期確保ガイドブック

解説動画の掲載先ＱＲコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

適正な工期設定はなぜ必要？

1. 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
2. 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、**「地域の守り手」**として将来にわたって**国民の皆様の安心・安全を守り**続けられる**持続可能な産業**となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局　茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県　建設業許可部局

R7.6

工事契約の締結の際は「工期に関する基準」の内容確認を！

建設業法　第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第１項　注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第２項　建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第２項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）

契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！

1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日（雨休率の設定等）	
	猛暑日（夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日）	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保（十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映）	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限（進入時間、重量、台数）等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整 ※2	地元住民や地元団体（農業、漁業組合等）、電力・ガス等の占用企業者との協議期間	
	関係者との協議調整が未了の場合（用地未買収等）、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定（勤務間インターバル制度の導入等）	
行政への申請 ※2	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法>　○：条件を明示し、工期に反映済　　△：条件を一部明示し、工期に反映済
×：条件が明示できず、工期に未反映　　－：当該工事で対象外

2 工程別に考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
準備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間（物品納入や建設機械の搬入に要する時間）	
	設計図書で未決定の事項や仕様の未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備（電力・給排水・濁水処理・給気等）の整備期間	
施工 ※4、5	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、１日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事（構法）における、生コンクリートの工場・１日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事（鉄骨）における、鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
後片付け	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	

★ このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。

特に“時間外労働規制の遵守や週休２日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

参考：猛暑日について

過去5年間における長野県（長野地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移

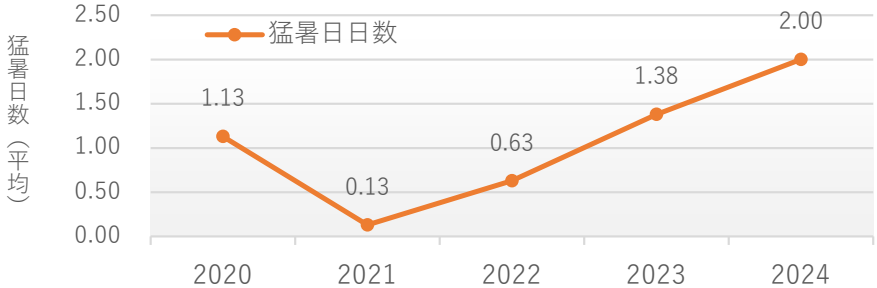

出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日日数確認サイト」を元に関東地方整備局にて作成

※WBGTとは
熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、**WBGT31以上は「危険」とされて、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動**するという注意事項となっています。
また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、**WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止**するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」を元に関東地方整備局が要約抜粋

（一社）長野県建設業協会との意見交換会

北陸地方整備局の取り組みについて

Ⅰ　予算の概要 ・・・

Ⅰ　予算の概要

北陸地方整備局　直轄事業費の推移（当初予算・補正予算他）

国土交通省
北陸地方整備局

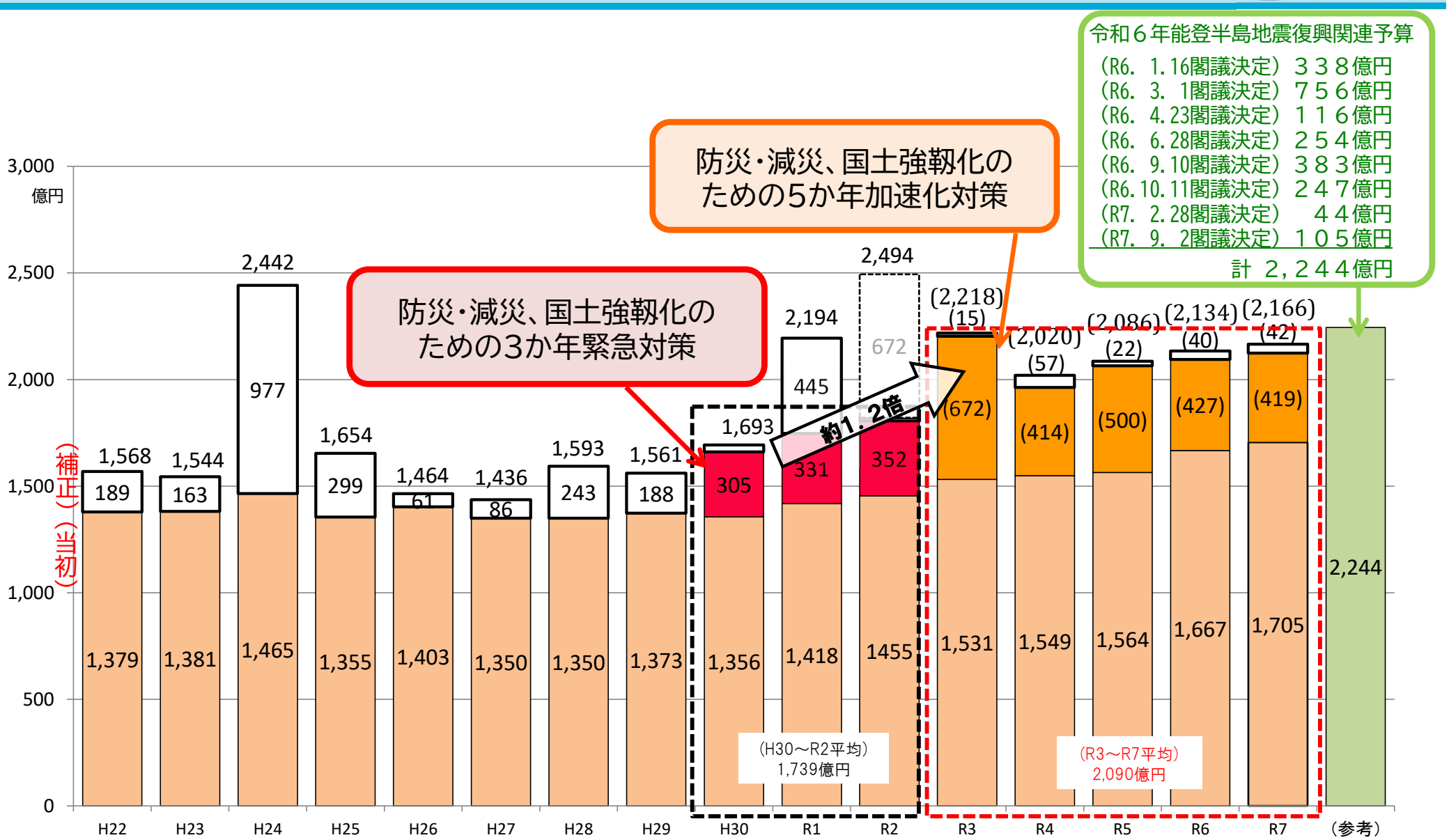

※調整費、推進費及び災害関連を含まない、ただしR1補正は河川等大規模災害関連事業（再度災害防止改良復旧）を含む。
※「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」の初年度から5年目は、それぞれR2・R3・R4・R5・R6補正予算により措置。
※計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数においては合計とは一致しない場合がある。

【参考（直轄事業費のみ）】
防災・減災、国土強靱化3カ年緊急対策含めた年間予算（H30～R2平均）：１，７３９億円
防災・減災、国土強靱化5カ年加速化対策含めた年間予算（R3～R7平均）：２，０９０億円（比較すると約１．２倍の執行予算が確保）

北陸地方整備局(直轄)の令和7年度予算

令和7年度国土交通省関係予算では、
「国民の安全・安心の確保」
「持続的な経済成長の実現」
「地方創生2.0に資する個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」
を3本柱として、令和6年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進めることとしています。

【直　轄:事業費】　(単位:百万円)

区分	令和6年度 (A)	令和7年度 (B)	伸率 (B)/(A)
治水	64,379	69,063	1.07
海岸	3,160	3,021	0.96
道路	86,263	85,807	0.99
港湾	9,723	9,694	1.00
都市水環境整備	593	593	1.00
国営公園等	854	823	0.96
官庁営繕	354	84	0.24
合計	165,325	169,085	1.02
(参考)空港	1,372	1,374	1.00
再計	166,697	170,459	1.02

(単位:百万円)

合計 (C)	令和6年度(前年度補正予算含む)		合計 (D)	令和7年度(前年度補正予算含む)		伸率 (D)/(C)
	令和5年度補正	令和6年度当初		令和6年度補正	令和7年度当初	
86,712	22,333	64,379	91,246	22,183	69,063	1.05
5,455	2,295	3,160	5,111	2,090	3,021	0.94
98,962	12,699	86,263	99,199	13,392	85,807	1.00
18,641	8,918	9,723	17,920	8,226	9,694	0.96
714	122	593	657	64	593	0.92
1,135	281	854	981	158	823	0.86
390	36	354	120	36	84	0.31
212,010	46,684	165,325	215,234	46,149	169,085	1.02
1,372	-	1,372	1,374	-	1,374	1.00
213,381	46,684	166,697	216,608	46,149	170,459	1.02

※ 1.工事諸費等は除く。
※ 2.計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。
※ 3.空港は、国管理空港(新潟)、共用空港(小松)に配算された予算のうち、整備局で施行分である。
※ 4.防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策は令和2年度から各年度の補正予算により措置されている。
※ 5.上記の他、災害復旧費(治水・道路・空港)として約3,777百万円が配分予定である。

北陸地方整備局（補助・交付金）の令和7年度予算

国土交通省 北陸地方整備局

【補助・交付金：事業費】 （単位：百万円）

区分	令和6年度（A）	令和7年度（B）	伸率（B）/（A）	合計（C）	令和6年度（前年度補正予算含む） 令和5年度補正	令和6年度当初	合計（D）	令和7年度（前年度補正予算含む） 令和6年度補正	令和7年度当初	伸率（D）/（C）
治水	13,924	15,562	1.12	27,364	13,440	13,924	28,943	13,382	15,562	1.06
海岸	413	534	1.29	975	562	413	845	311	534	0.87
道路	33,895	37,269	1.10	48,984	15,089	33,895	49,919	12,650	37,269	1.02
港湾	2,414	1,620	0.67	2,414	-	2,414	2,450	830	1,620	1.01
住宅対策	1,516	1,835	1.21	1,516	-	1,516	29,581	27,745	1,835	19.51
市街地整備	11,886	12,665	1.07	12,870	984	11,886	14,118	1,452	12,665	1.10
道路環境整備	9,822	10,849	1.10	12,406	2,584	9,822	13,935	3,086	10,849	1.12
上下水道	132	146	1.11	132	-	132	203	57	146	1.54
水道	260	1,060	4.08	260	-	260	1,060	-	1,060	4.08
下水道	6,529	6,102	0.93	6,529	-	6,529	6,141	38	6,102	0.94
交付金等	138,687	127,328	0.92	168,388	29,701	138,687	165,231	37,903	127,328	0.98
合計	219,477	214,971	0.98	281,838	62,361	219,477	312,426	97,456	214,971	1.11

※ 1.交付金の事業費は配分する国費をもとに推計したものである。
※ 2.計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。
※ 3.道路環境整備費は、連続立体交差事業、無電柱化推進事業費、交通安全対策、踏切道改良計画事業関係の予算。
※ 4.防災・減災、国土強靭化のための5カ年加速化対策は令和2年度から各年度の補正予算により措置されている。

【直　轄】＋【補助・交付金】 （単位：百万円）

区分	令和6年度（A）	令和7年度（B）	伸率（B）/（A）	合計（C）	令和6年度（前年度補正予算含む） 令和5年度補正	令和6年度当初	合計（D）	令和7年度（前年度補正予算含む） 令和6年度補正	令和7年度当初	伸率（D）/（C）
合計	386,175	385,429	1.00	495,220	109,045	386,175	529,034	143,605	385,429	1.07

Ⅱ　長野県内の主要事業

令和7年度 長野県 主要事業箇所（治水）

国土交通省
北陸地方整備局

③犀川 環境整備 水辺整備

・水辺の賑わい創出、地域の活性化を目指し、明科地区で、水辺整備（親水護岸、巨石水制延伸等）のための測量設計に着手

令和７年度当初　２７６百万円※

※信濃川総合水系環境整備事業のR7当初全体事業費

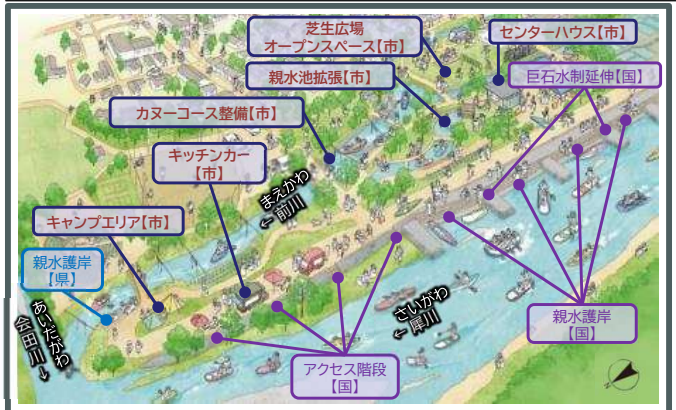

犀川×前川かわまちづくり　整備イメージ

④大町ダム等再編事業

・洪水量を低減させ、下流域の治水安全度を向上させるため、土砂輸送用トンネル工事等を進め、ダム再編事業を推進

令和７年度当初　３,９６５百万円

トンネル掘削状況（NATM工法）

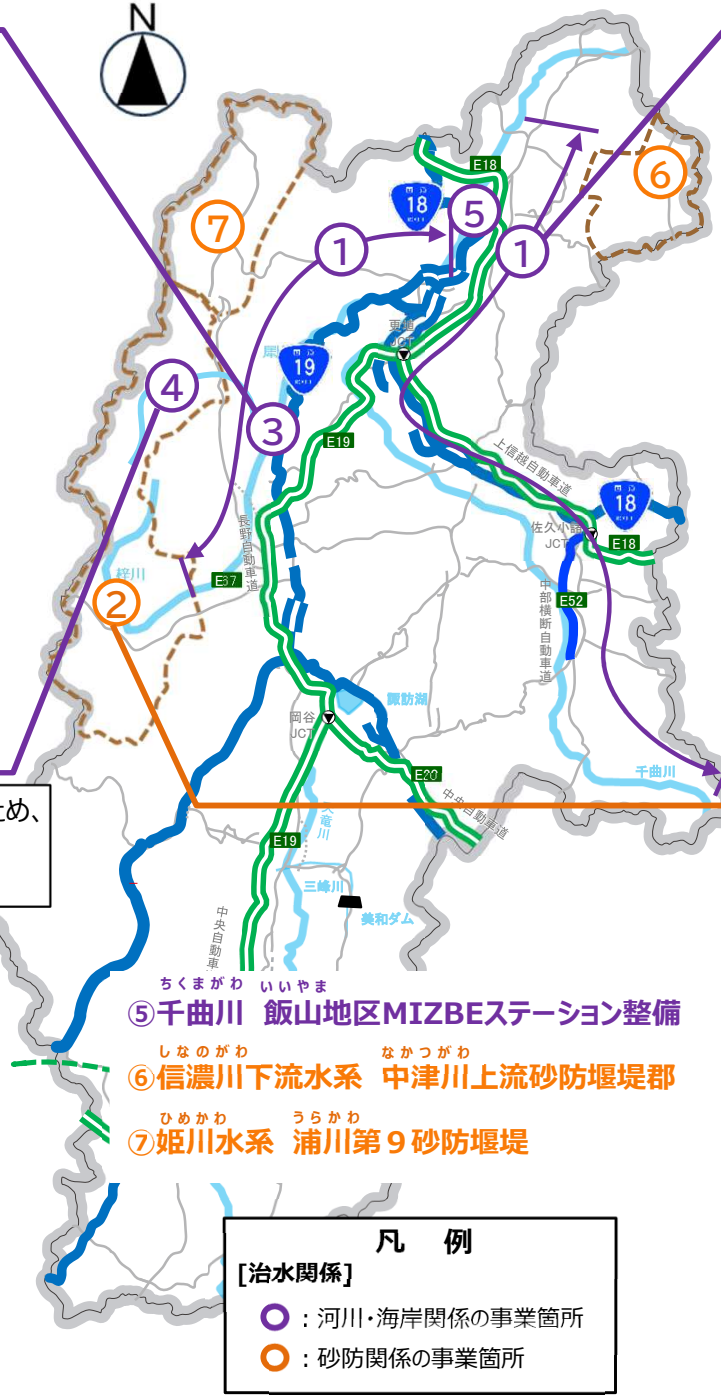

①信濃川水系緊急治水対策プロジェクト(千曲川)

・信濃川水系緊急治水対策プロジェクトにおける「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」のうち、水位低減を図る河道掘削、遊水地及び堤防強化を推進

令和７年度当初＋令和６年度補正　20,032百万円

※千曲川の河川等大規模災害関連事業費のR6補正及びR7当初全体事業費の合計

中野市立ヶ花地区　河道掘削状況

②信濃川上流水系直轄砂防事業（上千丈沢砂防堰堤）

・流域治水の一環として土砂災害を防止するため、安曇上高地地区において、砂防堰堤工の整備を推進

令和７年度当初　１７０百万円

安曇上高地　事業箇所の全景（松本市）

⑤千曲川　飯山地区MIZBEステーション整備

⑥信濃川下流水系　中津川上流砂防堰堤群

⑦姫川水系　浦川第９砂防堰堤

凡　例

[治水関係]

- ：河川・海岸関係の事業箇所
- ：砂防関係の事業箇所

信濃川水系緊急治水対策プロジェクト

～「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進　～

国土交通省
北陸地方整備局

～「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進～

○ 令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した信濃川水系において国、県、市町村が連携し、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を実施しています。
○ 国、県、市町村が連携し、【河川における対策】、【流域における対策】、【ソフト施策】の取り組みを実施していくことで、信濃川本川及び千曲川本川の堤防で被災した区間で越水防止を目指します。

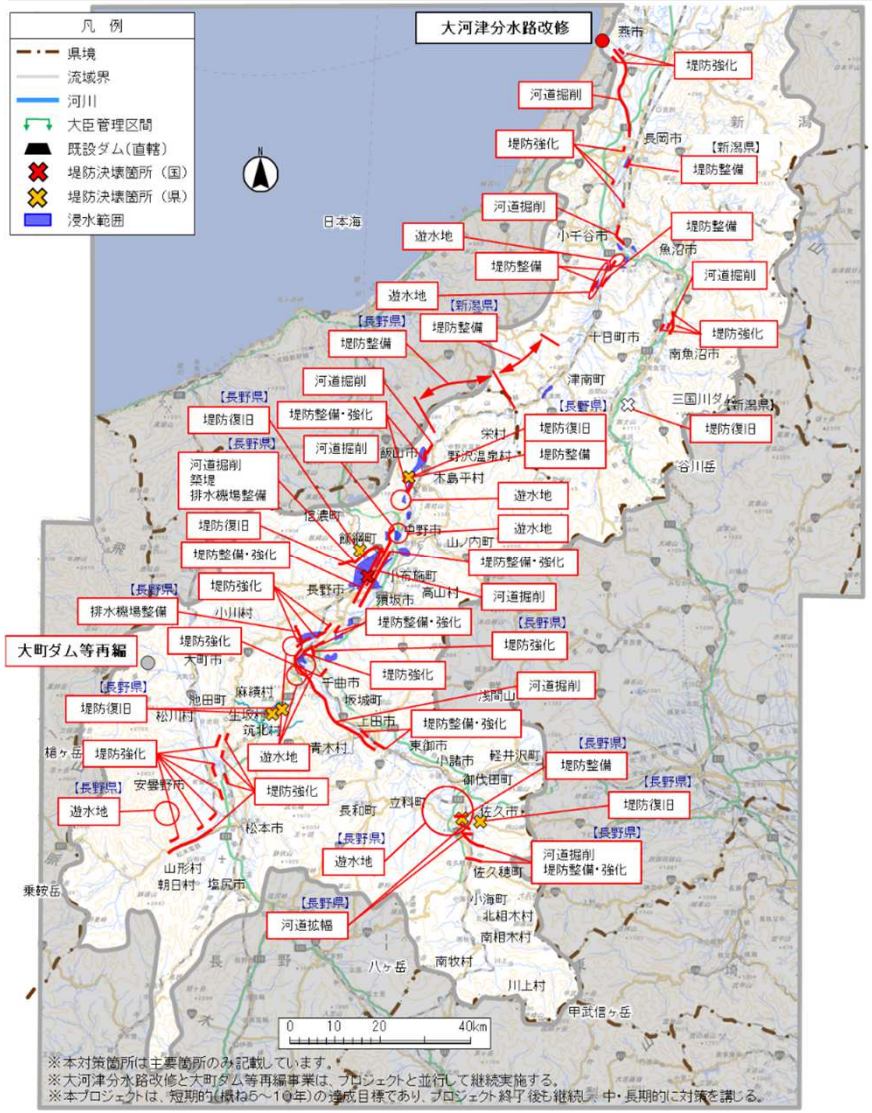

■河川における対策
全体事業費　約２，８６５億円【国：約２，２２６億円、県：約６３９億円】
災害復旧　約　５８６億円【国：約　２１４億円、県：約３７２億円】
改良復旧　約２，２７９億円【国：約２，０１２億円、県：約２６７億円】
事業期間　令和元年度～令和９年度
目　標　【令和６年度まで】
令和元年東日本台風（台風第１９号）洪水における
・千曲川本川の大規模な浸水被害が発生した区間等において越水等による家屋部の浸水を防止
・信濃川本川の越水等による家屋部の浸水を防止
【令和９年度まで】
令和元年東日本台風（台風第１９号）洪水における
・千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水を防止
対策内容　河道掘削、遊水地、堤防整備・強化

■流域における対策
・ため池等既存施設の補強や有効活用　・田んぼダムを活用した雨水貯留機能の確保
・学校グラウンドなどを活用した雨水貯留施設　・排水機場等の整備、耐水化の取組　・防災拠点等

■ソフト施策
・「まちづくり」や住まい方の誘導による水害 に強い地域づくりの検討　・高床式住まいの推進
・マイ・タイムラインの普及　・公共交通機関との洪水情報の共有　・住民への情報伝達手段の強化

長野市穂保地先の堤防決壊、浸水被害状況

新潟県小千谷市内における浸水被害状況

令和7年度実施内容

河道掘削や遊水地等の改良復旧、ため池等既存施設の有効活用（流域対策）、マイ・タイムラインの普及（ソフト施策）

信濃川水系緊急治水対策プロジェクト（千曲川）
信濃川上流水系直轄砂防事業（上千丈沢床固工群）

国土交通省
北陸地方整備局

信濃川水系緊急治水対策プロジェクト（千曲川）※1の推進

長野県長野市　他

R6補正及びR7事業費
20,032百万円※2

※2：千曲川の河川等大規模災害関連事業費のR6補正及びR7当初全体事業費の合計

事業の概要

令和元年東日本台風では信濃川水系の千曲川上流域から信濃川中流域の広域にわたって甚大な被害が発生したことから、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」として、国、県、市町村が連携して河川整備によるハード対策と流域における対策や地域連携によるソフト対策を一体的かつ緊急的に実施します。

「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」の概要

○以下の３つを柱として取り組んでいきます。

①被害の軽減に向けた治水対策の推進（河川における対策）

②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進（流域における対策）

③減災に向けた更なる取組の推進（まちづくり、ソフト施策）

関係機関が連携し、上記の３つの取組を実施し、「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指します。

令和７年度の事業内容

信濃川水系緊急治水対策プロジェクト（千曲川）の「河川における対策」の内、水位低減を図る河道掘削、遊水地及び堤防強化を推進します。

～ みんなで つなぐ しなの の川 ～

信濃川水系緊急治水対策プロジェクト　～「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進 ～

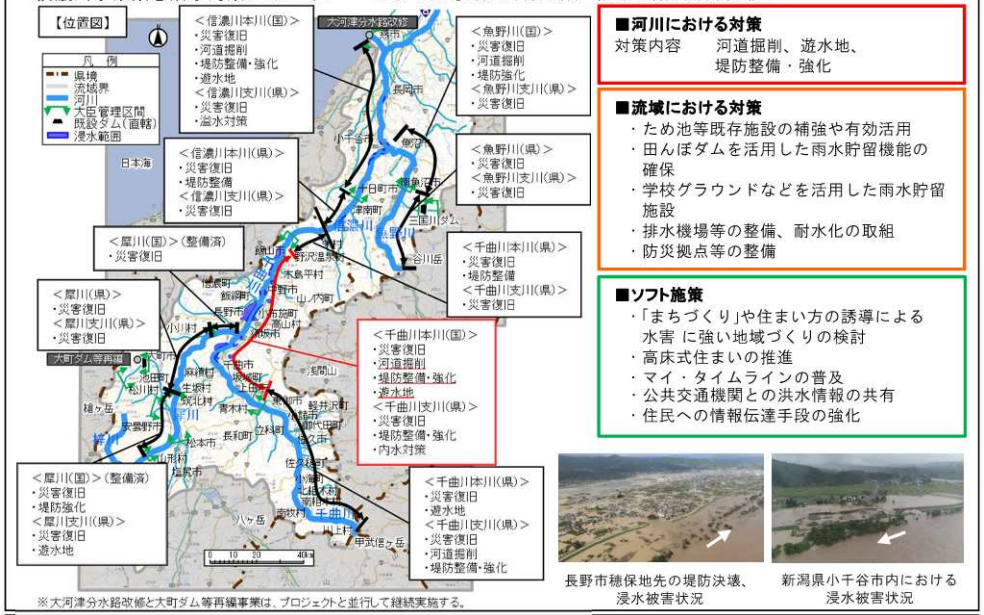

■河川における対策
対策内容　河道掘削、遊水地、堤防整備・強化

■流域における対策
・ため池等既存施設の補強や有効活用
・田んぼダムを活用した雨水貯留機能の確保
・学校グラウンドなどを活用した雨水貯留施設
・排水機場等の整備、耐水化の取組
・防災拠点等の整備

■ソフト施策
・「まちづくり」や住まい方の誘導による水害 に強い地域づくりの検討
・高床式住まいの推進
・マイ・タイムラインの普及
・公共交通機関との洪水情報の共有
・住民への情報伝達手段の強化

長野市穂保地先の堤防決壊、浸水被害状況

新潟県小千谷市内における浸水被害状況

※大河津分水路改修と大町ダム等再編事業は、プロジェクトと並行して継続実施する。

※1：「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」
➢ 緊急治水対策プロジェクトの詳細は下記にてご覧いただけます。
http://www.hrr.mlit.go.jp/river/sinanogawakinkyutisuitaisaku/sinanogawakinkyutisuitaisaku_top.htm

信濃川上流水系直轄砂防事業の推進

長野県松本市（上千丈沢床固工群）

R7事業費
170百万円

事業の概要

信濃川上流水系の梓川上流域は、荒廃が著しい渓流や崩壊した斜面が多数存在し、度重なる出水により流出した不安定な土砂が河床内に大量に堆積しており、昨今の気象変動による影響で頻発化している集中豪雨により水害・土砂災害が激甚化する危険性が高い流域です。

流域内に位置する県道上高地公園線においては、上千丈沢を含む複数の渓流が横断しており、出水時は度々発生する土石流によって通行止めとなる等の被害が生じています。

上千丈沢床固工群では、「流域治水」の一環として土砂災害を防止するため、砂防堰堤工の整備を実施します。

整備効果

砂防堰堤工の整備により、信濃川上流水系の土砂・洪水氾濫に対する治水安全度を向上させ、保全対象である松本市をはじめとした沿川地域における安全と安心を確保します。

令和７年度の事業内容

安曇上高地地区において、砂防堰堤工の整備を推進します。

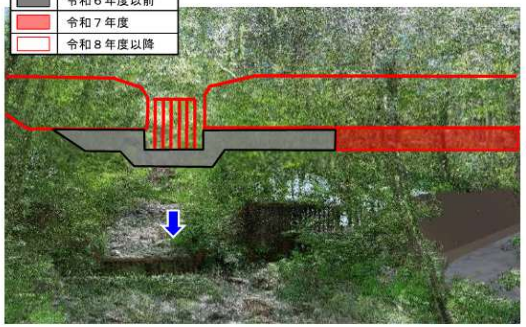
上千丈沢砂防堰堤

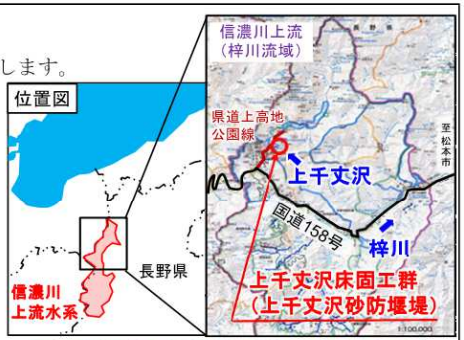

県道上高地公園線の途絶（S54年8月出水時）

土石流発生時の状況（H23年6月出水時）

➢ 北陸地方整備局管内の流域治水プロジェクトについては、下記にてご覧いただけます。
https://www.hrr.mlit.go.jp/river/ryuikitisui/top.html

犀川　環境整備・水辺整備
大町ダム等再編事業

国土交通省
北陸地方整備局

犀川　環境整備　水辺整備　の着手

長野県安曇野市（明科地区）

R7事業費
276百万円※

※信濃川総合水系環境整備事業のR7当初全体事業費

事業の概要

安曇野市東部に位置する明科地区では、各種ウォーターアクティビティが楽しめる犀川や北アルプスの雄大な眺望やトレッキング等が楽しめる長峰山等、エリアにアウトドア資源があるものの、市民がより集いやすくなり、水辺空間を中心に人々がまちを巡り、地域全体で新たな出会いや活動の創出が求められています。

本事業は、「安曇野市犀川×前川かわまちづくり」計画が登録されたことを踏まえ、親水護岸、巨石水制延伸等の整備を行います。

整備効果

河岸の利便性と安全性を高める整備を行い、関係機関とも連携しながら水辺の賑わい創出、地域の活性化を目指します。

令和７年度の事業内容

明科地区で、水辺整備（親水護岸、巨石水制延伸等）のための測量設計に着手します。

位置図

平面図

利用イメージ

利用イメージ

整備イメージ

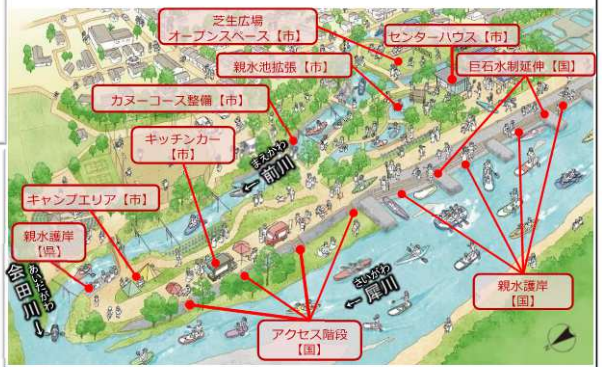

大町ダム等再編事業の推進

長野県大町市

R7事業費
3,965百万円

事業の概要

千曲川は令和元年10月台風19号豪雨水害で甚大な被害が発生するなど、これまで幾度も甚大な洪水被害が発生しています。

このため、高瀬川の既設ダムである高瀬ダム・七倉ダムの発電容量の一部と、大町ダムの水道容量の一部を洪水調節容量として新たに確保し、下流の洪水流量をさらに減少させること、さらに流入土砂対策を行うことにより長期的にダムの機能を確保することを目的とした大町ダム等再編事業を、令和２年度より進めています。

近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対し、ハード対策とソフト対策が一体となった治水対策である「流域治水」の一環として、再編事業を実施します。

整備効果

洪水量を低減させ、下流域の治水安全度を向上させます。

令和７年度の事業内容

土砂輸送用トンネル工事　等を進め、事業の進捗を図ります。

位置図

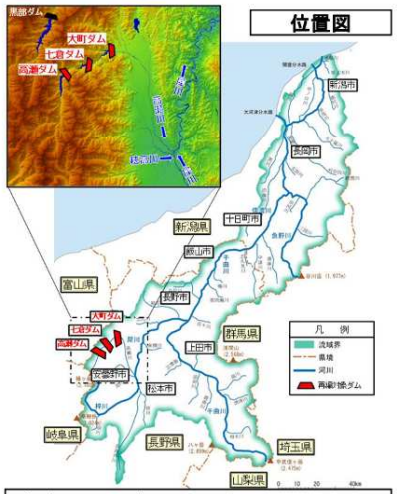

事業イメージ図

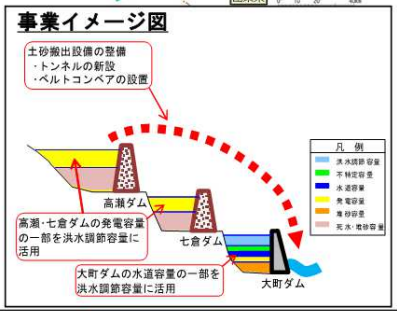

➢ 北陸地方整備局管内の流域治水プロジェクトについては、下記にてご覧いただけます。
https://www.hrr.mlit.go.jp/river/ryuikitisui/top.html

千曲川　飯山地区MIZBEステーション整備
信濃川下流水系直轄砂防事業（中津川上流砂防堰堤群）

国土交通省
北陸地方整備局

千曲川　飯山地区MIZBEステーション整備　の推進

長野県飯山市

R7事業費
678百万円※1

※1：千曲川河川改修事業のR7当初全体事業費

事業の概要

千曲川では、昭和５７年９月洪水及び昭和５８年９月洪水、近年では令和元年東日本台風（台風第１９号）洪水等によって、堤防が決壊し、家屋等の浸水被害が発生しました。

飯山地区MIZBEステーションは、信濃川水系の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要なコンクリートブロックなどの緊急用資材の備蓄や、駐車場、ヘリポート等の災害時の活動拠点整備を行うとともに、平時は飯山市が整備する水防センター及び隣接する道の駅を含めて地域の活性化や賑わいを創出する施設です。

信濃川水系における流域治水の一環として、千曲川（常磐地区）においてMIZBEステーション整備等に推進します。

整備効果

MIZBEステーション整備の推進により、迅速かつ円滑な復旧活動を行う体制の強化を図ります。

令和７年度の事業内容

災害時の活動拠点及び地域活性化、地域の賑わいを創出するMIZBEステーション整備のための用地取得を推進します。

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、詳細について今後変更となる場合がある。

➢ 北陸地方整備局管内の流域治水プロジェクトについては、下記にてご覧いただけます。
https://www.hrr.mlit.go.jp/river/ryuikitisui/top.html

信濃川下流水系直轄砂防事業の推進

長野県下水内郡栄村（中津川上流砂防堰堤群）

R7事業費
300百万円

事業の概要

信濃川下流水系の中津川上流域は、苗場山や鳥甲山からの火山噴出物による脆弱な崩壊斜面が多数存在し、河床には不安定な土砂が大量に堆積しており、昨今の気象変動による影響で頻発化している集中豪雨により水害・土砂災害が激甚化する危険性が高い流域です。

中津川上流砂防堰堤群では、「流域治水」の一環として土砂災害を防止するため、砂防堰堤群と渓流保全工（護岸工）の整備を実施します。

整備効果

砂防堰堤工の整備により、信濃川下流水系の土砂・洪水氾濫に対する治水安全度を向上させ、保全対象である長野県栄村をはじめとした沿川地域における安全と安心を確保します。

令和７年度の事業内容

上野原地区において、砂防堰堤工の整備を推進します。

H25.9台風18号による出水の状況

苗場山西斜面の大崩壊地

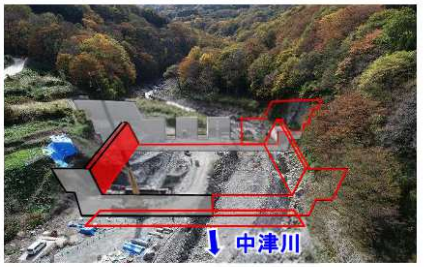

中津川上流第２号砂防堰堤

➢ 北陸地方整備局管内の流域治水プロジェクトについては、下記にてご覧いただけます。
https://www.hrr.mlit.go.jp/river/ryuikitisui/top.html

姫川水系直轄砂防事業（浦川第9砂防堰堤）

国土交通省
北陸地方整備局

姫川水系直轄砂防事業の推進

長野県北安曇郡小谷村（浦川第9号砂防堰堤）

R7事業費
160百万円

事業の概要

姫川水系の浦川上流域には日本三大崩れの一つと言われる稗田山の大崩壊地が存在し、河床内には不安定な土砂や流木が大量に堆積・残存しているため、昨今の気象変動による影響で頻発化している集中豪雨により水害・土砂災害が激甚化する危険性が高い流域です。

浦川第９号砂防堰堤では、「流域治水」の一環として土砂災害を防止するため、５か年加速化対策により砂防堰堤の整備を実施します。

整備効果

砂防堰堤工の整備により、姫川水系の土砂・洪水氾濫に対する治水安全度を向上させ、保全対象である長野県小谷村をはじめとした沿川地域における安全と安心を確保します。

令和７年度の事業内容

北小谷地区において、砂防堰堤工の整備を推進します。

➢ 北陸地方整備局管内の流域治水プロジェクトについては、下記にてご覧いただけます。
https://www.hrr.mlit.go.jp/river/ryuikitisui/top.html

Ⅲ 「公共工事の品質確保に関する法律」を踏まえた北陸地方整備局の工事の入札・契約について

「公共工事の品質確保に関する法律」を踏まえた北陸地方整備局の工事の入札・契約について

令和７年10月

※今年度の変更点については、**赤文字**で記載しています。

一括審査方式

・総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることで、提出資料の簡素化し、受発注者の負担軽減を図る。

・発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。

・適用にあたっては、技術提案評価型Ｓ型、施工能力評価型Ⅰ型及びⅡ型において可能とする。

※ 配置予定技術者の複数名申請は認めない。

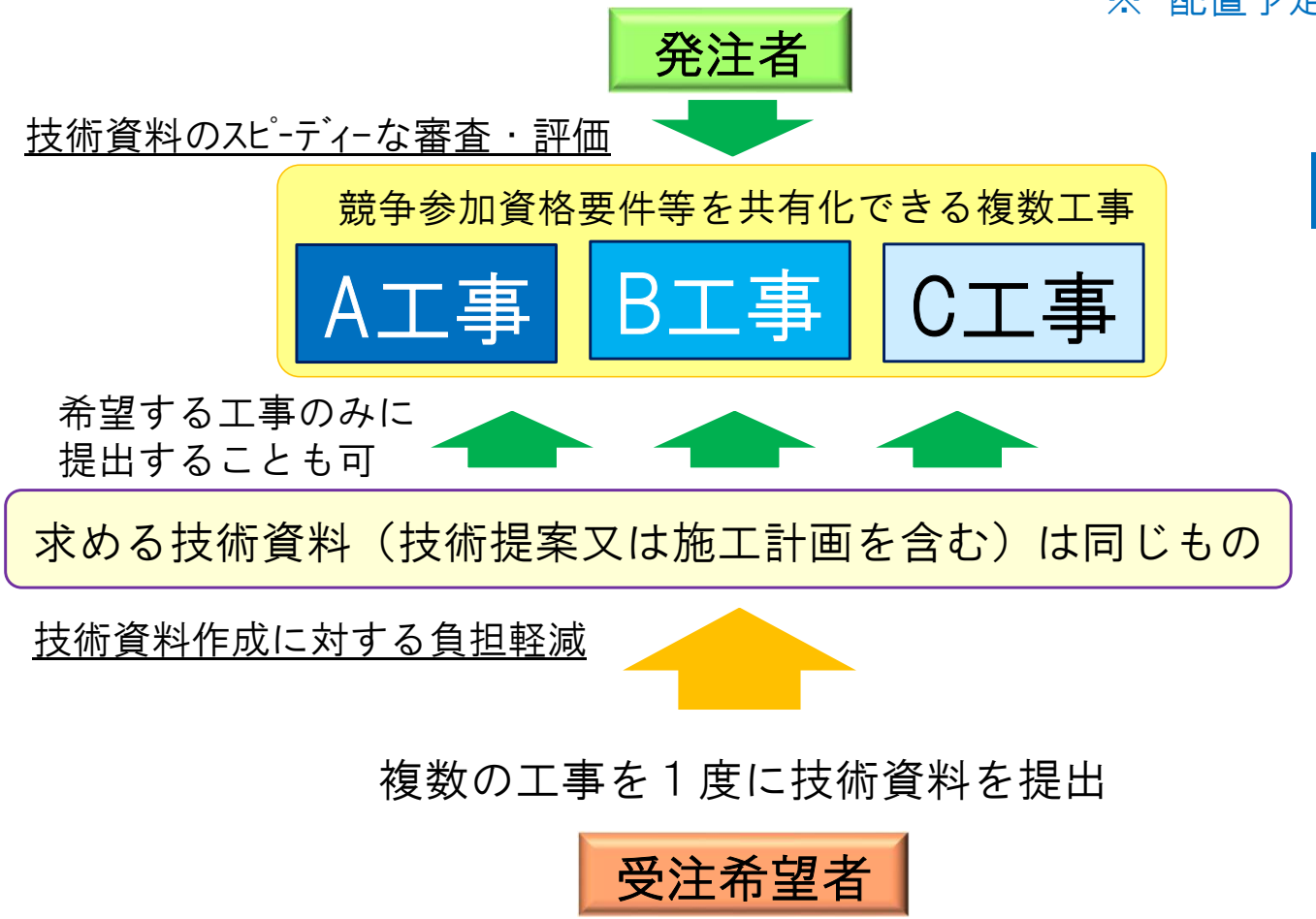

複数名申請の試行

契約手続き期間が長いことから、本官工事の一部は、技術者不足の観点から複数名申請を可能とする。

【対象】
・技術提案評価型Ｓ型

自治体実績評価型の試行

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事実績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的入札参加者の少ない一般土木Ｃランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいづれかの要件の場合）

① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事実績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

② 工事の入札参加者が少ないことから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】
- さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。【継続】

評価内容

評価項目		施工能力評価型Ⅰ型 標準	自治体実績活用型 ※③
企業の施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績（平均点4ヵ年） 又は 県 工事成績（4ヵ年2工事平均）	－	6
	国 工事成績（平均点4ヵ年）	3	－
	国 成績優秀企業	1	－
	国又は県 優良工事表彰の有無（過去2ヵ年） 国 安全管理優良受注者表彰の有無（過去2ヵ年）	－	4
	国 優良工事表彰の有無（過去2ヵ年） 国 安全管理優良受注者表彰の有無（過去2ヵ年）	4	－
	国 生産性向上技術活用表彰の有無（過去1ヵ年） 国 ICT人材育成推進企業表彰の有無（過去1ヵ年）	2	－
	優良下請け表彰企業の活用	1 ※①	1 ※①
	登録基幹技能者の配置	1 ※①	1 ※①
	（地元企業活用）又は（若手・女性技術者配置）	1 ※①	1 ※①
	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3 ※②
配置予定技術者の施工能力等	同種工事の施工経験と立場	8	8
	国又は県 工事成績（6ヵ年）	8	8
	優良工事技術者表彰の有無（過去2ヵ年）	局長：3 事務所長：1	局長、知事：3 事務所長、出先機関の長：1
	継続教育の取組（技術研鑽度評価含む）	1	1
施工計画（設定テーマ）		10	10
合 計		50	50

注：評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと

※①：対象工事のみ加算
※②：競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度（3点）を評価対象外とすることができる。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。
※③：対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

企業能力評価型の試行

【適用対象・概要】
・競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業の能力等のみで評価する方式
・受注機会の拡大や事務負担軽減の効果による不調不落防止に期待
⇒　不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。

本方式の評価イメージ

・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
・「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定。

（施工能力評価Ⅰ型）

（企業能力評価型）

「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
⇒受注機会の拡大、事務手続きの負担軽減

令和７年度の試行（案）

■評価配点（案）

評価項目		施工能力評価型Ⅰ型 標準	企業能力評価型
企業の施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	工事成績（平均点4ヵ年）	3	3
	成績優秀企業	1	1
	優良工事表彰の有無（過去2ヵ年） 安全管理優良受注者表彰の有無（過去2ヵ年）	4	4
	生産性向上技術活用表彰の有無（過去1ヵ年） ICT人材育成推進企業表彰の有無（過去1ヵ年）	2	2
	優良下請け表彰企業の活用	1	1
	登録基幹技能者の配置	1	1
	（地元企業活用）又は（若手・女性技術者配置）	1	1
	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3
配置予定技術者の施工能力等	同種工事の施工経験と立場	8	－
	工事成績（6ヵ年）	8	－
	優良工事技術者表彰の有無（過去2ヵ年）	3	－
	継続教育の取組（技術研鑽度評価含む）	1	－
施工計画（設定テーマ）		10	－
合　計		50	20

配置予定技術者の評価を省略（加算点合計50⇒20点）

■手続きフロー（案）

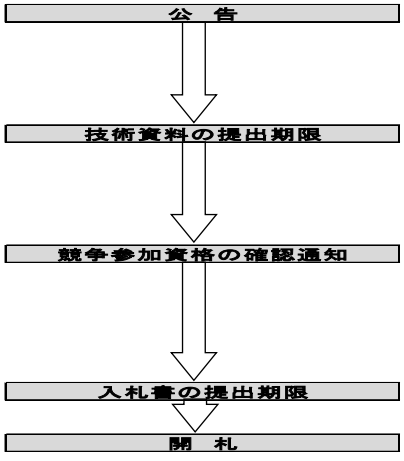

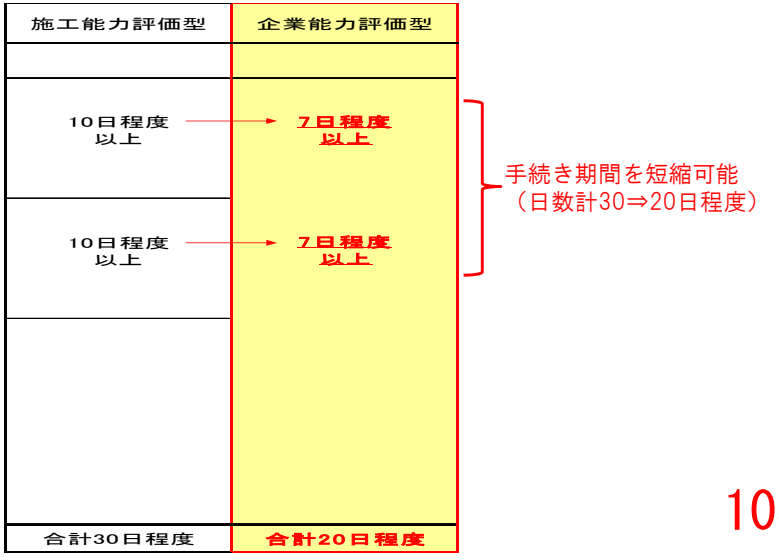

手続き期間を短縮可能（日数計30⇒20日程度）

受注機会促進型の試行

○当該年度の手持ちの工事量を評価することで、受注機会の拡大を促す方式。
○企業の能力等における優良工事表彰等の固有企業に与えられる加点を、手持ち工事量の評価に代えることにより受注機会の拡大を促し、受注機会が得られないことにより表彰を受ける機会が得られない課題の解決をはかる。

本方式の評価イメージ

・企業の施工能力等の評価項目のうち、「優良工事表彰、安全管理優良受注社表彰」及び「生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定」の加算点を、企業の「手持ち工事量」に置き換える。
・配置予定技術者の施工能力等については、変更しない。

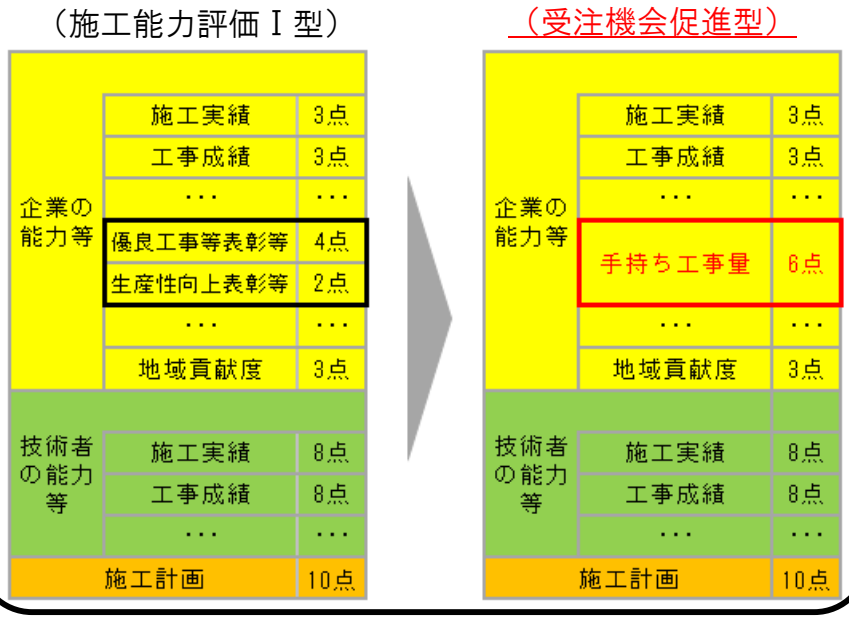

受注機会の拡大を促す

受注機会促進型の試行案

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の分任官工事に適用可能とする。
・対象工種は、一般土木工事とする。
・手持ち工事量の対象となる工事は、公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事とする。
・災害復旧工事等の随意契約をしている案件を除く。

手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	3点
	3件未満	6点

次代担い手育成と専任指導者制度

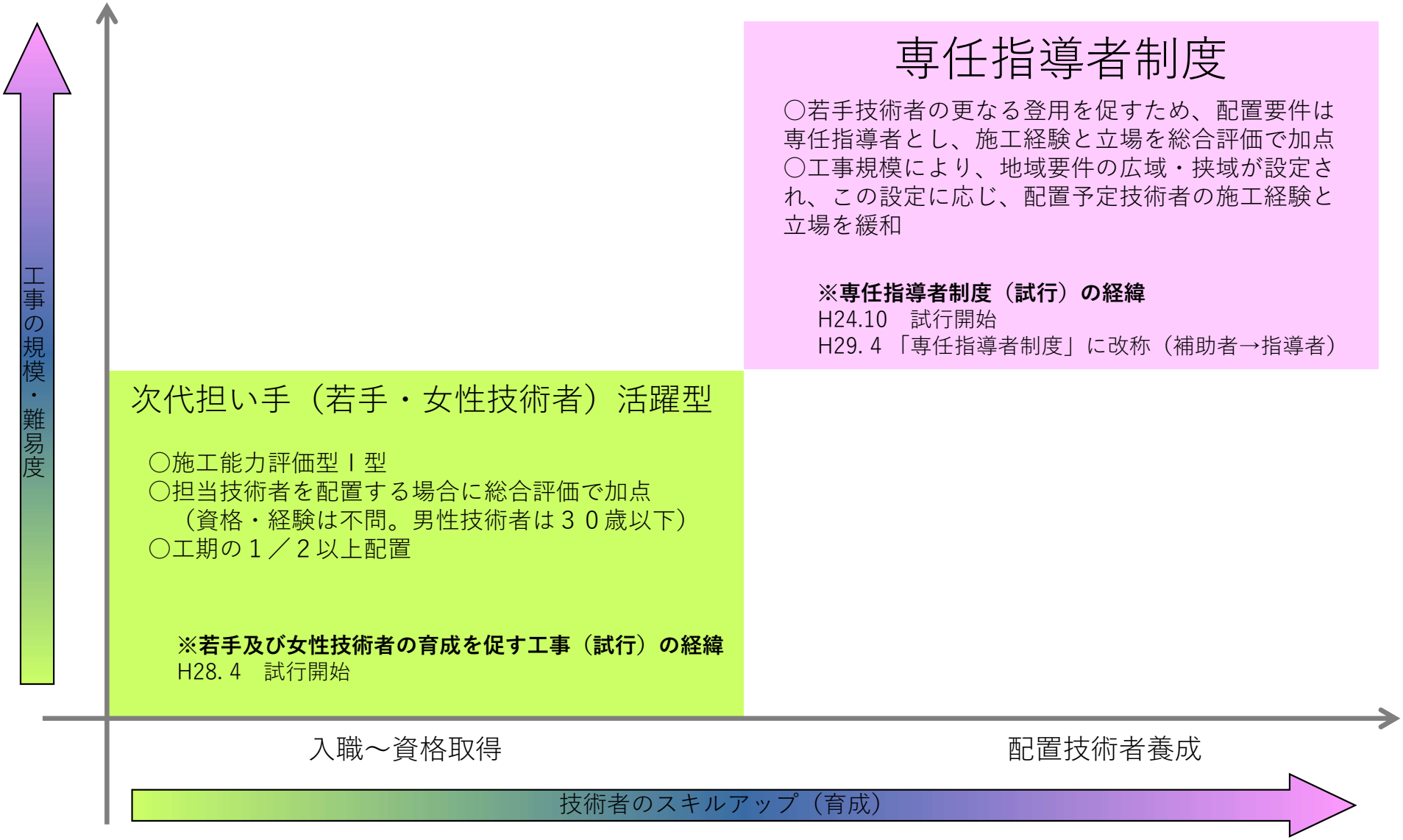

専任指導者制度

○若手技術者の更なる登用を促すため、地域要件に応じて配置予定技術者の施工経験と立場を緩和。

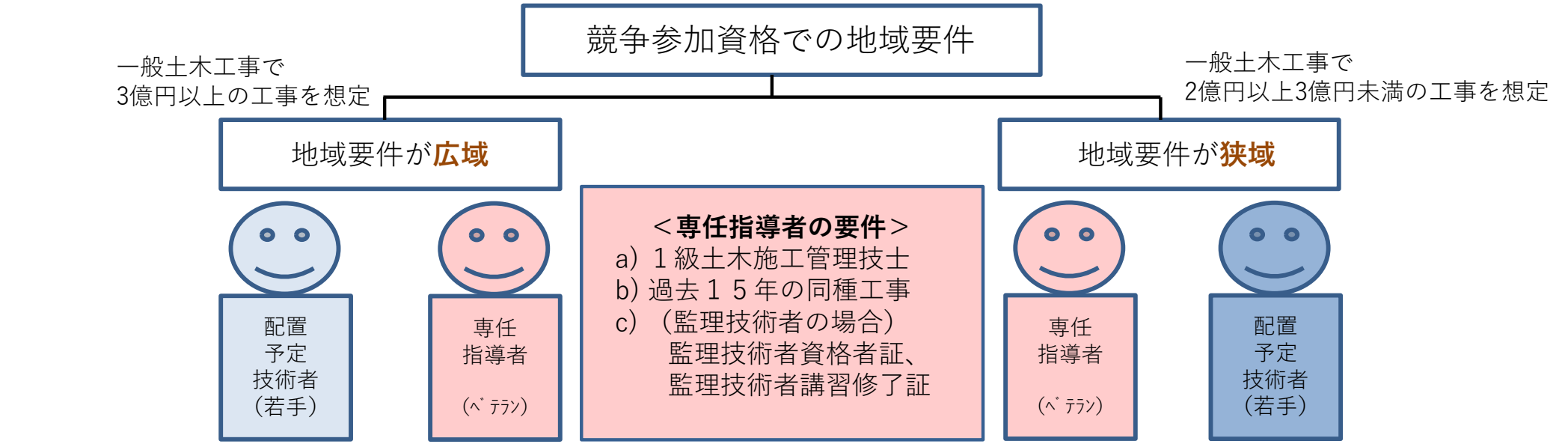

	配置予定技術者の施工経験	左記、施工経験の立場
①	過去１５年間の同種工事	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者
②	過去５年間の国土交通省所掌工事	主任(監理)技術者、現場代理人

①②のいずれか

※②は、専任指導者制度として緩和している要件
（通常工事は①のみ）

	配置予定技術者の施工経験	左記、施工経験の立場
①	過去１５年間の同種工事	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者
②	過去５年間の北陸地整所掌工事	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者
③	過去５年間の県・政令市発注(１千万円以上)工事	主任(監理)技術者

①②③のいずれか

※②③は、専任指導者制度として緩和している要件
（通常工事は①のみ）

専任指導者契約後設置の試行

専任指導者契約後設置については、これまで申請時において監理技術者と専任指導者を提出し、その両方を評価していたが、近年の技術者不足から、実績をより多く積める技術者対策の一環として、申請時には配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）として申請し、契約後に一定の要件を満足する監理技術者を擁立し、申請時の技術者を専任指導者に変更できる試行（Ｓ型以上の一部を対象）。

専任指導者契約後設置の試行

参加資格確認時

配置予定技術者（ﾍﾞﾃﾗﾝ）

＜配置予定技術者の要件＞
a）１級土木施工管理技士
b）過去１５年の同種工事
c）主任（監理）技術者、担当技術者
※監理技術者の場合
監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証

専任指導者へ変更

落札決定後

専任指導者（ﾍﾞﾃﾗﾝ）

追加

監理技術者（若手）

※契約日以降、余裕工期期間内に追加監理技術者を配置可能

追加 監理技術者の 施工経験	左記、施工経験の 立場	
過去15年の同種工事	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者	①
過去5年の国土交通省工事	主任（監理）技術者、現場代理人、	②

①②のいづれか
※②は、専任指導者制度として緩和している要件（通常工事は①のみ）

入札参加社のアンケート結果

※入札参加19社のうち15社の回答

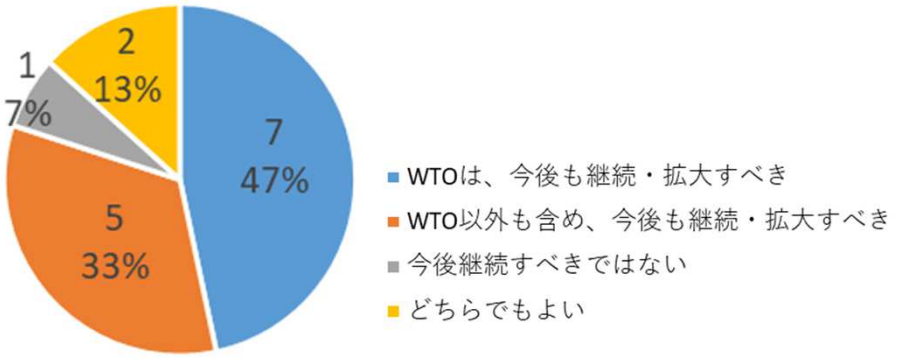

【受注者の意見（自由回答）】
・他の技術者が実績を多く積めることにより、今後の受注機会の確保にもつながる。
・技術者の高齢化に加え、若手技術者が不足していることから、今後の技術者育成にも役立つ。
・技術者が不足する中で、監理技術者相当の技術者が2名必要となり、入札参加機会の減少につながる。

「地元企業活用審査型」総合評価落札方式の試行

【試行概要】

○中堅企業（一般土木B）を対象とした工事において実施

○地元企業の下請け活用を図るため「当該県内に本店を置く企業」の活用度合を評価

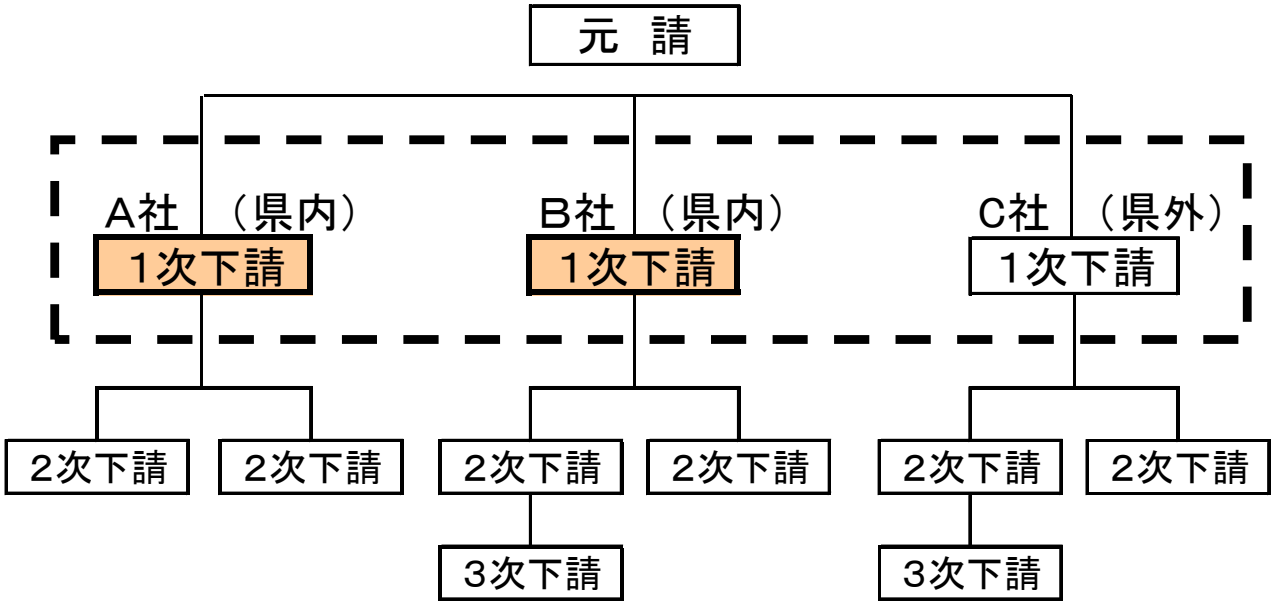

地元企業の１次下請合計金額

１次下請合計金額

・地元企業活用率の配点

①９０％以上：Ｉ型(1点)、Ｓ型(1点)

②９０％未満：Ｉ型(0点)、Ｓ型(0点)

登録基幹技能者の配置を評価する試行工事

登録基幹技能者の配置

登録基幹技能者の役割

登録基幹技能者の役割は概ね次の業務を内容とし、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担っています。

❶ 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
❷ 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
❸ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
❹ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整

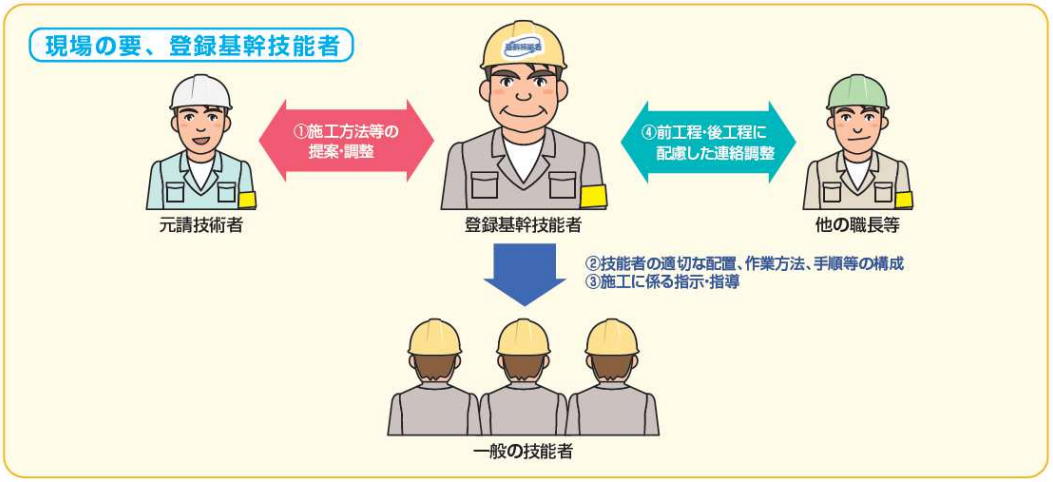

登録番号	登録基幹技能者講習の種類（登録年月日）
1	登録電気工事基幹技能者(H20.5.13)
2	登録橋梁基幹技能者(H20.7.17)
3	登録造園基幹技能者(H20.7.17)
4	登録コンクリート圧送基幹技能者(H20.7.18)
5	登録防水基幹技能者(H20.8.19)
6	登録トンネル基幹技能者(H20.9.1)
7	登録建設塗装基幹技能者(H20.9.1)
8	登録左官基幹技能者(H20.9.1)
9	登録機械土工基幹技能者(H20.9.17)
10	登録海上起重基幹技能者(H20.9.19)
11	登録PC基幹技能者(H20.9.30)
12	登録鉄筋基幹技能者(H20.9.30)
13	登録圧接基幹技能者(H20.9.30)
14	登録型枠基幹技能者(H20.9.30)
15	登録配管基幹技能者(H20.10.16)
16	登録鳶・土工基幹技能者(H20.12.12)
17	登録切断穿孔基幹技能者(H20.12.12)
18	登録内装仕上工事基幹技能者(H20.12.26)
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者(H21.2.13)
20	登録エクステリア基幹技能者(H21.3.5)

登録番号	登録基幹技能者講習の種類（登録年月日）
21	登録建築板金基幹技能者(H21.3.5)
22	登録外壁仕上基幹技能者(H21.4.28)
23	登録ダクト基幹技能者(H21.4.28)
24	登録保温保冷基幹技能者(H21.11.27)
25	登録グラウト基幹技能者(H21.11.27)
26	登録冷凍空調基幹技能者(H22.3.25)
27	登録運動施設基幹技能者(H22.3.25)
28	登録基礎工基幹技能者(H23.12.16)
29	登録タイル張り基幹技能者(H24.7.26)
30	登録標識・路面標示基幹技能者(H24.10.29)
31	登録消火設備基幹技能者(H25.7.3)
32	登録建築大工基幹技能者(H26.1.27)
33	登録硝子工事基幹技能者(H27.1.22)
34	登録ALC基幹技能者(R1.5.27)
35	登録土工基幹技能者(R1.8.5)
36	登録ウレタン断熱基幹技能者(R3.5.10)
37	登録発破・破砕基幹技能者(R3.5.10)
38	登録建築測量基幹技能者(R3.10.6)

登録番号	登録基幹技能者講習の種類（登録年月日）
39	登録解体基幹技能者(R4.2.14)
40	登録圧入工基幹技能者(R4.4.19)
41	登録送電線工事基幹技能者(R4.7.26)
42	登録さく井基幹技能者(R4.7.26)

生産性向上技術活用表彰　～先進的な技術の活用によりi-Constructionを推進～

表彰の目的

建設現場・委託業務において魅力ある現場に変えていくために、革新的技術の活用等により生産性向上を図るi-ConstructionやBIM/CIMなどの取組について先進的な技術の拡大を推進することを目的とし、優れた取り組みを行った企業を局長が表彰する。

表彰対象

○当該年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務
※効果が確認できるものであれば、施工中のものも可とする。

○建設現場の**生産性・技術の向上に寄与する新技術の活用、既存技術の新たな活用分野の開拓などで一定の効果が得られたもの**から次に掲げる分野について**有効性、先進性、独自性、波及性**の観点から斟酌する。

・3次元測量・設計
・ICTの活用
・BIM/CIMの活用
・プレキャスト製品の活用
・新技術の活用
・工事書類の簡素化
・遠隔臨場
・i-Constructionに係る人材育成、講習会の実施
・安全に関する技術の活用
・その他

※i-Construction はICT、BIM/CIMの活用だけではなく、技術の新たな活用分野の開拓など**生産性向上に係る取組全般を対象**。

表彰除外

○建設業法による営業停止を受けた者
○北陸地方整備局長から指名停止若しくは文書注意の措置を受けた者
○重大（死亡等）事故発災後、措置が決定していない工事を有する会社
なお、ＪＶ構成員のいずれかが上記に該当する場合も除外する。

表彰時期

〇7月中に実施

総合評価のインセンティブ

【工事】
○配点は優良工事表彰と同等に評価。
【委託業務】
○配点は優良委託業務表彰と同等に評価。

その他【参考】

有効性：明確（定量的）な成果が確認できるか
先進性：取組が先進的であるか
独自性：自社開発など他にない取組であるか　（必須ではない）
波及性：他団体等への波及が期待できる取組か

ＩＣＴ人材育成推進企業認定　～ICTの活用拡大に向け、人材育成推進企業を認定～

◆ 令和５年度からの公共工事におけるBIM/CIM原則適用（小規模を除く）にあたり、３次元データを扱う技術者育成を目的に、ICT活用工事現場で受注者自らが自社職員（下請企業含む）を対象にICTスキルアップの講習会を開催した企業を「ICT人材育成推進企業」に認定する制度（令和３年度から試行）
◆ 令和６年度は、令和５年度完成工事を対象に５０者を『ＩＣＴ人材育成推進企業』として認定。

■表彰対象

ICT技術者・技能者の育成を目的に、前年度にICT活用工事の実績がある企業を対象として、当該工事の工事成績評定点が80点以上で、所定の要件を満たす内容の講習会を実施した企業を「ICT人材育成推進企業」として認定します。

■「ICT人材育成推進企業認定」までの流れ

①実施計画書作成

講習会実施計画書を作成し、主任監督員の確認を得る。
【内容】
・開催日時
・講習内容
・参加予定人数　等

②講習会の開催

- 講習会の企画運営、講師依頼、会場設営など実施

③実施状況の報告

講習会実施報告書を作成し、主任監督員の確認を得る
【内容】
・講習会の開催状況
・参加人数　等

認定基準を満たす工事成績評定、講習会実施内容であれば、

ICT人材育成推進企業に認定

7月下旬認定。10月から適用

■認定基準

ICT活用工事現場において、以下の条件を満たす講習会を開催した企業を認定
① 当該工事の工事成績評定が80点以上
② 自社職員（当該工事における下請企業を含む）を対象に実施。（他企業や発注者側が参加した講習会も可）
③ 3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品のいずれかに関する内容の講習会である。
④ 2時間以上の講習会を合計8時間以上開催

競争参加資格要件の緩和

○工事難易度が比較的低い（工事難易度Ⅱ以下）場合は、競争参加資格要件である企業と技術者の過去の同種工事実績や経験に対し、要件の緩和を認めることができる。

○要件緩和を行った工事は、企業の施工能力等と配置予定技術者の施工能力等の評価において、要件緩和に応じた同種性の評価基準を設定。

【例】掘削20,000m3の工事において同種性を求めた場合

	企業の施工能力等（同種工事の施工実績）		配置予定技術者の施工能力等（同種工事の施工経験）	
	通常	要件緩和の場合	通常	要件緩和の場合
より同種性が高い施工実績（S）	20,000m3以上の実績	同左	20,000m3以上の実績	同左
同種性が高い施工実績（A）	15,000m3以上 20,000m3未満の実績	同左	15,000m3以上 20,000m3未満の実績	掘削の実績 （施工量は求めない）
同種性が認められる施工実績（B）	10,000m3以上 15,000m3未満の実績	掘削の実績 （施工量は求めない）	10,000m3以上 15,000m3未満の実績	公共工事の実績 （同種性は問わない）

注1：要件緩和された施工実績を持っていれば欠格とはならない。
注2：要件緩和を適用した場合は、専任指導者制度は対象外とする。
注3：公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に定義されたものとする。

段階的選抜方式の活用（一次選抜者の選定方式の一部見直し試行）

多様な入札契約制度　①段階選抜方式（WTO対象案件）の試行

段階的選抜方式運用の見直し（一部工事で試行）

- 令和３年度の政府調達案件（ＷＴＯ）であるＡ工事において、受注機会の確保・拡大及び段階選抜方式２次審査進出者の固定化防止などを目的に、北陸地整ではこれまでの段階選抜方式（審査事項：企業および技術者評価）で技術提案１事項も併せて１次審査を行う試行を実施した。
- 結果は、一定数であるが、発注者の意図としていた、企業・技術者＋技術提案の組み合わせで、２次審査へ進む１５位圏内の入れ替わりが確認できた。

⇒受注機会の確保・選抜者の固定化防止に寄与しており、引き続き試行を継続する。

Ａ工事の試行結果（一次審査）

No.	会社名	従来の方式（企業・技術者評価）	順位	会社名	今回の試行（企業・技術者評価＋技術提案）	順位
1	Ａ社	30	1	Ａ社	30 ＋ 14 ＝ 44	1
2	Ｂ社	30	1	Ｎ社	27 ＋ 14 ＝ 41	2
3	Ｃ社	30	1	Ｑ社	26 ＋ 14 ＝ 40	3
4	Ｄ社	30	1	Ｂ社	30 ＋ 7 ＝ 37	4
5	Ｅ社	30	1	Ｃ社	30 ＋ 7 ＝ 37	4
6	Ｆ社	30	1	Ｄ社	30 ＋ 7 ＝ 37	4
7	Ｇ社	30	1	Ｅ社	30 ＋ 7 ＝ 37	4
8	Ｈ社	30	1	Ｆ社	30 ＋ 7 ＝ 37	4
9	Ｉ社	30	1	Ｇ社	30 ＋ 7 ＝ 37	4
10	Ｊ社	29	10	Ｈ社	30 ＋ 7 ＝ 37	4
11	Ｋ社	29	10	Ｙ社	22 ＋ 14 ＝ 36	11
12	Ｌ社	29	10	Ｊ社	29 ＋ 7 ＝ 36	11
13	Ｍ社	29	10	Ｋ社	29 ＋ 7 ＝ 36	11
14	Ｎ社	27	14	Ｌ社	29 ＋ 7 ＝ 36	11
15	Ｏ社	27	14	Ｍ社	29 ＋ 7 ＝ 36	11
16	Ｐ社	27	14	Ｚ社	21 ＋ 14 ＝ 35	16
17	Ｑ社	26	17	Ｏ社	27 ＋ 7 ＝ 34	17
18	Ｒ社	26	17	Ｐ社	27 ＋ 7 ＝ 34	17
19	Ｓ社	26	17	Ｒ社	26 ＋ 7 ＝ 33	19
20	Ｔ社	26	17	Ｓ社	26 ＋ 7 ＝ 33	19
21	Ｕ社	26	17	Ｔ社	26 ＋ 7 ＝ 33	19
22	Ｖ社	23	22	Ｕ社	26 ＋ 7 ＝ 33	19
23	Ｗ社	23	22	Ｉ社	30 ＋ 1 ＝ 31	23
24	Ｘ社	23	22	Ｖ社	23 ＋ 7 ＝ 30	24
25	Ｙ社	22	25	Ｗ社	23 ＋ 7 ＝ 30	24
26	Ｚ社	21	26	ＡＡ社	21 ＋ 7 ＝ 28	26
27	ＡＡ社	21	26	Ｘ社	23 ＋ 1 ＝ 24	27
28	ＢＢ社	10	28	ＢＢ社	10 ＋ 7 ＝ 17	28

15位ライン

１．アンケート集約数内訳

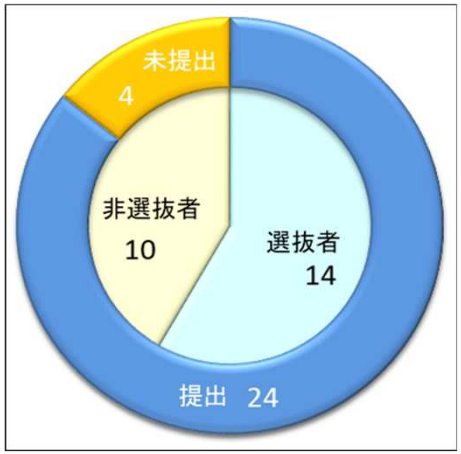

提出	24
未提出	4
計	28
集約率	86%

対象	数	対象（全体）	数	集約率
選抜者	14	（選抜）	15	93%
非選抜者	10	（非選抜）	13	77%
計	24		28	

アンケート数２４社（内訳としては段階選抜の選抜者１４社、非選抜者１０社）　参考：全参加者２８社

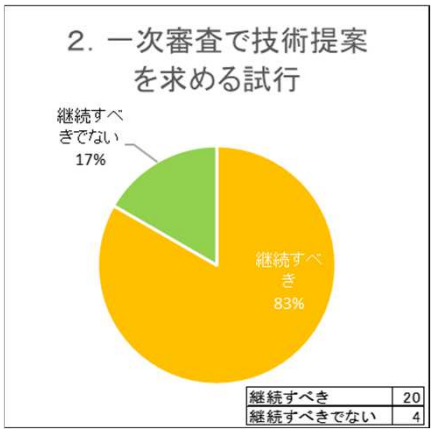

受注機会の拡大・確保及び固定化の防止という観点では、『有効である』とし、８割強の社が、今後も限定的な試行を求めている結果であった。

資料等に関する質問回答の拡充

ＷＴＯ工事における企業間の競争のうち入札４．多様な入札契約制度の取組：⑥資料等に関する質問回答の拡充
参加者が入札価格を決定する上での発注者側積算の内容を質問する機会があり、その質問回答を更問い等が可能な様に２回に増やす試行。（Ｓ型以上の一部）

【通常のフローイメージ】

1回目
- 技術提案以外の質問提出期限
- 技術提案以外の質問に対する回答期限

→ 入札書の提出期限 → 開札

【試行のフローイメージ】

1回目
- 技術提案以外の質問提出①期限
- 技術提案以外の質問に対する回答①期限

2回目
- 技術提案以外の質問提出②期限
- 技術提案以外の質問に対する回答②期限

→ 入札書の提出期限 → 開札

入札参加社のアンケート結果

※入札参加19社のうち13社の回答

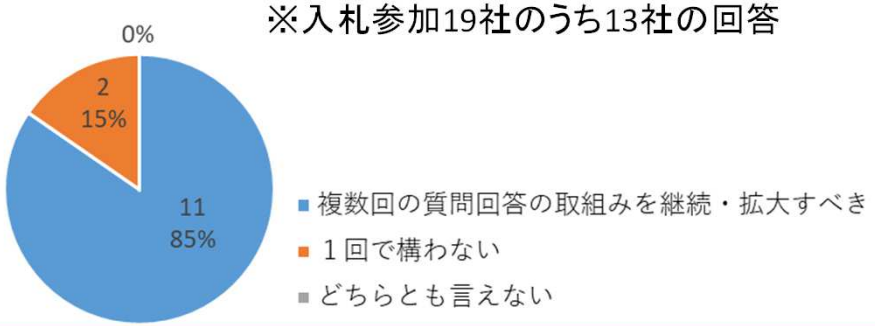

【受注者の意見（自由回答）】
・複数回の回答により積算に係る疑問点など、従前より解消される。
・1回目の回答についても、まだ不明な点があり、再度質問ができるので継続してほしい。
・質問回答と入札までの期間を長くしてほしい。

労務費見積宣言モデル工事の試行

労務費見積尊重宣言モデル工事

一般社団法人　日本建設業連合会（日建連）は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけるため、『労務費見積宣言』を２０１８年（平成３０年）９月１８日に表明し、元請け企業による労務賃金改善の取組が行われている。

これを踏まえ、建設業の労務賃金改善に関する取組を推進するため、総合評価方式や工事成績評点においてインセンティブを付与するモデル工事を試行する。（Ｓ型（WTO）を対象）

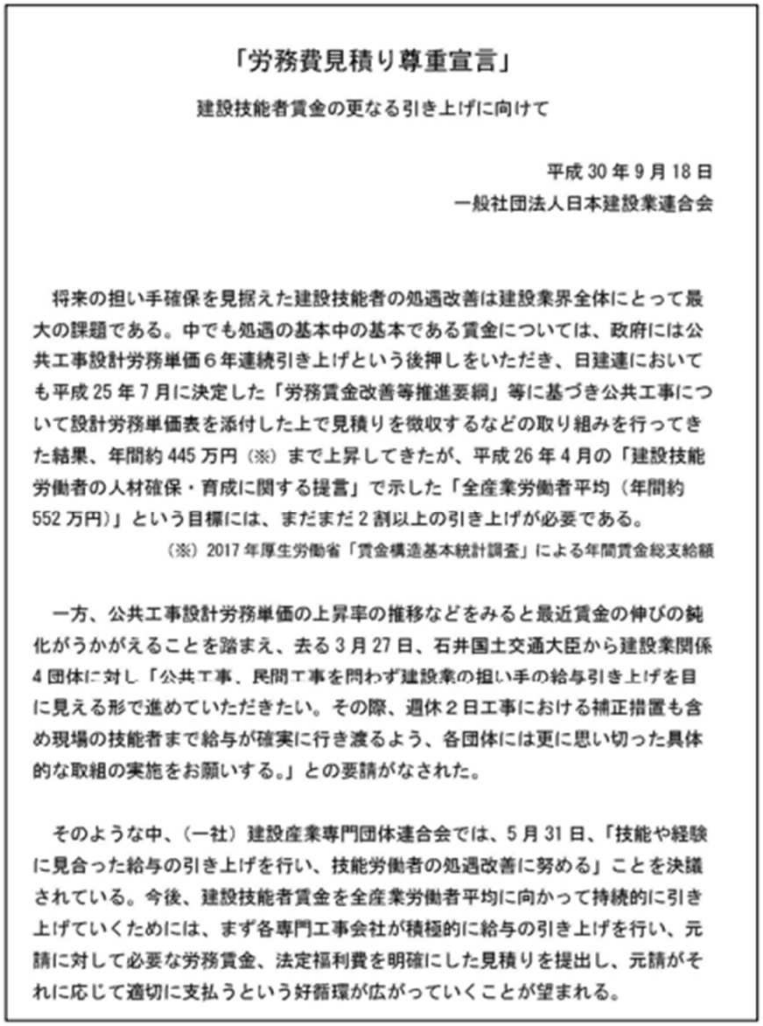

「労務費見積り尊重宣言」

建設技能者賃金の更なる引き上げに向けて

平成 30 年 9 月 18 日
一般社団法人日本建設業連合会

将来の担い手確保を見据えた建設技能者の処遇改善は建設業界全体にとって最大の課題である。中でも処遇の基本中の基本である賃金については、政府には公共工事設計労務単価６年連続引き上げという後押しをいただき、日建連においても平成 25 年 7 月に決定した「労務賃金改善等推進要綱」等に基づき公共工事について設計労務単価表を添付した上で見積りを徴収するなどの取り組みを行ってきた結果、年間約 445 万円（※）まで上昇してきたが、平成 26 年 4 月の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」で示した「全産業労働者平均（年間約 552 万円）」という目標には、まだまだ 2 割以上の引き上げが必要である。

（※）2017 年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による年間賃金総支給額

一方、公共工事設計労務単価の上昇率の推移などをみると最近賃金の伸びの鈍化がうかがえることを踏まえ、去る 3 月 27 日、石井国土交通大臣から建設業関係 4 団体に対し「公共工事、民間工事を問わず建設業の担い手の給与引き上げを目に見える形で進めていただきたい。その際、週休２日工事における補正措置も含め現場の技能者まで給与が確実に行き渡るよう、各団体には更に思い切った具体的な取組の実施をお願いする。」との要請がなされた。

そのような中、（一社）建設産業専門団体連合会では、5 月 31 日、「技能や経験に見合った給与の引き上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める」ことを決議されている。今後、建設技能者賃金を全産業労働者平均に向かって持続的に引き上げていくためには、まず各専門工事会社が積極的に給与の引き上げを行い、元請に対して必要な労務賃金、法定福利費を明確にした見積りを提出し、元請がそれに応じて適切に支払うという好循環が広がっていくことが望まれる。

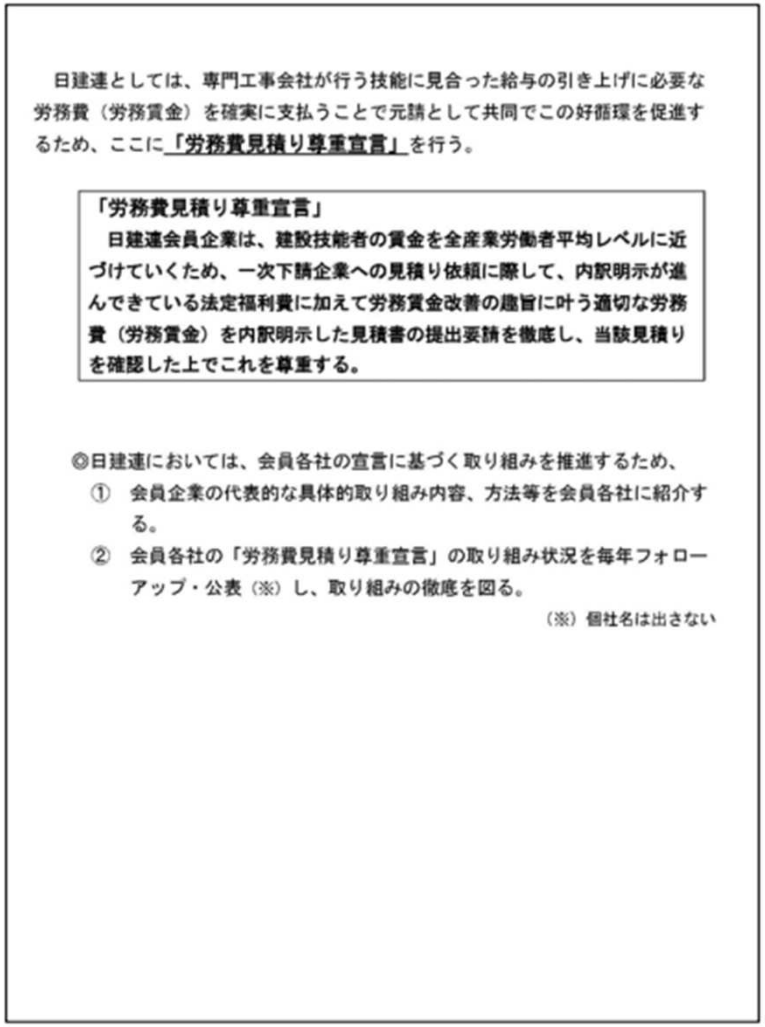

日建連としては、専門工事会社が行う技能に見合った給与の引き上げに必要な労務費（労務賃金）を確実に支払うことで元請として共同でこの好循環を促進するため、ここに**「労務費見積り尊重宣言」**を行う。

「労務費見積り尊重宣言」
日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

◎日建連においては、会員各社の宣言に基づく取り組みを推進するため、
① 会員企業の代表的な具体的取り組み内容、方法等を会員各社に紹介する。
② 会員各社の「労務費見積り尊重宣言」の取り組み状況を毎年フォローアップ・公表（※）し、取り組みの徹底を図る。

（※）個社名は出さない

【労務費見積尊重宣言】

① 『労務費見積尊重宣言』の確認

② 見積書に労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を期した誓約書の確認

③ 上記①②両方を満たす者に加点評価（１点）

海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度

○海外プロジェクトの認定・表彰実績を令和３年度に公告する直轄工事・業務の入札・契約から評価に活用。
○認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良工事表彰等と同等に加点評価。
○直轄工事等で海外工事等の実績が国内実績と同様に評価されることで、技術者が海外で活躍できる環境を整備。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用（イメージ）

総合評価落札方式における技術評価

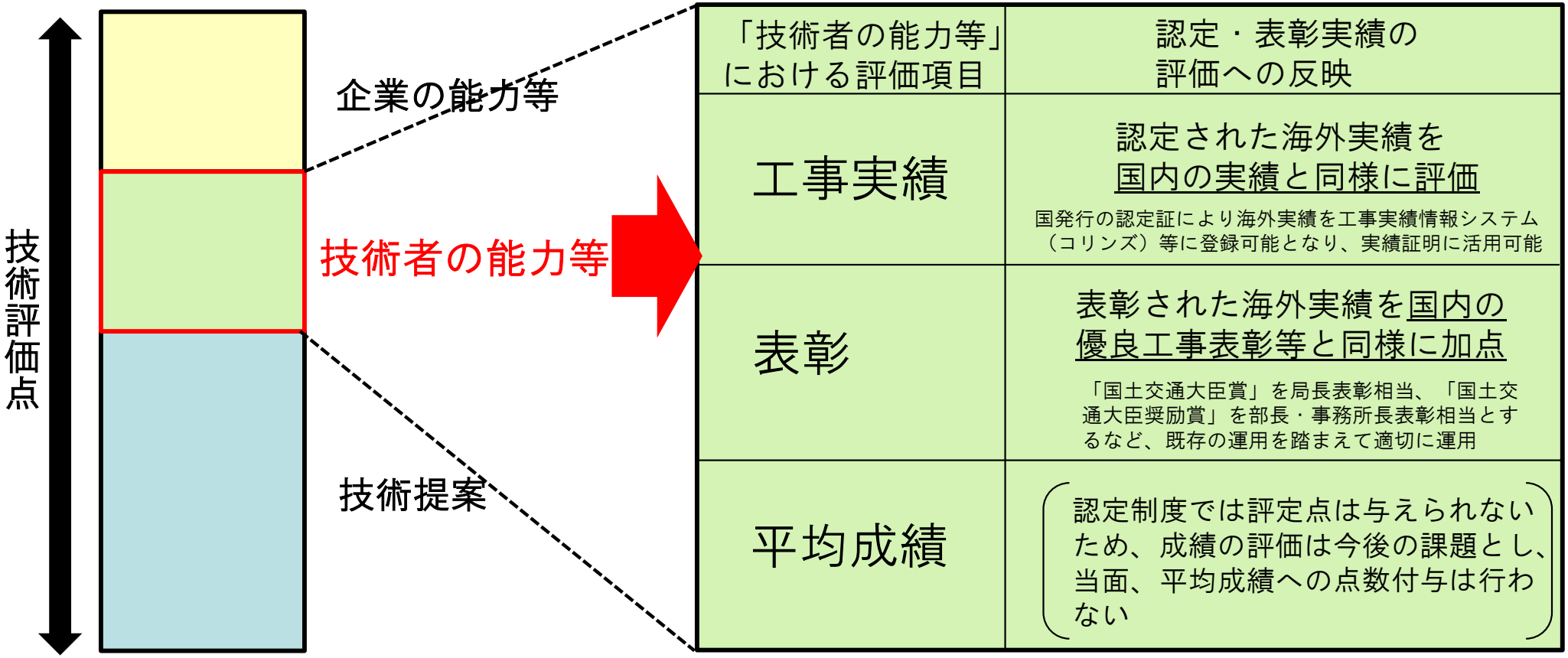

「技術者の能力等」における評価項目	認定・表彰実績の評価への反映
工事実績	認定された海外実績を国内の実績と同様に評価 国発行の認定証により海外実績を工事実績情報システム（コリンズ）等に登録可能となり、実績証明に活用可能
表彰	表彰された海外実績を国内の優良工事表彰等と同様に加点 「国土交通大臣賞」を局長表彰相当、「国土交通大臣奨励賞」を部長・事務所長表彰相当とするなど、既存の運用を踏まえて適切に運用
平均成績	認定制度では評定点は与えられないため、成績の評価は今後の課題とし、当面、平均成績への点数付与は行わない

※工事の「技術提案評価型」の場合の例

技術の研鑽度評価の試行

〇継続教育の取組状況として、CPD及びCPDSの単位取得に加え、技術論文等も評価の対象に拡大。

〇技術論文等としては、配置予定技術者本人が執筆した工事における技術開発、創意工夫等で、技術雑誌や学会論文で公開されたものとする。

〇評価対象論文等は、北陸地方整備局管内の話題を中心とした書物や雑誌とする。

◆評価対象論文等

「北陸の建設技術」技術レポート
「北陸地方整備局事業研究発表会」発表論文
「北陸道路舗装会議」「北陸橋梁保全会議」「建設技術報告会」技術報文
※民間企業が発刊する技術雑誌等は対象外（〇〇技報、企業名入り雑誌）。
※複数名の発表資料等で、連名論文などの場合、筆頭投稿者のみ対象。
※工事ごとの競争参加資格条件（入札説明書等）に、上記の評価対象論文リストを掲載。

◆継続教育の評価手法

①前年度の継続教育（CPD及びCPDS）の取得（1.0）状況の評価
②配置予定技術者の技術研鑽度（技術論文の投稿）の評価**【継続】**

※上記①、②は重複して評価せず、どちらか一方の評価で1点を加点する。

参加者の有無を確認する公募手続き

【背景・課題】
○　機械設備は新設した業者の技術的ノウハウにより構成されている。そのため、機械設備修繕工事は、多くは新設時施工業者以外には施工できず、近年の技術者 不足も重なり**不調不落が増加**。
○　契約した維持修繕工事でも多くが**1者応札の状況** 。

【課題解決の方策】

○　機械設備修繕工事の不調不落対策を目的とする。
○　新設時施工業者以外で修繕工事契約希望者の有無を確認する**「参加者の有無を確認する公募手続き」**を行い、その結果により随意契約又は一般競争を行うことによって 、確実な契約及び入札手続きの合理化を図る。

【対象工事】
工　　種：河川用水門設備（大形）、ダム用水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、車両計測設備、昇降設備の修繕工事

工事規模：WTO（8．1億円）未満
難易度　：制限しない

※過去5ヶ年において契約の過半数が1社応札であり、また1社応札が複数回発生している工種を基本とし、それ以外の工種は今後必要に応じて対象とすることを検討する。

【手続きフロー】

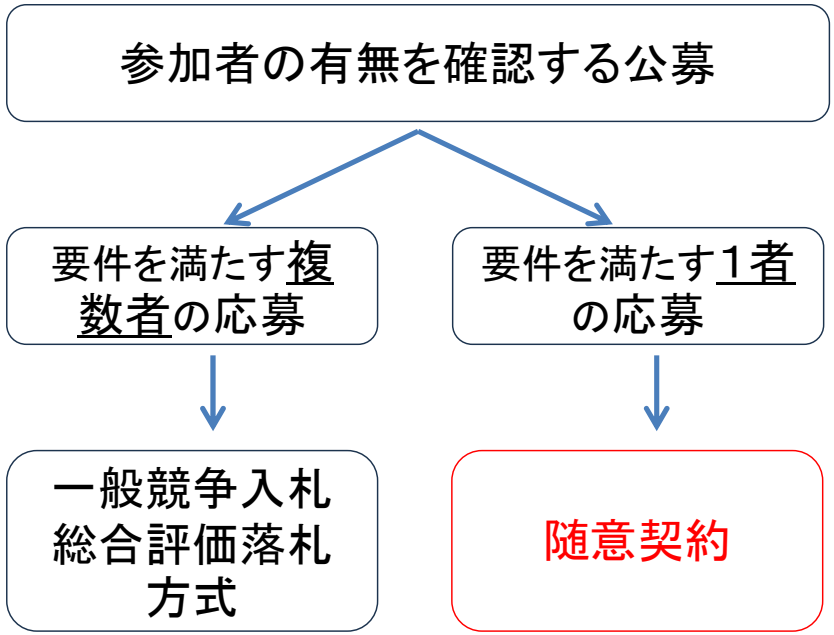

※特定法人等（新設業者）も含めて参加意思確認書により応募が必要。

フレームワークモデルの活用

- 一定の地域内で類似する複数の工事について、予め参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する「フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）」を試行。
- 工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加技術者が少数と見込まれる工事において試行。
- 提出資料を簡素化・合理化し、手続き期間を短縮することで、入札参加者の増加を見込む。

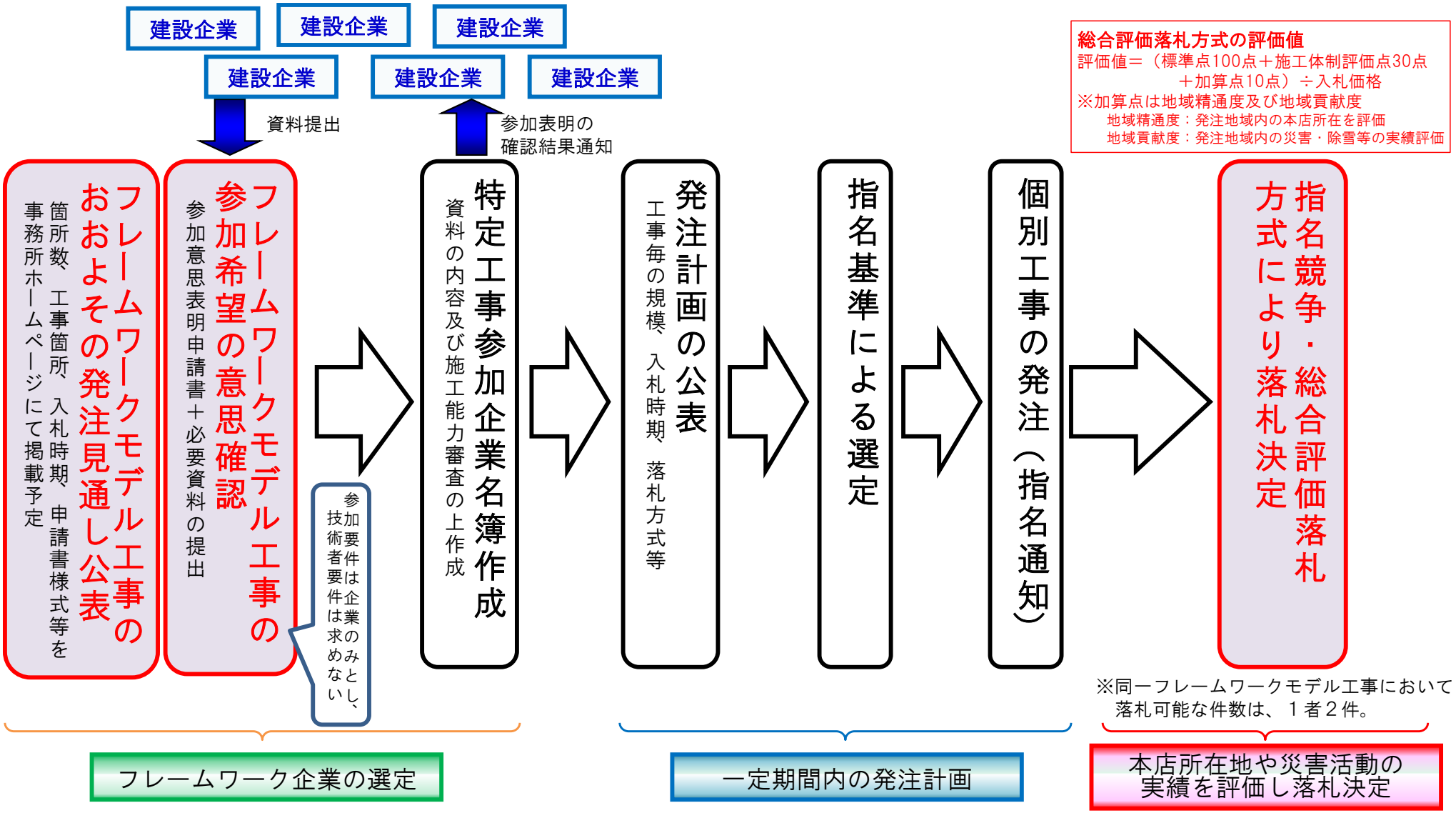

ECI方式の活用

ＥＣＩ（技術提案・交渉）方式とは？
　「設計」と「施工」の段階を分離しつつ、設計段階において施工者ノウハウを反映するもの。
ＥＣＩ方式のメリット
　①　施工に関する技術（施工法・仮設など）が設計に反映されるため、設計成果の修正等の手戻りが少ない。
　②　設計段階から施工者が技術提案するため、工法・材料など新技術の導入が促進される。
　③　設計と工事発注の手続きが同時に進行できるため、事業全体の工期短縮が可能。
⇒適切な仕様設定が困難な工事に適用し、技術協力を受けているところ。引き続き、ECI方式の活用を図る。

【ＥＣＩ方式による事業の流れ】

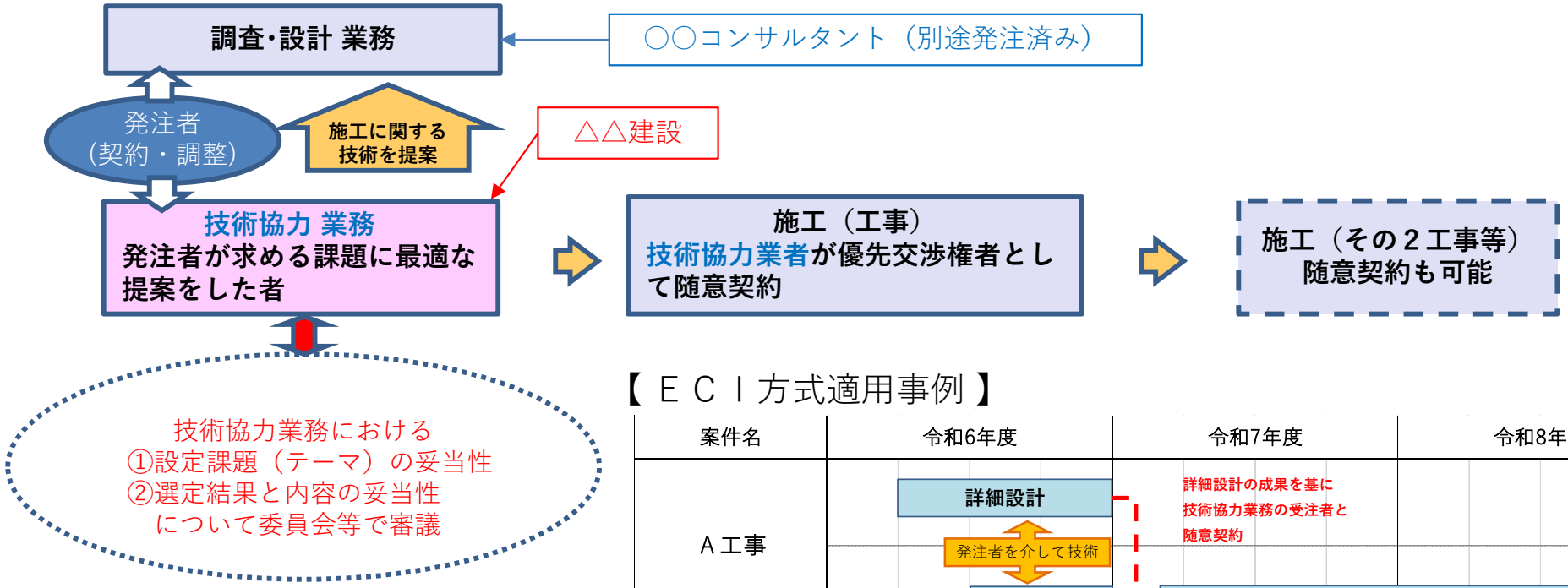

【ＥＣＩ方式適用事例】

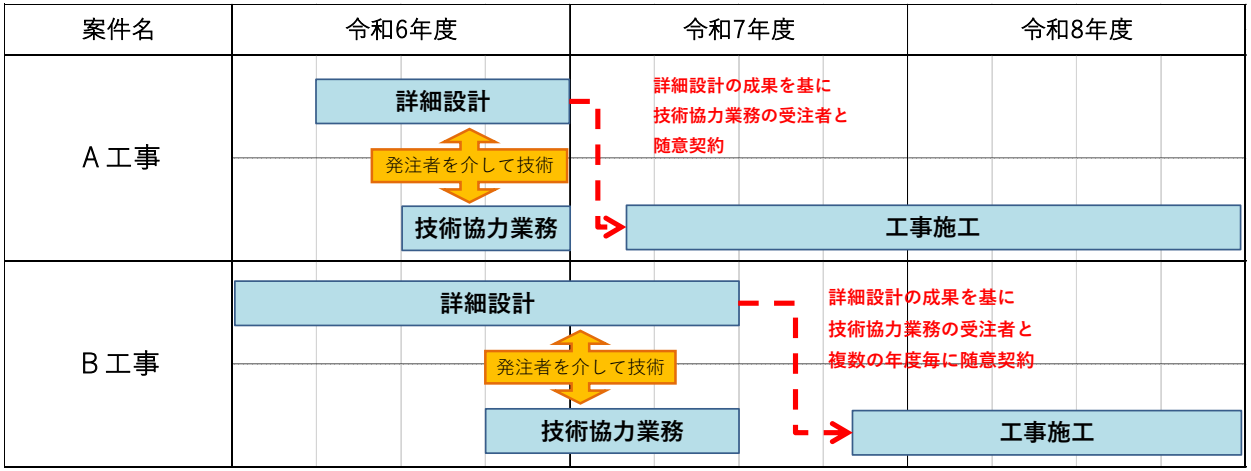

ECI方式の活用

国土交通省
北陸地方整備局

Press Release
北陸地方整備局 企画部 技術管理課からのお知らせ
令和７年６月２７日
本紙投げ込みを以て解禁

Technical administration section,Planning department,Hokuriku Regional Development Bureau,Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

・能登半島でECIによる「民間の技術力」を活用し復旧を加速します
ECIの「設計交渉・施工タイプ」は北陸初の取組み

令和6年能登半島地震によって、国道249号は石川県珠洲市若山町宇都山～輪島市門前町浦上の間（延長約 52.9 km）については地割れや段差、道路の大規模な崩落、トンネルや橋梁など構造物の損傷等が複数箇所で生じていることから、道路法第13条第3項に基づく権限代行制度により復旧を進めているところです。

特に珠洲市大谷地先においては、大規模な斜面崩落が発生したほか、大谷トンネルでは覆工が崩落するなどといった大きな被害を受けた地区でもあり、現在も通行止めが続いています。これにより、迂回路として付近の県道・市道を通行している状況ですが、令和6年9月の豪雨災害でも迂回路が通行止めとなったことから、早期の復旧が必要な状況となっています。

このことから北陸地方整備局では、珠洲市大谷地区等の早期交通確保を目指すことを目的として以下の3区間においてECI技術提案・交渉形式を活用した発注を採用し、復旧工事を加速化させていきます。

① 大谷トンネル区間（設計交渉・施工タイプ）
② 烏川大橋を含む前後区間（技術協力・施工タイプ）
③ 大谷地区のループ区間（技術協力・施工タイプ）

①については、地すべり対策と同時にトンネル内の復旧を安全かつ速やかに進めるため、施工者自らによる設計により仕様を設定することが必要と判断される区間です。よって、設計段階から施工者の技術提案を反映することができること及び施工者による効率的な設計が可能となる、ECI(技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ))を採用することとしました。なお設計交渉・施工タイプは北陸地方整備局では初めての取組となります。

②③については別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させる、ECI(技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ))を活用し、復旧工事を加速化することとしました。

※ECI(技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)) ： 技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する
ECI(技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)) ： 技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結

取 扱 ： 本紙投げ込みを以て 解禁

【同時FAX先】 建設速報社 、新潟建設工業新聞社 、日刊建設通信新聞社 新潟支局 、日本工業経済新聞社 新潟支局 、日刊建設工業新聞社 北陸総局 、建設ジャーナル社 、産業新聞社 北信越支局 、鉄鋼新聞社 新潟支局 、北陸工業新聞社 新潟支局

【問合せ先】 国土交通省北陸地方整備局
〒950－8801 新潟市中央区美咲町１－１－１
TEL（代表）025－280－8880
企 画 部 技術開発調整官 堀内 崇志 （内線３１２０）
技術管理課長 吉田 健一 （内線３３１１）

【位置図】

【参考】

技術提案・交渉方式に適用する契約タイプの選定フロー

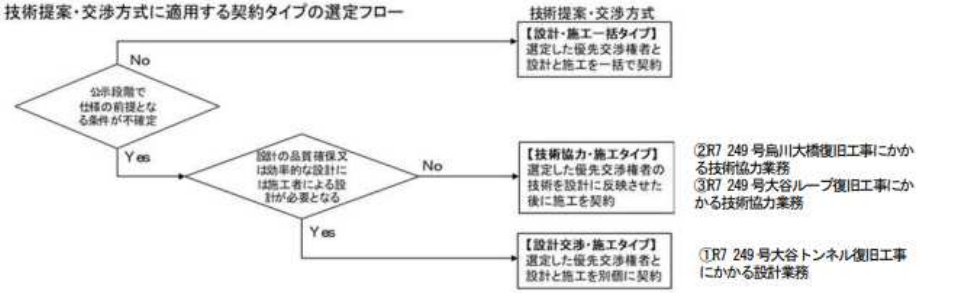

<設計交渉・施工タイプ>

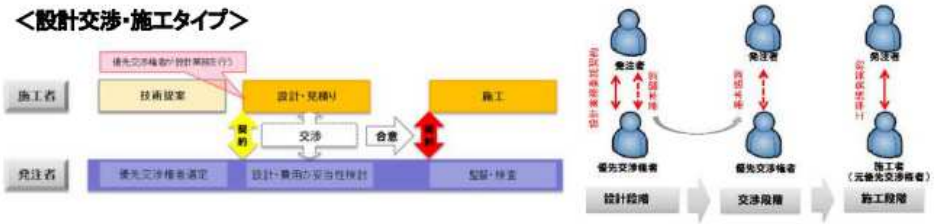

契約形態　　各段階における契約形態

<技術協力・施工タイプ>

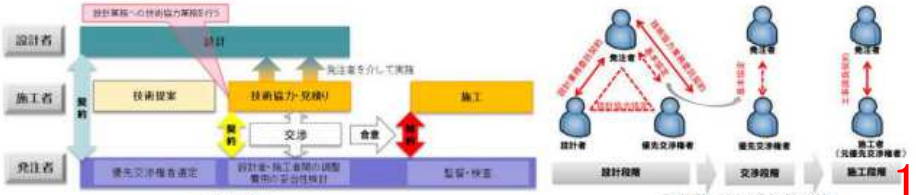

契約形態　　各段階における契約形態

ワーク・ライフ・バランス認定企業の評価（Ｒ７上半期まで）

○「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を、一般土木A等級及び建築工事A等級において、段階選抜方式を適用する総合評価落札方式にて加点評価する取組を実施。
○また、令和5年8月24日付け国土交通本省の通知を受け、令和6年1月から、一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事に対象拡大。
○令和6年4月からは、さらに仕事と介護の両立を支援するため、介護休業制度を定めていることを、評価することとする。
○また、WTO対象工事に限って、地元（施工県）在住の監理（主任）技術者の配置をもって、評価することとする。

①対象：ＷＴＯ以外の一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事

評価項目	評　価　基　準	配点
「企業の能力等」 ワーク･ライフ･バランス等 推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし･えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん･くるみん･トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	１点

②対象：ＷＴＯ対象の一般土木工事、及び建築工事

評価項目	評　価　基　準	配点
「企業の能力等」 ワーク･ライフ･バランス等 推進企業 ※①＋②の最大２点を加点	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし･えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん･くるみん･トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	１点
	②配置予定技術者が、次の基準を満たしていること ・競争参加資格申請書の提出日以前に3カ月以上、〇〇県内に住所のある者。（契約後、引き続き工事完成まで、〇〇県内に居住すること。）	１点

ワーク・ライフ・バランス認定企業の評価（Ｒ７下半期から拡大）

○「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業等を、加点評価する取組。
○一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価してきたところであるが、令和7年2月3日付け国土交通本省の通知を受け、全ての工種・等級に拡大する。

評価項目	評　価　基　準	配点
「企業の能力等」 ワーク･ライフ･バランス等推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ･女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし･えるぼし認定企業等） ･次世代法に基づく認定（プラチナくるみん･くるみん･トライくるみん認定企業） ･若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	1点

○一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価については、下表のとおり**継続する**。

①対象：ＷＴＯ以外の一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事

評価項目	評　価　基　準	配点
「企業の能力等」 ワーク･ライフ･バランス等推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ･女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし･えるぼし認定企業等） ･次世代法に基づく認定（プラチナくるみん･くるみん･トライくるみん認定企業） ･若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点

②対象：ＷＴＯ対象の一般土木工事、及び建築工事

評価項目	評　価　基　準	配点
「企業の能力等」 ワーク･ライフ･バランス等推進企業 ※①＋②の最大2点を加点	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ･女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし･えるぼし認定企業等） ･次世代法に基づく認定（プラチナくるみん･くるみん･トライくるみん認定企業） ･若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点
	②配置予定技術者が、次の基準を満たしていること ･競争参加資格申請書の提出日以前に3カ月以上、〇〇県内に住所のある者。（契約後、引き続き工事完成まで、〇〇県内に居住すること。）	1点

令和６年能登半島地震に係る賃上げ企業優遇措置への取扱い

○令和6年3月13日付け国土交通本省の通知を受け、令和６年能登半島地震の被災地の被災状況及び復旧状況に照らし、以下のとおり賃上げ企業優遇措置への取扱いを運用する。

【賃上げ企業の減点免除措置】

・災害救助法の適用対象とされた、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村（令和6年1月19日時点）に、主たる事業所を有する企業については、賃上げ企業の減点免除の対象とする。ただし、主たる事業所以外が被災した場合についても、その被災状況や経営への影響等の実情に応じて免除対象となる場合がある。

【北陸地方整備局における調達】

・新潟県、富山県、石川県及び福井県の４県内における発注、及び競争参加資格における地域要件の対象地域が新潟県内、富山県内、石川県内又は福井県内を含んで設定する場合は、当面の間、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目は設けないこととする（令和6年4月1日以降に入札契約手続きを開始する案件より適用）。

【北陸地方整備局管内図】

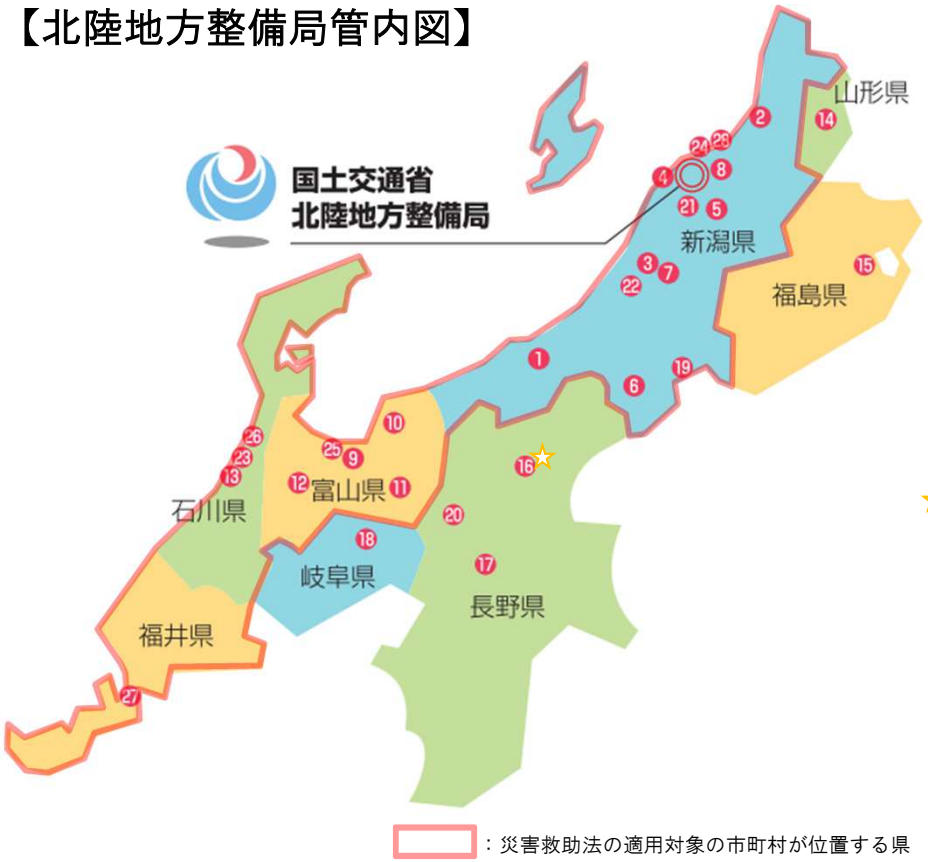

図NO.／名　称
① 高田河川国道事務所
② 羽越河川国道事務所
③ 信濃川河川事務所
④ 信濃川下流河川事務所
⑤ 阿賀野川河川事務所
⑥ 湯沢砂防事務所
⑦ 長岡国道事務所
⑧ 新潟国道事務所
⑨ 富山河川国道事務所
⑩ 黒部河川事務所
⑪ 立山砂防事務所
⑫ 利賀ダム工事事務所
⑬ 金沢河川国道事務所
⑭ 飯豊山系砂防事務所
⑮ 阿賀川河川事務所
⑯ 千曲川河川事務所
⑰ 松本砂防事務所
⑱ 神通川水系砂防事務所
⑲ 三国川ダム管理所
⑳ 大町ダム管理所
㉑ 北陸技術事務所
㉒ 国営越後丘陵公園事務所
㉓ 金沢営繕事務所
㉔ 新潟港湾・空港整備事務所
㉕ 伏木富山港湾事務所
㉖ 金沢港湾・空港整備事務所
㉗ 敦賀港湾事務所
㉘ 新潟港湾空港技術調査事務所

【賃上げ項目の設定をしない案件】

○新潟県、富山県、石川県及び福井県の４県内に所在する事務所の発注案件。
（本局発注の場合は、工事施工箇所や業務対象箇所が上記４県内を含むかで判断する）

○上記４県内以外に所在する事務所で、地域要件に新潟県、富山県、石川県又は福井県を含んで設定する発注案件。

【（参考）賃上げ項目を設定する例】

＜長野県内に係る発注＞

○千曲川河川事務所又は北陸地方整備局が発注する案件

地域要件「長野県内」
（工事：一般土木C）
（業務：簡易特別型・業務能力評価型）
→　賃上げ項目は設ける

地域要件「指定なし」
（工事：一般土木A）
→　賃上げ項目は設ける

上記以外は賃上げ項目を設定しない

新たな入札契約方式（ＳＩ型）の活用

国土交通省

社会資本整備を取り巻く状況と建設産業の課題

○建設就労人口の減少による担い手不足
⇒生産性向上が急務

○担い手確保のため魅力ある建設現場への転換が急務
⇒旧3Kから新4Kへ

○「2050年カーボンニュートラルの実現」への貢献
⇒インフラ分野における脱炭素化の取組も急務

○インフラ整備に関する社会的要請
（例：既存インフラを供用しながらの整備、LCCの削減等）
⇒インフラ利用者への安全対策等の一層の配慮

現行入札制度の課題

○企業の技術は日々進歩しているが、官積算に反映されるまでには一定の期間を要する
⇒新技術の実装・普及に資する取組も急務

○現行のS型制度では、仕様の変更を伴う技術提案は認めておらず、技術提案の内容に要する費用も受注者が負担
⇒競争参加者は費用を伴う発展的な提案がしにくい

これらの課題解決のため

一定の範囲内で適切に費用計上する（※）こと前提とした技術向上提案を求めることにより、
品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を目指す

※当面は予定価格の5%の範囲内とする

＜具体の想定事例＞

①導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用
・建設現場の省人化・無人化に資する新技術・工法（例：トンネル自動化施工）
・脱炭素に資する機材・工法等

②より安全性の高い工法の採用
・施工者のノウハウを生かした交通渋滞・交通事故発生の防止対策、作業員の危険防止対策

③点検困難箇所への維持管理性の高い仕様の採用　　等

新たな入札契約方式（ＳＩ型）の活用

国土交通省
北陸地方整備局

Press Release
北陸地方整備局 企画部 技術管理課からのお知らせ
令和７年１０月９日
本紙投げ込みを以て解禁
Technical administration section,Planning department,Hokuriku Regional Development Bureau,Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

北陸地方整備局で初めて総合評価落札方式「技術提案評価型ＳＩ型」の発注手続きを開始します

「栗ノ木道路　栗ノ木高架橋上部その2工事」において、管内で初めて総合評価落札方式「技術提案評価型ＳＩ型」による発注手続きを開始します。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）が令和6年6月に改正され、同法第7条2項および同6項において「価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等」を、経済性に配慮しつつ採用するよう努めることが発注者の責務となりました。これを踏まえ、一定の範囲内で費用を計上することを前提として、技術提案を求める総合評価落札方式「技術提案評価型ＳＩ型」を今年度から試行することとしています。

「栗ノ木道路　栗ノ木高架橋上部その2工事」において、橋梁の長寿命化等を目的とした品質の向上や新技術の活用の観点を踏まえ、技術向上提案を求めることが有効であることから、管内で初めて総合評価落札方式「技術提案評価型ＳＩ型」の試行として発注するものです。

公告　：　令和７年 10 月９日
開札　：　令和８年２月 16 日

取　扱　：　本紙投げ込みを以て　解禁

【同時FAX先】建設速報社 、新潟建設工業新聞社 、日刊建設通信新聞社 新潟支局 、日本工業経済新聞社 新潟支局 、日刊建設工業新聞社 北陸総局 、建設ジャーナル社 、産業新聞社 北信越支局 、鉄鋼新聞社 新潟支局 、北陸工業新聞社 新潟支局

【問合せ先】　国土交通省北陸地方整備局
〒９５０－８８０１　新潟市中央区美咲町１－１－１
TEL（代表）０２５－２８０－８８８０
【技術提案評価型ＳＩ型について】
企　画　部　技術開発調整官　堀内　崇志　（内線３１２０）
総括技術検査官　佐々木　利幸（内線３１１７）
【工事内容について】
道　路　部　道路工事課長　谷　俊秀　（内線４３５１）

総合評価落札方式　技術提案評価型ＳＩ型の概要

○比較的軽微な設計図書の変更（目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む）により、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上等や、新技術・工法等の活　用が期待できる工事に対し、技術向上提案を求める方式です。

○技術向上提案は、発注者が示す上限額の範囲内で提案するものです。工事契約後、発注者が技術向上提案を採用する場合は、変更契約し適切に費用を計上します。

（参考）
国土交通省直轄工事における総合評価落札方式技術提案評価型ＳＩ型の試行 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000152.html

技術提案評価型ＳＩ型適用工事の概要

工事名　：栗ノ木道路　栗ノ木高架橋上部その2工事
工事場所：新潟市中央区本馬越2丁目～東区紫竹2丁目地先
工期　　：契約締結日の翌日から令和10年５月 30 日まで
工事内容：主桁組立・架設（L=212m）　１式
　　橋梁付属物工　１式

位置図

平面図

標準断面図

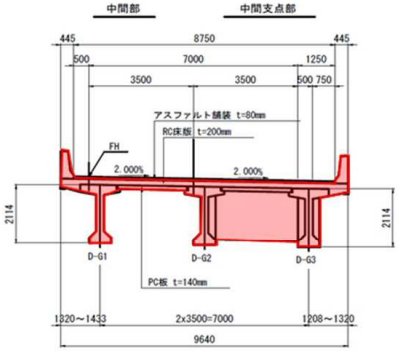

現地状況

本工事の特徴と課題

本工事の施工箇所は交通量が極めて多いこと、積雪寒冷地域であることから、橋梁全体の長寿命化とライフサイクルコストの縮減、さらには施工時の効率化や作業環境の改善を求め、「橋梁の長寿命化等に関する工夫」を技術向上提案として設定しています。

Ⅳ　北陸けんせつミライ2025

北陸の元気を支える建設業の未来創造アクションプラン「北陸けんせつミライ2025」 Ver.2.0

インフラ整備のビジョン　北陸 の 元気 なくして 日本 の 元気 なし！

■ 北陸地域のポテンシャル

① 三大都市圏に隣接する地理的優位性
- 日本列島のほぼ中央に位置し、三大都市圏・東北圏から概ね300km圏域

② キラリと光る「モノ」づくり
- 付加価値の高いモノづくり産業（北陸各県の1人当たりの製造品出荷額は日本海側トップクラス）

③ 世界に誇る観光地
- 自然や歴史・文化を活かした多くの観光資源

地域の作り手として

［日本海沿岸東北自動車道］

［能越自動車道］

［金沢港 クルーズターミナル］

［国道289号 八十里越］

更なる進化・発展

［黒部立山アルペンルート］

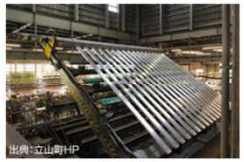
［アルミ製品］

［佐渡島の金山］
（令和6年7月 世界文化遺産登録）

［建設重機］

［兼六園］

［金属製品（カトラリー等）］

■ 地域基盤のリスク

① 頻発する地震　② 激甚化する豪雨　③ 短期集中的な降雪　④ 進む施設の老朽化

［令和6年能登半島地震］

［令和6年9月の豪雨］

［令和4年12月の大雪］

［損傷が進む道路構造物］

地域の守り手として

［大河津分水路］

［利賀ダム］

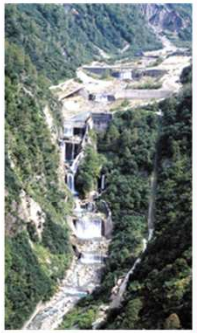
［白岩砂防堰堤］

［災害対応］

［除雪］

北陸 の 建設業 の 未来創造 に向けた　3 本 柱　～ 3K から『新4K』へ ～　魅力ある建設業に向けて　直轄 から 公共セクター（県・市町村 ）～ ・ 民間 へ

柱その1　適正利潤の確保

▮ 物価高騰等に対応した適正な積算・発注

・賃金水準や物価水準の変動に対応したスライド制度や見積活用型積算による適正な予定価格の設定

・総合評価落札方式において、有意な差がつく技術提案テーマの設定や評価により、優れた技術が評価される入札・契約方式の実現　R7新規

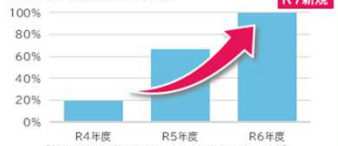

［技術評価で1位が1者となった割合（WTO工事）］

▮ 適正工期の設定、工期・納期の平準化

・国債・繰越の活用等により業務・工事双方の工期を平準化　R7拡充
・さらに、業務は形態に応じて発注時期・納期をサイクル化して、計画的な業務遂行を実現

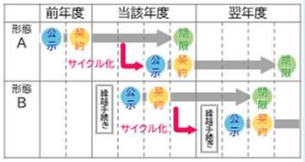

・「業務履行の平準化ガイド」により、受発注者相互で業務平準化の理解拡大を推進　R7新規

［業務平準化の新・五箇条］

▮ 週休2日適正工期発注者宣言制度の浸透　R5～

・週休2日の確保など適正な工期設定にむけ、受発注者相互で一体的な取組の推進

2025 発注機関 100% 宣言 を目指します

柱その2　変わる待遇・働き方

▮ 建設業の給与改善

・他産業と開差のある建設業の給与水準を、継続的な労務単価の引上げ等により、労働環境に相応しい賃上げを推進

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

［北陸3県（全職種単純平均）］
R7年3月：労務単価　30,694円
対前年度比 6.0%増（13年連続の上昇）

▮ ウィークリースタンスの更なる高み　R5～

・一週間の受発注者相互のルールを設定

月	火	水	木	金	土	日
①依頼期限としない	…	②定時帰宅に心がける	…	③金曜日に依頼しない	休養	休養

［更にR5年度より以下も実施］
④ランチタイム・オーバーフェイブ・ノーミーティング（昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない）
⑤イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼をしない）
⑥金曜日も定時の帰宅を心掛ける 他

▮ 現場条件・多様な働き方に対応する柔軟な週休2日制度の導入　R7新規

・原則全ての工事で完全週休2日を実施
・施工日が波浪等の厳しい気象条件に左右される工事等は、柔軟な週休2日制度を推進

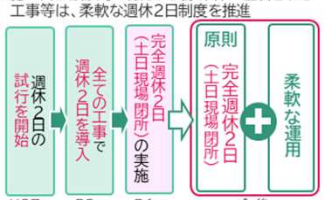

▮ 気候変動等に対応した適切な工期・作業環境へ　R7拡充

・気候に左右されない作業環境の確保や、猛暑に対応した作業時間等の改善

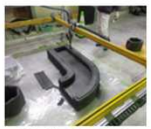
［3Dプリンタを活用した屋内製作］

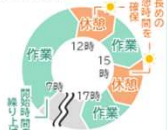

［作業時間の改善（サマータイムイメージ）］

［工期の改善イメージ］

柱その3　未来につながる建設現場

▮ BIM/CIM原則化と人材育成

・3Dモデルの活用等の拡大を推進

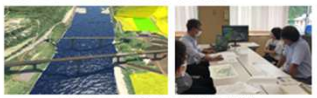
［3Dモデルを活用した工事概要の説明］

・ICT施工研修に関する取組を拡大して、建設工事等の技術者のDXを推進　R7拡充
・西部ブロックにおいても出張DXルームを開催

［北陸インフラDX人材育成センターでの研修］

▮ プレキャスト製品や新技術の積極導入

・標準を明確化してプレキャスト製品を積極活用　R7拡充

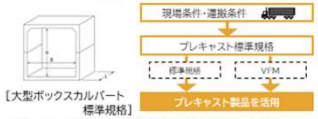

［大型ボックスカルバート標準規格］

・プレキャスト要素技術活用促進工事で実践

▮ 施工管理、監督等でデジタル新技術を積極活用　R6拡充

・現行の基準類と異なる手法でも、効率化が期待できる新たなデジタル技術を機動的に導入

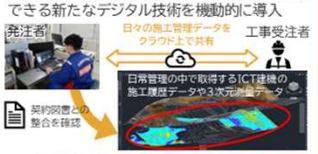

［大河津DX（デジタル技術を出来高確認に活用）］

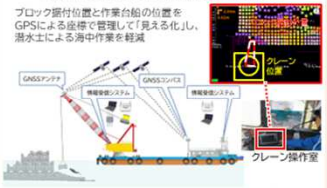

［ICT技術による海中部のブロック据付け］

▮ 工事書類の簡素化・統一　R7拡充

・スリム化ガイドの理解拡大で、更なる高みへ
・直轄と自治体どちらの様式も使えるよう工事関係書類の相互乗り入れを推進

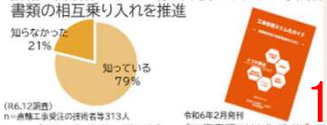

［スリム化ガイド 認知度］

［工事書類スリム化ガイド］

WTO工事での技術評価

技術力を重視した総合評価

◆公共工事の品質低下を防ぐために導入された総合評価落札方式であるが、評価点に有意な差がつきにくい場合もあり、技術評価が空洞化している指摘
◆技術提案で有意な差がつきにくい場合、調査基準価格を上回るわずかな入札価格の差によって落札者が決まったり、場合によってはくじでの落札者決定の可能性

優位な差がつく技術提案テーマの設定と評価による、技術評価を重視した総合評価落札方式への改善

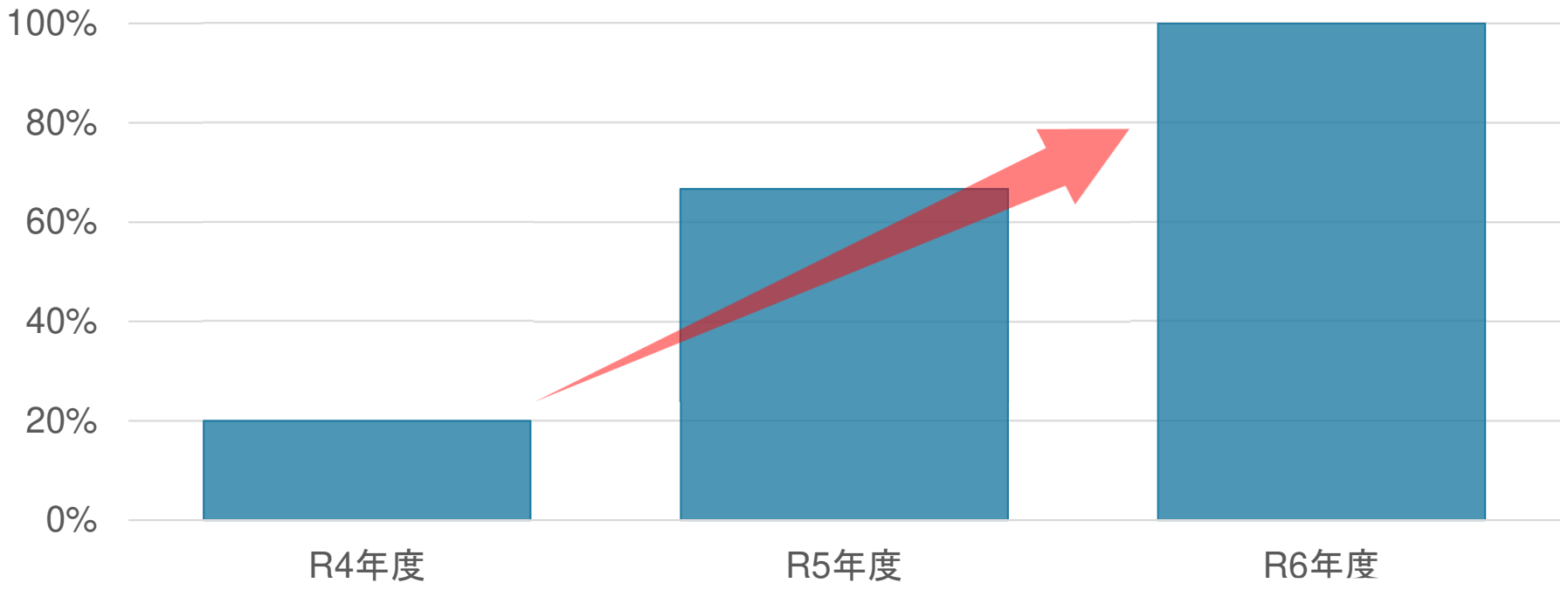

[技術評価で1位が1者となった割合(WTO工事)]

「週休2日適正工期発注宣言」「週休2日取組企業宣言」（令和6年4月～）

国土交通省
北陸地方整備局

柱その1 適正利潤の確保

- ◆ 令和6年4月に「週休2日適正工期発注宣言」「週休2日取組企業宣言」の宣言制度を創設。
- ◆ 建設業界における「働き方改革」、「週休2日の確保」の推進を図ることを目的。
- ◆ 受発注者双方で取り組みを『宣言』し、市町村工事も含め週休二日工事の拡大を図る。

「週休2日適正工期発注宣言」

発注者が「週休2日」を確保できる“適正な工期設定”を行い発注していることを『宣言』

「週休2日取組企業宣言」

企業として、従業員が「週休2日」を取得でき、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいることを『宣言』

下記のいずれか（もしくは、両方）をもって『宣言』
①ポスターを執務室等に掲示
（企業宣言は、会社、現場事務所等に掲示）
②ホームページで宣言した旨を公表

発注者用ロゴマーク

受注者（企業）用 ロゴマーク

発注者用ポスター

受注者（企業）用 ポスター

「週休2日取組企業宣言」宣言企業（令和7年10月28日時点）

国土交通省
北陸地方整備局

柱その1 適正利潤の確保

番号	商号又は名称	本店所在地	宣言年月※
1	共和土木株式会社	富山県黒部市荒俣1600	令和6年4月
2	株式会社鈴木組	新潟県村上市平林97−1	
3	株式会社グリーンシグマ	新潟県新潟市西区坂井700−1	
4	株式会社近藤組	新潟県佐渡市相川大間町45	
5	石川建設工業株式会社	石川県金沢市桂町ホ85	
6	東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木7−3−7	令和6年5月
7	株式会社小林組	新潟県阿賀野市曽郷302	
8	株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布1−18−4	
9	株式会社明翫組	石川県金沢市泉野町6−15−15	
10	大成ロテック株式会社	東京都新宿区西新宿8−17−1	
11	株式会社曙建設	新潟県長岡市千場2−17−9	
12	福田道路株式会社	新潟県新潟市中央区川岸町1−53−1	令和6年6月
13	北陸パブリックメンテナンス株式会社	新潟県新潟市江南区横越上町4−10−7	
14	世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園2−9−3	
15	株式会社飯作組	富山県下新川郡入善町五十里250	
16	桜井建設株式会社	富山県黒部市新町1	
17	道路技術サービス株式会社	富山県射水市橋下条527	
18	株式会社レックス	新潟県新潟市中央区南長潟12−10	
19	株式会社帆苅組	新潟県阿賀野市保田1111	
20	株式会社中越興業	新潟県長岡市喜多町1078−1	
21	株式会社新興	富山県黒部市若栗302−1	
22	真柄建設株式会社	石川県金沢市彦三町1−13−43	
23	大河津建設株式会社	新潟県燕市分水あけぼの1−1−72	
24	株式会社伊藤組	新潟県新発田市島潟1273−1	令和6年7月
25	丸運建設株式会社	新潟県新潟市中央区幸西1−4−21	
26	大高建設株式会社	富山県黒部市宇奈月温泉633−1	
27	黒鳥建設株式会社	新潟県新潟市西区黒鳥3747−3	
28	酒井工業株式会社	石川県金沢市東力町ニ170	
29	株式会社西方組	新潟県新潟市西区坂井1−19−34	
30	株式会社巴山組	新潟県東蒲原郡阿賀町九島1270	
31	北本建設株式会社	新潟県新潟市秋葉区中沢町10−42	
32	株式会社原組	新潟県新潟市江南区割野2883−1	
33	安達建設株式会社	富山県南砺市野田425−7	
34	丸高工業株式会社	新潟県新潟市東区山木戸8−1−13	
35	創和ジャステック建設株式会社	新潟県糸魚川市大町1−5−29	令和6年8月
36	株式会社のとさく	石川県珠洲市上戸町北方い部31−1	
37	株式会社廣瀬	新潟県新潟市西区善久823	
38	株式会社河合組	石川県野々市市押野4−222	
39	日本サミコン株式会社	新潟県新潟市中央区弁天橋通1−8−23	
40	株式会社水倉組	新潟県新潟市西蒲区巻甲5480	
41	丸建道路株式会社	石川県金沢市小坂町西75	
42	株式会社谷村建設	新潟県糸魚川市寺町1−6−35	
43	山陸リコム株式会社	新潟県五泉市三本木2−1−14	
44	株式会社興和	新潟県新潟市中央区新光町6−1	
45	株式会社福田組	新潟県新潟市中央区一番堀通町3−10	令和6年9月
46	株式会社トーホー	新潟県新潟市西区黒鳥1450	
47	株式会社日伸設備	新潟県新潟市江南区曽川甲380−18	
48	廣川建設工業株式会社	富山県下新川郡入善町古黒部3124	
49	株式会社吉田建設	新潟県新潟市西蒲区赤鎚1307−1	
50	株式会社植木組	新潟県柏崎市駅前1−5−45	
51	株式会社大野建設	新潟県新潟市秋葉区新津4534−2	
52	株式会社田中組	新潟県新潟市中央区上大川前通三番町25−7	
53	豊和建設株式会社	新潟県新潟市中央区一番堀通町5938−30	令和6年10月
54	小柳建設株式会社	新潟県三条市東三条1−21−5	
55	株式会社星野組	新潟県長岡市沢田2−11−5	令和6年11月
56	株式会社氏田組	新潟県燕市分水あけぼの1−1−72	
57	朝日舗道株式会社	新潟県村上市上助渕919−4	令和6年12月
58	株式会社森下組	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立130	
59	株式会社坂詰組	新潟県阿賀野市保田4177−1	
60	株式会社本間組	新潟県新潟市中央区西湊町通三ノ町3300−3	

番号	商号又は名称	本店所在地	宣言年月※
61	大栄建設株式会社	富山県高岡市中川栄町3−1	令和6年12月
62	株式会社北越トラスト	新潟県小千谷市大字上片貝76−1	
63	株式会社馬場工務店	新潟県新発田市浦901	令和7年1月
64	朝野工業株式会社	富山県魚津市本新町27−5	令和7年3月
65	加賀建設株式会社	石川県金沢市金石西1−2−10	
66	株式会社東城	富山県魚津市六郎丸2935	
67	東工業株式会社	新潟県新潟市中央区関屋金鉢山町53	令和7年4月
68	横山建設株式会社	新潟県五泉市太田1−12−7	
69	株式会社小野組	新潟県胎内市西栄町2番23号	
70	株式会社今村組	富山県小矢部市石名田200−1	令和7年5月
71	株式会社大島組	新潟県上越市石橋1−8−33	
72	株式会社林土木	富山県富山市桜町2−3−3	
73	日本海建設株式会社	石川県金沢市神田1−3−10	令和7年6月
74	丸善建設株式会社	石川県金沢市粟崎町5−176−3	
75	株式会社皆川組	新潟県新潟市北区名目所2−1504	
76	株式会社クリオ	石川県金沢市粟崎町5−176−3	
77	株式会社府録組	富山県小矢部市津沢642	
78	高尾建設株式会社	富山県富山市本宮1073	
79	株式会社高田組	富山県富山市宝町1−1−7	令和7年7月
80	株式会社大石組	新潟県長岡市南町2−4−4	
81	株式会社風組	石川県白山市白峰ハ15−1	令和7年8月
82	大宗建設工業株式会社	新潟県新潟市秋葉区川口578−14	
83	株式会社北都組	石川県金沢市泉本町5−88	令和7年9月
84	株式会社NIPPO	東京都中央区京橋1−19−11	
85	邦和建設株式会社	石川県金沢市福増町北204−10	
86	金剛建設株式会社	石川県金沢市大野町4−レ40−172	
87	株式会社多田組	新潟県長岡市平2−1−15	
88	株式会社笠原建設	新潟県糸魚川市能生1155−6	令和7年10月
89	株式会社高舘組	新潟県上越市西本町2−1−5	

※ 宣言年月は事務局へ宣言の報告を頂いた年月を記載しています。

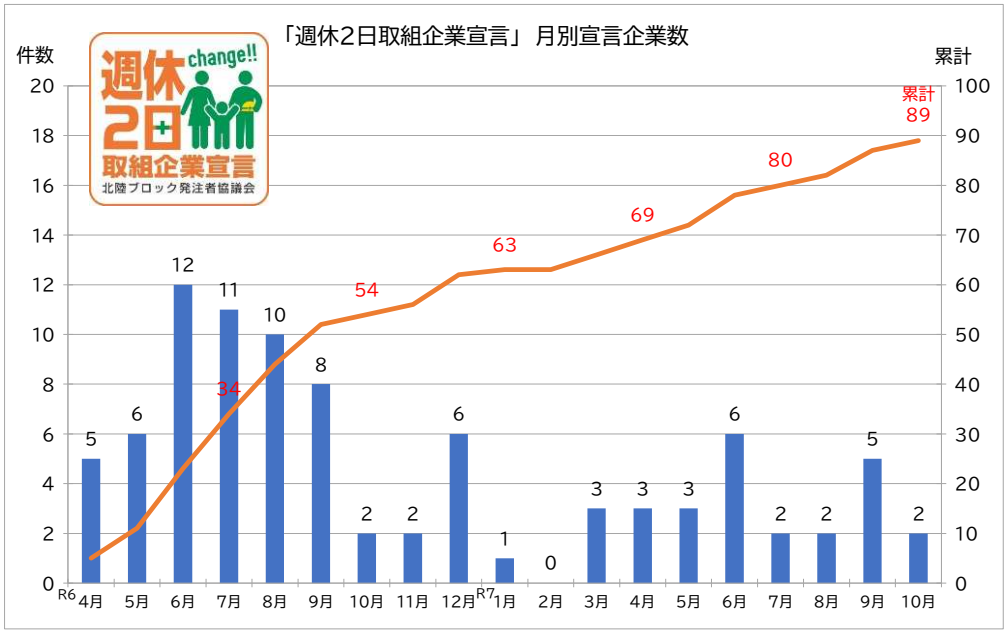

「週休2日適正工期発注宣言」宣言機関（令和7年10月28日時点）

国土交通省
北陸地方整備局

柱その1 適正利潤の確保

週休2日 change!! 適正工期発注宣言
北陸ブロック発注者協議会

令和7年度目標
宣言機関：100%

全機関（R7.10.28時点）
76/80（95.0%）

国・県・法人

	機関名
国	国土交通省 北陸地方整備局
	国土交通省 北陸信越運輸局
	海上保安庁 第九管区海上保安本部
	農林水産省 北陸農政局
	林野庁 関東森林管理局
	財務省 北陸財務局
	国税庁 金沢国税局
	環境省 信越自然環境事務所
	国土交通省 東京航空局
	国土交通省 大阪航空局
県	新潟県
	富山県
	石川県
法人	（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局
	東日本高速道路（株）
	中日本高速道路（株）
16/16（100%）	

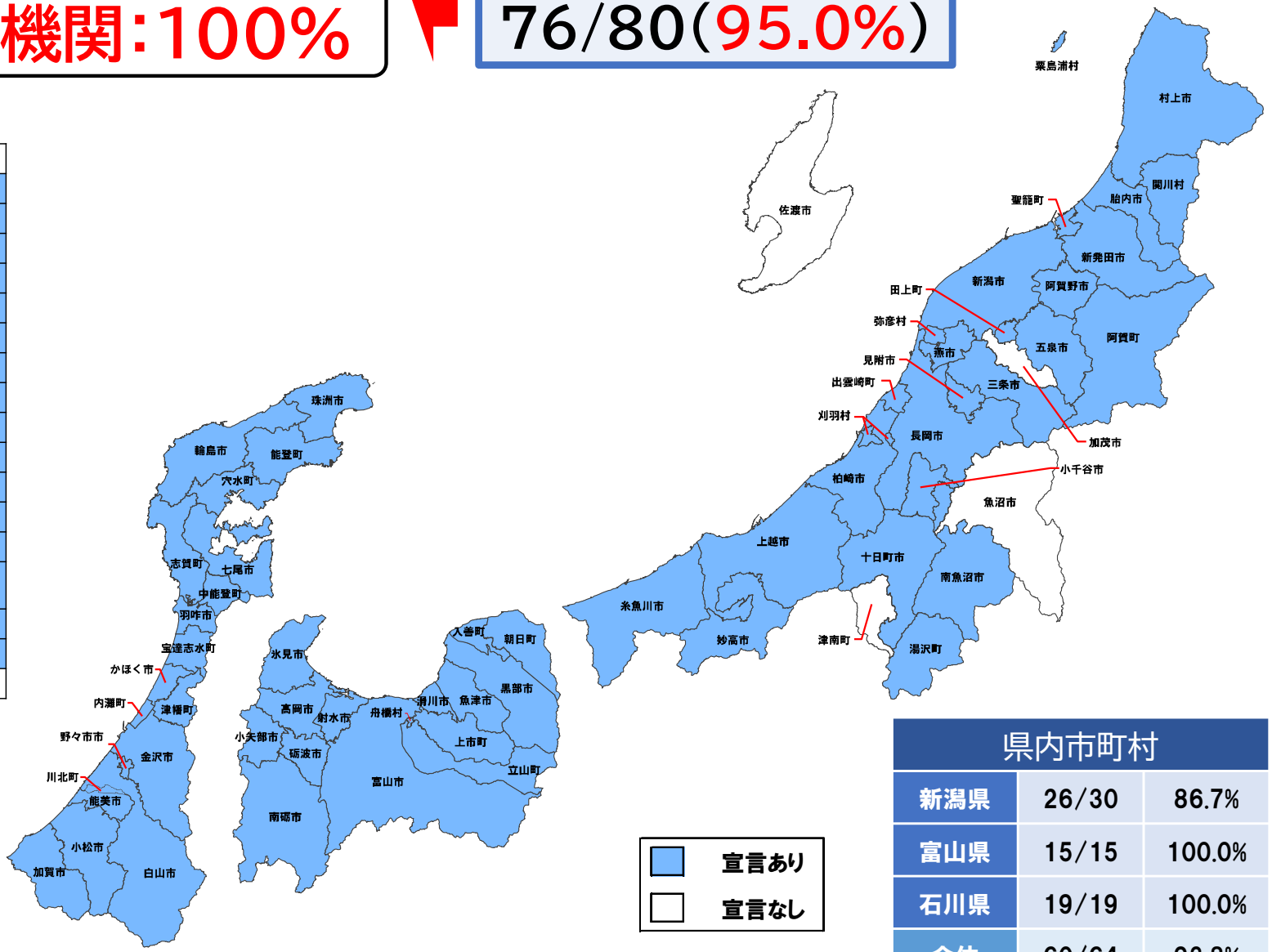

県内市町村		
新潟県	26/30	86.7%
富山県	15/15	100.0%
石川県	19/19	100.0%
全体	60/64	93.8%

建設資材の現地実態反映（試行）

国土交通省
北陸地方整備局

- 建設資材の価格変動に伴う、設計単価と現地取引価格の乖離実態を把握するための試行を一部工事において実施。
  ※必要に応じて現地取引価格による設計変更。
  ※一部工事での限定的な試行であり、通常工事は従来の方法で設計変更対応。

施工期間

工事契約	→	着工	コンクリート構造物 施工時期	アスファルト舗装 施工時期	精算変更	完成

通常工事 設計単価（変更なし）

試行工事 施工時期の現場実態を反映した価格で変更

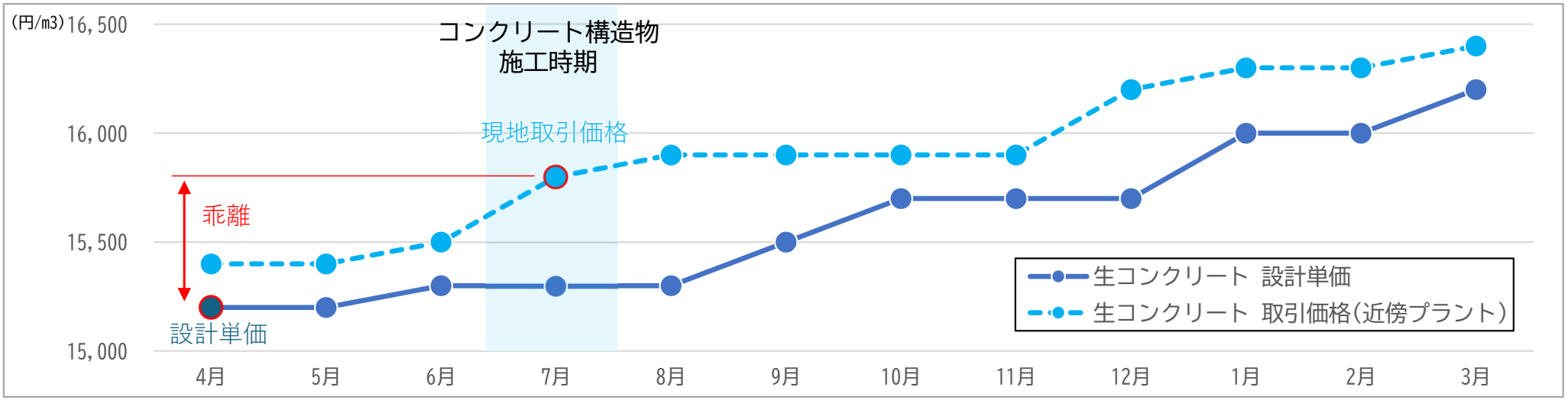

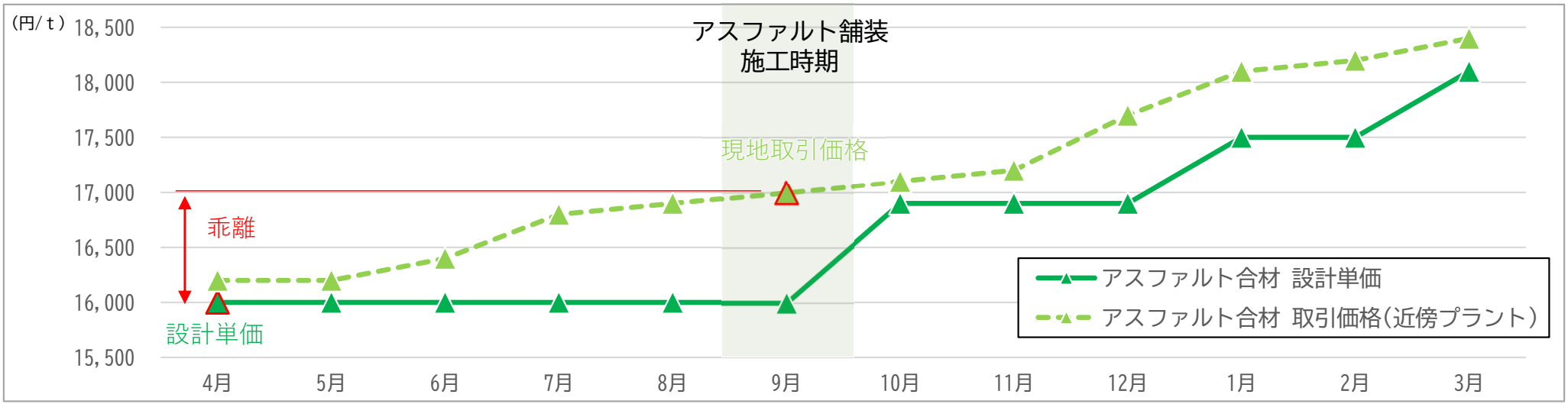

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価

柱その2 変わる待遇・働き方

◇令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前回改定と比較し全国平均で6．0%の増
北陸3県（新潟県、富山県、石川県）においては平均で4．3%の増

［全国全職種単純平均　30，694円（対前年度比　＋6．0%増　1，743円増）］

北陸3県（全職種単純平均）

新潟県　31，200円（対前年度比　＋4．4%増　1，322円増）
富山県　32，098円（対前年度比　＋4．3%増　1，328円増）
石川県　32，228円（対前年度比　＋4．3%増　1，330円増）

［3県平均　31，842円（対前年度比　＋4．3%増　1，327円増）］

※北陸地方整備局計算値

令和7年度公共工事設計労務単価の推移
51職種

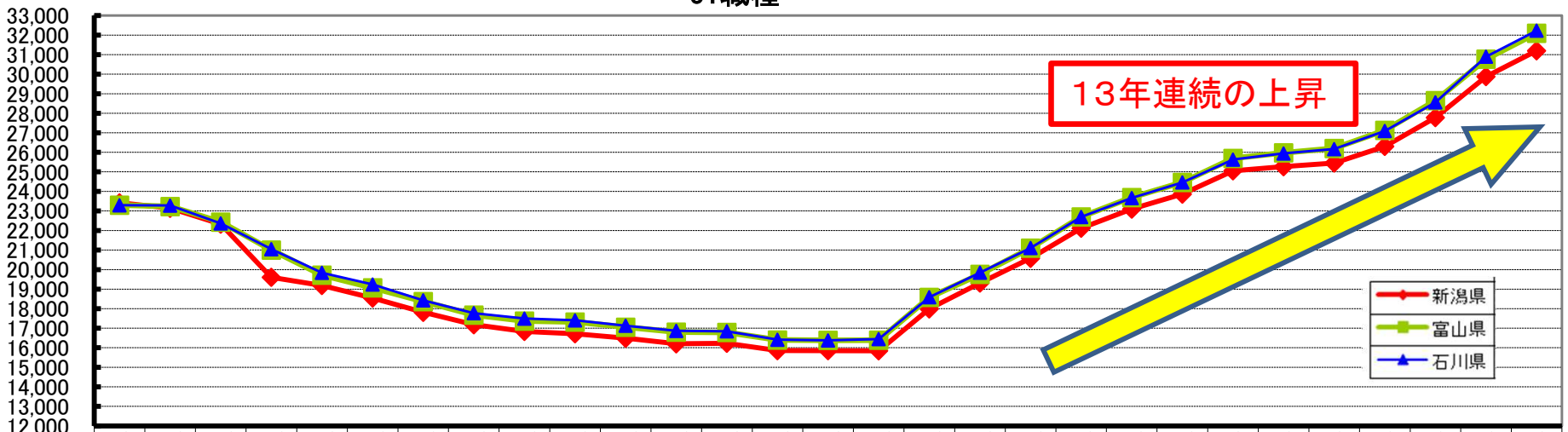

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
新潟県	23,416	23,138	22,326	19,606	19,186	18,546	17,816	17,182	16,836	16,718	16,488	16,206	16,227	15,856	15,852	15,846	17,992	19,314	20,580	22,122	23,100	23,863	25,054	25,265	25,453	26,304	27,782	29,878	31,200
富山県	23,300	23,230	22,436	21,006	19,718	19,070	18,368	17,676	17,370	17,320	17,057	16,804	16,788	16,398	16,382	16,388	18,580	19,762	21,102	22,698	23,687	24,467	25,693	25,976	26,202	27,128	28,650	30,770	32,098
石川県	23,294	23,278	22,366	21,048	19,836	19,240	18,428	17,772	17,494	17,406	17,127	16,869	16,843	16,414	16,377	16,445	18,588	19,846	21,105	22,691	23,661	24,461	25,630	25,946	26,170	27,093	28,559	30,898	32,228

※平成23年度から「屋根ふき工」を除く　※平成27年度は「屋根ふき工、石工、ブロック工、さく岩工、タイル工、建具工、建築ブロック工」を除く
※平成29年度から「石工（富山県、石川県）、「山林砂防工（新潟県）」、「ブロック工、屋根ふき工、タイル工、建築ブロック工」を除く
※令和2年度から「石工（富山県、石川県）、ブロック工（富山県、石川県）、タイル工（富山県、石川県）、山林砂防工（新潟県）、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く
※令和3年度から「石工（富山県、石川県）、ブロック工（富山県、石川県）、タイル工（富山県、石川県）、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く
※令和7年度から「石工（新潟県、富山県、石川県）、タイル工（新潟県、富山県、石川県）、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く

建設現場における週休２日の取り組み状況（R5,R6年度）

○「4週8休以上」の達成率は、令和5年度公告工事で99.8%、令和6年度公告工事で100%を達成

■週休二日達成状況（R7.5末時点の完成工事）

＜R5年度公告工事（600件）＞

4週8休達成率99.8%

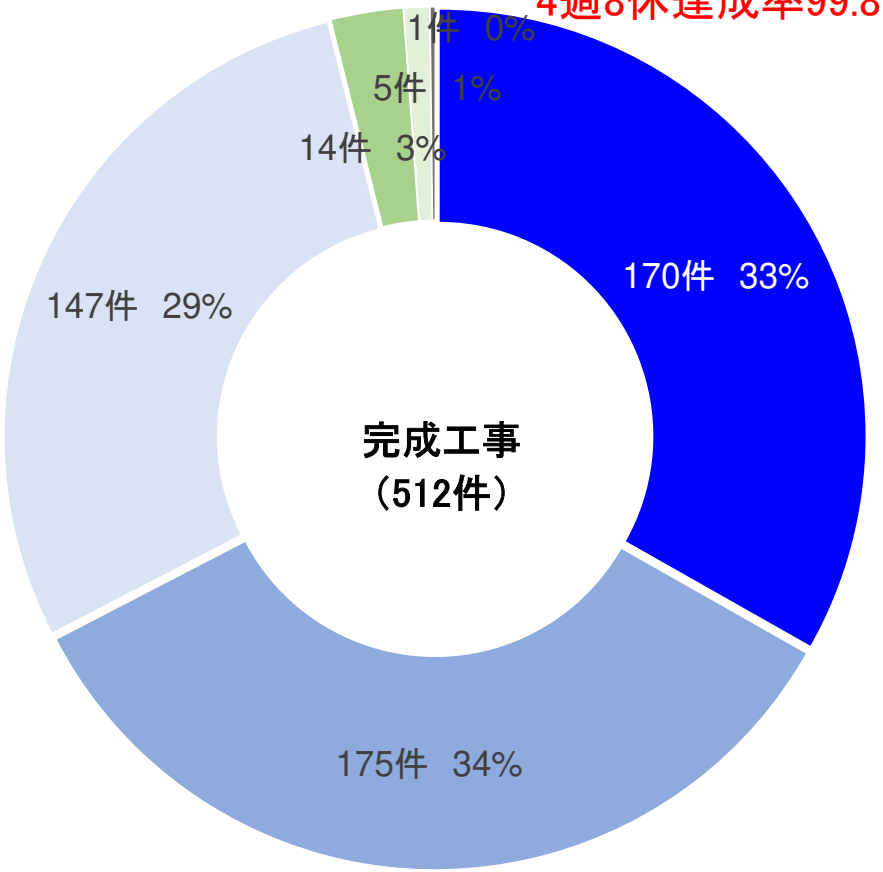

＜R6年度公告工事（677件）＞

4週8休達成率100%

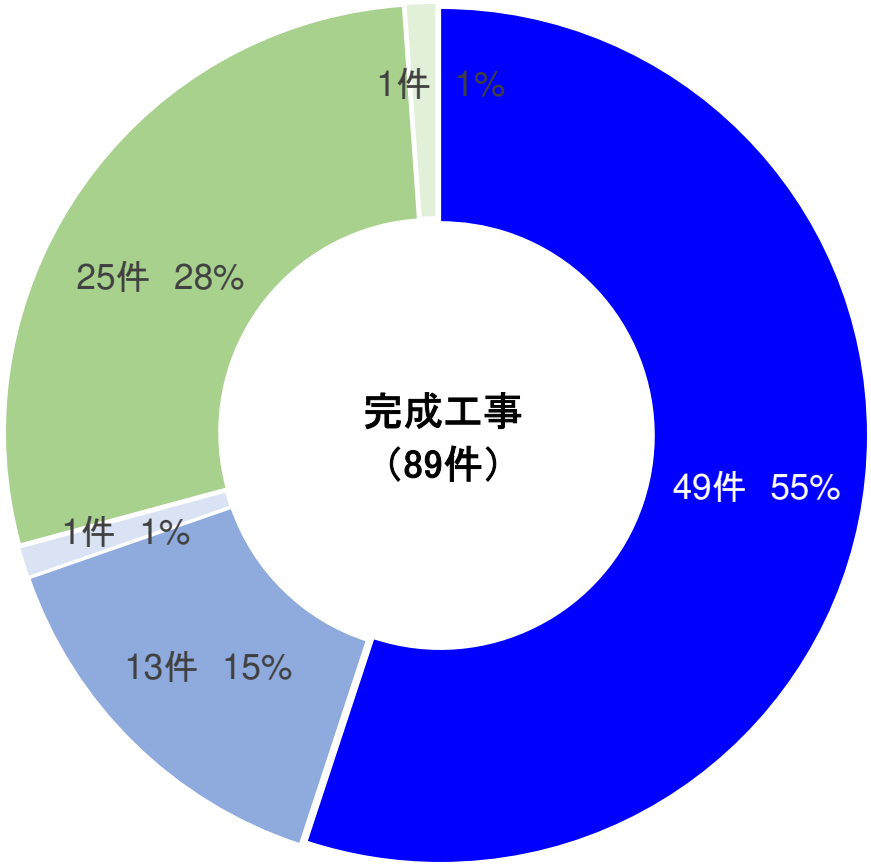

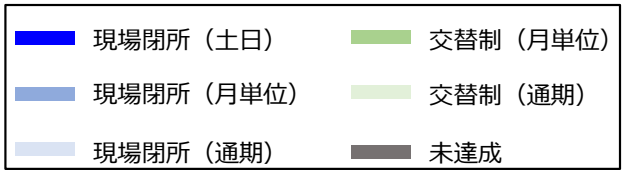

※発注者指定方式により、週休2日に取り組む工事（交替制含む）として発注し、当該年度に公告した工事を対象

現場条件・多様な働き方に対応する柔軟な週休２日制度

柱その2 変わる待遇・働き方

○北陸地方整備局の発注工事については、令和６年度より完全週休２日（土日）を目標とし、原則全ての工事を発注者指定方式により完全週休２日（土日）にて発注。
○令和７年度から、施工日が波浪等の厳しい気象条件に左右される工事等は、柔軟な週休２日制度を推進。

■週休２日対象工事の取組状況（発注時点）

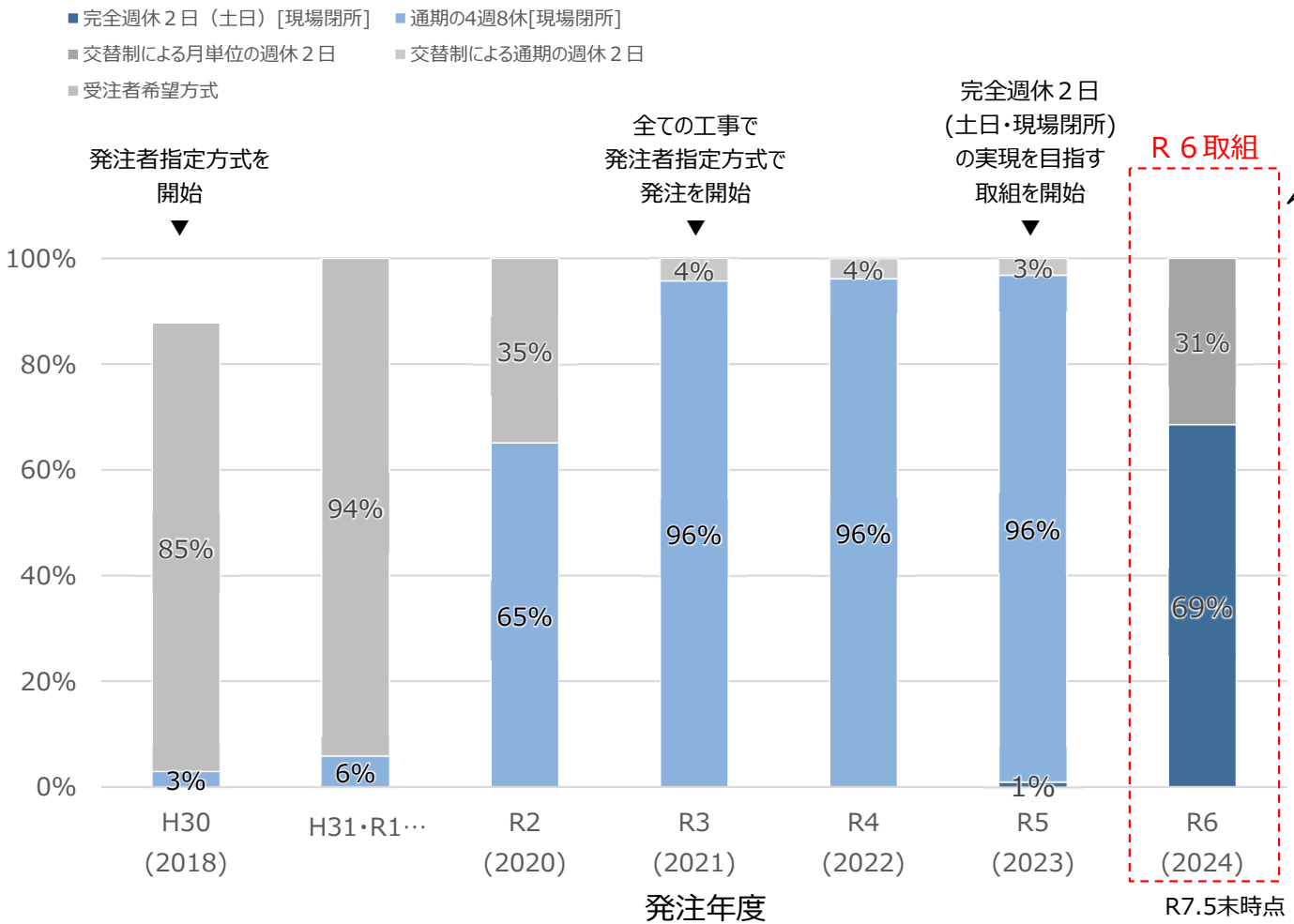

原則全ての工事で
完全週休２日(土日)を目標
災害復旧工事等やむを得ない場合は、
交替制による月単位の週休２日を実施

R７以降の取り組み

施工中の選択が可能な柔軟運用

原則 完全週休2日（土日現場閉所） ＋ 柔軟運用

現場条件・多様な働き方に対応する柔軟な週休２日制度

柱その2 変わる待遇・働き方

○ 令和７年度からは完全週休２日（土日閉所）、週単位週休２日（交代制）の補正係数を新設
○ 特殊な気象条件等により施工日が制限され、完全週休２日（土日）の達成が困難な工事が存在
○ 令和７年度から、施工日が気象条件に左右される工事等は柔軟な週休２日制度を推進

【Ｒ７年度の週休２日補正】
○現場閉所：完全週休２日（土日現場閉所）　※Ｒ７新規
　　月単位週休２日現場閉所
○交 代 制：週単位週休２日交代制　※Ｒ７新規
　　月単位週休２日交代制

【Ｒ６年度の週休２日補正】
○現場閉所：月単位週休２日現場閉所
　　通期週休２日現場閉所　※Ｒ７廃止
○交 代 制：月単位週休２日交代制
　　通期週休２日交代制　※Ｒ７廃止

柔軟運用（現場閉所）のイメージ

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	補正係数
Ｒ６年度	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	月単位週休２日現場閉所
	土日閉所○	土日閉所○	月単位交代制×	月単位交代制×	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	通期週休２日現場閉所
Ｒ７年度	土日閉所○	土日閉所○	月単位交代制×	月単位交代制×	土日閉所○	土日閉所○	土日閉所○	週単位週休２日×	土日閉所○	土日閉所○	完全週休２日土日現場閉所

災害や特殊な気象条件等により施工日が左右される期間

受注者の責によらず土日閉所が困難

災害や気象条件の影響、受注者の責によらない事情があった期間以外において、完全週休2日を達成していれば補正係数を計上

気候変動に対応した適切な工期・作業環境

柱その2 変わる待遇・働き方

○建設業界からのアンケート結果を基に、夏場や冬期間などの作業環境が厳しい期間における作業環境改善に向けた試行を一部工事で実施。

＜試行：受注者希望型＞
・新潟：4事務所5工事
・富山：1事務所1工事
・石川：1事務所2工事

棲み分け（案）	①現場環境改善費（率計上分）	②現場環境改善費（積み上げ計上分）	③現場管理費（熱中症補正）
概算額（約2億円工事例）	市街地：約2.7百万円（工事費の約1.3%） 地方部：約1.1百万円（工事費の約0.6%）	市街地：約1.3百万円（工事費の約0.7%） 地方部：約0.6百万円（工事費の約0.3%）	約40百万円（工事費の約2割）のうち、熱中症に関する補正約50万円
施策のニーズ	（仮設備関係） ○用水・電力等の供給設備 ○緑化・花壇 ○ライトアップ施設 ○見学路及び椅子の設置 ○昇降設備の充実 ○環境負荷の低減 （営繕関係） ○現場事務所の快適化 ○労働宿舎の快適化 ○デザインボックス ○現場休憩所の快適化 ○健康関連設備及び厚生施設の充実等 （安全関係） ○工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ○盗難防止対策（警報器等）	**全国で運用開始** **※①率計上額の50%範囲内で積み上げ** （現場施設や設備に対する熱中症対策） ○メッシュシートによる遮光設備の設置 ○大型扇風機の設置 ○休息車の設置 ○日除けテント・ミストファン設置 ○給水器 ○製氷機　など **北陸の試行** **※上記以外の対策に対して積み上げ** （工程設定関連） ○特定工種の工程計画（夏期・冬期回避等） ○作業中止期間（不稼働日等） （作業時間関連） ○作業時間帯の調整（サマータイム等） ○特定工種の作業時間帯変更（夜間等） （作業環境関連） ○仮設テント設置、仮囲内の冷暖房 （省力化関連） ○省力化が図れる機械化・新技術活用 ○プレキャスト・3Dプリンタ活用　など	（作業員個人に対する熱中症対策費用） ○塩飴等 ○傾向補水液等効果的な飲料水常備 ○熱中症対策キットの設置場所の明示 ○熱中症キット ○空調服 ○ヘルメット取付ソーラー充電式ファン ○クーリングベルト　など

北陸インフラDX人材育成センター・出張DXルーム

国土交通省 北陸地方整備局

R7年度も インフラを守る担い手 北陸で育ちます

柱その3 未来につながる建設現場

北陸インフラDX人材育成センター：DX技術 研修

R7年度は、魅力ある建設業に向けた研修がさらに充実します。

【会場】新潟会場※1に加え、**富山会場※2を設定（管内網羅）** R7 充実！
【対象】発注者向け研修が、**自治体関係者も受講可能に** R7 充実！！
【回数】R6全8回（新潟） → **全18回（新潟・富山）倍以上** R7 充実！！！

参考：R6年度は、施工技術者向け“中級ICT施工研修”が特に人気でした。
（定員24名→28名） （希望者44名）

研修も新メニューを設定しました。

施工技術者向け
①初級 BIM/CIM（施工計画検討）
②中級 BIM/CIM（地形モデル作成） R7 New！
③中級 BIM/CIM（構造物モデル等作成） R7 New！
④中級 ICT施工（三次元データ作成）

発注者向け
⑤初級 BIM/CIM（施工計画検討） R7 New！
⑥初級 BIM/CIM（地形モデル作成）
⑦中級 BIM/CIM（構造物モデル等作成）
⑧中級 3次元測量
⑨中級 UAV写真測量

令和6年度 研修の様子

研修の満足度（5段階）：★★★★☆ 4.39

3次元データ作成

遠隔BH操縦体験

3DMC操縦体験

出張DXルーム：DX技術 体験

【富山】日 時：令和6年12月3日（火）～5日（木） 3日間
会 場：富山会場※2
参加者：地元建設会社ほか地元自治体等 計113名

【金沢】日 時：令和7年7月15日（火）～17日（木） 3日間
会 場：金沢流通会館
参加者：地元建設会社、地元自治体、地元高校生等
170名（3日間合計）

会場の状況

除雪車 操縦体験

VRの体験

能登復興工事 遠隔バックホウ操縦実演

※1 新潟会場 ： 北陸インフラDX人材育成センター
〒950-1101 新潟県新潟市西区山田2310-5

※2 富山会場 ： 北陸技術事務所 富山出張所（富山防災センター）
〒939-3544 富山県富山市水橋入江334番4

北陸インフラDX人材育成センター来場者1000人突破

柱その3 未来につながる建設現場

来場者内訳
（令和6年3月27日～令和7年10月15日）

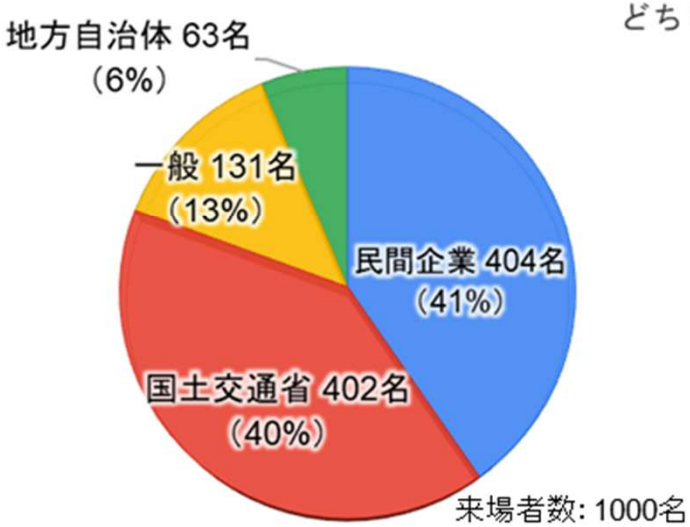

DX体験の満足度
（アンケートより）

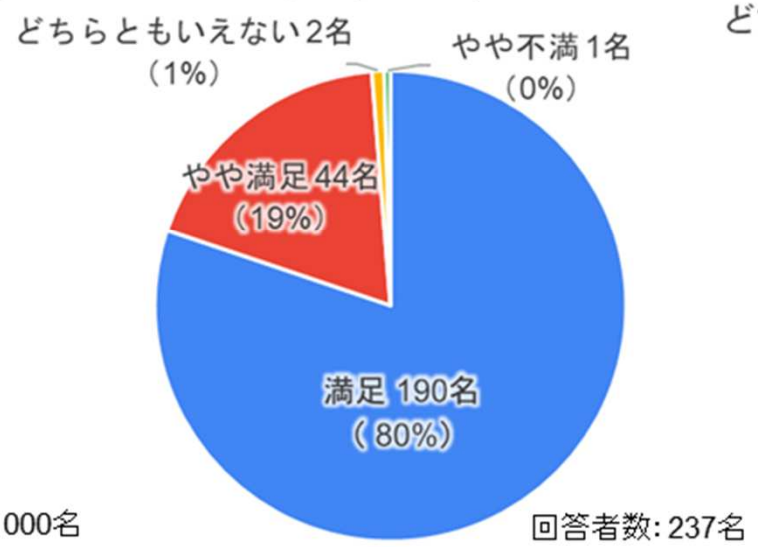

DX体験の理解度
（アンケートより）

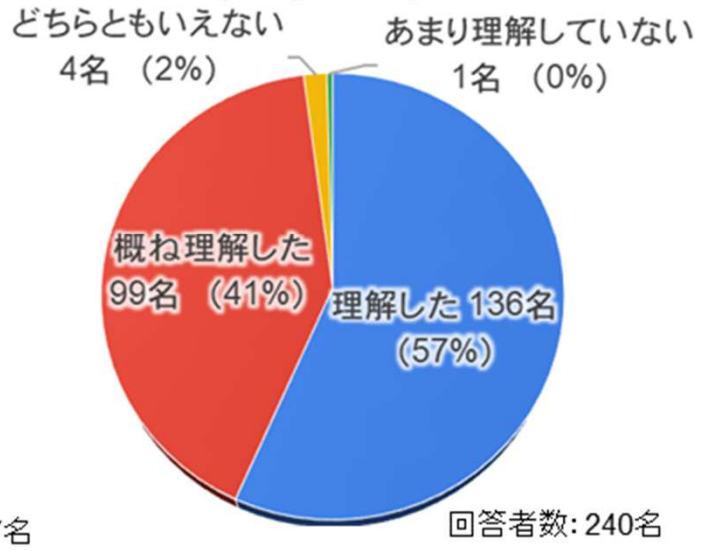

◆来場者の主な意見・感想

「DX技術やBIM/CIMへの理解が深まった」、「仕事の安全性、生産性にもつながる」「DXや建設業に興味を持った」等

1,000人目の来場者となった新潟県立新発田南高等学校の体験状況（令和7年10月15日）

BIM/CIM操作体験
（研修ルーム）

シミュレータ操作体験
（DXルーム）

遠隔対応型バックホウ実演見学
（遠隔操作室）

プレキャスト製品の積極導入

柱 その3 未来につながる建設現場

〇整備局ではR3．7にプレキャストコンクリート製品活用事例の中でVFMによるプレキャスト製品の選定指標を策定
〇令和7年度より、一部製品でVFMによる選定を不要とする標準製品を明確化した選定フローを策定

対象構造物：ボックスカルバート、L型擁壁、集水枡、樋門・樋管（函体）

黒字：本省の試行要領（案）※によるフロー　青字：北陸版フロー（案）
（※VFMによるコンクリート構造物の工法比較に関する試行要領（案）（R6.3 国土交通省大臣官房技術調査課））

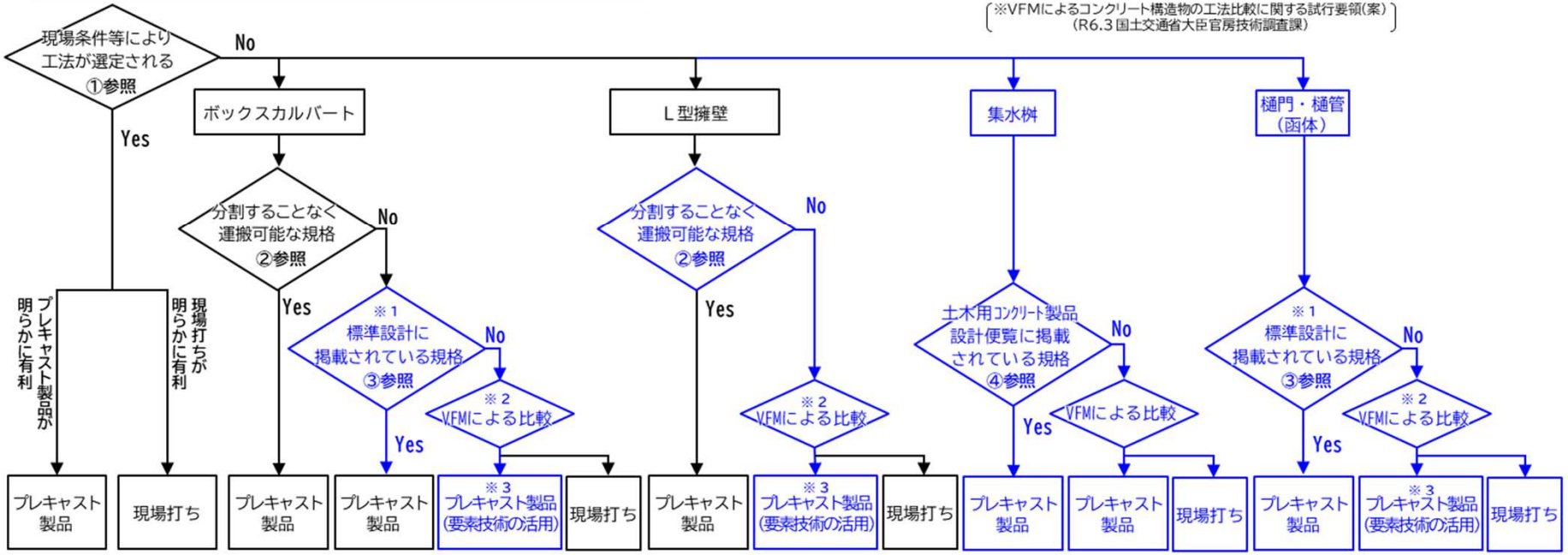

① 現場条件等による工法判定の視点例

・複雑な形状によりプレキャスト製品では対応が困難な場合など。
・工期的な制約や時間的配慮が必要で、プレキャスト製品の採用が不可欠な場合など。

② 分割することなく運搬可能な規格の目安

	ボックスカルバート	L型擁壁
分割することなく運搬可能な製品	幅（B）3m×高さ（H）3m以下 上記に加え下記も可 B3.5m×H2.5m×L2.0m B4.0m×H2.5m×L1.5m B4.5m×H2.5m×L1.0m B5.0m×H2.5m×L1.0m	高さ（H）5m× 底版長（B）3m以下
分割して運搬する必要があるもの	上記以外	上記以外

※資料：VFMによるコンクリート構造物の工法比較に関する試行要領（案）（R6.3 国土交通省大臣官房技術調査課）

③ ボックスカルバートのPCa選定規格
規格の標準化（0.5mラウンド）

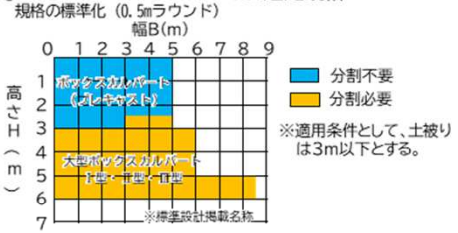

※適用条件として、土被りは3m以下とする。

④ 集水桝のPCa選定規格
規格の標準化（0.2mラウンド）

呼び名	H	呼び名	H	呼び名	H	呼び名	H
600	600	800	1000	1000	1400	1200	1800
	800		1200		1600		2000
	1000		1400		1800		2200
	-		1600		2000		2400
	-		1800		2200		2600

※1. 内空寸法（幅B×高さH）：
・B≦5.0mかつH≦6.0m
・5.0m＜B≦6.0mかつ3.0m≦H≦6.0m
・6.0m＜B≦8.5mかつ5.0m≦H≦6.0m

※2. VFMによる比較は、プレキャスト製品より現場打ちが有利と判定された場合に、要素技術の活用を検討する

※3. 要素技術の活用 *（別紙参照）*
〇現場作業の一部を工場作業化するもの
例1）埋設型枠
・コンクリートの養生後に撤去していた型枠を外壁等として存置するもの。
例2）プレハブ鉄筋
・型枠内に組み立てる鉄筋の加工等の作業の一部を工場などで製作するもの。
〇プレキャスト部材の一部を現場打ち（セミプレハブ化）するもの
例1）頂版部の現場打ち

※プレキャスト製品や要素技術を活用する工事において、積算基準がないものについては、特別調査や見積等により適切に施工費用を計上すること

「工事書類スリム化ガイド」　更なる高みへを目指して

国土交通省
北陸地方整備局

柱その3 未来につながる建設現場

工事書類のスリム化や受注者・発注者間における役割分担の明確化など、現場技術者の負担を軽減するための観点を示し、具体的な取組み事例を紹介した「工事書類スリム化ガイド」。
責任者の参画による初回打合せで、スリム化ガイドを遵守することを受・発注者で理解・確認し、実践することで、建設現場における生産性向上・働き方改革を更なる高みに導きます。

令和６年２月発刊

○　工事の生産性向上等説明会の内容を見直し、「工事書類のスリム化ガイド」「工事施工の円滑化４点セット」を重点的に説明。
　監督職員等は全員参加することとし、適切な運用ができるよう発注者の意識を深める。

○　スリム化ガイド遵守状況の確認のため、受注者を対象としたアンケート調査※１を実施して、その結果を基に、発注事務所へのフォローアップ※２を行います。

○　工事の生産性向上等説明会等において、受注者からスリム化ガイドについて、修正等の意見を募集し、発注者からの意見と併せて、年内にガイドの更新を予定。

※１直轄工事受注の技術者が参加する「工事の生産性向上等説明会」（Ｒ６後期、Ｒ７前期）で実施
※２発注事務所毎の集計を行い、実施状況を比較確認しフォローアップを行う　※以下３つのアンケート結果は直轄工事（土木）施工の技術者を対象

スリム化ガイド認知度調査

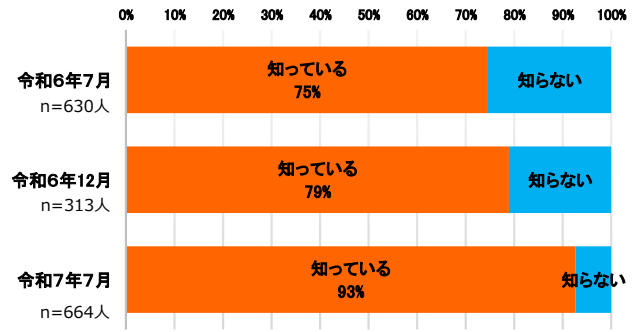

スリム化ガイド受発注者間で遵守

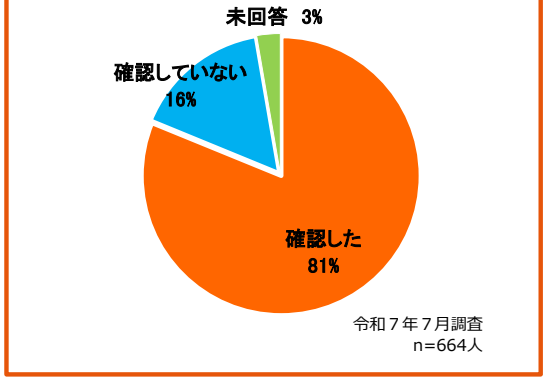

発注者のスリム化ガイド遵守状況

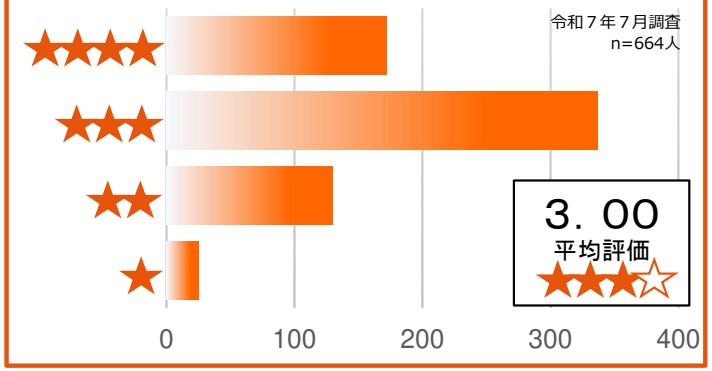

直轄工事様式と自治体様式の相互乗り入れに向けて

国土交通省
北陸地方整備局

令和６年能登半島地震関連の工事で直轄工事を受注したことがない受注者の負担軽減を図るため、国土交通省と自治体間で工事関係書類の様式が異なる課題への対応として、一部様式を除いて石川県で運用している工事関係書類の様式を使用しても良いこととしました（片乗り入れ）。

今後は他地域へも拡大し、直轄工事と自治体工事で、どちらの工事関係書類様式も使える相互乗り入れを目指します。

直轄工事で、一部の自治体様式が使える（片乗り入れ）

↓

直轄様式でも自治体様式でも使える（相互乗り入れ）

国土交通省標準様式

石川県様式

国土交通省標準様式	石川県様式
様式－1	様式－11 様式－12 （※備考欄参照）
様式－2	－
様式－3	様式－1 （※備考欄参照）
様式－4	様式－13 （※備考欄参照）
－	－

工事関係書類一覧表

石川県様式を使用する場合は、文章の一部削除、宛名の修正等が必要になる場合があります（※備考欄参照と記載がある様式）。
詳細は、別紙「国・石川県の工事書類様式の対応表」をご確認ください。
https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka_index.html

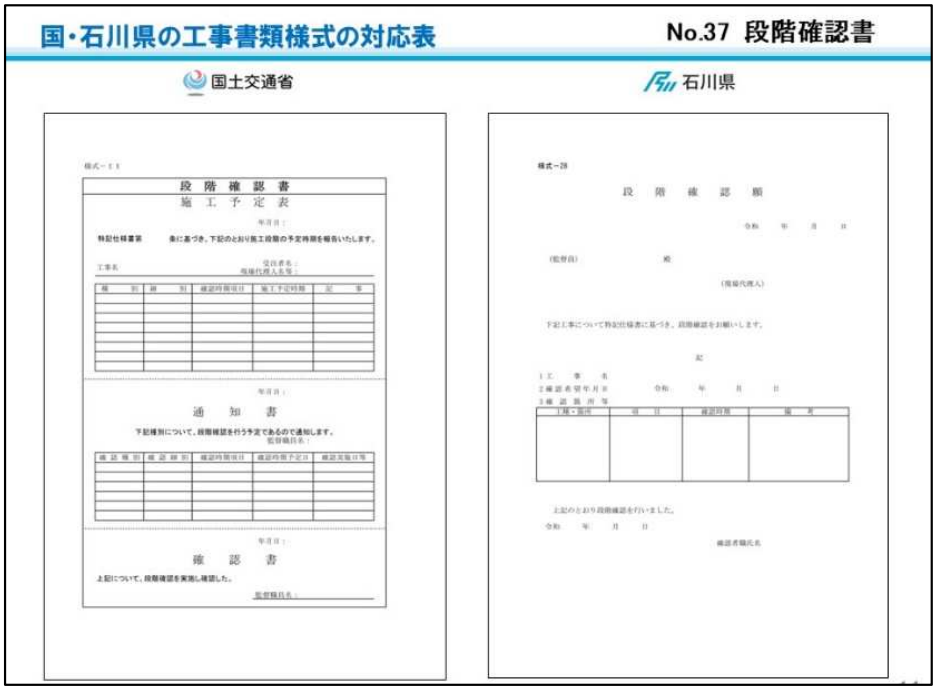

国土交通省標準様式と石川県様式の対応表を示し理解しやすくしています（整備局HPに掲載）

北陸建設業界の担い手確保・育成推進協議会

北陸地方における建設界の担い手をめぐる現状や課題に関する認識を共有し、建設界の担い手不足に対し、建設関係団体、教育機関、関係行政機関等が一体となって担い手の確保・育成の取組みを推進することを目的に、平成２６年１０月に「北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会」を設置。

■ 協議会構成員

【企業】
日本建設連合会、各県建設業協会、建設コンサルタンツ協会、各県測量設計協会、北陸地質調査業協会、日本道路建設業協会、日本造園建設業協会、北陸建設アカデミー
【教育】
新潟大学、長岡技科大、富山大学、富山県立大学、金沢大学、金沢工大、石川県立大学、長岡高専、石川高専、新潟工業高校、新発田南高校、富山工業高校、小松工業高校、金沢市立工業高校、各県教育委員会
【行政】
新潟労働局、富山労働局、石川労働局、北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、新潟市

■ 取り組み方針＜継続＞

[方針1]インフラ分野のDX、働き方改革推進による建設業界の新たな魅力向上の発信
[方針2]建設業界を身近に感じてもらう取り組みの継続
[方針3]ターゲットに応じた効果的かつ持続可能な取り組みの実施

■ 協議会開催状況（令和5年12月）

※各会場をオンラインでつなぎ開催

新潟会場（北陸地整）

富山会場（富山河国）

石川会場（金沢河国）

北陸地方整備局長（座長）挨拶

担い手確保の取り組み

方針1 インフラ分野のDX、働き方改革推進による建設業界の新たな魅力向上の発信

▶ リモート・ICT活用や、働き方改革による労働環境改善など、かつてのイメージ払拭により業界の魅力を向上

［バーチャル現場見学会］

［VR（仮想現実）による工事施工体験］

［女子大学生と女性技術者との座談会］

方針2 建設業界を身近に感じてもらう取り組みの継続

▶ 現場見学会、職場体験、出前講座、企業セミナーなど、これまで培った取り組みを継続するとともに、YouTubeやリモート見学会等のWebコンテンツの活用により、建設系学校の学生・生徒をはじめ、小中学生とその保護者や教員に対しても、仕事・職業としての建設業に対する親近感を醸成

［小学生の総合学習］

［大学生への業界説明会］

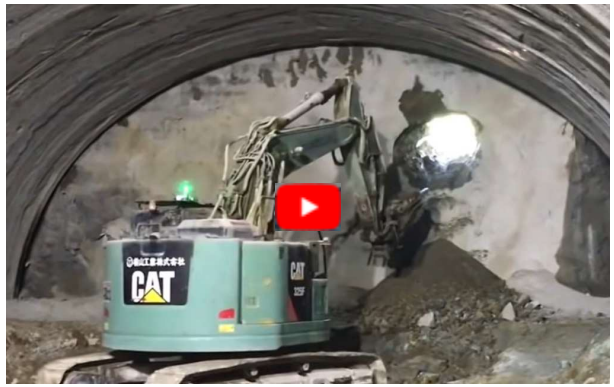

［YouTube活用（例：トンネル貫通の瞬間）］

担い手確保の取り組み

方針3 ターゲットに応じた効果的かつ持続可能な取り組みの実施

▶ 小中学生、高校、大学・高専、若手就業者など対象者に応じて、産官学が連携した取組を推進

取組み対象者	小中学校（児童生徒・保護者・先生）	高校（生徒・保護者・先生）	大学・高専（学生）	若手就業者
対象者別の取組み基本方針	■ キャリア教育への参画を推進 ・建設業を職業候補の1つとしてもらうため、進路の探索・選択の基盤形成を育成する教育活動に参加	■ 高校・学科に応じたアプローチ ・普通高校等は進路選択につながるキャリア教育、専門高校等は職業教育への協力などから、将来設計の立案に参画	■ 将来設計に沿った社会的移行の支援 ・建設系学科の学生の入職を導くため、就職の現実的探索・試行的参加を支援し、建設業に対する勤労観・職業観を確立	■ 将来的な担い手の育成 ・技術継承・伝承のほか、若年層の離職対策として、建設業で就業する魅力・やりがいを再認識・共有する取組みを推進

取組み実施者

産 協会・企業

■ 総合学習（出前講座）
・建設業の仕事などを紹介する授業等を産官が連携して実施
［主な取組事例］
・土木出張PR（新潟県 他）
・職場見学（北陸地整 他）

■ 総合学習（出前講座）
・建設業の仕事などを紹介する授業等を産官が連携して実施
［主な取組事例］
・土木出張PR（新潟県 他）

■ 講師派遣
・建設業の業務や昨今の動向等に関する講義の実施
［主な取組事例］
・新潟大工学部土木計画学（北陸地整）

■ 技術力向上
・若手技術者を対象としたスキルアップセミナーの開催

■ 若手技術者の交流
・若手技術者による仕事観等に関する意見交換の実施

■ 女性技術者の交流
・建設業で女性が働き続けるために、女性技術者による意見交換の実施
［主な取組事例］
・けんせつ小町（日建連 他）

官 国・県・市町村

■ 現場見学会
■ 親子参加型イベント
・児童生徒と保護者が参加する現場見学会などを産官が連携して実施
［主な取組事例］
・親子工事見学会（日建連 他）
・土木フェスティバル（北陸地整 他）

・生徒や学生が参加する工事現場見学会などを産官が連携して実施
［主な取組事例］・高校生インフラツーリズム（石川県）・土木・建築見学会（富山県）

■ 就業体験・就職支援
・インターンシップの受入 ・合同企業セミナー（けんせつﾌｪｱ等）

■ 情報発信 ・各種コンテンツによるPR
［主な取組事例］・小中学生用パンフレット ・リクルート用パンフレット ・YouTube配信（建設業協会 他）・若手を対象とした各種研修

■ 産官学連携のコーディネート ・関係機関で情報共有や課題認識を図るための継続的な場づくり ［主な取組事例］・北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会

学 高校・高専・大学

■ 建設系学校への入学促進
・建設系学科のある高校・大学等を進学先として選択してもらう取組み推進
［主な取組事例］
・オープンキャンパス［ダ・ヴィンチ祭（富山県立大学） 他］
・高大接続プログラム［KUGS高大接続プログラム（金沢大学）］
・オープンカレッジ［こども石川高専（石川工業高等専門学校）］
・出前授業（長岡技術科学大学、新潟工業高校 他） ・動画作成（新発田南高校）

■ 高専へのPR
・全国の高専（建設関係）全てを訪問し大学紹介（長岡技術科学大学）

■ 業界研究の支援
・OB・OGを招いて建設業の仕事内容やリクルート活動へのアドバイスを行う説明会等の実施

Ⅴ　能登半島復旧事業

河川・砂防・地すべり・海岸事業の復旧状況と今後の見通し

国土交通省
北陸地方整備局

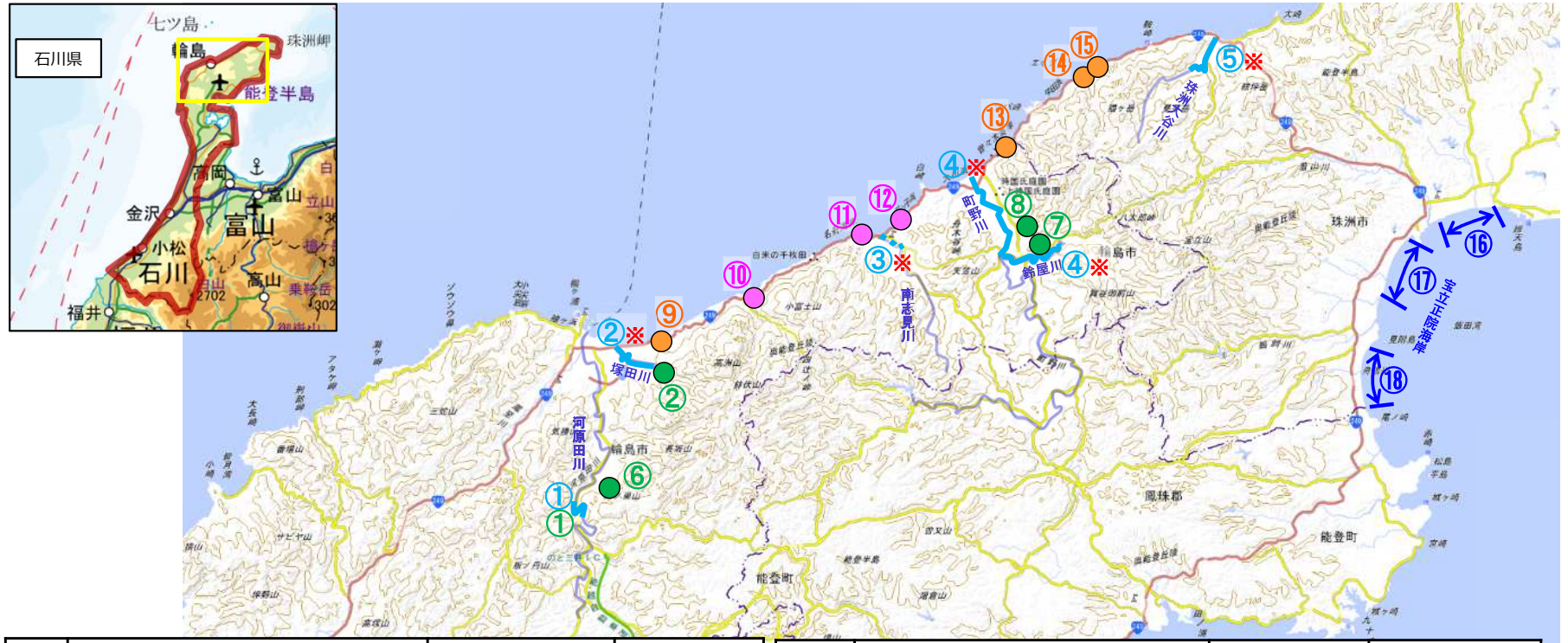

No.	事　業	箇所名・河川名	地先名
① ①	【権限代行(河川)】 【直轄災関(砂防)】・【直轄特緊(砂防)】	河原田川	輪島市熊野町
②※ ②※	【権限代行(河川)】 【直轄災関(砂防)】・【直轄特緊(砂防)】	塚田川	輪島市久手川町
③※	【権限代行(河川)】	南志見川	輪島市里町
④※	【権限代行(河川)】	町野川及び支川鈴屋川	輪島市町野町
⑤※	【権限代行(河川)】	珠洲大谷川	珠洲市大谷町
⑥	【直轄災関(砂防)】・【直轄特緊(砂防)】	紅葉川(猿谷)	輪島市市ノ瀬町
⑦	【直轄災関(砂防)】・【直轄特緊(砂防)】	鈴屋川及び支川牛尾川	輪島市町野町
⑧	【直轄災関(砂防)】・【直轄特緊(砂防)】	寺地川	輪島市町野町
⑨	【直轄災関(地すべり)】・【直轄特緊(地すべり)】	大野地区	輪島市大野町

No.	事　業	箇所名・河川名	地先名
⑩	【権限代行(地すべり)】	深見地区	輪島市深見町
⑪	【権限代行(地すべり)】	名舟地区	輪島市名舟町
⑫	【権限代行(地すべり)】	渋田地区	輪島市渋田町
⑬	【直轄災関(地すべり)】・【直轄特緊(地すべり)】	曽々木地区	輪島市町野町
⑭	【直轄災関(地すべり)】・【直轄特緊(地すべり)】	清水②地区	珠洲市仁江町
⑮	【直轄災関(地すべり)】・【直轄特緊(地すべり)】	清水①地区	珠洲市清水町
⑯	【権限代行(海岸)】	正院直地区	珠洲市正院町
⑰	【権限代行(海岸)】	上戸地区	珠洲市上戸町
⑱	【権限代行(海岸)】	宝立地区	珠洲市宝立町

※：令和6年奥能登豪雨によるもの

※：災関（災害関連）事業･･･土砂災害が起こった直後から応急対策、砂防設備の整備、地すべり防止工事を行うもの
特緊（特定緊急）事業･･･応急対策に引き続き集中的（おおむね５年）に砂防設備の整備、地すべり防止工事を行うもの

令和7年出水期までの進捗状況

国土交通省
北陸地方整備局

＜河原田川水系河原田川（熊野町）＞

河原田川流域（熊野町）では、地震で土砂崩落が発生し、河道が埋塞したことから、迂回水路を設置して通水を確保。その後の大雨で河岸侵食が発生したことから、護岸工による復旧を実施。
また、斜面崩落により再度、河道閉塞が発生するのを防止するため、崩壊斜面の不安定土砂の撤去等の応急対策を実施。
引き続き、斜面からの土砂崩落を防止するため、法面対策工を進める予定。

【砂防の恒久対策】
法面対策工
【河川の本復旧】
護岸工

護岸工の施工状況

不安定土砂の撤去状況

整備全体計画

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
熊野町	砂防	応急対策（不安定土砂の撤去 等）	恒久対策（法面対策工）				
	河川	応急復旧	本復旧（護岸工）				

R6年12月 完了
R7出水期前までに概ね完了

※今後、現地状況等により工事の範囲・内容・工程が変更になる可能性があります。

＜河原田川水系河原田川（市ノ瀬町）＞

河原田川流域（市ノ瀬町）では、地震で斜面崩壊と河道閉塞が発生したため、応急対策として堆積土砂・流木の撤去や法止工の設置、河道閉塞決壊に伴う氾濫被害防止のための仮排水路工の設置を実施。
引き続き恒久対策として、湛水池埋立及び砂防堰堤、斜面対策工の整備を予定。

【砂防の恒久対策】
湛水池埋立、砂防堰堤、斜面対策工

仮排水路工の施工状況

法止工の施工状況

整備全体計画

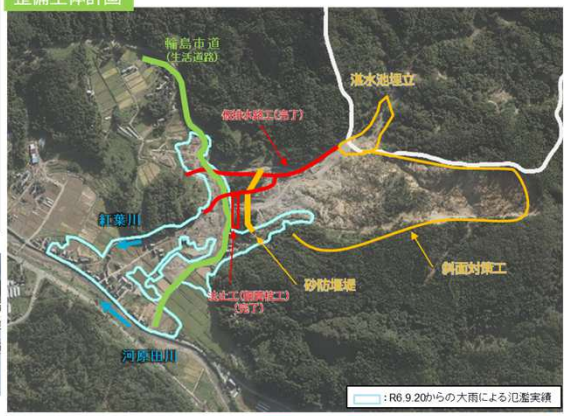

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
市ノ瀬町	応急対策（仮排水路工、法止工等）	恒久対策（湛水池埋立）	恒久対策（砂防堰堤・斜面対策工等）			

R7年3月 生活道路の通行が可能
R8年3月 湛水池埋立により河道閉塞決壊による氾濫を防止

※今後、現地状況等により工事の範囲・内容・工程が変更になる可能性があります。

＜町野川水系町野川、寺地川、鈴屋川＞

町野川水系町野川、寺地川、鈴屋川では、地震及び大雨により河道内に堆積した土砂の撤去、流木処理、被災した護岸の応急復旧を実施。また、上流域では、地震及び大雨により発生した不安定な土砂に対し、流出した土砂や流木の撤去、仮設堰堤、ワイヤーネット工等の応急対策を実施。
引き続き、河川護岸の本復旧又は改良工事、河道付替などを実施予定。上流域では、土砂・洪水氾濫による被害発生を防止するため、砂防堰堤、流木対策施設等の整備を予定。

【砂防の恒久対策】
砂防堰堤、流木対策工、渓流保全工
【河川の本復旧、改良工事】
護岸工、河道掘削、河道付替 等

仮設堰堤の施工状況

河道内堆積土砂の撤去状況

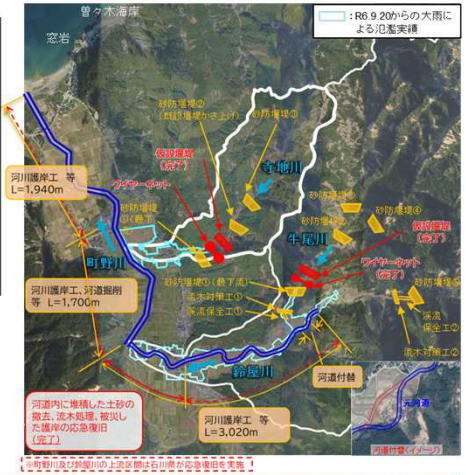

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
町野川水系	砂防	応急対策（仮設堰堤・ワイヤーネット工）	恒久対策（最下流 砂防堰堤）	恒久対策（砂防堰堤、流木対策工、渓流保全工）			
	河川	応急復旧（堆積土砂・流木撤去、護岸）	本復旧、改良工事（護岸工、河道掘削 等）				

R7出水期前までに概ね完了

※今後、現地状況等により工事の範囲・内容・工程が変更になる可能性があります。

＜塚田川水系塚田川＞

塚田川では、大雨により河道内に堆積した土砂の撤去、流木処理、被災した護岸の応急復旧を実施。また、上流域では、大雨により発生した不安定な土砂に対し、流出した土砂の撤去や仮設堰堤、ワイヤーネット工等の応急対策を実施。
引き続き、河川護岸の本復旧及び、河道拡幅、河道掘削などの改良工事を実施予定。上流域では、土砂・洪水氾濫による被害発生を防止するため、砂防堰堤の整備を予定。

【砂防の恒久対策】
砂防堰堤、渓流保全工
【河川の本復旧、改良工事】
護岸工、河道拡幅 等

整備全体計画

流木処理（積込）の状況

仮設堰堤の施工状況

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
塚田川	砂防	応急対策（仮設堰堤・ワイヤーネット工 等）	恒久対策（最下流 砂防堰堤）	恒久対策（砂防堰堤、渓流保全工）			
	河川	応急復旧（堆積土砂・流木撤去、護岸）	本復旧・改良工事（護岸工、河道拡幅 等）				

R7出水期前までに概ね完了

令和7年出水期までの進捗状況

＜南志見川水系南志見川＞

南志見川では、大雨により被災した護岸の応急復旧、堆積土砂の撤去、流木処理を実施。

※本復旧は、石川県が実施。

護岸の応急復旧状況

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
南志見川	応急復旧（堆積土砂・流木撤去、護岸）	本復旧 ※石川県施工				
		R7出水期前までに完了				

※今後、現地状況等により工事の範囲・内容・工程が変更になる可能性があります。

＜珠洲大谷川水系珠洲大谷川＞

珠洲大谷川では、大雨により被災した護岸の応急復旧、堆積土砂の撤去、流木処理を実施。

引き続き、河川護岸の本復旧、河道付替等を実施予定。

【本復旧】
護岸工、河道付替　等

護岸の応急復旧作業状況

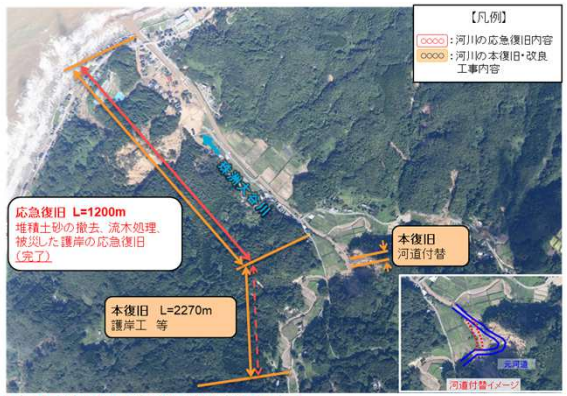

※珠洲大谷川の上流区間は石川県が応急復旧を実施

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
珠洲大谷川	応急復旧（堆積土砂・流木撤去、護岸）	本復旧（護岸工、河道付替　等）				
		R7出水期前までに完了				

※今後、現地状況等により工事の範囲・内容・工程が変更になる可能性があります。

＜地すべり対策：珠洲市清水地区＞

清水地区では、地震で発生した地すべり及び大雨で発生した土砂流出に対し、応急的な対策として土砂流出防止工等の整備を実施。

引き続き、地すべりによる人家、国道249号等の被害防止のため、恒久的な対策としてアンカー工等の整備を予定。

【恒久対策の計画施設】
地下水排除工、法面保護工、アンカー工 等

土砂流出防止工の整備状況

横ボーリング工の整備状況

・抑制工：地すべりの原因となる地下水や地形を低減あるいは除去し、地すべりを緩和又は安定化する工法（例：地下水排除工、排土工　等）
・抑止工：構造物により地すべりを安定化する工法（例：アンカー工、杭工　等）

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
清水地区	応急対策（土砂流出防止工 等）	恒久対策（地下水排除工、法面保護工 等）	恒久対策（アンカー工 等）			
		R7出水期前までに完了	抑制工が完了			抑止工が完了

※今後、現地状況等により、工事の範囲・内容・工程が変更になる場合があります。

＜地すべり対策：珠洲市仁江地区＞

仁江地区では、地震で発生した地すべり及び大雨で発生した土砂流出に対し、応急的な対策として土砂流出防止工等の整備を実施。

引き続き、地すべりによる人家、国道249号等の被害防止のため、恒久的な対策としてアンカー工等の整備を予定。

【恒久対策の計画施設】
地下水排除工、法面保護工、アンカー工 等

仮設護岸工の施工状況

土砂流出防止工の整備状況

・抑制工：地すべりの原因となる地下水や地形を低減あるいは除去し、地すべりを緩和又は安定化する工法（例：地下水排除工、排土工　等）
・抑止工：構造物により地すべりを安定化する工法（例：アンカー工、杭工　等）

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
仁江地区	応急対策（土砂流出防止工 等）	恒久対策（地下水排除工、法面保護工 等）	恒久対策（アンカー工 等）			
		R7出水期前までに完了	抑制工が完了			抑止工が完了

※今後、現地状況等により、工事の範囲・内容・工程が変更になる場合があります。

令和7年出水期までの進捗状況

国土交通省
北陸地方整備局

＜地すべり対策：輪島市曽々木地区＞

曽々木地区では、地震で発生した地すべり及び大雨で発生した土砂流出に対し、応急的な対策として土砂撤去等の整備を実施。
引き続き、地すべりによる人家、国道249号等の被害防止のため、恒久的な対策として法面保護工等の整備を予定。

【恒久対策の計画施設】
法面保護工 等

道路事業との連携による土砂撤去状況

・抑制工：地すべりの原因となる地下水や地形を低減あるいは除去し、地すべりを緩和又は安定化する工法（例：地下水排除工、排土工 等）
・抑止工：構造物により地すべりを安定化する工法（例：アンカー工、杭工 等）

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
曽々木地区	応急対策（土砂撤去 等）	恒久対策（法面保護工 等）		恒久対策（抑止工 等）		
	R6年内に完了			抑制工が完了		抑止工が完了

※今後、現地状況等により、工事の範囲・内容・工程が変更になる場合があります。

＜地すべり対策：輪島市大野地区＞

大野地区では、地震で発生した地すべり及び大雨で発生した土砂流出に対し、応急的な対策として仮設防護柵工の整備を実施。
引き続き、地すべりによる人家、国道249号等の被害防止のため、恒久的な対策としてアンカー工等の整備を予定。

【恒久対策の計画施設】
地下水排除工、法面保護工、アンカー工 等

崩落土砂撤去状況

大型土のう設置状況

・抑制工：地すべりの原因となる地下水や地形を低減あるいは除去し、地すべりを緩和又は安定化する工法（例：地下水排除工、排土工 等）
・抑止工：構造物により地すべりを安定化する工法（例：アンカー工、杭工 等）

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
大野地区	応急対策（仮設防護柵工 等）	恒久対策（地下水排除工、法面保護工 等）		恒久対策（アンカー工 等）		
	R6年内に完了			抑制工が完了		抑止工が完了

※今後、現地状況等により、工事の範囲・内容・工程が変更になる場合があります。

＜地すべり対策：輪島市深見地区＞

深見地区では、地震で発生した地すべり及び大雨で発生した土砂流出に対し、応急的な対策として仮設護岸工等の整備を実施。
引き続き、地すべりによる人家、国道249号等の被害防止のため、恒久的な対策として法面保護工等の整備を予定。

【恒久対策の計画施設】
地下水排除工、法面保護工 等

仮設護岸工の整備状況

・抑制工：地すべりの原因となる地下水や地形を低減あるいは除去し、地すべりを緩和又は安定化する工法（例：地下水排除工、排土工 等）
・抑止工：構造物により地すべりを安定化する工法（例：アンカー工、杭工 等）

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
深見地区	応急対策（仮設護岸工 等）	恒久対策（地下水排除工、法面保護工 等）				
		R7出水期前までに完了		抑制工が完了		

※今後、現地状況等により、工事の範囲・内容・工程が変更になる場合があります。
※抑止工の要否については抑制工整備後の効果の確認結果等を踏まえて検討します。

＜地すべり対策：輪島市名舟地区＞

名舟地区では、地震で発生した地すべり及び大雨で発生した土砂流出に対し、応急的な対策として土砂流出防止工等の整備を実施。
引き続き、地すべりによる人家、国道249号等の被害防止のため、恒久的な対策として法面保護工等の整備を予定。

【恒久対策の計画施設】
地下水排除工、法面保護工 等

土砂流出防止工の施工状況

崩落土砂撤去の施工状況

・抑制工：地すべりの原因となる地下水や地形を低減あるいは除去し、地すべりを緩和又は安定化する工法（例：地下水排除工、排土工 等）
・抑止工：構造物により地すべりを安定化する工法（例：アンカー工、杭工 等）

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
名舟地区	応急対策（土砂流出防止工 等）	恒久対策（地下水排除工、法面保護工 等）				
		R7出水期前までに完了		抑制工が完了		

※今後、現地状況等により、工事の範囲・内容・工程が変更になる場合があります。
※抑止工の要否については抑制工整備後の効果の確認結果等を踏まえて検討します。

令和7年出水期までの進捗状況

＜地すべり対策：輪島市渋田地区＞

渋田地区では、地震で発生した地すべり及び大雨で発生した土砂流出に対し、応急的な対策として仮設護岸工等の整備を実施。
引き続き、地すべりによる人家、国道249号等の被害防止のため、恒久的な対策として排土工等の整備を予定。

【恒久対策の計画施設】
排土工、法面保護工 等

仮設護岸工の施工状況

・抑制工：地すべりの原因となる地下水や地形を低減あるいは除去し、地すべりを緩和又は安定化する工法（例：地下水排除工、排土工 等）
・抑止工：構造物により地すべりを安定化する工法（例：アンカー工、杭工 等）

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
渋田地区	応急対策（仮設護岸工 等）	恒久対策（排土工、法面保護工 等）				
		R7出水期前までに完了		抑制工が完了		

※今後、現地状況等により、工事の範囲・内容・工程が変更になる場合があります。
※抑止工の要否については抑制工整備後の効果の確認結果等を踏まえて検討します。

＜珠洲市宝立正院海岸＞

海岸堤防が倒壊するなど甚大な被災が発生した宝立正院海岸（珠洲市正院町～宝立町）では、高潮・波浪等に対して倒壊前の海岸堤防高さを確保するための大型土のう等による応急復旧が完了。
引き続き、本復旧工事を実施中。

【本復旧内容】
直立堤、水叩き工 等

大型土のうによる応急復旧状況
【上戸地区】

大型土のうによる応急復旧状況
【宝立地区】

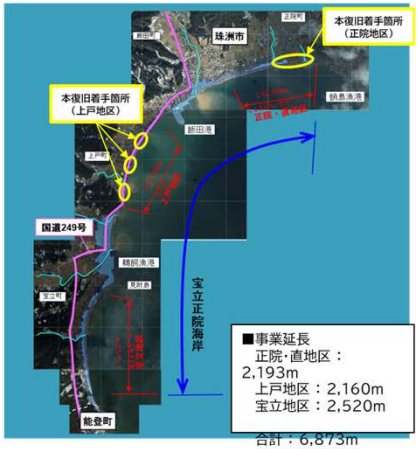

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
宝立正院海岸	応急対策（大型土のう等）	本復旧（直立堤、水叩き工 等）				
	R6年6月に完了					

※今後、現地状況等により、工事の範囲・内容・工程が変更になる場合があります。

復旧事業（道路）

・令和7年3月 「令和6年能登半島地震道路復旧技術検討委員会からの意見を踏まえ、本復旧方針を決定」
・7月17日には、国道249号中屋トンネル工区において、中屋トンネルを活用した一般交通の2車線通行確保（応急復旧）が完了

◇国道249沿岸部復旧状況（方針）

工区	緊急復旧	応急復旧	本復旧の方針（ルート・構造等）	
なかやトンネル ①中屋TN工区	R6.12完了 ※県道市道による迂回路を活用	R7.7.17 完了	（現道の中屋トンネルは活用した上で）中屋トンネル輪島側坑口以北は新たなトンネルによる別線復旧	R11春迄に完了予定
せんまいだ ②千枚田工区	R6.5完了	R6.12完了	隆起海岸を活用した別線復旧	
おおかわはま ③大川浜工区	R6.12完了	R7.4完了	隆起海岸を活用した別線復旧	
ほうさかトンネル ④逢坂TN工区	R6.12完了	整備中 ※時期未定	トンネルによる別線復旧	
おおたにトンネル ⑤大谷TN ・ループ橋工区	県道での迂回路を活用中	整備中 ※時期未定	現道位置での復旧	

◇能越自動車道・のと里山海道復旧状況（方針）

復旧パターン	緊急復旧	応急復旧	本復旧の方針
A	R6.3完了 ※輪島方向への通行確保	R6.7完了 ※能登大橋のみ R6.9完了	既存用地を活用して復旧
B			原位置復旧（現況4車線区間）
C			原位置復旧（現況2車線区間）

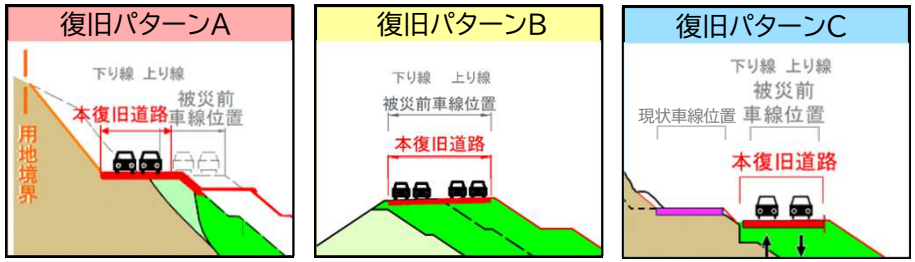

◇位置図

国道249号権限代行区間の本復旧完了予定について

国土交通省
北陸地方整備局

R7.9.2　記者発表

○ 迂回路となり得る県道・市道の有無や、隆起海岸と崩落土砂の到達範囲などを加味した本復旧方針を基に、原位置復旧や隆起海岸を活用した別線復旧およびトンネルによる別線復旧を実施中。
○ 権限代行区間約53㎞全区間の本復旧は、用地取得や大型構造物の施工等が順調に進んだ場合、令和11年春迄の完了を予定しています。
○ 令和6年能登半島地震から5ヶ年程度での本復旧完了を目指し、一日でも早い本復旧完了に向け工程短縮を図っていきます。

能登半島　道路の復旧状況

○令和７年８月の大雨により、令和６年内に確保した国道２４９号沿岸部を経由した輪島（門前町）～珠洲間が再度通行止めとなったが、被災直後から復旧作業に着手し、８月１５日に再度交通を確保。
○引き続き、通行止め箇所の解消や本格復旧に向け、石川県等と連携して推進。

■県道以上の通行止め（被災）箇所数

	R6年1月1日（地震直後）	R6年9月22日（大雨直後）	R7年8月12日（大雨直後）	R7年8月15日	R7年9月12日
大雨による通行止（R7.8.6～）×	—	—	11箇所	5箇所	1箇所
大雨による通行止（R6.9.20～）※	—	48箇所	5箇所	5箇所	5箇所 うち1箇所は、緊急車両※1通行可
地震による通行止（R6.1.1）×	87箇所	14箇所	8箇所	8箇所	8箇所 うち3箇所は、緊急車両※1通行可

<国による権限代行区間>

凡例
- 通行可能の区間（緊急車両※1が通行可能な区間を含む）（太線は奥能登2市2町への主要ルート）
- 通行止め継続の区間
- 緊急車両※1通行可能の箇所
- × 通行止め継続の箇所（地震）
- × 通行止め継続の箇所（大雨R6.9）
- × 通行止め継続の箇所（大雨R7.8）

※1：緊急車両には、地元車両を含む

国道249号（沿岸部）権限代行区間　輪島市門前町～珠洲市

<国による権限代行区間>

<県の管理区間>

能登半島における広域道路ネットワーク基本方針

■基本方針

能登半島は南北に細長く、かつ３方を海に囲まれた山がちな地形であることから、**道路をはじめとしたアクセスが限定**されており、令和６年能登半島地震及び豪雨災害では、高規格道路が被災により寸断するなど、道路ネットワークとして根幹的な問題が生じました。

今回の災害を教訓に、創造的復興の前提となる半島防災や人口減少が進む能登地域における関係人口拡大など新たな視点に立った備えとともに、**能登地域の皆さんに寄り添った道路ネットワークの検討が不可欠**です。

能登の持続的な発展を支え、地方創生の礎となる道路ネットワークを構築するための基本的な方針として**三つのサービスの柱を設定**しました。

これらのサービスの柱を踏まえた道路ネットワークの構築により、未来志向の復興を実現するため、１日も早い**能登半島地震からの創造的復興**を支援します。

求められるサービス・機能	凡例	概　　要
拠点連絡	◀▬▬▬▶	・南北に細長い能登半島における能登地域全体での連結強化 ・各拠点を道路種別や管理主体にとらわれず、一連のサービス速度で連結
信頼性・耐災害性	◁□□□□□□□□□▷	・地域生活や産業活動に必要な医療・物流・生活インフラ拠点を結ぶ ・耐震性や復旧性を備え、災害時にも機能するネットワーク
観光周遊	◁□□□□□□□□□▷	・能登の絶景、自然の恵み、祭礼・伝統技術など、魅力的な能登を周遊する観光圏形成（「道の駅」、サイクルツーリズム、風景街道等に配慮）

防災道の駅「のと里山空港」の使用状況

マリンタウン岸壁からの給水支援（輪島港）

空の玄関口 のと里山空港

人を呼び込む絶景海道の復興へ

国土交通省
北陸地方整備局

○国道249号や県道などの能登半島沿岸部を通る道路について、周遊観光の促進・「道の駅」の集客強化・サイクルツーリズムの活性化・魅力ある風景街道の創出などにより、人を呼び込む絶景海道を目指します。
○有識者や国・県・市町からなる「能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会」を2月3日に設置し、復興に向けた議論をスタート。

能登半島絶景海道想定エリア図

1 能登の魅力を「ぐるっと周遊」

能登の絶景、豊かな自然の恵み、守り伝えられてきた祭礼・伝統技術など、魅力たっぷりな能登。インバウンドを見据えた多言語対応を進めるなど、周遊観光の促進を目指します。

輪島朝市の賑わいの復活

2 人が集まる「道の駅」へ

いまや旅の目的地から地域づくりの拠点へと進化する「道の駅」。観光拠点としての環境整備や地域の特産品の販売など、人の集う賑わいの場をつくります。

地域の個性を活かした環境整備

3 能登を自転車でライド！

「能登の里山里海を自転車で走るのは楽しい！」能登の魅力を体感できることを国内のみならず海外へ発信し、サイクルツーリズムを盛り上げます。

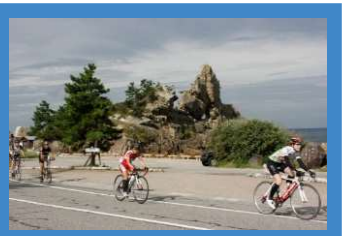
「ツール・ド・のと」の盛大な開催

4 風景街道が“おもてなし”

奥能登の旅から人と風景をつなぐ風景街道。魅力あるいしかわの風景や震災遺構を活用した観光イベントの実施や美化活動など地域住民が参加するみちづくりを進めます。

奥能登絶景海道の企画

復旧事業（港湾・港湾海岸）

国土交通省
北陸地方整備局

●求められる港湾機能は応急復旧により一定程度確保。

●金沢港、七尾港等の５港※１において、国有港湾施設の災害復旧事業を実施。また、被災した施設の本格的な復旧工事を迅速に進めるため、輪島港、和倉港等の８港※２で、港湾管理者等の災害復旧事業の一部を国土交通省が代行。これら全ての港湾で本格的な復旧に向けた作業を実施中。

※1　七尾港、輪島港、伏木富山港、金沢港、直江津港
※2　七尾港、輪島港、伏木富山港、飯田港、穴水港、宇出津港、小木港、和倉港

●これらの取組を通じて被災地の迅速な復旧・復興を進め、地域全体のなりわいの再建に貢献。

輪島港（最大水深7.5m）　石川県管理

地震による地盤隆起により、
・ﾏﾘﾝﾀｳﾝ岸壁（水深7.5m）は、水深6m程度の岸壁として運用。
・小型船だまりは、応急的な浚渫作業を実施（R6.7完了）。
　以降、順次漁業再開。
・R6.8より本格的な復旧工事に着手（県）。

小型船だまりの浚渫作業の状況（R6.4）

移動が完了した漁船（R6.4）

直轄災
代行復旧

穴水港（最大水深4.0m）石川県管理

・現在、制限付きで利用している状態。
・R6.10より、災害廃棄物の海上輸送を開始。

代行復旧

宇出津港（最大水深4.0m）　石川県管理

・現在、制限付きで利用している状態。
・R6.7より、災害廃棄物の海上輸送を開始。

代行復旧

小木港（最大水深5.0m）　石川県管理

・現在、制限付きで利用している状態。
・R7.9より部分的に復旧した物揚場の利用を開始

部分的な利用を開始（R7.9）

代行復旧

七尾港（最大水深11.0m）　石川県管理

・現在、制限付きで利用している状態。
・R6.12より、災害廃棄物の海上輸送を開始。

大型木材船の入港（R6.6）

直轄災
代行復旧

飯田港・飯田港海岸（最大水深5.5m）　石川県管理

・現在、制限付きで利用している状態。
・R6.7より、災害廃棄物の海上輸送を開始。

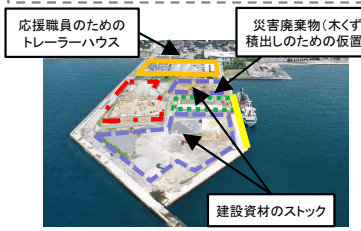

飯田港のふ頭用地の活用状況

災害廃棄物を輸送する船舶（R6.7）

代行復旧

和倉港・和倉港海岸（最大水深3.0m）　七尾市管理

・護岸の更なる崩壊を防ぐための応急復旧工事を実施（R6.6完了）。
・R7.9より護岸の設置を開始

護岸ブロックの据付開始（R7.9）

代行復旧

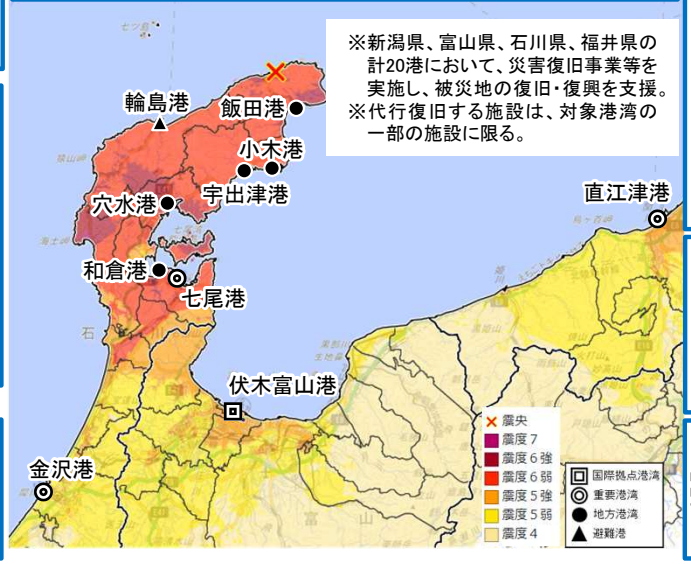

※新潟県、富山県、石川県、福井県の計20港において、災害復旧事業等を実施し、被災地の復旧・復興を支援。
※代行復旧する施設は、対象港湾の一部の施設に限る。

伏木富山港（最大水深14.0m）　富山県管理

・一部の施設について、制限付きで利用している状態。

直轄災
代行復旧

金沢港（最大水深13.0m）　石川県管理

・現在、制限付きで利用している状態。

直轄災

直江津港（最大水深13.0m）　新潟県管理

・直轄災の復旧は完了。

直轄災

［凡例］
港湾名　港湾管理者名
被災した施設の現況

復旧事業（のと里山空港）

○ 2024年1月1日に震度6強を観測した能登空港では、滑走路や誘導路等に多数の亀裂や損傷が生じるなど甚大な被害が発生。発災翌日の1月2日より、能登空港において救援ヘリコプターの受入れを開始。
○ 2024年1月2日よりTEC-FORCEを派遣し、自衛隊固定翼機受入れのための応急復旧や空港運用時間拡大等を支援して、災害救援活動の拠点として機能。
○ 2024年1月27日より民間航空機が運航再開。民間航空機は2024年12月25日から震災前と同様、一日2便で運航。
○ 大規模災害復興法に基づく石川県からの要請を受け、2024年2月1日に国土交通省が本格的な復旧工事を代行することを決定。滑走路等の主要な施設については、空港の運用を確保しながら工事を進める。

全日空の当面の運航計画

※被災前は能登－羽田間を2往復/日 運航

- 2024/12/25～2025/3/29 2往復/日 毎日にて運航
  - （12/25～2/28） 羽田08:55発 → 能登09:55着　能登10:40発 → 羽田11:45着
    羽田14:00発 → 能登15:00着　能登15:40発 → 羽田16:45着
  - （3/1～3/29） 羽田08:55発 → 能登09:55着　能登10:40発 → 羽田11:45着
    羽田15:05発 → 能登16:05着　能登16:45発 → 羽田17:50着

エプロンの復旧完了

主な被災箇所

滑走路に多数の亀裂、着陸帯に段差、場周道路の陥没、調整池に亀裂、航空灯火の破損が生じるとともに、その他施設が被災。

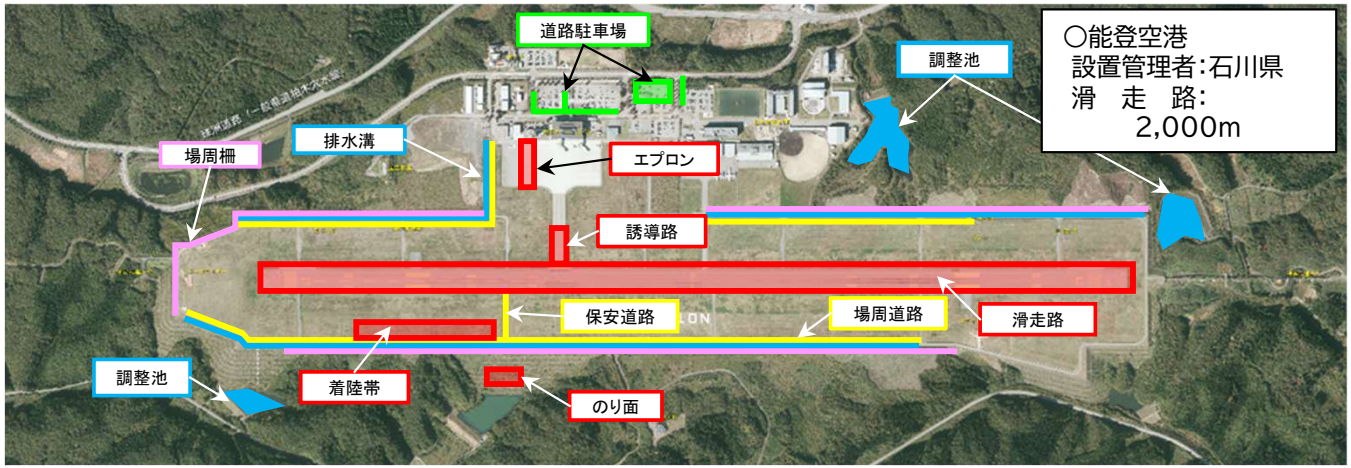

整備局資料－４

令和7年12月12日
長野県建設業協会との意見交換会
【情報提供資料】

中部地方整備局の取組

国土交通省　中部地方整備局　企画部
技術調整管理官　菊池 秀之

国土交通省

令和7年度　中部地方整備局関係予算

中部地方整備局全体 当初予算（直轄＋補助等）は 合計7，945億円（対前年度比1．03倍）
（全国　6．9兆円：12%のシェア）

ー 直轄　　3，019億円　中部地整全体の約4割　　（全国　2．4兆円）

ー 補助等　4，926億円　　（全国　4．5兆円）

※前年度補正2，212億円（対前年度比1．12）と合わせ、約1兆円規模で切れ目なく事業を推進

※計数は、それぞれ四捨五入しているため、
端数において合計とは一致しない場合があります。

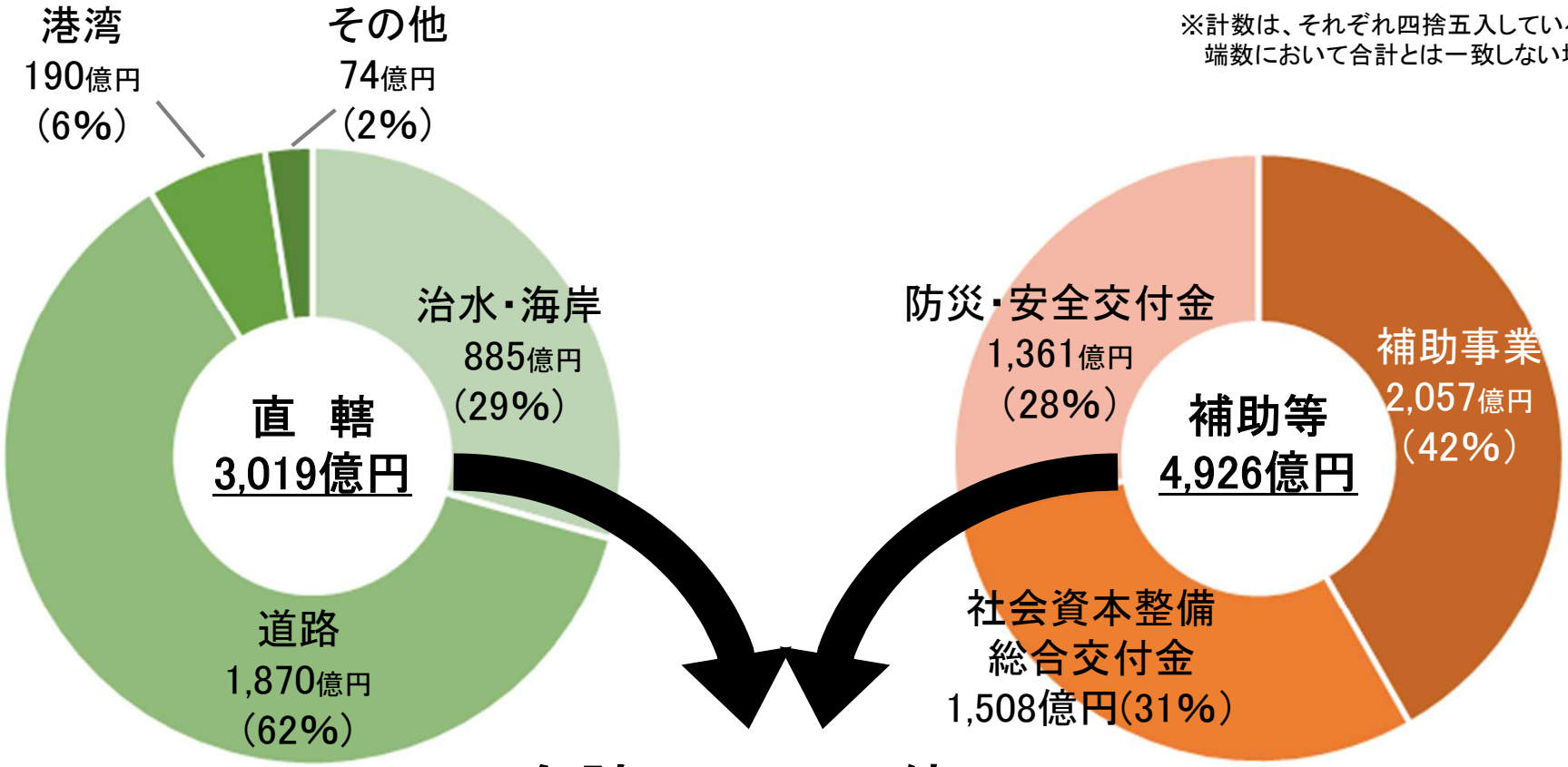

合計　7，945億円
＋前年度補正　2，212億円　＝10，157億円

中部地方整備局　直轄予算の推移

国土交通省
中部地方整備局

○令和7年度当初予算 は 3，019億円であり、対前年度比で 約1．01倍

（国土強靱化関係については、防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策及び５か年加速化対策について、集計している）

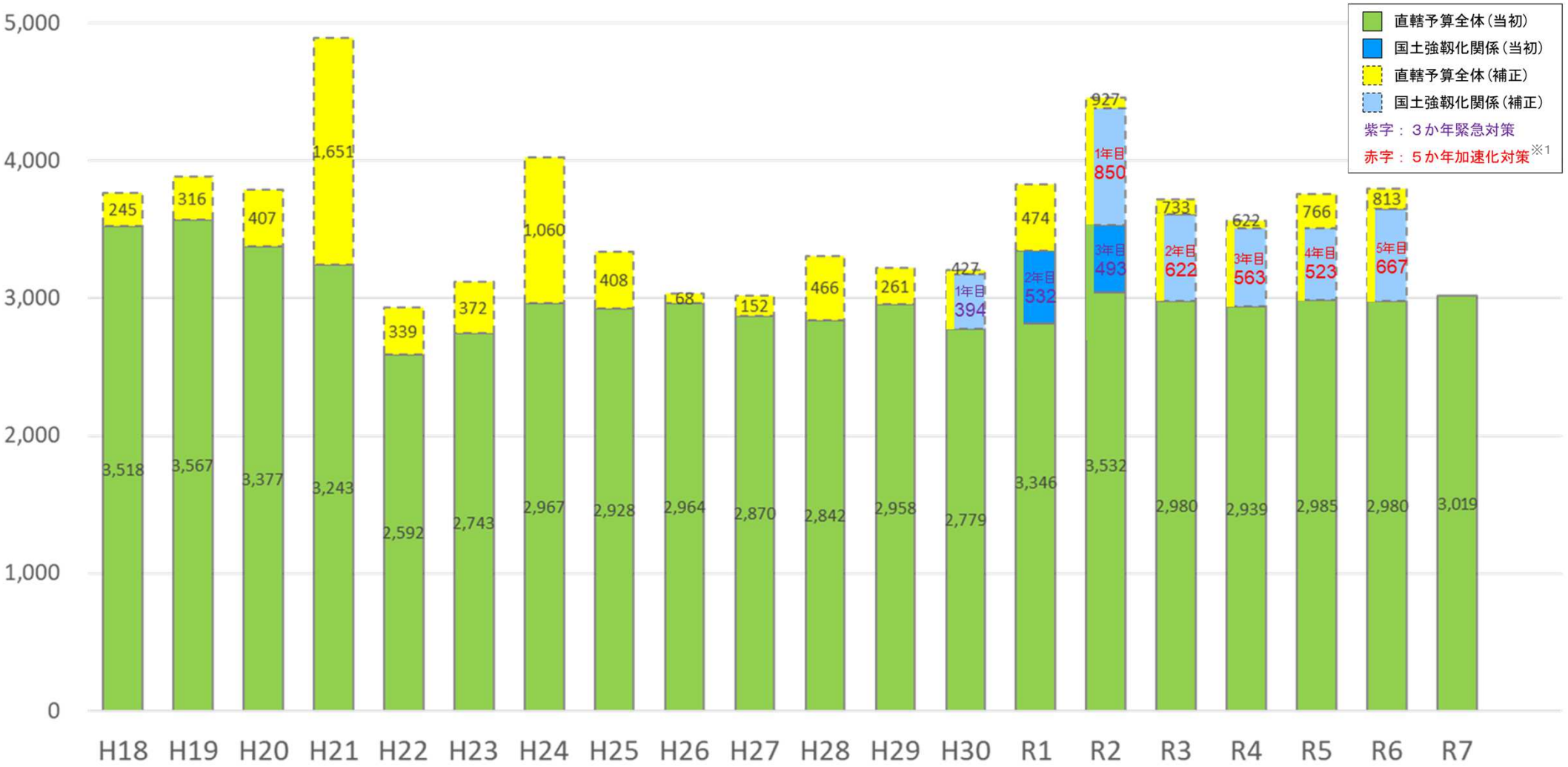

※1：防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策は、令和2年度、3年度、4年度、5年度、6年度の補正予算により措置されている
　　また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分のほか、令和5年度には国土強靱化緊急対応分、令和6年度には国土強靱化緊急対応分及び緊急防災分を含む
※2：計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある

令和7年度　中部地方整備局関係予算（直轄）

国土交通省

◆令和7年度　中部地方整備局　事業別配分額 【直轄】

（単位：百万円）

区　分	R7年度					R6年度		
	本省配分	整備局配分（一括配分）	計	国庫債務負担行為（ゼロ国債）		本省配分	整備局配分（一括配分）	計
				平準化等	事業加速円滑化			
治　水	66,533	18,948	85,482	7,656	1,974	67,595	18,724	86,320
海　岸	3,020	0	3,020	350	0	3,217	0	3,217
道　路	114,352	72,609	186,961	4,418	0	118,562	66,279	184,841
港　湾	19,006	0	19,006	1,923	0	18,915	0	18,915
都市水環境整備	387	857	1,244	95	0	340	843	1,183
国営公園等	1,706	0	1,706	0	0	1,748	0	1,748
官庁営繕	3,709	783	4,493	0	0	0	1,791	1,791
合　計	208,713	93,197	301,910	14,442	1,974	210,377	87,638	298,015

（注1）数字は、事業費ベースです。
（注2）国庫債務負担行為（ゼロ国債）は、本省配分と一括配分の合計です。
（注3）計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合があります。
（注4）本省が全国的な観点から事業執行の判断を要するものは本省配分、中央省庁等改革基本法に基づき地方支分部局に配分権限を委任したものを一括配分としています。
（注5）当資料の次ページ以降に記載している完成予定、開通予定については、事業進捗等により今後、変更する場合があります。
（注6）国庫債務負担行為（ゼロ国債）の「平準化等」は公共工事等の実施の時期の平準化等を図るためのものをさし、「事業加速円滑化」は防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業等について計画的かつ円滑な事業執行を図るためのものをさします。
（注7）別途、災害復旧に必要な対応を行うための所要の経費があります。

主な河川事業

○　中部地整管内で、13水系　直轄管理区間延長 1108.6km※）、
砂防7水系、地すべり3箇所、海岸 2海岸を、整備・管理。

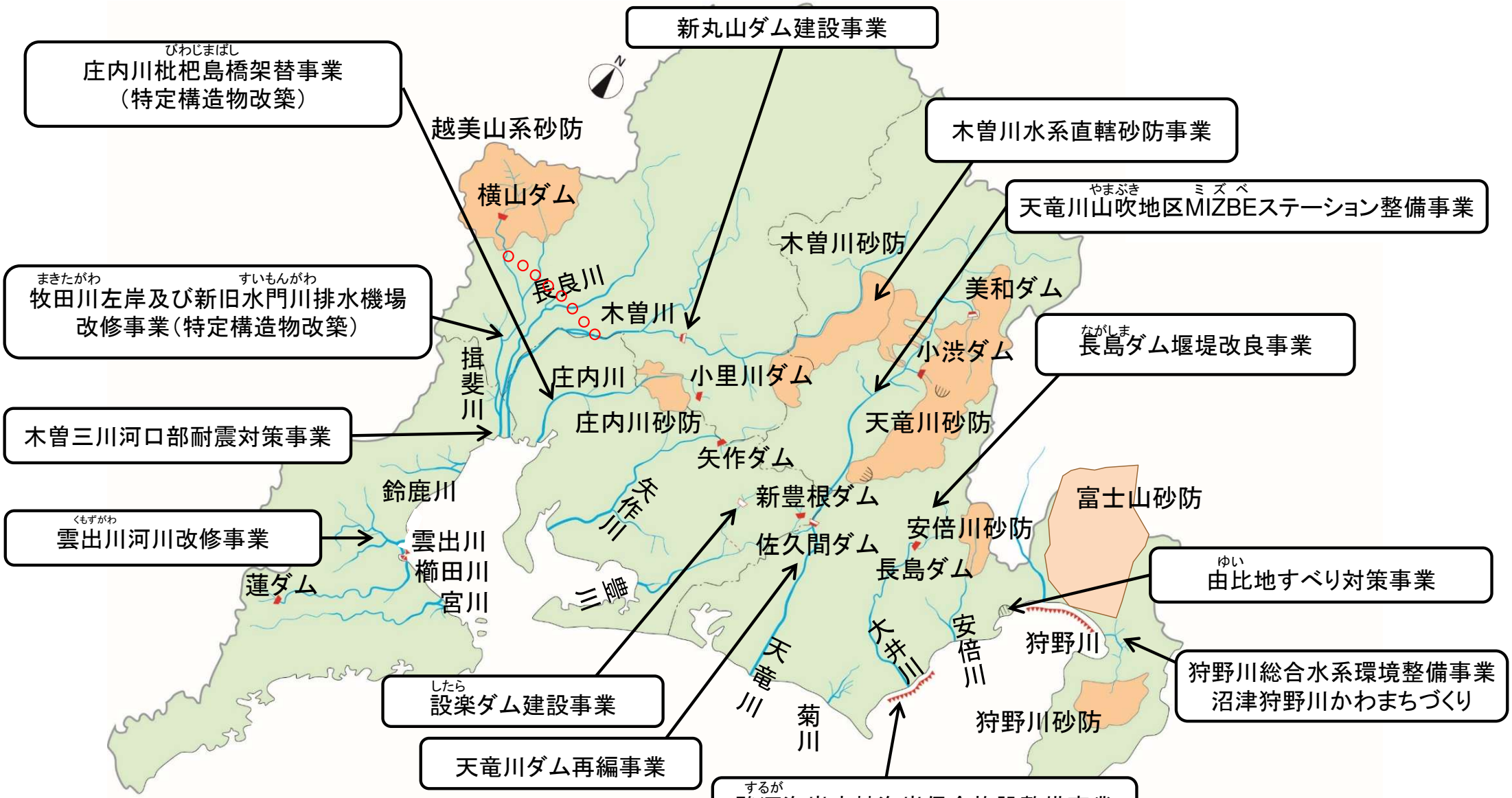

※）直轄管理区間延長は河川とダムを含む延長

主な道路事業

○中部地整管内の直轄改築事業の事業化済み区間は約700km。
○令和6年度～令和7年夏頃にかけて5区間（総延長42.6km）、その他令和7年度に1区間が開通予定。

	開通済	事業中	調査中
高速自動車国道	――	……	□□□□
一般国道の自動車専用道路	――	……	○○○○

：暫定2車線区間の4車線化優先整備区間

★：R7新規事業箇所　R7.4.1時点

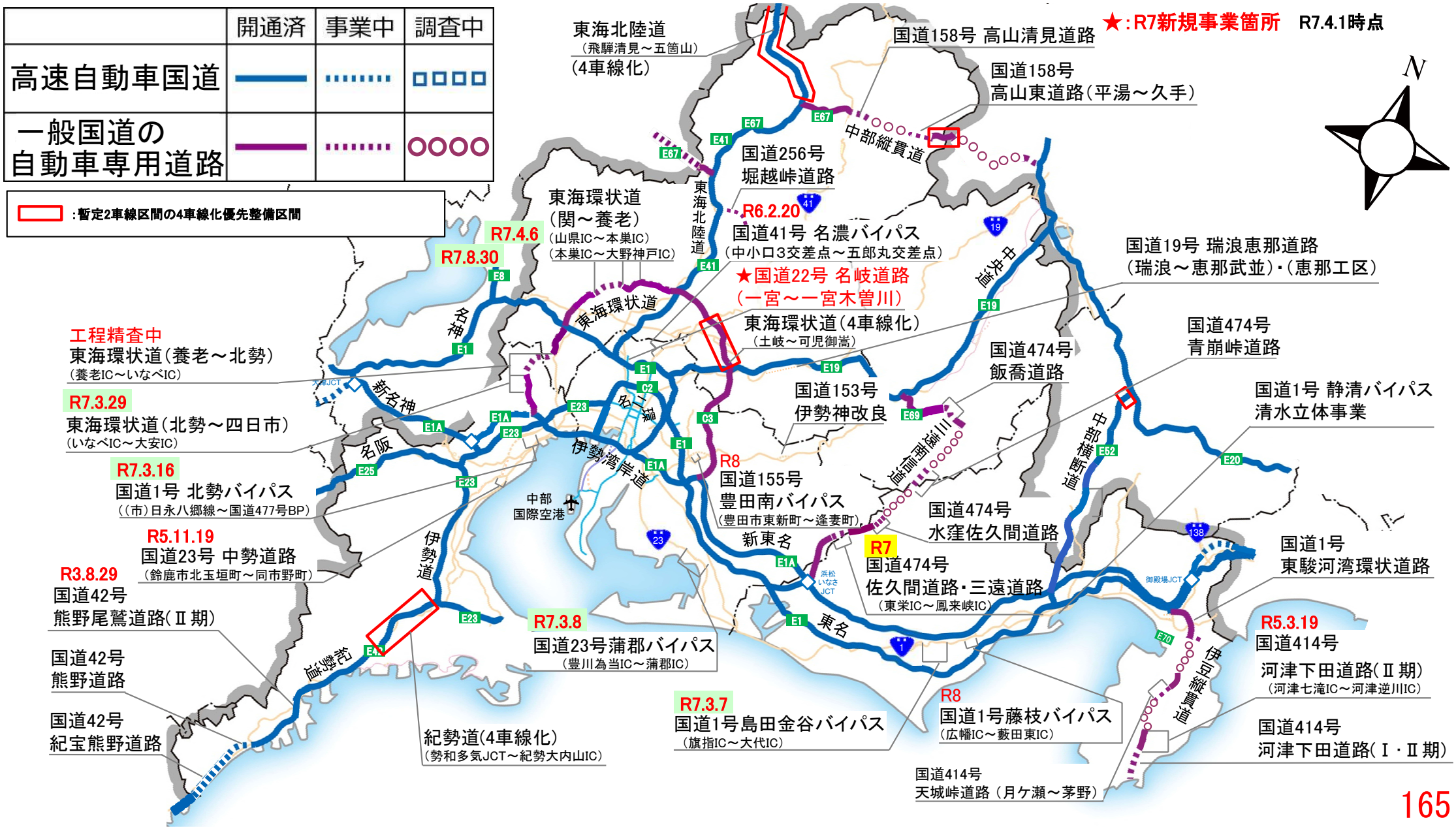

工事ガイドライン改定① WLB等推進企業を評価する取組みの拡大(R7.10～)

改定内容	○**ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業**として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を、総合評価落札方式で発注する**全ての工事に拡大**する。

- ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業（以下「WLB企業」という。）を加点評価する取組を、本官工事等に限定して評価。
- 更なる取組拡大のため、総合評価落札方式で発注する全ての工事に拡大する。

＜WLB企業の認定基準(抜粋)＞

認定	認定基準
①女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第９条若しくは第１２条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）
②次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業）	・次世代育成支援対策推進法 第１３条又は第１５条の２の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業。
③若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	・青少年の雇用の促進等に関する法律 第１５ 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業。

工事ガイドライン改定① WLB等推進企業を評価する取組みの拡大（R7.10～）

【 R6GL 】

＜評価対象工事＞

型式	H29GL	R5GL	R6GL
S型WTO段階選抜	○（導入）	○	○
S型拡大	―	○（導入）	○
施工能力評価型（本官）	―	○（導入）	○
施工能力評価型（分任官）	―	―	―

＜評価基準・加算点＞

評価基準	評価	配点
審査及び評価の基準日において以下の認定を受けている場合に評価 ①女性活躍推進法に基づく認定等 ②次世代法に基づく認定 ③若者雇用推進法に基づく認定	実績あり	1点

【 R7GL案 】

＜評価対象工事：**全総合評価方式に適用**＞

型式	R7GL
S型WTO段階選抜	○
S型拡大	○
施工能力評価型（本官）	○
施工能力評価型（分任官）	○（導入）

＜評価基準・加算点：**分任官工事も評価**＞

評価基準	評価	工種等	配点
審査及び評価の基準日において以下の認定を受けている場合に評価 ①女性活躍推進法に基づく認定 ②次世代法に基づく認定 ③若者雇用推進法に基づく認定	実績あり	一般土木Ａ・Ｂ等級、建築Ａ・Ｂ等級の工事	1点
		上記以外の工事	0.5点

工事ガイドライン改定② 新しい担い手技術者の活用の評価基準の見直し（R7.10～）

改定内容	○監理技術者資格の無い３５歳以下の若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として配置した場合を評価対象としていたが、**監理技術者資格を有する技術者を配置した場合も評価**する。**また、監理（主任）技術者を評価対象に追加。**

・監理技術者資格の無い若手技術者（３５歳以下）または女性技術者を配置した工事は年々増加。
・対して、３５歳以下の監理技術者は全体の約１割と非常に少ない。監理技術者育成のため監理（主任）技術者も評価対象に追加。なお、現場代理人または担当技術者からのステップアップを考慮し、４０歳以下を評価対象とする。
・また、監理技術者資格を有する３５歳以下の若手技術者または女性技術者も評価対象とする。

【R6GL】 ＜評価基準・加算点＞

企業の能力：新しい担い手技術者の活用

評価基準	評価	配点
現場代理人または担当技術者として、監理技術者資格の無い、①若手技術者（審査及び評価の基準日において３５歳以下）または、②女性技術者を１名以上配置、活用する場合に評価する。	配置あり	２点

加点評価なし

【R7GL案】 ＜評価基準・加算点＞

【見直し】企業の能力：
新しい担い手（現場代理人・担当技術者）技術者の活用

評価基準	評価	配点
現場代理人または担当技術者として、~~監理技術者資格の無い、~~①若手技術者（審査及び評価の基準日において３５歳以下）または、②女性技術者を１名以上配置、活用する場合に評価する。	配置あり	１点

【新規】技術者の能力：
新しい担い手（監理（主任）技術者）技術者の活用

評価基準	評価	配点
監理（主任）技術者として、①若手技術者（審査及び評価の基準日において４０歳以下）または、②女性技術者を配置、活用する場合に評価する。	配置あり	１点

工事ガイドライン改定③ 新技術開発に関わる受賞企業を評価する取組みの拡大(R7.10～)

改定内容	○**新技術開発に関わる受賞**（国土技術開発賞、インフラDX大賞、中部DX大賞）企業を加点評価する取組を、総合評価落札方式で発注する**全ての工事に拡大**する。

- 新技術開発に関わる受賞企業を加点評価する取組を、S型（WTO)段階的選抜に限定して評価。
- 更なる新技術開発の推進のため、総合評価落札方式で発注する分任官工事を含めた全ての工事に拡大する。

～R6GL		R7GL
S型(WTO)段階的選抜方式のみ	拡大	**総合評価の全工事に適用**

＜R3年度～R6年度　受賞企業数（一般土木有資格者）＞

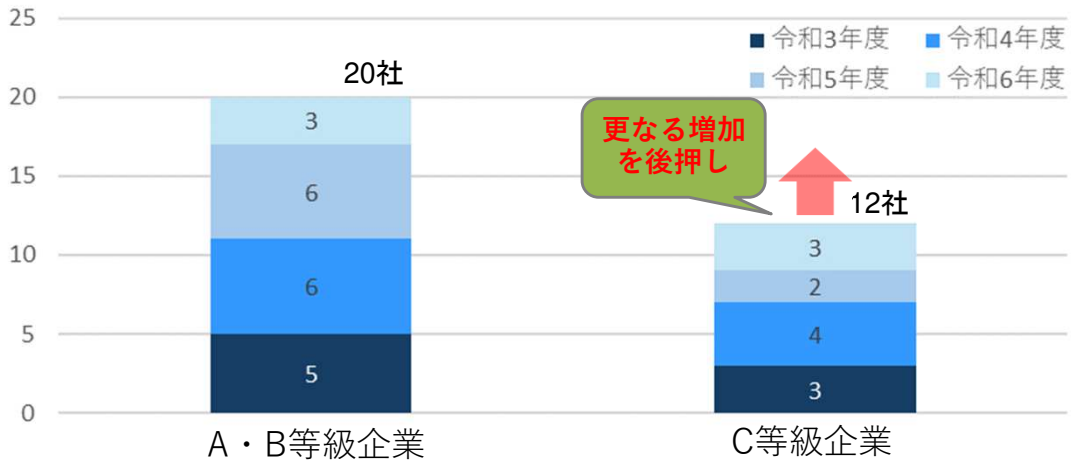

【 R7GL案 】

＜評価対象工事：**全総合評価方式に適用**＞

型式	R7GL
S型WTO段階選抜	○
S型拡大	○（導入）
施工能力評価型（本官）	○（導入）
施工能力評価型（分任官）	○（導入）

＜評価項目・加算点：**変更なし**＞

土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）について

建設業における働き方改革を推進しており、その一環として、工事書類のスリム化（簡素化）を図るとともに工事書類作成作業ルールを明確化することにより、受注者の工事書類作成に要する時間を短縮するため、『土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）』を作成しました。

受発注者間で所持・共有し、円滑な工事施工に向けた受発注者間のコミュニケーションを図っていきます。

巻末の「提出されがちな不要な書類リスト」は、作成不要な工事書類をリストとしてとりまとめ、掲載しています。

令和7年度も引き続き、説明会や各種会議で周知するとともに、令和6年度に実施したアンケート調査結果を踏まえフォローアップを図っていきます。

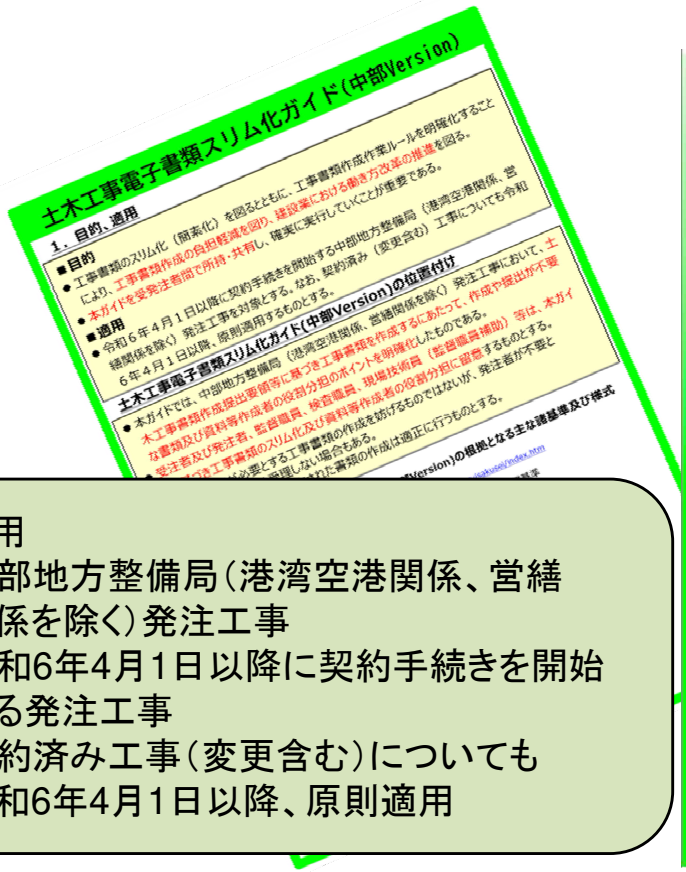

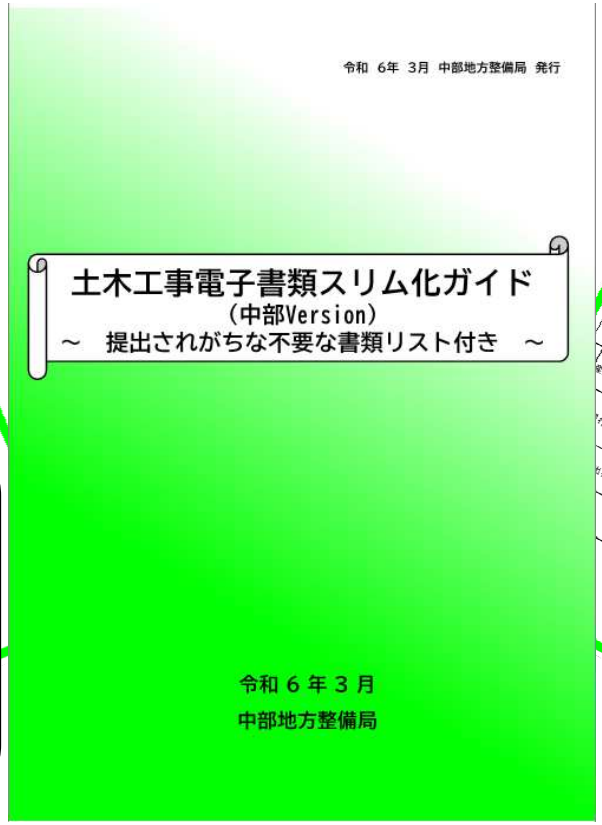

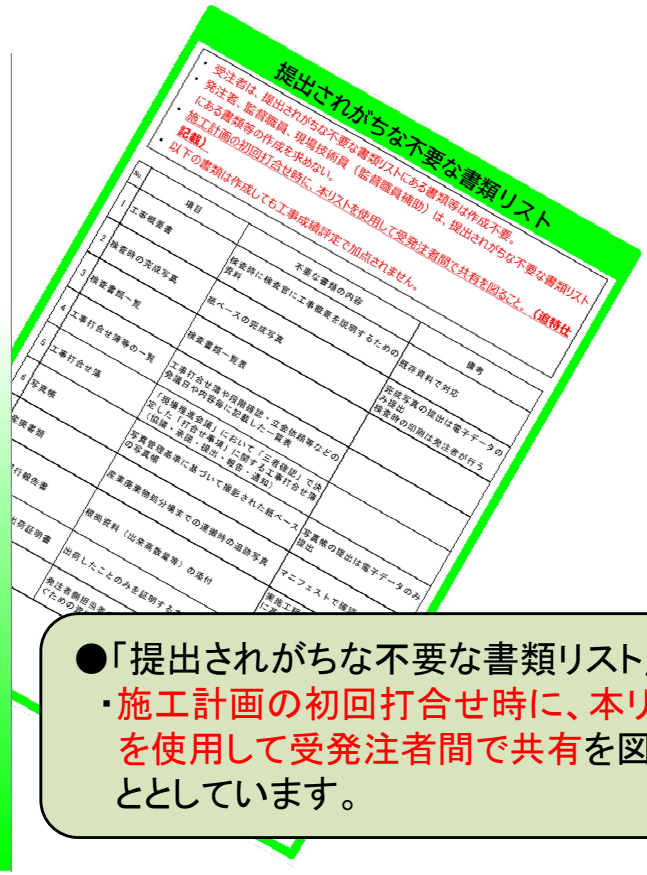

●適用
- 中部地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注工事
- 令和6年4月1日以降に契約手続きを開始する発注工事
- 契約済み工事（変更含む）についても令和6年4月1日以降、原則適用

●「提出されがちな不要な書類リスト」
- 施工計画の初回打合せ時に、本リストを使用して受発注者間で共有を図ることとしています。

工事書類の標準化の取組

- 工事書類は、国交省、県、政令市の発注者ごとに様式が異なり、受注者の書類作成業務を煩雑にする要因の一つとなっている。
- 工事書類を標準化し、受注者の業務効率化を図るため、令和4年度に、県、政令市の工事書類と国総研がまとめた標準様式との突き合わせを完了。
- 令和7年度において共通仕様書等の様式について、概ね使用可となった。
- 今後も政令市・県の進捗状況を確認し、調整を進める。

〇標準様式：34様式　41書類

令和7年4月時点

	愛知県	岐阜県	静岡県	三重県	名古屋市	静岡市	浜松市	摘要
標準様式使用可（使用予定含む）	23	14	25	34	17	38	28	主に共通仕様書等に用いる様式　等
標準様式使用不可	1	5	12	3	6	0	0	約款で規定されている様式や全部局で統一的に使用している様式　等(規定されていない様式を含む)
該当する様式なし	17	22	4	4	18	3	13	

〇標準様式への統一率（各年度実績の推移）

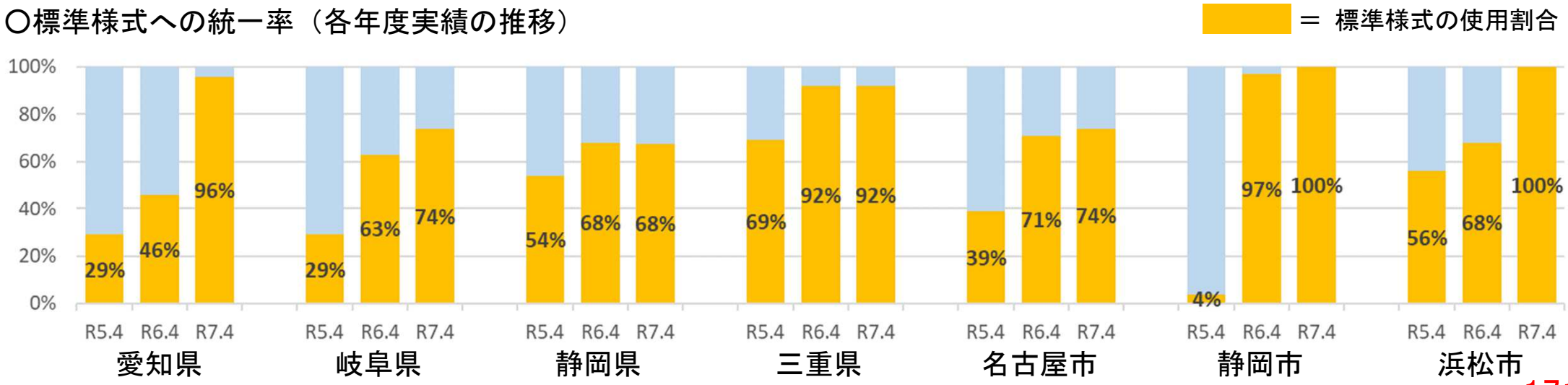

注：「該当する様式なし」を除く書類数を分母として算出

令和７年度　中部地方整備局コンプライアンス推進計画について（概要）

１.職員のコンプライアンス意識の一層の醸成

（１）事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成
- ① 事案の事実経過等の職員周知
- ② コンプライアンス不祥事情報等の提供

（２）コンプライアンス宣言等
- ①「コンプライアンス宣言」の掲示（組織・管理職員）
- ② コンプライアンス携帯カードの携行徹底
- ③ コンプライアンス・メッセージの発出

（３）研修等における講義の実施
- ① 研修・講習の質的な充実
- ② 事務所長等を対象としたコンプライアンス講習の充実
- ③ 新規採用職員等のコンプライアンス意識の早期醸成とフォローアップ
- ④ コンプライアンス・ミーティングの実施
- ⑤ e-ラーニングの実施（※フォローアップ手法の見直し）

（４）コンプライアンス指導者の育成と活用
- ① コンプライアンス指導者に関する研修の充実
- ② コンプライアンス指導者の活用方法の検討

２.「事業者等」との接触に関するルールの強化

（１）事業者等との飲食に関するルールの徹底
- ①事業者等との飲食の届出

（２）事業者等との応接ルールの徹底の継続
- ①オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保
- ②事務所長等の応接状況の組織的把握

（３）事業者等へのルールの遵守の要請
- ① 事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等
- ② 有資格者業者への競争参加資格認定通知時の周知
- ③ リーフレットの掲示の徹底
- ④ 退職準備セミナーにおけるコンプライアンス研修の実施

３.風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

（１）事業者等との組織的対応《事前対応》
- ① 事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制（※推進室との一元化）

（２）内部報告（内部通報）の匿名性確保等
- ① 匿名性を確保した報告方法の周知
- ② 内部報告を行った職員の保護
- ③ 内部報告の第三者委員会への報告徹底

（３）事業者等との組織的対応《事後対応》
- ① 端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の継続

（４）コンプライアンスに関する取組における職員の保護

４.入札契約関係の情報管理の徹底等

（１）入契委員会の運営や入札契約方式の見直し
- ① 入契委員会の構成員の限定化
- ② 技術評価点の審査時期の後倒し
- ③ 同時提出方式の適用工種等の拡大の試行継続
- ④ 「オーダー型調達」分類の導入
- ⑤ 入札監視委員会審議事案の追加

（２）情報管理の徹底
- ① 予定価格等の積算にかかる厳格な情報管理
- ② 技術審査データの厳格な管理
- ③ 技術提案書の厳格な情報管理
- ④ 情報管理総括責任者等の情報管理の徹底（※マニュアルを改訂）

（３）積算と技術審査・評価の分離
- ① 本局発注工事における分離体制の確保

（４）予算執行の見える化と共有

（５）進捗管理・検査体制
- ① 監督・検査のWチェック体制の構築
- ② ＤＸ技術の活用

５．推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

（１）再発防止策のフォローアップ

（２）コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- ・創意工夫ある取組の情報共有による各事務所の主体的な取組促進

（３）取組の効果検証（※意識調査から効果検証へ）

（４）監査機能の充実

６．その他

（１）事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

７．コンプライアンス推進体制

- ・これまで取組実績等を踏まえ見直しを行いつつ、以下の体制を継続する。
  - ①発注者綱紀保持担当者に適正業務管理官と事務(管理)所長を配置
  - ②幹部職員等が相談相手となり組織的対応が図られる体制の確立
  - ③コンプライアンス推進室長を中心とする体制の確立

橙下線は、従前からの取組を効果的なものに見直した項目
赤着色は、推進体制の強化及び取組に関する職員の安全・安心を確保のため新設

事業者等の皆様へ

コンプライアンスの保持にご協力ください

中部地方整備局では「中部地方整備局発注者綱紀保持規程」に基づき、発注事務に係る綱紀の保持に努めております。

事業者等の皆様方におかれましては、中部地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

1．応接ルール等へのご理解・ご協力のお願い

（1）事業者等との応接方法

・職員が事業者等の皆様と応接するときは、原則として受け付けカウンター等オープンな場所で複数の職員で対応することを基本にしています。
<規程第5条>

（2）発注事務に係る規程違反の通報窓口

・職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思われる事実を確認した場合の通報制度を設けております。<規程第6条>

（3）事業者等からの働きかけの対応

・発注事務に関して、職員が事業者等の皆様から不当な働きかけを受けたときは、これを報告、記録、公表することとしています。<規程第14条>

（4）執務環境の整備

・事業者等の皆様の執務室への自由な出入りを制限させていただいております。
<規程第15条>

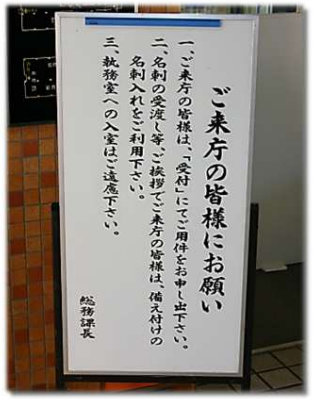

（5）コンプライアンス宣言の掲示

・中部地方整備局として二度と不祥事を起こさない信念を持ち、来所者にもご理解いただくため、「コンプライアンス宣言」を行い、庁舎の玄関等へ掲示しています。

（6）飲食に関する届出

・管理職員等が事業者等の皆様と飲食した場合には、金額に関わりなく事業者等の皆様の所属・氏名等の届出を義務化しています。

（7）組織的対応の確保

・事業者等の皆様が、事務所長等を訪問する際のアポイント受付窓口を総務担当等に一元化するとともに、事務所長等の執務室への自由な出入りを制限し、総務担当等を経由した上で応接することを原則としています。

2．受発注者双方が適切な関係を築くためにお願い

・事業者等の皆様との応接ルール等については上記１のとおりとしております。社内で関係する部署への周知をお願いします。
・発注に関わる情報の提供を求めるなど不当な働きかけが起こらないよう事業者等の皆様におかれても法令を遵守するためのコンプライアンス体制の構築をお願いします。
・また、社内ルールや規定を明確にしたうえで、社員に対する継続的な研修・教育をお願いします。
・不正等があった場合にも早急に自己申告できる体制を整備するなど、事業者等の皆様においても、内部通報制度の構築等をお願いします。

3．職員から、金品の要求等不適切な行為がなされた場合のお願い

・万が一、職員側から、金品の要求等不適切な行為がなされた場合、速やかに、以下の通報先に通報いただくようご協力をお願いします。

＜問い合わせ・通報先＞
国土交通省　中部地方整備局　名古屋市中区三の丸２－５－１名古屋合同庁舎第２号館
TEL ０５２－９５３－８１１９　（担当　：　適正業務管理官）

不当な働きかけは、記録・公表されます。

不当な働きかけとは、以下のような個別契約に関する要求行為が該当します。

（公表前に）

○○工事の発注予定時期を教えてほしい

△△業務の予定価格（当初・変更）を教えてほしい

□□工事の入札参加業者を教えてほしい

入札参加業者の技術評価点を教えてほしい　等

詳しくは中部地方整備局のホームページをご覧ください

中部地方整備局　有資格業者の皆様へ　検索

中部地方整備局コンプライアンス推進本部

3地方整備局との意見交換会（R7.12.12）

○ （一社）長野県建設業協会の活動状況について（情報提供）

1　地域を支える建設業検討会議について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　長野県教育委員会との意見交換会について　・・・・・・・・・・・・・・・　8

3　長野県議会県土強靭化対策研究会との意見交換会について　・・・・・・・　14

4　青年部会の活動についてについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

5　女性部会の活動について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

6　信州大学工学部水環境・土木工学科学生との意見交換会について　・・・　24

「地域を支える建設業」検討会議
平成20年から始まった官民共同の検討の場

「地域を支える建設業」検討会議は、平成19年度の準備期間を経て、当会と長野県建設部をはじめ、発注部局や契約に関する局が参加する、官民共同の検討の場として、平成20年4月28日から開始した。

会議ではまず経営環境と入札制度についてを全体会議の議題とし、分科会として「人材確保分科会」「危機管理分科会」「維持管理分科会」の三つを設置したが、翌21年には見直しを実施。人材確保については経営環境や入札制度と同じく全体会議で議論するものとし、一方で「技術力の確保・向上分科会」を新設するとともに、危機管理分科会と維持管理分科会を統合して「維持管理・危機管理分科会」を設置、また各支部からの意見をふまえて「施工・品質確保分科会」をつくることを決め、今に続いている。

この会議は、官民が協力して進める他県では見られない先進的なものであり、長野県の建設産業を取り巻く環境は、全体会議および「技術力の確保・向上分科会」「維持管理・危機管理分科会」「施工・品質確保分科会」での議論により、数多くの改善を実現するに至っている。

それではその歴史をまずは表で振り返り、次に大きな成果となっている「低価格入札対策」、続けて「道路維持管理業務の民間委託」、そして「建設産業の担い手確保・育成」で挙げた成果を見ていこう。

【全体会議と分科会の検討課題・議題】

●全体会議	① 技術力の確保・向上	② 維持管理・危機管理	③ 施工・品質確保
・経営環境	・業界、企業、個人の技術力アップ	・維持管理委託	・情報共有化
・入札制度	・新技術、新工法 等	・除雪	・ワンデーレスポンス
・人材確保		・応急対応、当番制	・書類の簡素化
		・協定 等	・その他、施工時の課題

※「人材確保分科会（人材確保、技術力アップ、官民協働）」「危機管理分科会（当番制、応急対応、協定）」「維持管理分科会　（除雪継続性、除雪エリア、収益性）」の３分科会でスタートし、平成21年度の第10回から上記に変更

10年目を迎えた平成30年７月の第34回会議

令和５年度３月の第48回会議

※（以後継続）と記載した項目は翌年度以降省略

開催年度	主な議題	開催年度	主な議題
H20年度	◎ 検討会議の運営に関する議論 ・ 検討課題についての提案 ・ 分科会の設置と運営方法について ○人材確保分科会 ○危機管理分科会 ○維持管理分科会 ◎ 建設業の経営環境と入札制度 ・ コスト調査の検討と実施、結果取りまとめ ・ コスト調査を踏まえた低入札対策の検討 ⇒ 失格基準算出を応札額を反映する方法に見直し ・ 低入札対策としての契約後確認調査の強化と配置技術者増の検討 ・ 自ら積算方式の試行開始 ◎ 総合評価落札方式の検討 ・ 技術提案Ⅱ型の導入 ・ 評価項目の見直し（以後継続）	H21年度	◎ 入札制度の改定 ・ ２億円未満工事の失格基準を85~90%変動制に（H21.5.25から） ◎ 生産性の向上 ・ 情報共有システム実証実験を検討会議を実施主体として、拡大実施（以下継続して検証） ◎ 分科会見直し ・人材確保分科会⇒ 人材確保を全体会議 ○技術力の確保・向上に係る分科会 ○危機管理分科会、維持管理分科会 ⇒ 維持管理・危機管理分科会に統合 ○各支部からの意見を踏まえ ⇒ 施工・品質確保分科会 ◎ 支部意見を基に意見交換（以後継続） ・ 入札制度全般 ・ 総合評価落札方式での工種別工事実績の緩和 ・ 自ら積算
H22年度	◎ 入札制度の改定 ・ ２億円以上工事の失格基準80~85%変動制に（H23.4.1から） ・ 道路維持補修工事民間委託を分科会で検証 ・ 施工体制確認型契約方式 ・ 公契約条例について全国事例等の紹介 ◎ 生産性の向上 ・ 情報共有システム実証実験 ・ 工事しゅん工書類の簡素化 ・ 情報化施工 ◎ 担い手の確保・育成 ・ 若手技術者育成施策の検討 ・ 建設部（公共事業）の広報	H23年度	◎ 入札制度の改定 ・ 建設業の将来のあり方について～共創・協働の議論 ・ 公契約のあり方について ・ WTO案件に特別重点調査新設 ・ 災害応急活動、橋梁製作工場などに係る総合評価落札方式評価項目見直し ◎ 道路維持管理業務民間委託 ・ 民間委託への要望 ・ 道路維持補修業務と除雪業務の一体発注試行 ◎ 生産性の向上 ・ 情報共有システム実証実験 ・ 工事しゅん工書類の簡素化 ・ 情報化施工 ◎ 担い手の確保・育成 ・ 若手技術者所長表彰について議論 ・ 高校での実習教育の始まり ・ 公共事業の広報、東日本大震災からの教訓
H24年度	◎ 入札制度の改定 ・ 橋梁工事の地域要件見直し、トンネル工事の特定JV導入 ◎ 「長野県が行う契約」の基本的考え方 ◎ 道路維持管理業務民間委託 ・ 民間委託の要綱改正 ◎ 生産性の向上 ・ 情報共有システム実証実験 ・ 工事しゅん工書類の簡素化 ・ 情報化施工 ◎ 担い手の確保・育成 ・ 若手技術者所長表彰 ・ 建設系学科高校生の就労促進 ・ 社会保険未加入対策、施工体制台帳での確認	H25年度	◎ 積算、技術者配置の関係 ・ 失格基準下限値を87.5%に見直し ・ 公共工事労務単価の改定、インフレスライド条項適用 ・ 技術者専任の取扱見直し ◎ 長野県の契約に関する条例案 ◎ 道路維持管理業務民間委託 ・ 小規模維持補修と除雪業務の一体的発注の見直し ◎ 生産性の向上 ・ 情報共有システム実証実験 ・ 工事しゅん工書類の簡素化 ・ 情報化施工 ◎ 担い手の確保・育成 ・ 若手技術者所長表彰 ・ 建設系学科高校生の就労促進

※（以後継続）と記載した項目は翌年度以降省略

開催年度	主な議題	開催年度	主な議題
H26年度	◎ 入札制度関係 ・ 建設業の経営安定と労働環境の整備を一体的に進める取組 失格基準価格の上限90.0%を92.5%に引き上げ ・ 任意仮設工を協議事項とするモデル工事試行 ・ 下請企業の労働環境を確認するモデル工事試行 ・ 週休２日を確保するモデル工事試行 ・ 労働賃金支払い実態調査 ・ 専門性の高い工事で業種別成績点での企業評価 ◎ 積算、技術者配置の関係 ・ 維持工事間接工事費率下限値引き上げ ・ 技術者専任の取扱見直し ・ 公共工事設計労務単価等の改定（主要８職種+3.0%） ◎ 長野県の契約に関する条例 ・ 契約に関する取組方針 ◎ 道路維持管理業務民間委託 ・ 除雪体制の強化 ◎ 生産性の向上 ・ 情報共有システム実証実験 ・ 工事しゅん工書類簡素化徹底方針見直し ◎ 担い手の確保・育成	H27年度	◎ 入札制度関係 ・ 適切な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式 ・ 評価項目の追加：若手技術者の活用 災害時緊急体制 登録技能者職種拡大 ・ 女性の活躍に配慮した入札制度の検討 ・ 電子入札完全実施 ◎ 積算、現場管理 ・ きめ細かな平準化対策（平準化対策として継続） ・ 設計変更ガイドラインの導入 ・ 女性の活躍に配慮した現場環境改善 ◎ 道路維持管理業務民間委託 ・ 除雪体制の強化 ◎ 生産性の向上 ・ 工事しゅん工書類簡素化徹底 ・ 情報共有システム実証実験 ◎ 担い手の確保・育成 ・ 産学官連携、担い手確保・育成コンソーシアム ・ 社会保険未加入対策（施工体制台帳追記） ・ 若手技術者所長表彰
H28年度	◎ 入札制度関係 ・ 同種工事の実績監査 ・ 特殊橋梁工事の特定JV導入 ・ 低入札対策として技術者専任配置、契約後確認調査強化 ・ 予定価格に係る疑義の申し立て ◎ 積算、現場管理 ・ 現場代理人の常駐義務緩和 ・ 設計変更ガイドラインの事例集発行 ◎ 道路維持管理業務民間委託 ・ 除雪業務入札制度見直し（評価選択制） ◎ 生産性の向上 ・ 週休2日モデル工事の実施 ・ ICT活用工事の推進 ◎ 担い手の確保・育成 ・ 地域連携ネットワーク等入職促進、人材育成 ・ 建設系学科高校生の就労促進、高校生DIYプロジェクト ・ 担当した技術者の名を刻もうプロジェクト	H29年度	◎ 入札制度関係 ・ ２億円以上の失格基準見直し（上限87.5%→92.5%） ・ 総合評価落札方式での低入札価格調査導入 ・ 舗装工事のくじ引き対策、総合評価簡易Ⅱ型導入 ◎ 生産性の向上 ・ 週休２日を確保する工事、プレミアムサタデー推進 ・ ICT施工の推進 ◎ 担い手の確保・育成 ・ 地域連携ネットワーク等入職促進、人材育成 ・ 青年部施策提言、青年部・女性部HP開設 ・ 建設系学科高校生の就労促進、高校生DIYプロジェクト ・ 優良技術者表彰の若手部門創設 ・ 一次下請けを社会保険加入者とする契約約款改定 ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（職人基本法）
H30年度	◎ 入札制度関係 ・ 受注希望型競争入札の実施状況確認 ・ 建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直し ・ 舗装工事における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）実施状況確認 ・ 建設工事等の総合評価落札方式における 価格以外の評価点の公表時期の見直し ・ 建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜き打ち審査 ・「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フローの見直し ◎ 道路維持管理業務民間委託 ・ 除雪業務の情報員の待機補償費について ◎ 生産性の向上 ・ プレミアムサタデーの実施状況 ◎ 担い手の確保・育成 ・ 平成30年度建設系高校との意見交換について	R１年度	◎ 入札制度関係 ・ 台風第19号災害復旧と令和２年度当初予算の執行 ・ 災害協定の加点検討 ・ 公共事業予算の持続的・安定的な確保と県土強靭化の長期計画策定 ・ 失格基準価格改定の御礼と低入札価格調査基準価格の算定方法における一般管理費に乗ずる係数の引き上げ ・ 材料単価における山間地域運搬の加算の廃止検討 ・ 建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設（建設キャリアアップシステムの活用） ・ 建設工事等における低入札価格調査の実施状況と入札手続の見直し ◎ 生産性の向上 ・ 建設工事におけるICT技術活用の拡充 ・ 令和元年度長野県建設業協会における就労促進・働き方改革に資する取組報告 ・ 新型コロナウイルス感染症対策関係通知 ◎ 担い手の確保・育成 ・ 土木の日ＰＲイベントの実施

※（以後継続）と記載した項目は翌年度以降省略

開催年度	主な議題	開催年度	主な議題
R2年度	◎ 入札制度関係 ・ 建設工事における総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）の試行の見直し ・ 建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設（週休２日・ＩＣＴ活用工事） ・ 施工者希望型週休２日工事の経費等の補正について確認 ◎ 長野県の契約に関する条例 ・ 契約に関する取組方針 ・ 土木施設小規模補修工事等の包括民間委託の試行 ・「防災・減災、国土強靭化５か年加速化対策」への施工確保及び体制強化の取組 ◎ 生産性の向上 ・ 工事書類簡素化ガイドライン作成と試行 ・ CIM推進協議会について共有 ◎ 担い手確保・育成 ・ 建設産業の次世代を担う人づくり確認 ・ 就労促進事業まとめ	R3年度	◎ 入札制度関係 ・ 建設工事の総合評価落札方式における加点対象の拡大（CCUS活用） ・ 令和３年８月の大雨災害に対応するための施工確保の取組について ・ 建設工事に係る公募型見積合わせの試行 ・ 建設工事における継続学習（CPD）の加点評価見直し ◎ 令和元年東日本台風 災害復旧工事 ・ 進捗状況確認 ・ 応急対策業務に関する協定締結 ◎ 生産性の向上 ・ ICT活用工事の実施拡大 ・ 遠隔臨場の実施（試行） ◎ 担い手の確保・育成 ・ 中学生の職場体験学習受け売れについて ・ 高校生を対象にした建築現場体験 ・ 長野県就業促進・働き方改革推進方針（建設分野）の修正
R4年度	◎ 入札制度関係 ・ 総合評価落札方式における評価項目の見直し 若手技術者の配置（試行） ICT活用工事 ・ 電子契約の導入積算、現場管理 ◎ 社会情勢への対応 ・ 資材単価高騰に対する単価改定とそれに向けた体制強化 ・ スライド条項により最新単価に基づく請負代金に変更するよう発注機関に周知徹底 ◎ 生産性の向上 ・「誰もが働きやすい現場整備」のための現場点検 ◎ 担い手の確保・育成 ・ 市町村における週休２日工事実施状況のアンケート結果共有 ・ 就労促進事業まとめ	R5年度	◎ 入札制度関係 ・ 国交省からの「低入調査の実効性確保」で長野県が改善対象となったことについて説明・協議 ・ 価落札方式における評価項目の見直し 若手技術者の配置（試行） ICT活用工事 ◎ 生産性の向上 ・「誰もが働きやすい現場整備」のための現場点検 ◎ 担い手の確保・育成 ・ 市町村における週休２日工事実施状況のアンケート結果共有 ◎ 社会情勢への対応 ・ 小規模補修工事の休日等における労務単価の取り扱い見直し ・ 激甚化する自然災害への対応強化 ・「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に伴う公共事業増加に対する円滑かつ適切な執行 ・ 資材価格高騰に対する迅速な単価改定

令和５年８月の第49回会議。建設部長も参加した

①大きな成果
低価格入札対策

検討会議で大きな成果を挙げたものの一つが、低価格入札の改善による建設業の経営改善および工事品質の確保だ。それは平成19年より前の、検討会議以前の数値を見れば明らかとなっている。平成21年１月の第６回会議から検討･改善が進んだ。

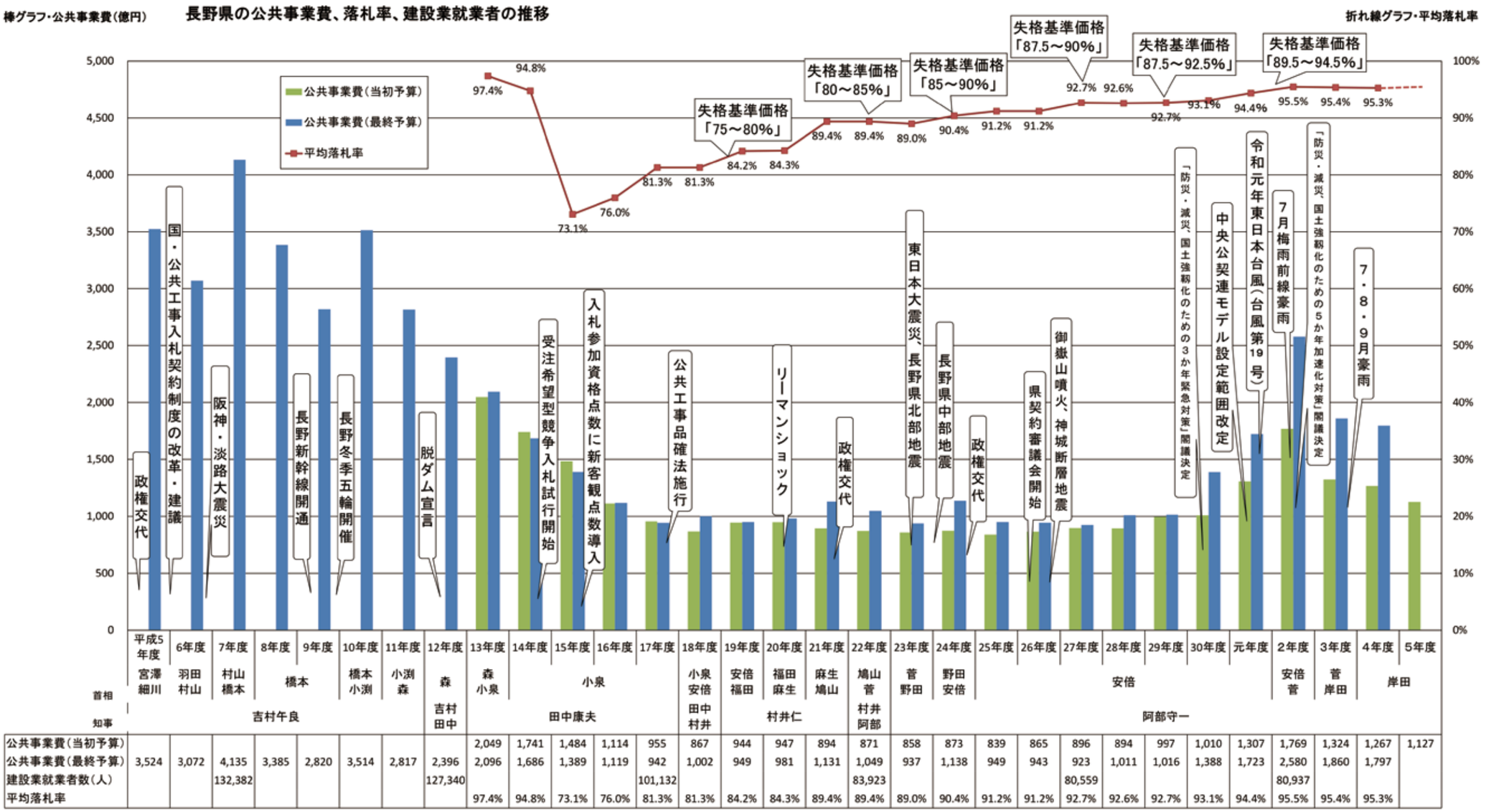

	平成5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
首相	宮澤 細川	羽田 村山	村山 橋本	橋本		橋本 小渕	小渕 森	森 吉村	森 小泉	小泉				小泉 安倍	安倍 福田	福田 麻生	麻生 鳩山	鳩山 菅	菅 野田	野田 安倍	安倍								安倍 菅	菅 岸田	岸田	
知事	吉村午良								田中康夫					田中 村井	村井仁			村井 阿部	阿部守一												
公共事業費(当初予算)									2,049	1,741	1,484	1,114	955	867	944	947	894	871	858	873	839	865	896	894	997	1,010	1,307	1,769	1,324	1,267	1,127
公共事業費(最終予算)	3,524	3,072	4,135	3,385	2,820	3,514	2,817	2,396	2,096	1,686	1,389	1,119	942	1,002	949	981	1,131	1,049	937	1,138	949	943	923	1,011	1,016	1,388	1,723	2,580	1,860	1,797	
建設業就業者数(人)			132,382					127,340					101,132					83,923					80,559					80,937			
平均落札率									97.4%	94.8%	73.1%	76.0%	81.3%	81.3%	84.2%	84.3%	89.4%	89.4%	89.0%	90.4%	91.2%	91.2%	92.7%	92.6%	92.7%	93.1%	94.4%	95.5%	95.4%	95.3%	

※1　公共事業費の当初予算 ■、最終予算 ■とも平成28年度まで「補助･県単独」、平成29～令和元年度は「補助･県単独･直轄」、令和2～5年度は「補助･県単独･直轄･災害復旧」の合計
※2　建設業就業者数は国勢調査による(単位:人)
※3　平均落札率(平成14年度以降は受注希望型の数値)は統計データが存在する平成13年度以降、令和3年度は令和4年1月末時点　(平成14年度の対象データは指名競争入札のみ)

長野県発注の建設工事における平均落札率は、平成 14 年度の受注競争入札導入後、平成 13 年度の 97.4％から平成 15 年度７月の月平均 63.0％まで急落した。この落札率は、当時の中央公契連モデルにおける低入札調査 基準価格の上限 85.0％を大きく下回るばかりか、下限である「予定価格の 2/3」にも達しない値だった。

行き過ぎた低入札による受注は、工事が赤字になるだけでなく、品質低下を招き、社会資本の長期的信頼低下につながる。

検討会議では「低入札価格対策」の具体案として、平成 21 年１月の第６回会議で施策を提示。第７回会議では県が新たな入札制度改定方針案を示した。

さらに「長野県議会全党派からなる入札制度研究会」から入札制度の見直しに係る提言を 21 年３月 18 日が出ると、同年４月３日の国土交通省発出「公共工事の入札及び契約手続きの更なる改善について」による国の低入札価格調査基準の見直しを踏まえたうえで県知事あての制度見直し要請がなされた。

この提案は会議後、説明会を経て平成 21 年５月 25 日付で施行。その後検討会での会議を受け、建設工事に係わる失格基準価格は大きく６度見直された。

「低価格入札対策」の具体案　（平成21 年１月15 日 第６回検討会議）

施策１　失格基準価格算定の計算方法の改定（応札額を反映する方式に変更）
施策２　85.0%未満（入札予定価格２億円以上は75%）で落札した者に対して、契約後確認調査を徹底実施
施策３　82.5%未満（入札予定価格２億円以上は75%）で落札した者に対して、配置技術者の増員を求める
施策４　自ら積算の全面施行

入札制度の改定方針（案）　（平成21 年４月30 日 第７回検討会議）

施策１　失格基準価格算定の計算方法の改定（応札額を反映する方式に変更）
施策２　85.0%未満（入札予定価格２億円以上は75%）で落札した者に対して、契約後確認調査を徹底実施
施策３　82.5%未満（入札予定価格２億円以上は75%）で落札した者に対して、配置技術者の増員を求める
施策４　自ら積算の全面施行

（１回目）　H21.5.25 改定　　第７回検討会議（H21.4.30）で説明

区　分（金額は工事費）		失格基準価格の判断基準	
		旧	新
建設工事	100万円～２億円未満	80～85％の変動制	85～90％の変動制
	２億円以上	応札者の下位８割×0.9	改定なし

（２回目）　H23.4.1 改定　　第 12 回検討会議（H23.2.15）で説明

区　分（金額は工事費）		失格基準価格の判断基準	
		旧	新
建設工事	100万円～２億円未満	85～90％の変動制	改定なし
	２億円以上	応札者の下位８割×0.9	80～85％の変動制

（改定理由：２億円以上の工事での低入札多発が継続）

（３回目）　H25.9.1 改定　　第 12 回検討会議（H23.2.15）で説明

区　分（金額は工事費）		失格基準価格の判断基準	
		旧	新
建設工事	100万円～２億円未満	85～90％の変動制	87.5～90％の変動制
	２億円以上	80～85％の変動制	82.5～85％の変動制

（改定理由：国の低入札価格調査基準の改定に伴い下限値算定を見直し）

（４回目）　H27.4.1 改定　　第 24 回検討会議（H27.3.13）で説明

区　分（金額は工事費）		失格基準価格の判断基準	
		旧	新
建設工事	100万円～２億円未満	87.5～90％の変動制	87.5～92.5％の変動性
	２億円以上	82.5～85％の変動制	82.5～87.5％の変動制

（改定理由：企業の適正な利潤の確保と労働賃金支払いの適正な水準の確保）

（５回目）　H30.4.1 改定　　第 33 回検討会議（H30.3.12）で説明

区　分（金額は工事費）		失格基準価格の判断基準	
		旧	新
建設工事	100万円～２億円未満	87.5～90％の変動制	87.5～92.5％の変動性
	２億円以上	82.5～87.5％の変動制	87.5～92.5％の変動制

（改定理由：受注者実績調査で、２億円以上の工事における一般管理費率が未満の工事よりも約5％下回る結果）

（６回目）　R1.8.1改定　　第37回検討会議（R１.8.8）

区　分（金額は工事費）		失格基準価格の判断基準	
		旧	新
建設工事	受注希望型競争入札（100万円～22億千万円未満）	87.5～90％の変動制	89.5～94.5％の変動性
	総合評価落札方式	87.5～90.0％の変動制	89.5～92.0％の変動制
	参加希望型競争入札	予定価格の87.5％	予定価格の89.5％

（改定理由：国の低入札価格調査基準の改定に伴う上限値の見直し）

Ⅰ　受注希望型競争入札の状況

建設工事　（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

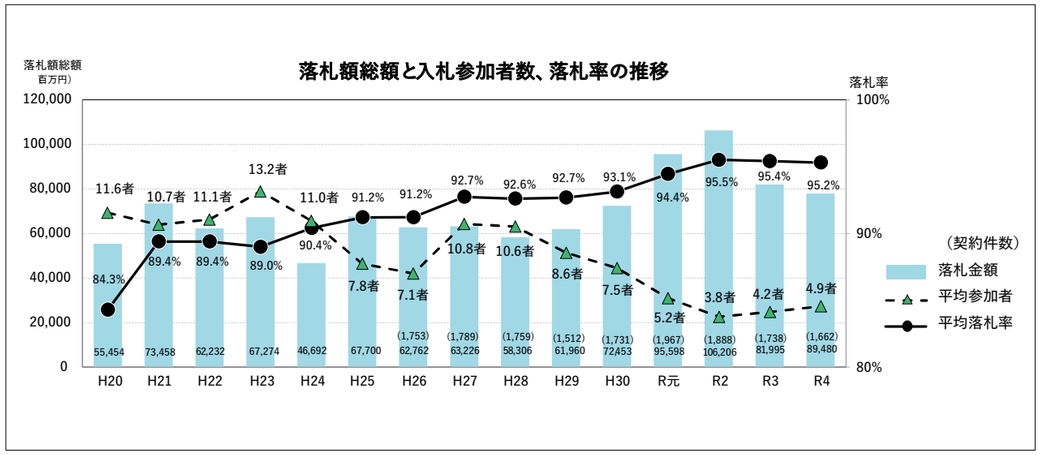

Ⅱ　総合評価落札方式の状況（令和５年１月末現在）

（単位：件）

区分		平成16～30年度（～H20試行）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	備　考
工事	技術等提案型	55	8	2	2	1	技術等提案Ⅱ型含む
	簡易型	6,773	691	772	535	384	
	簡易Ⅱ型	104	109	71	113	78	
	地域貢献等	-	35	153	229	181	R1.8以降実施
	計	6,932	843	998	879	644	
委託業務	技術等提案型	74	0	0	0	5	技術等提案Ⅱ型含む
	簡易型	3,415	524	579	748	573	
	簡易Ⅱ型	574	341	297	338	233	
	計	4,063	865	876	1,086	811	
合計		10,995	1,708	1,874	1,965	1,455	

②大きな成果
道路維持管理業務の民間委託

検討会議で大きな成果を挙げた二つめが、道路維持管理業務の民間委託。長野県は道路のパトロールや維持管理補修について、民間委託を対象とし、平成 22 年度の試行開始後、順次対象を拡大してきた。

こうして進めてきた道路維持補修の民間委託は平成 27 年度には道路延長比 100%、全県 97 工区で完全実施となり、今に至っている。

さらに平成 31 年 1 月からは、除雪業務との一体化工区の拡大、複数年継続委託の実施など、制度の見直しも進んでいる。

資料『「地域を支える」検討会議の10年』から作成

民間委託の内容

民間委託移行前、道路の維持管理は①直営による作業、②小規模補修工事の大きく２つの方法で実施してきた。

① 直営による作業

舗装補修（応急的穴埋め）、草刈、支障木伐採、側溝・暗渠清掃 など

② 小規模補修工事

契約額 200 万円未満の緊急工事を当番業者に発注

これらの業務を各建設事務所管内を工区割したうえで、工区ごとに①、②を含めて発注することとした。

（３）検討会議での議論経過

【第 10 回検討会議（平成 22 年７月９日）】

第９回まで、検討会議における個別課題を議論する分科会の構成は「人材確保分科会（人材確保、技術力アップ、官民協働）」「危機管理分科会（当番制、応急対応、協定）」「維持管理分科会（除雪継続性、除雪エリア、収益性）」の３分科会であったが、第 10 回において、以下の３分科会に見直しを行った。

① 技術力の確保・向上
- 業界、企業、個人の技術力アップ
- 新技術、新工法等　等

② 維持管理・危機管理
- 維持管理委託
- 除雪
- 応急対応、当番制
- 協定　等

③ 施工・品質確保
- 情報共有化
- ワンデーレスポンス
- 書類の簡素化
- その他、施工時の課題

この見直しは、民営化の動きもある中、危機管理と維持管理が密接に関連する状況を踏まえ、両分科会を一体化したことと、建設業の経営安定において生産性向上が重要な課題と認識されたことによる施工･品質確保分科会の新設である。なお､人材確保の課題については､全体会議での検討事項となっている。第 10 回会議では、維持管理・危機管理分科会の報告が以下なされた。

●分科会の平成 22 年度検証課題テーマを「道路維持補修工事の民間委託についての検証」「除雪の諸問題に対する検証」とする。
●小規模維持補修工事に係る施工体制確認型契約方式の実施について県から資料提供
・対象とする作業を ①通常作業（舗装補修（穴埋め）、草刈り、支障木除去、側溝清掃など)、②小規模補修工事（県が管理する道路施設において、緊急に修繕又は機能回復が必要な場合に直ちに実施する修繕等の作業)、③その他（発注機関の長が特に必要と認めた工事）とする。
・入札参加における要件として､「単体及び特定共同企業体のいずれかにより提案に参加できる」こと、「施工体制確認方式による随意契約で試行する」こと。
・特定企業体の要件、評価方法（案）
・平成 22 年度は、道路維持補修に関し、上田、飯田、松本、長野の一部地域で試行し、次年度以降順次地域を拡大する。
・７月９日時点の入札状況の報告

【第 12 回検討会議（平成 23 年２月 15 日)】
●平成 23 年４月から全建設事務所の管内一部地域で試行することを県から説明。
●試行工区を４事務所８工区から全事務所 34 工区に拡大。

【第 14 回検討会議（平成 23 年 12 月 16 日)】
●建設業協会からの要望事項が示された。
① 企業体受注工事での労働災害発生時の企業体の責任に対する県の見解
② 小規模維持補修の１件あたり契約条件額の増額
③ 受注者の参加条件に建災防加入業者であることを追加することを要望
④ 企業体の JV 管理費調査の経過報告を求めるとともに別途経費の上積みを要望
⑤ 緊急時の在庫資材使用時でも伝票確認を必要とすることへの見解 等
●道路維持補修業務と除雪業務を一体的に発注することができる制度を平成 24 年４月から試行することを県から説明（11 工区試行）

【第 17 回検討会議（平成 24 年 12 月 20 日)】
●民間委託要綱の改正について分科会から報告
① 施工体制確認型契約方式の価格点に失格基準価格を設定。
② 参加資格要件のうち過去３年間のうち２年間は長野県小規模補修工事の当番に登録していること」を撤廃
●維持管理・危機管理分科会の議題
・単価契約の見積もり方法について
・前払い制度の導入について
・受注者の参加条件に建災防加入業者であることを追加することを要望

【第 20 回全体会議（平成 25 年 12 月 20 日)】
●小規模維持補修工事と除雪業務の一体的発注の見直しについて県から説明
・一体的発注は除雪の担い手不足や機械確保が懸念される地域で試行
・平成 25 年度は小規模維持補修工事民間委託 95 工区のうち、23 工区で一体的発注を行った。
・平成 25 年度の労務単価上昇に契約上対応できない課題が生じた。（前年度単価契約のため）
・一体的発注以外の地域は新年度契約のためこのような問題は生じない。
・平成 26 年度から一体的発注を試行停止することとした。

【第 22 回検討会議（平成 26 年７月 17 日)】
●道路維持工事、河川維持工事の間接工事費率の下限値を改定し、小規模な維持工事の経費をアップさせることを県から説明

【第 25 回検討会議（平成 27 年７月 16 日)】
●建設業協会からの提言として、小規模維持補修工事民間委託に河川、砂防の維持修繕や、除雪業務との一体化を求めることや複数年契約が要望された。

【第 33 回検討会議（平成 30 年３月 12 日)】
●平成 29 年度の維持管理・危機管理分科会の検討事項が報告された。
① 平成 29 年度一次緊急輸送路緊急連絡体制・雨氷対策緊急連絡体制・小規模維持修繕工事緊急連絡体制について 96JV の意見取りまとめ
② 平成 29 年度除雪機械運転者講習会開催を報告
③ 提言事項の取りまとめ
・除雪時の写真管理方法
・道路・河川等情報管理システムの積極活用を現地機関に周知すること。
・除雪機械管理費の改善提言
・小規模維持補修 JV への橋梁点検委託業務試行講習会実施について
④ 舗装工事のくじ引き対策に関する会員アンケート取りまとめ結果報告
⑤ 小規模維持修繕工事の複数年契約に関する JV アンケート取りまとめ結果報告
⑥ 大規模地震時の小規模道路補修 JV による道路パトロール実施方法の検討結果

【第 35 回検討会議（平成 30 年 11 月 21 日)】
●道路維持補修工事における複数年継続委託の試行について県から説明
・業者特定は包括的プロポーザル方式による。
・平成 31 年度１月施行とし、平成 31 年度、各建設事務所で１工区以上実施する。
・除雪業務と一体化している工区も対象とする。
●小規模補修工事の限度額について増額を協会から要望
：
●令和元年 10 月、小規模補修工事限度額の引き上げ。200 万円→ 250 万円。
：
【第 41 回検討会議（令和２年 12 月 16 日)】
●河川・砂防・都市公園を含めた包括民間委託を検討。
・河川等の当番登録を行っている業者が、すべて道路ＪＶに加入している地域から試行を導入する。
・令和４年４月から試行を実施。
●総合評価落札方式における小規模補修工事当番登録等（ＪＶ含む）の加点を廃止する。
●道路施設の小規模補修工事と除雪業務の一体化は、概ね５年間を目途に推進する。

③大きな成果
建設産業の担い手確保・育成について

建設業が将来にわたり地域を支え、守るためには、担い手の確保と育成が欠かせない。そのための取り組みとして、会議で検討し、実行したものとして、以下の施策がある。

行政との協働による実習教育・現場見学会

平成23年度から企業と行政の協働による実習教育を実施している。23年度の9校・延べ605名の参加人数から始まり、平成29年度は13校で延べ1,882名の生徒が参加するまでになった。また、高校生向けの現場見学会なども会議開始時から継続して実施している。

さらに踏み込んだ取り組みとして、平成28年度から、高校生が自ら計画立案し、自らの手で構造物をつくり上げることで、建設産業の魅力や実践的なものづくりの達成感を体感してもらう「自分たちでつくろうプロジェクト（高校生DIYプロジェクト）」をスタート。平成30年度は3校で実施し、参加した生徒の多くがこの取り組みをきっかけに建設産業へ入職したとの成果を上げている。新型コロナウイルスの感染拡大を経て回復期となった現在（令和５年度）には２校での実施となっている。

また、令和５年には要望した高校再編等に係わる意見交換会を開催。災害に強い安全・安心の長野づくりに貢献したい、地域の発展に貢献したいという夢や希望を持った学生の学び場の確保に向け、検討を重ねている。

自分たちでつくろうプロジェク（平成18年 飯田ＯＩＤＥ長姫高校）

２級土木・建築施工管理技士試験の準備講座（令和５年 長野工業高校）

２級土木・建築施工管理技士試験の準備講座

検討会議では、協会が主体となり「２級土木・建築施工管理技士試験の準備講座」も実施している。長野県も平成31年度予算から支援として参加。こちらもコロナ禍で一時規模を縮小していたが、令和５年度は長野工業高校と協会の会館で北信・東信の生徒たち、南安曇農業高校で中信の生徒たち、飯田ＯＩＤＥ長姫高校で南信の生徒たちに向け実施。約130人が参加している。

中学校での職場体験学習

新たな試みとして、令和３年度から中学校での職場体験学習も行っている。進路を決める最も重要な時期として中学生の学年生全てを対象に体育館に集めて行うものは全国でも珍しいもので、参加者した生徒たちや学校の先生方から好評を得ている。

内容としては、令和元年東日本台風の際に本協会がいかに被災直後から駆け付け、応急復旧し、その後の復興を担っているかを映像やVR体験などにより生徒たちに伝えるもので、コロナ後となる令和５年度には全県下での広がりを見せている。

中学生に向けた職場体験学習
（令和５年 明科中学校）

学びの場の確保に関する意見交換会
(長野県教育委員会との意見交換会)

日時 ： 令和７年９月22日（水）15:30～17:15
場所 ： 長野ホテルメトロポリタン　３階　志賀

会　議　次　第

１　開　会

２　あいさつ

　　重野　靖　長野県建設部次長

３　議　事

（１）情報提供（建設部、建設業協会、教育委員会）

（２）意見交換

（３）その他

４　閉　会

学びの場の確保に関する意見交換会（R7. 9. 22）
出　席　者　名　簿（敬称略）

一般社団法人　長野県建設業協会

会　長	木　下　　修
副会長	依　田　幸　光
副会長	福　原　　初
副会長	長　坂　亘　治
副会長	深　澤　信　治
特任理事	大　月　昭　二
専務理事	小　林　敏　昭
常務理事	岩　下　康　之

長野県教育委員会事務局

教育次長	清　水　篤
高校教育課 高校再編推進室	
室長	佐　野　浩　一　郎
企画幹（高校改革推進担当）	山　野　井　健　司
主任指導主事	高　橋　正　俊

長野県建設部

次　長	重　野　靖
建設政策課 技術管理室	
室長	柴　草　真　也
主任専門指導員	関　貴　貴　幸
副主任専門指導員	山　口　恭　右
主査	宮　澤　雅　光

令和７年度 学びの場の確保に関する意見交換会

長野県提出資料

資料１	建設産業の次世代を担う人材確保の取組について	… 1	
資料２	令和７年度　就労促進に係る取組の概要	… 2	(添付省略)
参考資料	テレビ信州主催企画　ジョブキッズしんしゅう 2025　レポート （テレビ信州提供）	… 5	(添付省略)
参考資料	土木の日関連行事「親子ふれあい見学会」開催プレスリリース	… 10	(添付省略)

©長野県アルクマ
長野県 PR キャラクター「アルクマ」

治水ONE NAGANO

～みんなでとりくむ『流域治水』～

長野県は『流域治水』を推進しています！

Youtube で
動画配信中!

建設産業の次世代を担う人材確保の取組について

資料 1

技術管理室

- 暮らしの基盤を支え、地域の守り手である建設産業は、担い手の減少や高齢化が進行
  建設産業が持続的に発展していくためには担い手の安定的な確保が不可欠
- 産学官が連携した現場見学会や体験学習、企業との交流会などにより、次世代を担う若者が建設産業の魅力ややりがいを認識し、県内の建設産業を就職先として選択するよう促す取組をあらゆる世代に向け実施

1 小・中学生やその保護者を対象とした 建設産業の魅力・やりがい発信

（1）現場見学会

- 小・中学生と、その進路に影響が大きい保護者を対象とし、建設産業のリアルが体感できる現場見学会を開催

（2）中学生のキャリア教育

- 災害復旧や流域治水への取組など、地域に貢献する姿や、建設産業の安全確保、DXの取組などを中学生に伝える出前講座を実施

現場見学会
（狸平トンネル施工現場）

流域治水の取組を模型で学ぶ中学生
（青木村中学校）

2 高校生・大学生等を対象とした就業促進

（1）高校におけるキャリア教育

- 中学生のキャリア教育と同様、「総合的な探求の時間」等を活用し高校生が進路を考える際の参考となる出前講座を実施
- 進路指導等を行う教員の研修に際し、建設産業の理解を深めるための講座や職場体験を実施

（2）建設系学科高校生の就業支援

- 建設産業の実践的な学びの場として、産学官が連携し、測量・設計・工事を実践できる学びのフィールド提供と講師派遣を実施
- 就業後、即戦力として活躍できるよう、必要な資格取得を支援する試験準備講座を実施

（3）大学生・専門学生の就業支援

- 首都圏の大学生・専門学生が県内建設産業に就業する機会を創出するため、学生と企業との交流会を実施

自ら設計したランニングロードを
施工する高校生（飯田OIDE長姫高校）

首都圏の大学生・専門学生と企業との交流会

3 あらゆる世代に向けた建設産業の理解深化

（1）学びのコンテンツの作成・活用【拡】

- 建設産業従事者が語る“信州で働く魅力とキャリアパス”や、インフラ整備と維持管理、災害復旧などの建設産業の役割が学べるコンテンツを作成
- 現場見学会や出前講座等で活用するほか、HPやSNSなどで広くPR

（2）建設産業への理解と就業機会の創出【拡】

- あらゆる世代が建設機械の試乗体験や、VRや机上での疑似体験を通じ、建設産業と触れ合い理解を深めるイベントの開催
- 長野県へのUIターンや移住を考える方が参加する「移住フェア」などに参加し、県内建設産業への就業を促す説明を実施

「移住フェア」に参加し建設産業をＰＲ

長野県教育委員会配布資料一覧

令和７年９月 22 日（月）
高校再編推進室

1　新校再編実施計画懇話会の状況について　…資料１

2　「再編に関する基準等」の再検討について　…資料２

3　令和６年度県立高校建設系学科・系列コース３年生の状況　…資料３

4　県立高校卒業生の進路状況（Ｒ７．３卒業生）…資料４

5　私立高校卒業生の進路状況（Ｒ７．３卒業生）…資料５

6　県立高校特色化関係事業概要　…資料６

7　こどもキャリアラボながのについて　…資料７

※ 教育委員会資料は添付省略

学びの場の確保に関する意見交換会 資料

令和7年9月22日

○ （一社）長野県建設業協会の取組について（情報提供）

1　令和7年４月 新規学卒者他 採用状況等 調査結果について ・・・・・　1

2　中学校「職場体験・防災学習」について ・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

3　信州で暮らす、働くフェアについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

4　東信地区高等学校新任者教員研修について ・・・・・・・・・・・・・・　14

5　信州大学工学部水環境・土木工学科学生との意見交換会について ・・・　25

6　女性部会の活動について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

7　建設業カードについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

※ 協会資料は添付省略

長野県議会県土強靭化対策研究会との
意見交換会について

日時：令和７年１１月２５日 午後５時～
場所：長野市 ホテル国際２１

長野県県土強靭化対策研究会（会長 服部宏昭県議会議員、自民党県議会議員 14 名）が設立されました。

設立後、第１回目の意見交換会を開催し、令和７年度 9 月補正予算のお礼と協会からの要望、意見交換を行いました。

協会からは下記の４項目について要望を行いました。

１ 県土強靭化事業予算の確保について
２ 道路パトロール等の民間委託と県単独事業予算の確保について
３ 若手技術者が活躍できる入札制度への改善について
３ 熱中症対策について

県土強靭化研究会からは、協会要望に対するご見解について説明していただきました。その後、今後の課題や取組について忌憚のない意見交換を行いました。

県土強靭化研究会　服部会長挨拶

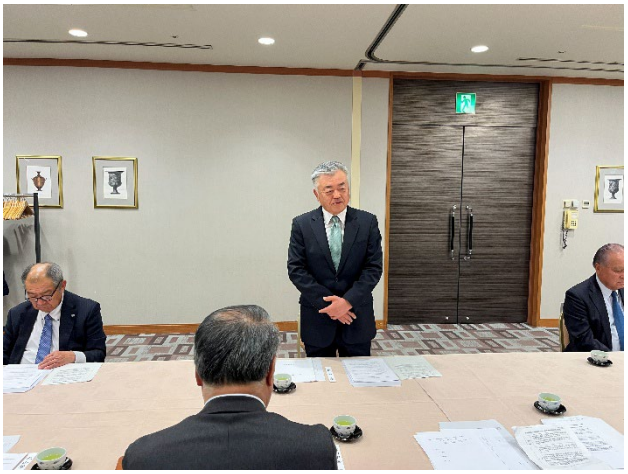

長野県建設業協会　木下会長挨拶

協会からの要望書を木下会長から服部会長に手交

出席者集合写真

青年部会の活動について

＊青年部会について

長野県下 15 支部の青年部会代表者が当会の役員となる。50 歳以下の経営者で構成。

＊事業内容

第一小委員会

・長野県が県民一丸となった取組として進めている「2050 年ゼロカーボン」にむけて、協会員の取組をアンケートにより進捗管理するとともに、提言を行っている。

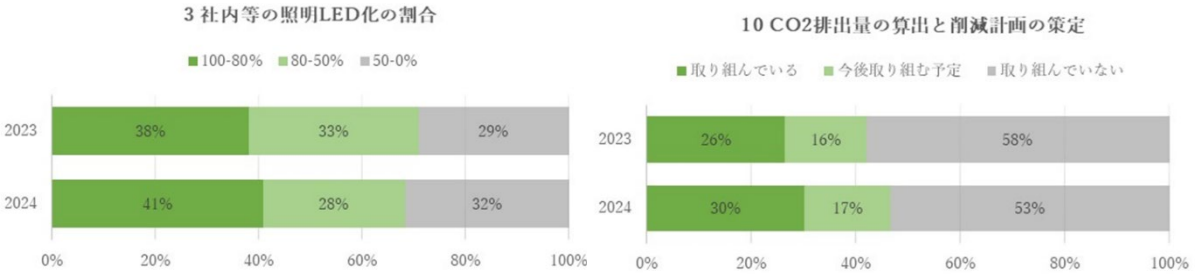

・協会 HP「ヤングマン」の企画・素材提案他。

・LIFE 作成（3年に1冊改訂版を発刊。 R8.3 発刊予定。）

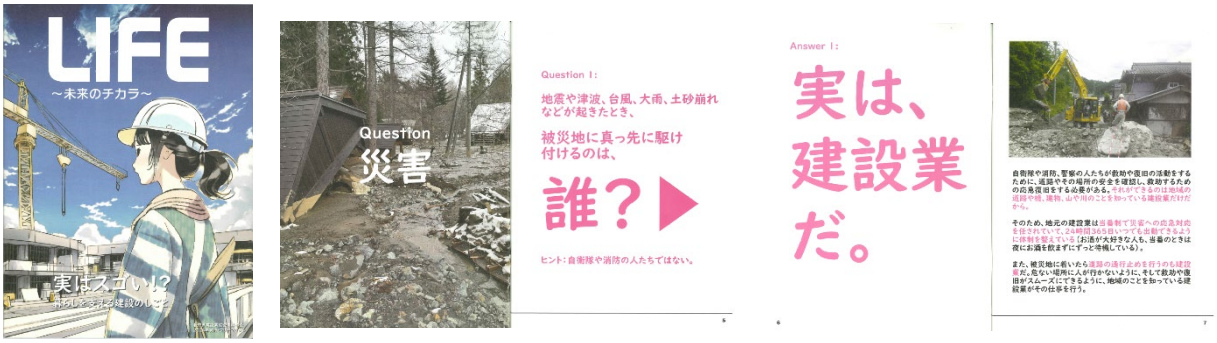

第二小委員会

・フォトコンテスト開催。（インスタグラムで実施。R6 は170作品の応募があった。）

第二小委員会

・長野県建設部との意見交換会開催。（青年部会員からの意見を取りまとめて、県に提言し意見交換を行っている。昨年度は担い手不足、設計変更等、熱中症対策などの項目について提言した。）

第三小委員会

・中学校での「職場体験学習・防災学習」の開催。（今年度は7校で開催し、約510名の生徒が参加した。）

令和７年度　　開催状況及び予定

開催年月日	開　催　学　校　名	参 加 者	備　　考
R7.4.15	野沢温泉村立　野沢温泉中学校	22 名	2 年生
R7.5.23	中野市立　高社中学校	78 名	2 年生
R7.5.29	中野市立　中野平中学校	117 名	2 年生
R7.8.27	上田市立　第６中学校（座学）	130 名	3 年生
R7.9.4	上田市立　第６中学校（体験）	〃	〃
R7.10.9	佐久穂町立　佐久穂中学校	18 名	参加希望者（全学年）
R7.10.17	川上村立　川上中学校	76 名	全校生徒
R7.11.5	飯田市立飯田東中学校	72 名	2 年生
合　計	7 校	513 名	

女性部会の活動について

誰もが働きやすい現場環境づくりに向けた現場点検（第７回）

R7.9.12

長野県建設部技術管理室

１．　目的

人口減少社会において、建設産業を支えるために必要な担い手を確保していくことが課題となっている。特に、将来の建設産業の担い手となる若手技術者の不足は、非常に深刻な問題となっている

このため、労働環境を整備し、今後重要な担い手となっていく若手や女性、高齢の技術者など、誰もが働きやすい環境に変えていく必要がある。

誰もが活躍できる、誰もが働きやすい現場環境とするための取組について、建設産業に携わる様々な立場の方が連携し、実際の現場で点検を実施する。

２．　点検の実施について

現場の点検については、それぞれの現場の取組のいいところや他の現場でも適用できそうな好事例を中心に現場点検チェック表により確認する。

また、新しく実施できそうな項目・気づいた点等についてチェック表に記載する。

今回は、夏期の現場環境の改善(熱中症対策など)に対する備えに主に着目して点検を実施する。

3.　本日の点検の流れ

○各現場にて　（尾野山（県上田建設事務所）、長野大学新棟建設工事（長野大学）、坂城町網掛改良工事（国交省長野国道事務所））

①発注者・現場代理人から工事概要及び現場環境改善に関する取り組みの紹介　（約 10 分）
②チェック表の項目に基づき現場を点検　（約 30 分）
③現場の方へ質問・意見交換　（約 10 分）

約５０分

○意見交換にて（上田合同庁舎 601・602 号会議室）

①誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事の説明
②現場環境づくりについて日ごろ思うこと
③働きやすくするために改善すべきこと
④前回点検（R7.1）での意見交換を踏まえて
（現場環境づくり事例集の公表（R7.7）など）

約１時間

第7回誰もが働きやすい現場環境づくりに向けた現場点検

令和7年9月12日(金)
上田建設事務所管内

協会女性部会から 7名参加

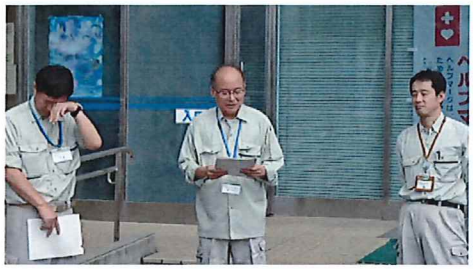

柴草技術管理室長あいさつ

上田合同庁舎前(行程説明)

①令和6年度 国補地すべり対策(大規模特定)工事(上田市尾野山) 施工:更水建設工業㈱

現場の概要説明

各施設の点検

②公立大学法人長野大学 新棟建設工事(上田市下之郷) 施工:北野・宮下・エーシーエJV

丸子修学館の生徒参加

③R6国道18号坂城更埴BP網掛地区改良9工事(坂城町南条) 施工:㈱宮下組

現場の概要説明

各施設の点検

④点検後の意見交換(上田建設事務所会議室)

長野建設業協会　女性部会主催

現場見学会 in 松本平広域公園陸上競技場建設工事

工事名　：　松本平広域公園陸上競技場建設工事

発注者　：　長野県建設部施設課

施工者　：　清水・松本土建共同企業体　等

工期　：　令和5年12月～令和8年年度中

開催日　：　令和　7年9月17日（水）　10時30分開始予定

意見交換会会場：松本平広域公園内　東管理棟

指定管理者：TOY BOX 信州スカイパークサービスセンター　　0263-57-2211

タイムスケジュール表

時間	内容		担当者	所要時間（目安）
10:20	集合 松本市 陸上競技場前			
10:30	開会	挨拶	小宮山部会長	5分
		挨拶・現場施工状況の説明	松本建設事務所 太田維持管理課長	5分
10:40 11:40	現場見学（別添ルートによる）	・A班 ・B班	清水・松本土建 共同企業体 清水建設㈱ 坂田工事所長 現地での説明、 質疑応答	60分
11:55		全体質疑等 お礼・感想等	現場担当者 吉村副部会長	15分
12:05	移動	陸上競技場→東管理棟	各車	10分
12:15	昼食	東管理棟(意見交換会会場)		45分
12:45	意見交換会	・見学現場の感想等（ｸﾞﾙｰﾌﾟ討議）	永原総務部長	75分
14:00		・アンケートの記入		
14:15	閉会	閉会挨拶・解散	勝野副部会長	

令和７年度　女性部会現場見学会in松本
松本平広域公園陸上競技場建設工事

施工：清水・松本土建共同企業体
令和7年9月17日（水）　　63名参加

小宮山部会長あいさつ

松本建設事務所
太田維持管理課長

清水建設㈱
坂田工事所長

競技場内の見学

意見交換会（現場の感想）公園内東管理棟

記念撮影

長野県建設業協会女性部会　設立 10 周年記念式典　次第

日時：令和 7 年 11 月 7 日(金)10：00～

場所：長野市ホテル国際 21

芙蓉の間・弥生の間

［第 1 部］：記念式典・記念講演（10：00～11：15　芙蓉の間）

1．開　　会

2．主催者挨拶

3．来賓挨拶

4．女性部会長挨拶

5．記念講演

「繋ぐ～バレーボールが教えてくれたこと」

講師　元女子バレーボール日本代表　大山加奈 氏

～～～休　　憩（11：15～11：30）～～～

［第 2 部］記念上映・特別イベント（11：30～12：25　芙蓉の間）

6．動画上映「女性部会のこれまで」

7．特別イベント「フォーラムディカッション」

テーマ①誰もが働きやすい現場環境整備　現場点検の考察

テーマ②新旧建設業の魅力　何でそうなの建設業

テーマ③担い手確保の観点から辞めない・続けられる(沼る)建設業を探る

8．閉　会

～～～休　　憩（12：25～12：45）～～～

［第 3 部］祝賀会（12：45～15：00　弥生の間）

1．開　　会
2．乾　　杯
3．祝　　宴
4．中 締 め

長野県建設業協会女性部会　設立10周年記念式典

令和7年11月7日（金）
ホテル国際21

【第1部　記念式典・記念講演 105名参加】

木下会長あいさつ

栗林建設部長あいさつ

県職員女性の会 矢口会長あいさつ

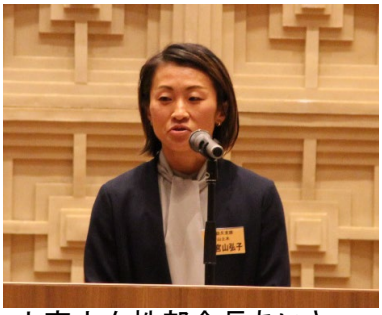

小宮山女性部会長あいさつ

記念講演：大山加奈講師

【第2部　記念上映・特別イベント 105名参加】

女性部会のこれまで（動画上映）

フォーラムディスカッション

【第3部　祝賀会 89名参加】

乾杯　依田副会長

初代部会長 平澤里枝さんインタビュー

中締め（県職員女性の会 岡部副会長）

信州大学工学部水環境・土木工学科学生との意見交換会　次第

日　時：令和７年１０月１日（水）

午後４時２０分～５時５０分

場　所：信州大学工学部　C3 講義棟　103 教室

１　開　　会

２　あいさつ

（一社）長野県建設業協会 副会長　依田　幸光

３　出席者紹介

４　体験学習　（ DX の推進について ）

（１）ＩＣＴ施工

（一社）長野県建設業協会 総務委員　小池　毅夫

（２）ＶＲ技術

（一社）長野県建設業協会 総務委員　山浦　正貴

５　意見交換

６　アンケートの依頼

７　閉会あいさつ

（一社）長野県建設業協会　総務委員長　青木　孝尚

信州大学工学部水環境・土木工学科の皆さんとの意見交換会アンケート

令和7年10月1日
（一社）長野県建設業協会
61名回答

1.あなたのご出身は？

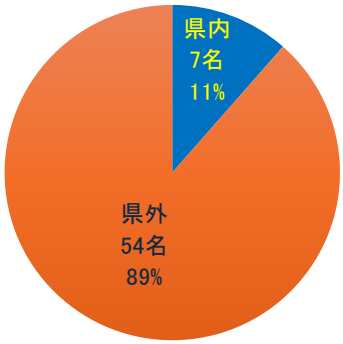

2.信州の魅力とは？

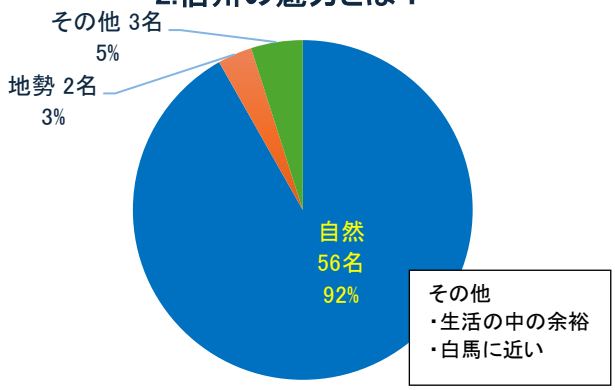

3.今後の進路について

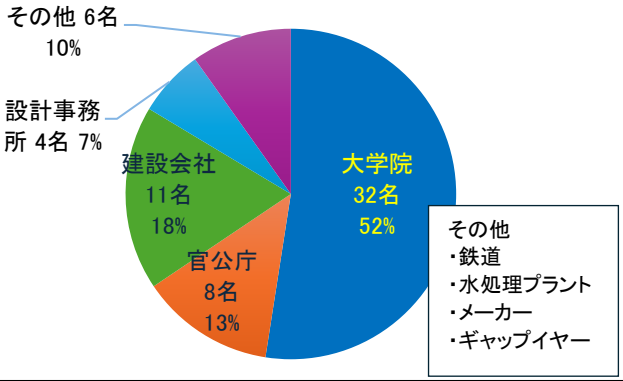

4.卒業後の終の棲家の希望地は？

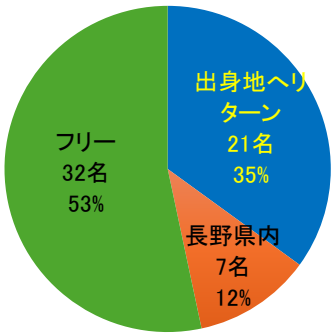

5.長野県内の建設会社へ就職するお考えは？

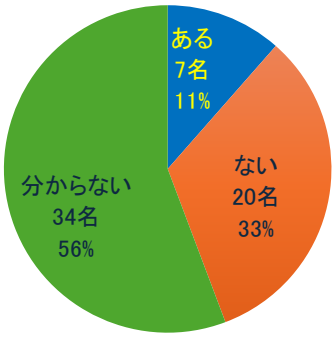

11.本日一番興味を持った内容は？

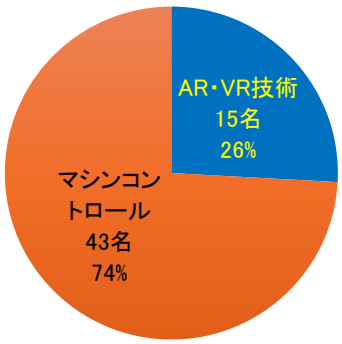

6. どんな会社があれば長野県内の建設会社へ就職したいですか？

- 福利厚生が手厚い会社（12）
- 給料が良い会社(9)
- 十分な休日が確保される会社(4)
- 転勤が少ない会社(3)
- ワークライフバランスのとれる企業(3)
- 温かい人柄の多い職場(3)
- 県内各地で移動しながら仕事が行える会社(2)
- 残業が少ない会社
- 将来性のある強みを持った会社
- 未来がある企業、ビジョンがしっかりしている企業
- 常に学びと挑戦がある会社
- 海外案件も積極的に挑戦できる会社
- 手に職をつけられる
- 他県の建設会社にない技術を習得できる企業
- 自分の力を一度しっかりと試すことのできる企業
- コンサルと研究職、施工管理の部署がある会社
- 都市防災等に関する会社
- 大手ゼネコンの支社
- 長野県に本社があり、準大手規模の会社
- 奨学金補填

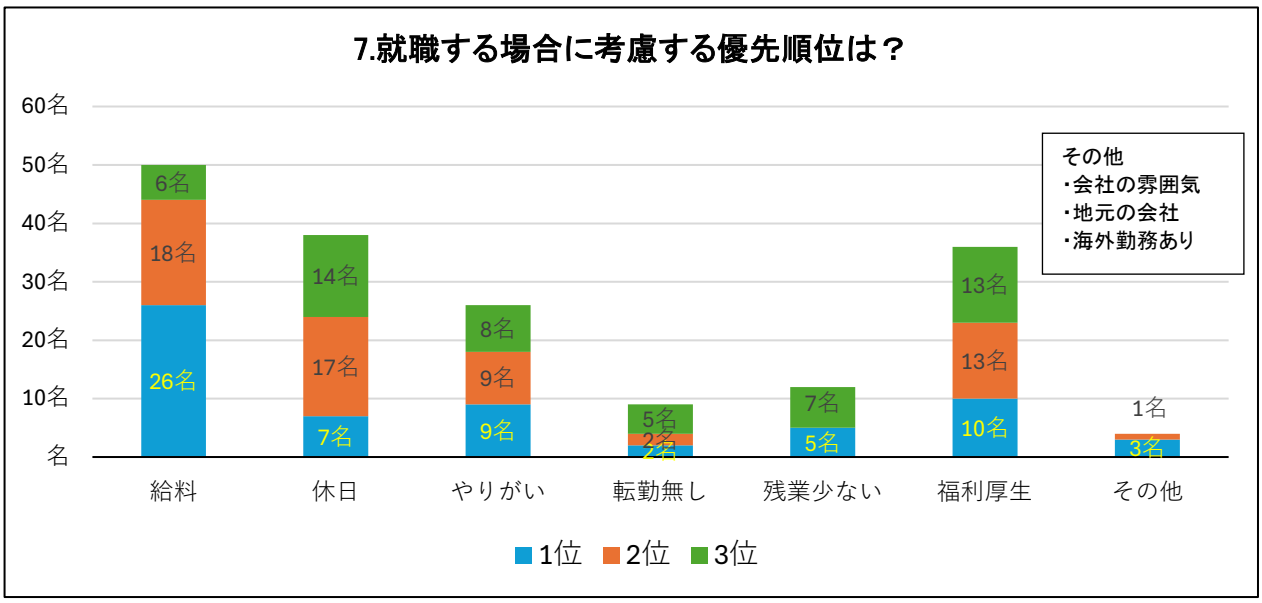

8. ゼネコンをはじめとする施工系の会社に対して不安に感じることはありますか？

・残業の量がどれほどなのか？(10)
・夏、冬、悪天候時の現場業務(7)
・力仕事はどのくらいあるか気になります。(6)
・休日が少なそう(4)
・人間関係(3)
・ワークライフバランス(2)
・協力会社とのコミュニケーション
・現場と本社の乖離、関係がどれだけ構築できるか。
・車内の手続きの電子化が進んでいないのではないか
・何故全国転勤が多いのか気になる
・産休育休によるキャリアダウン
・仕事でいっぱいになってしまう事
・海外赴任はどれくらいあるか？

9. 長野県内の会社に就職するとしたら不安に感じることはありますか？

・実家から離れ、何かあった時に不安(5)
・車がなければ不安(5)
・雪が降った時に作業はどうなるのか(3)
・長野県内は広いのでどこに配属されるのか不安(3)
・大きな工事の数が限られるので収入面での不安がある。(2)
・企業の規模感(都市とのギャップ)(2)
・最新の情報や技術が入ってこなくて取り残されること(2)
・自己研鑽のための時間の確保
・人生に漠然とした不安があります。
・子育てについての不安(教育、体験機会が都会に比べて少ない)
・県内の会社の上下関係に縛られること
・長野県内の就職は考えてないです。
・海が好きなので海がないこと

10. 入社時研修に指導してほしいことはありますか？

・社会人としてのマナー(8)
・資格の取得について(6)
・施工技術、書類作成(3)
・何でも教えてほしい(2)
・気を付けるべきこと(2)
・基礎的な技術指導(2)
・CADの使い方(2)
・人間関係の築き方
・安全対策
・例外が生じた際や災害時の対応

12.感想、ご意見、要望などあれば、自由に記載願います。

・ICTの施工の情報について知識としてはあったが実際に体験させてもらいよりイメージがわきました。（3）

・重機の乗れたのが初めてだったのでとても楽しかった。（3）

・マシンコントロールによって簡単な操作で施工可能であることがすごいと思った。

・マシンコントロールの技術は重機の扱いに慣れていなくても操作できてしまうため、非常に興味深かった。
今後の技術者不足もこういった技術で補うことができれば非常に建設業界の未来は明るいと感じた。

・3次元、CADの技術を習得したいと思いました。土木にICT技術がどんどん入って欲しいと思いました。

・マシンコントロールで大雑把な動かし方をしても正確な作業ができることに驚きました。
ARとVRでは両方体験できた らよかったなと思いました。

・AR等の最新技術を用いて簡単な操作でマシンコントロールを行っており、技術の高さに驚いた。
また、トータルステーションなど授業で使用していた測量機器が実際に使われていることに気づいた。

・土木業界は世間でのイメージとは全く異なり人々に誇れる仕事だと思いました。

・海外と比較し、DXの導入、推進、また理解の深さはあまり進んでいないと感じるため自分もしっかり流れに
ついていきたいと思う。また、土木業界も変わってきているのでと感じた。

・自動制御をするためにプログラムをする時間はどれくらいかかるのか気になった。
もし時間が掛かるとすれば普及するのに時間が掛かるのではと考えた。

・インターンシップでいくつか現場の見学をさせていただきました。
女性用トイレがない現場もあったので今後増やしていただけるとありがたいです。

・他にも最先端技術があれば体験したい。

・近年、水道管破損などによる地盤沈下が問題となっているので長野県内においても起きないとは
限らないが起きる前に建設業として対策していることはあるのですか？

信州大学工学部水環境・土木工学科学生との意見交換会

令和7年10月1日（水）

依田副会長あいさつ　　吉谷教授

体験学習（DXの推進について）
（1）ICT施工（小池委員）

（2）VR技術（山浦委員）

㈱ヤマウラのみなさん

意見交換

長野県の建設業の説明動画

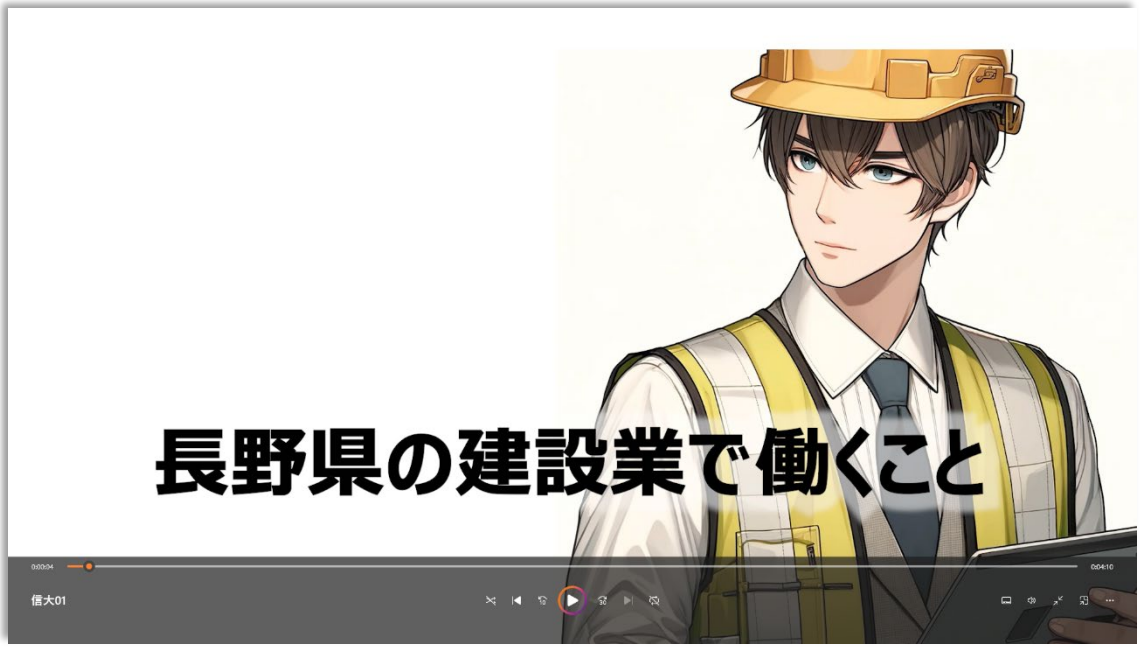

令和6年度までの主な意見要望への対応状況【概要】

要　望	対応状況
第三次・担い手3法改正 品確法に基づく指標の周知徹底	**第三次指標策定と方針説明（関東ブロック発注者協議会）** 令和6年6月改正品確法に基づき協議会・各分科会で官公庁・特殊法人・地方自治体へ取組方針を説明。12月1日に第三次指標を策定
働き方改革・担い手確保 施工時期の平準化の推進	**第三次指標（平準化）推進（関東ブロック発注者協議会）** 4～6月の閑散期に作業量を底上げし、1～3月の繁忙期はピークカットに取り組む
働き方改革・担い手確保 担い手確保の取組推進	**官民一体の担い手確保意見交換会** 令和7年2月に建設業団体・都県・政令市・関東地整が意見交換を実施し、6月に連携事項を申し合わせ **若年層向けインフラPR現場見学HP開設** 令和7年4月、学校関係者向けに関東地方整備局のホームページで現場見学のページを公開

令和6年度までの主な意見要望への対応状況【概要】

要　望	対応状況
入札契約 発注方式への要望	**新たな発注方式の採用** R7.3～　函渠工事を技術提案・交渉方式（ECI方式）を採用して発注 R7.7～　橋梁下部工事を技術提案評価型（ＳＩ型）を採用して発注 R7.8～　橋梁上部工事を参加表明段階で技術者の資料を求めない方式（試行）を採用して発注
持続可能な事業環境の確保 地元企業が受注しやすい発注	**自治体実績チャレンジII型新設** 令和7年8月から新規契約実績や地域精通度・地域貢献度を重視し地元企業の新規参入を促進
i-Construction （建設生産性の向上） BIM/CIMの活用促進	**BIM／CIM関連の試行状況** R6.7～　BIM/CIM3次元設計試行：３次元設計手法の有効性を検証 R7.4～　BIM/CIM積算試行：積算プロセスの効率化を試行 R7.7～　３次元モデル契約図書化試行工事：３次元モデルを契約図書化する仕組みを検証

令和6年度までの主な意見要望への対応状況　関東地方整備局

※令和6年度に開催した、日建連、各都県建設業協会、PC建協、橋建協、道建協との意見交換会における、主な要望等に対する対応状況。

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
第三次・担い手3法	改正品確法運用指針	発注者協議会	・市町村へ品確法及び運用指針に基づく入札制度、工事の施行に係る対応、工期に関する基準、新・全国統一指標の周知徹底。（日建連、栃木、埼玉、東京、神奈川） ・自治体等へ週休２日の完全実施に向けた働きかけ。（日建連、PC建協、栃木、神奈川、千葉、山梨、埼玉、茨城、長野）	・「関東ブロック発注者協議会、幹事会、都県分科会、建設分科会」で、市区町村等へ改正品確法、改正運用指針、運用指針の取組について情報共有し、取組強化・推進を要請。 ・R1.5.29に開催した「関東ブロック発注者協議会」において、発注者間の協力体制の強化等を図ることを目的に、新たに各都県の代表首長（市長会長、町村会長）にも参画頂くこととした。 ・H30.2に発注者（地公体）へ品確法に係る各種取組等の情報提供を行うために配信している「発注者ナビ」を継続。【25号まで配信（R7.4月末時点）】 ・「関東ブロック発注者協議会」において、運用指針で定められた発注関係事務のうち5指標（全国統一指標）について、R3年度の実施状況をR4.10に公表。 ・週休2日制対象工事の実施状況の指標を区市町村の発注工事へ拡大し、取り組みを見える化。 ・指標については、区市町村も含め各機関ごとに達成目標を定めており、令和6年度までの達成を目標として取組を推進。令和6年6月には、最終的な達成見込みを見える化し、公表することで、各機関の更なる取組の推進を促す。 ・令和6年6月改正品確法に基づく、「関東ブロック発注者協議会、第三次・指標」について、「幹事会、都県分科会、建設分科会、農政分科会等」で、国、特殊法人、都県、政令市、市区町村に取組方針を説明。第3次指標は、12月1日に策定。	
働き方改革担い手確保	週休2日	試行工事	・全てのWTO対象工事で発注者指定型による週休2日の実施。（日建連） ・現場閉所困難工事における入札公告への条件明示。（日建連） ・「完全週休2日制（土日）工事」の原則導入。（日建連）	・R3年度より、原則全ての工事で発注者指定方式による「現場閉所による週休2日制適用工事」又は「週休2日交替制モデル工事」を採用。 ・R4年度には、一般土木工事（WTO対象）において、現場の休み（現場閉所）を土日に定める「完全週休2日制（土日）モデル工事」の試行を実施。 ・R5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施。 ・R6年度から、原則全ての工事で発注者指定方式による月単位の週休二日制工事を実施。 ・令和7年度より全ての一般土木工事について現場閉所による「完全週休2日（受注者希望方式）」による発注を原則とするとともに、受注者希望により「月単位の週休2日」も選択可能とするなど、多様な働き方を支援する取り組みを実施。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		積　算	・週休2日制の達成に向けた適切な工事費の設定。（橋建協、道建協、千葉、長野） ・適正な利潤を確保するために実態を踏まえた補正率の引上げ。（神奈川、長野）	・R2年度より、週休２日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。 ・R2年度より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。 ・R3年度より、交替制モデル工事については、労務費に加え、現場管理費に対しても補正係数を適用。 ・令和5年度も補正係数を引き続き継続。 ・時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化（朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映） ・令和6年度から、月単位の週休２日を推進するため、月単位の週休２日の補正係数を新設。（工期全体（通 期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用） ・移動時間を踏まえた積算の適正化（現道・維持関係等の11工種で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた工種について歩掛に反映（R6年度歩掛改正：現道・維持関係等の11工種、R7年度歩掛改正：切削オーバーレイ工など10工種）） ・令和7年度より、完全週休２日を推進するため、完全週休２日の補正係数を新設し、併せて工事全体（通期）の週休２日の補正係数を廃止。	
		工期設定／工程管理	・適切な工期の設定。（日建連、橋建協、道建協、群馬、東京、山梨、長野、神奈川） ・設定した工期の前提条件の明示。（日建連、橋建協、道建協） ・工事工程の共同管理の徹底。（日建連、道建協、埼玉）	・日当たり標準作業量と週休２日を考慮した雨休率を基に、適正な工期を見込むために原則として「工期設定支援システム」を活用。 ・R2年度から、工種区分別に準備期間及び後片付け期間の標準値を設定するとともに、維持工事のように全体工期に影響のない工事を除き、全ての工事において、工事工程クリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施。 ・R3年度より、原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象とし、発注時に工期設定の根拠とした関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続き等の進捗状況を踏まえた「概略工事工程表の開示」の試行を実施するとともに工事着手前に行う設計審査会において工事工程の照合（クロスチェック）を行うことを周知徹底。 ・R5年度より工期設定に新たに猛暑日を考慮。 ・R7年度より天候等を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
働き方改革 担い手確保	施工時期の平準化		・発注時期と施工時期の平準化。（橋建協、道建協、栃木、東京、神奈川、長野）	・早期発注、国債制度、翌債（繰越）制度及び余裕期間制度を活用し、平準化を推進。 ・「関東ブロック発注者協議会」において公表した全国統一指標のうち、平準化率については国、特殊法人、都県、政令市に加え、R1年度より区市町村も含め平準化の目標を設定し公表。 ・指標については、区市町村も含め各機関ごとに達成目標を定めており、令和6年度までの達成を目標として取組を推進。令和6年6月には、最終的な達成見込みを見える化し、公表することで、各機関の更なる取組の推進を促す。 ・令和6年6月改正品確法に基づく、「関東ブロック発注者協議会、第三次・指標」では、4月～6月の閑散期のボトムアップに加え、1月～3月の繁忙期のピークカットに取り組む。	
	CCUS		・CCUS義務化モデル工事の対象拡大。（日建連） ・CCUS活用推奨モデル工事の試行拡大。（東京） ・自主的にCCUSの活用している企業に対する評価のしくみの検討。（群馬） ・CCUS義務化モデル工事やCCUS活用推奨モデル工事の導入促進。（道建協、PC建協） ・登録料、利用料、機器導入費用を発注者で負担。（東京、群馬）	・R2年度より原則全ての一般土木工事（WTO対象工事）において発注者指定型による「CCUS義務化モデル工事」の試行を実施。 ・一般土木工事（Cランク）を対象に、建協要望を受けて、「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施しており、R5年度より関東地整全域を対象に実施。 ・CCUS活用推奨モデル工事およびCCUS活用工事（受注者希望方式）については、R4.7.1以降に入札を行う工事から、カードリーダー設置費用、現場利用料を精算変更時に支出実績に基づいて現場管理費として計上。	
	見積尊重宣言		・「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の拡大。（日建連）	・R1年度より段階的選抜方式の一般土木工事（WTO対象）において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行を実施。	
	担い手確保の取り組み		・現場見学会の活発化や現場の見える化など受発注者協働による広報、啓発活動をより強力に推進。（日建連） ・見学可能な現場の情報等について、専用ページを作成しHPで公開。（東京）	・R7年2月に、官民一体となった担い手確保の取組を推進するため、関東甲信地域における建設業団体、都県・政令市、関東地方整備局が一堂に会して意見交換会を実施し、令和7年6月には「建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について」申し合わせを取り交わしを実施。 ・R7年4月に、将来的な担い手確保を目的に、若年層にインフラ関係の仕事をPRするため、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設（関東地整HP）。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
i-Construction（建設生産性の向上）	ICT活用	活用工事	・ICT等の新技術拡大のための基準類の改定。（日建連、道建協） ・ICT活用促進に向けた新技術活用や後方支援。（PC建協、橋建協） ・小規模な工事の発注が多い県工事、市町村工事などへのICT 施工の普及促進。小規模工事では割高になるICT 建機のリース代の支援や、県や市町村工事の規模に見合う積算基準の作成。	・H28.4より、3次元データを活用するため新基準や実施要領を毎年度整備。併せて、ICT建機等の活用に必要な費用の計上や工事成績評点で加点評価を実施。 ・R1年度から、産学官共働によるICT施工の技術基準の策定を試行し、基準類の策定、改正を実施。 ・R4年度、「ICT構造物工（橋梁上部・基礎工）」や中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模現場（床堀工・小規模土工など）への適用拡大を実施。 ・R5年度、「ICT構造物工」においては橋梁上部工、「ICT土工1,000m3未満」では暗渠工の適用拡大を実施。 ・図解で分かりやすく解説し更なるICT施工の実施と現場技術者の理解を促すために「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き（案）」及び「小規模工事ICT施工活用の手引き（案）」を発出。 ・R6年度、「ICTコンクリート堰堤工」の適用拡大を実施。	
		各種支援制度	・i-Construction技術講習会およびICT舗装の現場見学会の開催。（道建協） ・ICT普及促進ワーキングにおけるICT技術の活用方法等の検討状況。（栃木） ・ICT施工の内製化に向け、IT人材の育成や高額なソフトウェアの購入助成などの支援策の検討。（群馬、東京）	・出前講座による講演や各種ICT技術講習会等の開催を継続。 ・R2.12に、関東地整ICTアドバイザーを創設しICT施工をサポート。またICTアドバイザー意見交換会を開催し更なる課題解決や普及促進にむけた対応を協議しアドバイザー活動に展開。 ・R3.4より関東DX・i-Construction人材育成センターを開所し、施工業者も受講可能な講習等を開催。	
i-Construction（建設生産性の向上）	規格の標準化		・プレキャスト工法の標準化。（日建連、PC建協） ・コスト以外の省人化や工期短縮効果を評価する仕組みの導入。（日建連） ・PRISMの取組みの継続と拡大。（日建連） ・プレキャスト工法の活用拡大（東京）	・H28.3に生産性向上を進めるための課題及び取組方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方を検討することを目的に、関係者からなる「コンクリート生産性向上検討協議会」を設置し、R7.2月末で14回開催。 ・「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」をH30 年度より開始。 ・PRISMは令和4年度に成果報告会を実施して終了。令和5年度より、PRISMの名称がBRIDGEへと改名され、研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進している。	
	BIM／CIM		・BIM/CIM活用工事の大幅な拡大。（日建連、PC建協） ・R5年度のBIM/CIM原則適用に向けた現状等。（栃木、埼玉） ・BIM/CIMによるデータ連携の推進（橋建協）	・令和5年度より全ての工事においてBIM/CIM原則適用としており、現在「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針（R7.3）」に基づいてBIM/CIM活用工事・業務への取組を進めている。 ・令和5年原則適用以降、工事は義務項目としており適用実績工事が約1.6倍に増加。（R4/R6 184件→302件） ・BIM/CIMによるデータ連携の推進施策として、各種試行を実施中。 《参考》現在着手している試行状況 R6.4～「設計データを活用した鋼橋のデータ連携の試行工事」 R6.7～「BIM/CIM を活用した3次元設計の試行」 R7.4～「BIM/CIM 積算の試行」 R7.7～「3次元モデルの契約図書化に向けた試行工事」 ・R6.9より、コンクリート系床版を有する鋼鈑桁の道路橋工事において、設計データを工場製作で活用するデータ連携の試行を実施。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
入　札 契　約	入札契約制度		・手続きの負担軽減（手続きの期間短縮や改善、技術提案の改善、設計成果品の電子開示、専任技術者の要件緩和など）。（日建連、橋建協、埼玉、千葉、東京）	・主任（監理）技術者の育成に資する「技術者育成型」を評価項目の一部見直す（H30一部見直し）とともに、対象工種等の拡大を図り継続。 ・若手技術者の育成に資する「若手技術者活用評価型」を継続。 ・受発注者双方の事務負担軽減のため、技術提案簡易評価型の拡大 ・R2.11より、技術提案書を作成するための資料閲覧について、インターネットを活用した閲覧を実施。 ・R3.1より、電子入札システムの容量を3メガから10メガに拡大。	
	発注方式		・一括審査方式のさらなる活用の拡大。（日建連、橋建協） ・設計者と施工者の連携した契約方式の採用。（PC建協） ・ECI方式のさらなる活用の拡大。（日建連） ・フレームワークモデル工事や公募型指名競争の活用。（埼玉、神奈川）	・受発注者の事務量等の負担を低減するため、「一括審査方式」、「段階的選抜方式」を継続。 ・段階的選抜方式については、H30.10より一次選抜者の拡大に向けチャレンジ枠を試行。 ・技術提案・交渉方式（ECI方式）は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用。具体的には「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用となっている。関東地方整備局としても、工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式（ECI方式）の活用を検討。 ・効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上を図るため、新技術導入促進型（Ⅰ、Ⅱ）の試行を拡大。 ・R2.5から実施している「フレームワークモデル工事」及び「公募型指名競争入札」については、技術者の事前登録等を求めず、契約後に登録する入札手続きを実施。 ・R4.3に港湾空港工事において、ECI方式により発注。 ・R5.4より、チャレンジ枠の見直し（「10者を越えた者の半数」から「上限15者」に見直し） ・R5.8に橋梁補修・補強工事を技術提案・交渉方式（ECI方式）を採用し発注 ・R6.4より、チャレンジ枠の見直し（「上限15者」から「10者を越えた者の半数」に見直し） ・R6.6に水閘門工事を技術提案・交渉方式（ECI方式）を採用し発注 ・R7.3に函渠工事を技術提案・交渉方式（ECI方式）を採用し発注 ・R7.7に橋梁下部工事を技術提案評価型（ＳⅠ型）を採用し発注 ・R7.8に橋梁上部工事を参加表明段階で技術者の資料を求めない方式（試行）を採用し発注	
設　計 積　算	事前調整 事前準備 条件明示		・現場条件を踏まえた適切な設計積算及び関係者調整などを整えたうえでの工事発注。（橋建協、道建協、茨城、埼玉、栃木） ・概算概略発注時における工事着工までの期間をあらかじめ全体工期に反映した発注。（山梨） ・現場と整合性のある精査された最新の設計図書の提供。（神奈川）	・工事発注に際し、適正に条件明示を行うなど、円滑に工事着手・施工ができるよう「土木工事条件明示の手引き（案）」（R1.9改定）を活用。 ・設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更が可能なケースや手続きを示した「設計変更ガイドライン」を契約図書の一部として運用。項目別チェックリストとその記載例を集約的に掲載した「土木工事条件明示の手引き（案）」の一部改定に伴い、「設計変更ガイドライン」を改定し、R1.9に各事務所へ周知徹底。 ・R1.9より、本官工事において、条件明示チェックリストを入札公告時に開示する試行を開始。 ・R3年度より、全ての本官工事及び当初予定価格3億円以上の全ての分任官工事を条件明示チェックリストの開示対象に拡大（R7.6より対象工事を本官工事及び当初予定価格3.4億円以上の全ての分任官工事に見直し）。 ・R7.3にR6年度の品確法の改正を踏まえ、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」をリニューアル。	
	予定価	労務単価 市場単価	・設計労務単価の増額。（橋建協、道建協、埼玉、千葉、山梨、神奈川） ・実勢価格を把握される調査回数の増加。（既製杭工）（茨城）	・最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、R6.3.1から適用の公共工事設計労務単価について、主要12職種（全国）単純平均で前年度比6.2%、全職種で前年度比5.9%の引き上げを実施。 ・令和7年度は主要12職種（全国）単純平均で前年度比5.6%の引き上げを実施。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		低入札価格調査基準	・低入札価格調査基準の引き上げ。（道建協、神奈川、長野） ・最低制限価格における一般管理費の算定率（5.5/10）の引き上げ。（埼玉）	・R4.4.1以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。（一般管理費等×0.55 ⇒ 一般管理費等×0.68）	
	設計変更		・適時適切な契約変更。（日建連） ・発注者が作成すべき資料は、受注者の負担を最小限。（道建協） ・工期延長又は短縮に伴う増加費用は、工期の変更と連動した積算。（道建協）	・「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法を記載。 ・工期の延長または短縮に伴い増加する費用については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」に基づき、適切に受発注者協議。	
監督検査	書類の簡素化		・工事情報共有システム（ASP）活用による紙書類提出の削減や電子データと紙書類の二重提出防止の徹底。（橋建協、道建協） ・提出書類の更なる簡素化と適正化。（日建連、PC建協、道建協、埼玉、東京、神奈川、山梨）	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、提出書類の削減。 ・R1.10に各事務所副所長あて、R2.11に各事務所長あて書類簡素化の徹底を通知。巡回現場会議においても、書類簡素化について各事務所に周知徹底。併せて、R3.3に「三者会議」「設計変更審査会」において、説明資料は電子データを原則とし、ペーパーレスやweb会議による開催とすることを通知。 ・R3.9に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」を改定し、「受発注者間で作成書類の役割分担の明確化」、「工事書類の原則電子化」、「周知責任者を設けて関係者への周知」を行うこととし、工事書類の電子化・スリム化を周知徹底。 ・R5.7に、「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップし周知徹底。 ・R6.3に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、発注者側からの誤った指摘事例やウィークリースタンスを追加、ワンデーレスポンス実施の手引きを作成しスリム化ガイドに反映させるなどバージョンアップし周知徹底。 ・R7.3に「土木工事電子書類スリム化ガイド」を受注者を対象としたアンケート調査結果を踏まえ、工事着手前の設計審査会での発注者から受注者へのスリム化ガイド説明の徹底、発注者等よりスリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は発注者等へスリム化ガイド提示・共通認識の徹底、スリム化ガイド意見募集の試行開始などを反映させバージョンアップし周知徹底。 ・今後もスリム化ガイドをより良いものとしていくため、受注者からのご意見、ご要望を基に定期的にバージョンアップを図る予定。	
	監督・検査		・ASPの活用徹底、電子検査・オンライン電子納品の推進。（日建連、PC建協） ・工事検査書類限定型工事の活用推進。（日建連）	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、情報共有の効率化。 ・本官工事の中間技術検査等において、WEB（teams等）を活用した検査を実施。 ・R3年度より、原則全ての工事において工事検査書類限定型工事（検査書類は10種類に限定）を実施。 ・R3.12.1以降に竣工する土木工事において、原則オンライン電子納品とする運用を開始。 ・R6年2月より「書類限定検査の実施を標準」として実施。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	遠隔臨場		・遠隔臨場の活用推進と環境整備。（日建連、PC建協、橋建協、道建協）	・R2年度から「建設現場の遠隔臨場に関する試行」を開始。 ・R3年度から本官工事及び3億円以上の分任官工事は発注者指定型、その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し、発注者指定型に指定して試行。 ・効果が期待されるもの、新型コロナ感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型とし、試行に係る費用の全額を発注者が負担。 ・R4.6より、全ての工事を対象に試行を実施（1億円以上の工事は原則、発注者指定型） ・R5.4に特記仕様書記載例を改正し、遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備に当たっては発注者の費用負担にて行うこと、また、通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討の上、監督職員と協議を行う旨を明記。 ・R5.9に、これまでの取組で工夫した事例を「建設現場における遠隔臨場取組事例集（関東地方整備局版）」として作成し公表。 R5年度末に『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』及び『遠隔臨場による工事検査に関する監督・検査実施要領（案）』を策定。 ・R6.12に、「建設現場における遠隔臨場 取組事例集（関東地方整備局版 第二版）」を公表。 ・今後も引き続き好事例を取りまとめ公表する予定。	
持続可能な事業環境の確保	事業展開		・中長期的な事業の見通し。（日建連、道建協、PC建協、橋建協、千葉、山梨、長野）	・R2.10.1より、「入札情報サービス」にて事務所ごとに各事業の中長期的な発注見通しを公表。	
	地元受注		・地元企業が参加・受注しやすい「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」、「技術提案チャレンジ型」、「地域密着工事型」などの発注件数の増。（栃木、埼玉、千葉、神奈川） ・地元企業が参加しやすい規模での発注。（神奈川）	・地域精通度や地域貢献度を評価する、「地域密着工事型」を継続。 ・災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を継続。 ・直轄工事に実績が無い、あるいは少ない企業であっても、技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」を継続。 ・R2年度より施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型において都県・政令市発注工事の成績、表彰も評価対象に追加。【一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修】 ・R4.8より担い手の中長期的な育成・確保を更に推進するため、「自治体実績評価型」を「自治体実績チャレンジ型」に改め、地域貢献度等の評価を見直し。 ・R5.4より災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災実績評価型」「実績評価型」を整理統合して「企業実績評価型」とし、地域貢献度の評価を見直し。 ・R5.8より地域インフラを支える担い手として企業の確保等を目的として、地域精通度の配点が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設。 ・R7.8より地元企業の新規参入を促すため、新規契約の有無、地域精通度・地域貢献度の評価をより重視した「自治体実績チャレンジⅡ型」を新設。	
	災害関係		・災害活動に係る補償。（神奈川） ・建設工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）の改善。（神奈川、長野）	・災害発生時における応急復旧等に関する災害協定の締結にあたり、出動を要請（契約）した際には、法定外の労災保険に加入されていることが条件となるよう協定書へ記載することを関係事務所へ周知。 ・事務所で締結した災害協定に基づき協会会員企業へ応急復旧工事等の対応を要請するにあたり、関係者間で連携を強化して対応にあたるべく、情報共有に関して手順等の運用を定めた。	

３地方整備局との意見交換会 提案議題

（長野県建設業協会）

（項　　目）

１　公共事業予算の安定的・持続的な確保について

（要　　旨）

国土強靭化につきましては、実施中期計画が、今後５年間でおおむね　２０兆円強程度の事業規模で閣議決定されましたことに感謝申し上げます。

しかしながら、資材価格や人件費の高騰などにより、地域建設業を取り巻く状況は依然、大変厳しい状況が続いており、地域建設業が将来に亘りその使命を果たしていくためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠です。

つきましては、公共事業予算について、下記の事項を要望します。

（１）地域におけるインフラの維持・管理を適切に行い、県民生活の安全・安心の確保を図るため、また、建設企業が中長期的な建設投資を見通せるよう、社会資本整備の計画的な推進と、公共事業予算の安定的・持続的な確保と拡充をお願いします。

（２）国土強靭化予算につきましては、今後の予算編成の中で、資材価格・人件費の高騰の影響を適切に反映した必要額が確保されると共に、各年度の予算が５か年加速化対策を上回る規模（たとえば２兆円/年）となるよう計上をお願いします。

（３）国土強靭化実施中期計画では、「予防保全型メンテナンスへの早期転換」が掲げられており、橋梁をはじめとする道路施設の老朽化対策が進められておりますが、近年は主要な幹線道路等においても舗装路面の著しい劣化が見受けられます。つきましては、県、市町村が管理する道路の舗装補修に対する国の支援の強化をお願いします。

３地方整備局との意見交換会 提案議題

（長野県建設業協会）

（項　　目）

２　低入札調査基準の見直しについて

（要　　旨）

国土交通省におかれましては、低入札価格調査基準について、契約内容に適合した履行がなされ、工事の品質確保ができる必要な費用等の実態を調査されて計算式や範囲の見直しを行っていただいており、令和４年度には、計算式における一般管理費等に乗ずる係数を 0.55 から 0.68 に引き上げていただいたことに感謝いたします。

しかしながら、近年は週休２日や時間外労働の上限規制への対応、技術者や事務職員の賃金引上げの費用等、諸経費が増加しており、適正な利潤の確保が困難になっております。

国におかれましては、引き続き実態を調査されまして、低入札調査基準の計算式における共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に乗じる係数を引き上げていただき、予定価格の 7.5/10～9.2/10 の範囲となっている低入札価格調査基準について、9.5/10 程度に引き上げていただきますようお願いします。

３地方整備局との意見交換会 提案議題

（長野県建設業協会）

（項　　目）

３　公共工事標準請負契約約款第 30 条（不可抗力による損害）の改善について

（要　　旨）

公共工事標準請負契約約款第３０条において、不可抗力による損害合計額のうち請負代金額の１００分の１までは受注者負担とされておりますが、「災害応急対策または災害復旧に関する工事における不可抗力による損害については発注者が損害合計額を負担する」との規定が追加され、受注者負担が無くなることになったことに対し御礼申し上げます。

しかしながら、我が国は脆弱な国土であり、地域の守り手として公共事業を受注して災害に強い国土づくりに取り組んでいく中では、常に不可抗力による損害のリスクが伴いますので、災害関連工事以外の工事においても受注者負担をゼロにしていただきますようご検討をお願いします。

３地方整備局との意見交換会 提案議題

（長野県建設業協会）

（項　目）

４　高騰する資材価格の速やかな設計価格への反映について

（要　旨）

世界経済の影響による、油脂、燃料、骨材、鋼材など建設資材価格の値上がりの影響が多方面に大きな影響を及ぼしています。

発注工事の積算に使う資材単価は実勢価格を調査して設定されますが、市場の実態を踏まえた適正な請負代金を設定するためには単価を毎月更新する必要があるとして、長野県におかれましても体制を強化されております。引き続き、最新の取引価格を請負代金へ適切に反映していただける様、地方自治体に指導していただきますようお願いします。

特に生コンクリートの様に共販体制を取っているような資材価格については、値上げ価格が特定され、市場単価となることが明確な場合には市場調査を待たずして単価改定できる制度や、市場調査で設定される品目は限られるため、全体の物価上昇率等の数値を基に設計単価、請負価格の設定ができるような仕組みの検討をされ、販売実態を踏まえた単価が迅速に設定されるようお願いします。

地方整備局との意見交換会 提案議題

（長野県建設業協会）

（項　　目）

５　スライド条項における受注者負担の軽減について

（要　　旨）

契約後の資材価格高騰に対しましては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図っていただいていることに御礼申し上げます。
しかしながら、スライド条項には１～１．５％の受注者負担割合があります。この負担割合については、経営上最小限度必要な利益まで損なわれることが無いように配慮して定められた率とされておりますが、受注者の適正な利益が圧迫されております。

（１）つきましては、適正な利益が得られるよう、国において実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについての検討が行われるようお願いします。

（２）また、スライド申請に必要な資料作成には多大な労力を要すため、申請を断念する場合があるとの声もあります。申請資料の簡素化につきましてもご検討をいただきます様お願いします。

【スライド条項　受注者の負担】
・全体スライド　　残工事の１．５％
・単品スライド　　対象工事の１．０％
・インフレスライド　残工事の１．０％

地方整備局との意見交換会 自由討議議題

（長野県建設業協会）

（項　　目）

１　熱中症対策について

（要　　旨）

熱中症対策につきましては、現場管理費の補正が適用されておりますが、近年の地球沸騰化の下では、炎天下の屋外作業は過酷を極める状況となっております。

本年６月からは、熱中症対策に関する改正労働安全衛生規則が施行され、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられました。

これに対応するため、現場においては、様々な対策を講じておりますが、作業員の安全確保のためにこまめな休憩をとるなどの対応により、実作業時間が短くなり、日当たり施工量にも影響が及んでいる状況が見受けられます。

つきましては、下記の事項について要望します。

（１）既に、工期の延長、現場管理費の補正及び熱中症対策に関する費用の積上げ計上などの対応をしていただいているところですが、今まで以上に事業者としての対策費用が必要となりますので、現場管理費等の補正係数、積み上げ計上費用の引き上げ、工期への配慮など更なる熱中症対策をお願いします。

（２）熱中症対策として休憩時間を増やすことにより、日当たりの施工量が減少します。熱中症対策期間の施工歩掛の見直し、又は実績を反映させた直接工事費の変更計上をお願いします。

また、工種によっては、急な作業中断が困難な場合がありますので、施工時間帯の変更などによる経費増の協議に柔軟な対応をお願いします。

暑熱日の熱中症対策として取得した休憩時間について 2025

		諏訪市(761m)		信濃町(676m)		松本市(592m)		信州新町(429m)		南木曽町(412m)		長野市(362m)	
		現場対応	気象庁ﾃﾞｰﾀ	現場対応	気象庁ﾃﾞｰﾀ	現場対応	気象庁ﾃﾞｰﾀ	現場対応	気象庁ﾃﾞｰﾀ	現場対応	気象庁ﾃﾞｰﾀ	現場対応	気象庁ﾃﾞｰﾀ
6月	就業日	*21*		*21*		*21*		*21*		*21*		*21*	
	内暑熱日	*5*		*0*		*5*		*4*		*5*		*5*	
	休憩時間	200	30	0	45	270	45	160	180	180	195	90	30
7月	就業日	*22*		*20*		*22*		*20*		*23*		*22*	
	内暑熱日	*16*		*8*		*17*		*18*		*19*		*19*	
	休憩時間	770	450	310	150	825	750	850	750	1,230	1,755	820	1,200
8月	就業日	*19*		*11*		*16*		*16*		*16*		*17*	
	内暑熱日	*14*		*3*		*14*		*13*		*14*		*14*	
	休憩時間	720	390	180	210	870	630	590	870	900	1,350	630	735
9月	就業日	*20*		*20*		*20*		*20*		*21*		*20*	
	内暑熱日	*6*		*5*		*8*		*8*		*9*		*9*	
	休憩時間	250	75	270	30	285	195	280	150	450	480	305	165
		1,940	945	760	435	2,250	1,620	1,880	1,950	2,760	3,780	1,845	2,130

地方整備局との意見交換会 自由討議議題

（長野県建設業協会）

（項　　目）

２　小規模工事における歩掛の設定、見積の活用について

（要　　旨）

発注工事の設計積算においては、施工規模による「割増率」の計上、特殊工事における「日当たり標準施工量により単価設定」をしていただいております。

しかしながら、小規模工事においては設計金額と施工金額の差が大きく、採算割れの原因となっている実態があります。

つきましては、国において小規模工事の歩掛設定、見積りの活用についてご検討をお願いします。

（小規模工事の事例）

・橋梁補修や交差点改良工事での多工種、小数量となる工事
・舗装工事において全体数量は大ロットとなるが、施工箇所が点在しており、それぞれの箇所では、小規模数量となる工事
・施工箇所が点在している工事では、箇所毎に地元地区への説明、通行規制、道路使用許可等の手続きを行うため、間接工事費にも多大な費用を要す

地方整備局との意見交換会 自由討議議題

（長野県建設業協会）

（項　　目）

３　i-Construction（ICT 施工、ＤＸ）の推進に向けた支援の拡充について

（要　　旨）

地方の中小建設企業においては、i-Construction 推進のための課題が多数あります。

○ＩＴ人材の不足と育成の遅れ

○高コストの壁

○ＩＣＴ施工原則化への対応の遅れ

上記の課題解決に向けて、以下の支援策をお願いします。

○ＤＸ導入、運用コストの支援強化

・中小企業向け補助金の創設、対象拡大、優遇措置

・建機、ソフトのリース補助（初期投資負担の軽減のため）

○ＩＴ人材の育成支援

・デジタル技術研修プログラムの実施、費用補助

・産学連携によるＩＴ人材育成を支援する仕組みの構築

○ＩＣＴ施工の更なる普及に向けた対策

・ＩＣＴ施工の積算にＤＸ導入、運用コストを計上

○ＩＣＴ施工に関する技術相談窓口の拡充、導入事例情報の共有

北陸地方整備局への要望について

（長野県建設業協会）

１．受注機会の拡大について

災害時の対応力を強化するためにも、手持ち工事量の評価や一抜け方式など、受注機会の拡大を図る入札制度を積極的に取り入れていただききたい。

また、長野県建設業協会会員企業では、特殊・大型の樋門や函渠など、特に大型構造物の施工実績が少なく、これら工事の発注において、設定された参加資格要件（施工実績）から入札参加機会を得られない場合があります。参加者が限定されるような施工実績要件とならないよう配慮をお願いします。

２．次世代の担い手確保・若手技術者の活躍について

現在の入札制度においては、各社、受注機会を得るため経験豊富で評価の高い監理技術者を充てて受注競争に臨んでおり、若手技術者に責任ある立場で活躍・経験を積ませることが困難な状況です。既に貴整備局では、競争参加資格の要件緩和や専任指導者制度などが試行されていますが、企業の実績・能力のみを評価するなど、更に踏み込んだ制度を積極的に取り入れていただきたい。

３．通年施工や出水期施工の緩和について

貴整備局（千曲川河川事務所）発注工事は、当然ながら河川工事が主体であり、出水期間中の施工に制約があります。また、長野県のような積雪寒冷地においては、冬期施工も困難となる地域や年度が多々あることから、工事発注時期に留意頂くほか、通年施工（出水期施工の緩和）や工期短縮工法の標準採用など御検討をお願いします。

４．熱中症対策費用の見直しについて

気候変動により酷暑が恒例化するなか、担い手確保、働き方改革、安衛法など様々な面から各社懸命に熱中症対策に取り組んでおります。この度、当協会青年部会が長野県内の工事現場において、熱中症対応の実態を取りまとめましたので御精査いただき、実績費用の積み上げや補正率の改正など、実態に合わせた積算となるよう改善をお願いします。

整備局資料－４

令和７年度（一社）長野県建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　及び　回答

１．公共事業予算の安定的・持続的な確保について

国土強靭化につきましては、実施中期計画が、今後５年間でおおむね２０兆円強程度の事業規模で閣議決定されましたことに感謝申し上げます。

しかしながら、資材価格や人件費の高騰などにより、地域建設業を取り巻く状況は依然、大変厳しい状況が続いており、地域建設業が将来に亘りその使命を果たしていくためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠です。

つきましては、公共事業予算について、下記の事項を要望します。

（１）地域におけるインフラの維持・管理を適切に行い、県民生活の安全・安心の確保を図るため、また、建設企業が中長期的な建設投資を見通せるよう、社会資本整備の計画的な推進と、公共事業予算の安定的・持続的な確保と拡充をお願いします。

（２）国土強靭化予算につきましては、今後の予算編成の中で、資材価格・人件費の高騰の影響を適切に反映した必要額が確保されると共に、各年度の予算が５か年加速化対策を上回る規模（たとえば２兆円/年）となるよう計上をお願いします。

（３）国土強靭化実施中期計画では、「予防保全型メンテナンスへの早期転換」が掲げられており、橋梁をはじめとする道路施設の老朽化対策が進められておりますが、近年は主要な幹線道路等においても舗装路面の著しい劣化が見受けられます。つきましては、県、市町村が管理する道路の舗装補修に対する国の支援の強化をお願いします。

【回答】

○　今年の6月に「第一次国土強靭化実施中期計画」が閣議決定されたことから、関東地方整備局としてもこの中期計画に基づき、流域治水対策などの「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」や道路施設の老朽化対策などの「経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化」等の施策について着実に実施するため、近年の労務・資材価格の上昇等を踏まえ、今後とも、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に努めてまいります。

○　舗装補修への支援については、防災・安全交付金等の国費による支援を行っております。

引き続き、県からの要望に応じて、適切な支援を行ってまいります。

整備局資料－４

令和７年度（一社）長野県建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　及び　回答
２．低入札調査基準の見直しについて
国土交通省におかれましては、低入札価格調査基準について、契約内容に適合した履行がなされ、工事の品質確保ができる必要な費用等の実態を調査されて計算式や範囲の見直しを行っていただいており、令和４年度には、計算式における一般管理費等に乗ずる係数を 0.55 から 0.68 に引き上げていただいたことに感謝いたします。 しかしながら、近年は週休２日や時間外労働の上限規制への対応、技術者や事務職員の賃金引上げの費用等、諸経費が増加しており、適正な利潤の確保が困難になっております。 国におかれましては、引き続き実態を調査されまして、低入札調査基準の計算式における共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に乗じる係数を引き上げていただき、予定価格の 7.5/10～9.2/10 の範囲となっている低入札価格調査基準について、9.5/10 程度に引き上げていただきますようお願いします。
【回答】 ○ 予定価格は予決令（第80条の2）により、取引の実勢価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされております。今般、改正された建設業法も踏まえ、引き続き適正に対応してまいります。 ○ また、低入札価格調査基準については、（予決令（第85条）により作成することと定められており）、適正化指針（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針）において、ダンピング受注の防止を図る観点から適宜見直すこととされており、諸経費動向調査の結果を基に、近年では、平成31年度に、低入札価格調査基準の範囲を 0.70～0.90 であったものを 0.75～0.92 へ引き上げ、また、令和4年度に、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮し、一般管理費等に乗ずる係数を0.55から0.68に引き上げを行ったところです。 ○ 引き続き、諸経費動向調査を通じて必要な経費の実態等を把握してまいりますので、毎年実施している諸経費動向調査へのご協力をお願いいたします。

令和７年度（一社）長野県建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　及び　回答
３．公共工事標準請負契約約款第 30 条（不可抗力による損害）の改善について
公共工事標準請負契約約款第３０条において、不可抗力による損害合計額のうち請負代金額の１００分の１までは受注者負担とされておりますが、「災害応急対策または災害復旧に関する工事における不可抗力による損害については発注者が損害合計額を負担する」との規定が追加され、受注者負担が無くなることになったことに対し御礼申し上げます。 しかしながら、我が国は脆弱な国土であり、地域の守り手として公共事業を受注して災害に強い国土づくりに取り組んでいく中では、常に不可抗力による損害のリスクが伴いますので、災害関連工事以外の工事においても受注者負担をゼロにしていただきますようご検討をお願いします。
【回答】 ○　発災後の応急対策においては、2次災害にさらされるリスク等、工事自体に一定のリスクが存在すること、24時間体制での対応が求められることなどから、受注者側の負担が非常に大きいことを踏まえ、令和4年5月に公共工事標準請負契約約款第30条の不可抗力による損害に係る改正が中央建設業審議会会長より勧告され、令和5年4月1日より災害復旧工事中の2次災害による損害について、従来の受注者負担1／100を撤廃し、ゼロとし全額発注者負担に改定されました。 ○　災害復旧工事以外の通常工事への対象拡大につきましては、全国的な内容となることから、ご意見は本省に伝えてまいります。

令和７年度（一社）長野県建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　及び　回答

４．高騰する資材価格の速やかな設計価格への反映について

世界経済の影響による、油脂、燃料、骨材、鋼材など建設資材価格の値上がりの影響が多方面に大きな影響を及ぼしています。

発注工事の積算に使う資材単価は実勢価格を調査して設定されますが、市場の実態を踏まえた適正な請負代金を設定するためには単価を毎月更新する必要があるとして、長野県におかれましても体制を強化されております。引き続き、最新の取引価格を請負代金へ適切に反映していただける様、地方自治体に指導していただきますようお願いします。

特に生コンクリートの様に共販体制を取っているような資材価格については、値上げ価格が特定され、市場単価となることが明確な場合には市場調査を待たずして単価改定できる制度や、市場調査で設定される品目は限られるため、全体の物価上昇率等の数値を基に設計単価、請負価格の設定ができるような仕組みの検討をされ、販売実態を踏まえた単価が迅速に設定されるようお願いします。

【回答】

○　最新の取引価格の請負代金への反映については、発注者共通の指針である運用指針において「可能な限り最新の労務単価、入札月の資材・機材等の実勢価格を適切に反映する」とされていることから、発注者の責務として重要であると考えており、国等・都県・政令市・市区町村で構成する関東ブロック発注者協議会において、「最新の積算基準の適用」を発注関係事務の指標として定め、取組み状況を調査し、見える化資料として公表しているところです。

○　直轄工事において積算で用いている資材価格は、局設定単価（局統一単価）、物価資料掲載価格、局特別調査単価（定期調査・臨時調査）、又は見積りを基に決定するなど、入札時における最新の単価を用いた実勢価格を適切に予定価格へ反映するよう努めているところです。

○　また、契約締結後、物価水準の変動等により請負代金が不適当となったときは、工事請負契約書第26条（いわゆるスライド条項）に基づき、適切に設計変更を行っております。

○　引き続き、適切な積算に取り組んでまいります。

令和７年度（一社）長野県建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　及び　回答

５．スライド条項における受注者負担の軽減について

契約後の資材価格高騰に対しましては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図っていただいていることに御礼申し上げます。

しかしながら、スライド条項には１～１．５％の受注者負担割合があります。この負担割合については、経営上最小限度必要な利益まで損なわれることが無いように配慮して定められた率とされておりますが、受注者の適正な利益が圧迫されております。

（１）つきましては、適正な利益が得られるよう、国において実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについての検討が行われるようお願いします。

（２）また、スライド申請に必要な資料作成には多大な労力を要すため、申請を断念する場合があるとの声もあります。申請資料の簡素化につきましてもご検討をいただきます様お願いします。

【スライド条項　受注者の負担】

・全体スライド　　残工事の１．５％
・単品スライド　　対象工事の１．０％
・インフレスライド　残工事の１．０％

【回答】

○　国土交通省が発注する直轄工事では、学識経験者、発注者、建設業者で構成される中央建設業審議会における「合理的な範囲を超える価格変動を、契約当事者の一方のみに負担を負わせることは適当ではない」との議論に基づき策定された公共工事標準請負契約約款を踏まえ、スライド条項の負担率を設定しています。資材価格の高騰による影響を緩和するため、引き続き最新の実勢価格を予定価格に反映するとともに、契約後の価格変動に対し、スライド条項の適切な運用に努めてまいります。また、受注者負担の見直しや申請資料の簡素化に関する要望は、本省へも伝えてまいります。